

「相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するための条例を制定するにあたり、市民の皆様からご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、一部の意見を条例（案）に反映するとともに、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月9日（火）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、回答専用フォーム
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

人権・男女共同参画課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（星が丘・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		892人（2,900件）
内 訳	直接持参	26人（36件）
	郵送	7人（42件）
	ファクス	46人（146件）
	電子メール	88人（372件）
	回答専用フォーム	725人（2,304件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：条例（案）に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
条例全体に関すること	589	1	2	586	0
条例の名称に関すること	155	0	0	155	0
「Ⅰ 前文」に関すること	297	249	3	45	0
「Ⅱ 総則」に関すること	227	0	7	220	0
「Ⅲ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進」に関すること	55	0	0	55	0
「Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関すること	1,037	3	4	1,030	0
「Ⅴ 声明」に関すること	112	0	0	112	0
「Ⅵ 人権委員会」に関すること	345	0	5	340	0
「Ⅶ 雑則」に関すること	0	0	0	0	0
「Ⅷ 附則」に関すること	2	0	0	2	0
その他	81	0	1	63	17
合計	2,900	253	22	2,608	17

条例全体に関すること

589 件

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
1	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）について支持する 今回の条例案は、人権対策審議会の求めを可能な限り受け入れたうえで上記のような問題点を考慮して作成したものと考えていますので、このまま制定されることを求めます。	1	条例の制定により、人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、本市にふさわしい人権施策を推進してまいります。	イ
2	すみません、具体的なパートに対する修正の提案があるわけではありません。ぜひこのまま成立させてほしいです。やまゆり園の事件も記憶に新しいですし、いわゆる「ヘイトスピーチ」への抑止力にもなればいいなと思います。	1		
3	現在の条例（案）には年次報告の項目がないので、追加してほしい。	1	具体的な内容につきましては、条例制定後に検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。	ウ
4	全体を通じて、差別を抑止するという内容とは考えられない。条例には「差別をなくし」といった文言をすべき。そうでないと差別事案が発生した時に対応すると読み取れる。修正を求める。	1	条例の基本理念として、人権尊重のまちづくりは、不当な差別を解消することを旨として実施されなければならない旨を規定しています。	ウ
5	市長は、現在の相模原市にヘイトスピーチなどの行為がないように思われているようですが、大事なのは今ではなくこれから先のことです。日本国内でも世界を見ても、差別はなくなることがなく、今後、もっとひどくなるような様相を呈しています。そのようなことも十分考慮してこの条例を作っていないと、差別主義者たちの思うつぽになってしまいます。 相模原市のためにも、この条例（案）は再度検討されることを強く要望します。	1	不当な差別的言動に対する規制措置につきましては、憲法が保障する「表現の自由」は基本的人権の中でも特に重要とされており、表現の自由への制約を課す上では、立法事実が必要であると考えており、対象の範囲を決定したものです。	ウ
6	相模原市が今回公表した条例素案は人権施策審議会の答申から大きく後退しています。これで差別をなくすことができるとは思えません。差別は許さないという姿勢をしっかりと打ち出し、川崎市を超える条例の制定を強く望みます。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
7	今回条例を定めるのは、相模原を人権尊重の街とするためでしょう。そのためには差別を許さない実効性ある条例を制定してください。相模原の取組みは全国が注視しています。その動向は、今後の日本社会にも少なからず影響します。そのことの重大さと責任をしっかりと受け止めて、被差別者や苦しんでいる人たちに寄り添った条例を胸を張って制定されることを期待しています。	1		
8	人権施策審議会の答申が取り入れられていない部分について、その理由や経緯について、議会や市民に向けて明確な説明をすること。	1		
9	私は愛知県民ですが、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）が今、不十分すぎる条例案として沢山のの人に批判されていて、人権の専門家の方からは「こんな条例ならない方がまし」と言われる程のものと知り、骨子を拝見しましたが、確かにこれでは人権尊重のまちが実現されないと思いました。 人権尊重＝差別撤廃、であるはずですが。ならば、提出された答申通りの内容に修正してください。	1	骨子の3の基本理念にあるように「人権尊重のまちづくり」には、その一部として、不当な差別の解消を含んでおります。差別問題は大変重要であると考えておりますが、本条例は、差別問題以外の人権問題も含めた条例と考えており、答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。	ウ
10	当条例案骨子は、市人権施策審議会の答申において画期的で実効性を担保する重要な内容が反映されていません。 答申に沿った内容につくり直してください。	1	条例（案）骨子の作成に当たっては、答申を踏まえ、本市の実情に合った内容とするため、不当な差別的言動に関する実態調査や、法的課題について学識経験者の意見を伺いながら慎重に検討を進めたものです。 検討の結果として、不当な差別的言動への対応においては、対象属性を縮小し、罰則規定を設けないものなど、本市の立法事実を踏まえた内容とした事項もありますが、「相談支援体制の充実、あらゆる属性を対象とした不当な差別的取扱いの禁止とこれを受けた人の救済制度の設置、声明の発出や人権委員会の設置」など、相模原市人権施策審議会からいただいた答申について、最大限尊重したものと考えております。	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
11	<p>相模原市では、あらゆる施策の策定に当たっては、人権尊重の視点をもって取りくまなければならないと骨子に記載しているが、市の条例案骨子では市人権施策審議会の答申に比べ大きく後退しています。</p> <p>答申に記載されている、あらゆる差別を解消するには、答申で示すとおり人種・民族・国籍・年齢・性別・性的指向・性自認・障害・疾病・出身等の文面をより条例に書き入れる事で市の取り組みは人権の尊重が最も大切で真剣に考えなければいけない施策だと市民に伝える事ができます。</p> <p>差別を無くすには答申に示すとおり人権委員会を設置して、より専門的分野であらゆる差別に対処することが重要になります。</p> <p>市長は差別をする側の視点に立たずに差別の後に何が起こりえるのか想像してください。</p> <p>差別を少しでも無くしていくには罰則も必要です。今、学んでいる子供たちの為にも子供達が差別は悪いことだと考える施策を作ってください。子供達が大人になって誇れるような条例を作ってください。今の骨子では専門家の意見通りあまりにも後退しています。</p>	1		
12	<p>骨子は本当に酷い骨抜きのものだと思います。このような条例を作ること自体が、恥ずかしいことだと相模原市は理解して欲しいと思います。素晴らしい答申案をなぜ無視するのかがわかりません。</p> <p>他者の人権を踏みにじるものは自分の人権も放棄することになります。</p> <p>骨子のような条例にしてしまったら、相模原市は市民を守らないという表明をするに等しいです。</p> <p>今一度答申を読みなおし、答申に沿った内容の条例にして欲しいと切に願います。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
13	<p>条例全体が、人権施策審議会が提起した答申の内容が反映されていない差別解消に対して消極的な内容となっていて、抜本的な見直しが必要です。</p>	1		
14	<p>人権施策審議会は市の公的機関のほずです。市の方から諮問しておきながら、その審議結果を条例案に反映させないというのは、どういうことでしょうか？通常の組織ではありえないことです。</p> <p>答申通りの条例案にして下さい。答申は、人権感覚の面で優れたものです。この答申に基づいた条例案に直して下さい。</p>	1		
15	<p>反差別・人権尊重条例の制定は社会の大きな流れであり、相模原市もそれを前進させることが求められている。本条例制定にあたり、すばらしい「答申」があるのだから、ぜひ「答申」にそった内容の条例にしてほしい。現在の案は全体として後退した内容になっており、再検討を要望したい。</p>	1		
16	<p>審議会が3年半もかけて川崎条例を上回る素晴らしい答申を出したにもかかわらず、これを恣意的に完全に骨抜きにした内容であり、到底認められない、審議会答申通りの骨子にしてくださいと申し上げます。</p> <p>せっかくの素晴らしい内容を何に付度したのか無駄にし、将来に遺恨を残すようなことをしないでください。</p>	1		
17	<p>《相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)骨子》につき、人権施策委員会の『答申』を尊重してください。</p>	1		
18	<p>「答申」を熟読し「答申」を反映した条例(案)にしてください。「答申」を無視しないでください。</p>	1		
19	<p>「答申」通りの条例にして下さい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
20	「答申」通りの内容の条例にして下さい。 全体として、条例の骨子を、人権施策審議会から提起された「答申」の通りの内容に作り直して下さい。	1		
21	・骨子全体について 相模原市として、差別を無くす、被害者を救済するという姿勢が感じられません。市長が委託した委員が長い慎重な審議を続けて合意に至った、市長が尊重すると言ってきた答申通りの内容にしてください。	1		
22	2016年の津久井やまゆり園でおきた障がい者差別に基づく事件を二度と起こさないためにも「答申」の内容を切り捨ててはならないと思います。	1		
23	2023年3月に人権施策審議会から提起された「人権尊重のまちづくり条例答申」（以下、「答申」）は、罰則規定や独立した人権委員会の設置を含んだ先進的な内容で、津久井やまゆり園事件が起きた自治体にふさわしいものであると考えます。 それに対し、昨年11月に出された条例案は、それらの重要な部分が抜け落ちており、差別をなくす実効性に欠けるものと言わざるを得ません。全体にわたり、人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず、「答申」どおりの内容に作り直してください。	1		
24	2023年3月に相模原市人権施策審議会が出した「答申」通りの内容に修正をしてください。	1		
25	3. 市長の「答申通りにしなかった理由」を新聞報道などで知りました。ヘイトスピーチを相対的な基準でしか判断していないと思われる。市が定める人権尊重は、あるべき姿の実現です。相対的な人権尊重は差別を助長すると思います。答申通りの人権尊重のまちづくり条例としてください。 以上、先駆的な市の動きをよりよいものにするために、要望します。	1		
26	3年半の議論を経て評価の高かった「答申」から大きく後退し実効性が失われる骨子となっている。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
27	4年ほどかけた「人権施策審議会」の答申内容を全面的に取り入れ、条例をつくってください。	1		
28	以前相模原市に居住しておりました。この人権尊重のまちづくり条例に期待しておりました。是非、人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず「答申」どおりの内容に作りかえて下さい。元相模原市に住んでおりました。よって「市の人権尊重のまちづくり条例」を期待しておりました。是非是非、人権施策審議会提起の「骨子」を生かし内容を作り直して下さい。以前相模原に住んでいました。市人権尊重まちづくり条例に期待していました。故に出された骨子を入権施策審議会が提起した骨子を無視しないで下さい。相模原市にはヘイトがあふれています。どうぞ再考を！	1		
29	<p>いったいなぜ、こんな答申案からかけ離れたものになってしまったのでしょうか。相模原市でヘイトクライムである津久井やまゆり園事件が起きたのですよね。その自治体で答申案の通りの内容の条例ができれば、他の自治体もあとに続いていけるとおもいます。</p> <p>人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず、「答申」どおりの内容に全て作り直して下さい。</p> <p>他の自治体に住む者ですが、答申案のような条例ができることは希望です。どうかよろしくお願いします。</p>	1		
30	<p>一般市民の意見をきいて下さい。「津久井やまゆり園事件」で相模原は有名になってしまいました。そんな不名誉な事件で有名になった市であるからこそ、画期的な条例が出されるべきと考えます。主要7ヶ国の中で差別禁止法も平等機関も存在しないのは日本だけ。</p> <p>「答申」どおりの内容に全て作り直して下さい。ひどい人権侵害に対応できる機関になって下さい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
31	お世話様です。 この度の相模原市の案はがっかりしました。 人権審議会の3年半にわたる協議の中で出された素晴らしい内容を活かしていません。 人権審議会の答申を全て活かすべきです。	1		
32	こうした修正がなされず、この骨子(案)にもとづいた条令を制定すべきではないと考える。審議会答申を全く無視したこのような後ろ向きの条例が制定された場合、県内自治体への悪影響は計り知れず、人権施策の後退につながる事が懸念される。 以上、ご検討されるよう要請する。	1		
33	このままでは、他市に先駆けて制定する意味がない、と言わざるをえません。 人権尊重のまちづくりのために、条例(案)骨子を「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	1		
34	こんな条文では通さない方がいいでしょう。通すのであれば元の答申そのままを通すべきです。	1		
35	相模原市人権施策審議会の答申内容を尊重すべきと考えます。	1		
36	ざっと読みましたが、憲法学者が「作らない方がよい」と指摘するのも頷けます。答申どおりの内容にしてください。	1		
37	差別をなくすための画期的な答申通りに条例を作って下さい。川崎市が4年前に定めた罰則条例の効果は証明済みです。是非、全国に誇れる相模原モデルを作って下さい。	1		
38	市人権施策審議会がまとめた「人権尊重」を重んじた答申を条例(案)に反映させてください。	1		
39	市長はかつて画期的な条例を作ると言っておられました。「答申」通りの内容にしてください。せっかくの市民の期待が砕かれてしまいます。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
40	審議会の答申に沿って条例を制定してください。	7		
41	人権施策審議会から提起された「答申」を尊重して下さい。	1		
42	人権施策審議会の答申に後退している骨子案には反対です。相模原市人権尊重の町づくり条例に罰則付を追記されていない骨子案には反対です。今回の骨子案では、行政が差別をなくして豊かな社会を築いていく姿勢を感じません。条例案を廃案にして初めから作り直して下さい。	1		
43	人権施策審議会が提起した「答申」でいいです。相模原市が無視する理由が理解できません。「答申」には人々の命を守る要素が多々盛り込まれているものです。見直しをしてください。	1		
44	人権施策審議会から提起された「答申」どおり、内容を全て作り直して下さい。	1		
45	人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず、条例（案）骨子の内容を全て「答申」通りに作り直して下さい。	1		
46	人権施策審議会から提起された答申通りに戻してください！！ 逃げ道を作っているようにしか思えません。周りから津久井やまゆり園事件が発生した地だけあると絶賛されていた答申だったのに、逃げ腰になり恥ずかしいおもいです。	1		
47	人権施策審議会の答申に後退している骨子案には反対です。	2		
48	全体としての意見 骨子 前文 総則においてはおおむね答申に沿ったものとなっているが、以降は「市長は～」から始まる権限説明の条例となっている 国連からも指摘がある様に、救済機関としての人権委員会や答申にある人権施策審査会を中心にすえた条例であることが今、相模原市に求められている。	1		
49	その他、答申を無視せず、答申に基づいた条例の制定を求める。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
50	どうか、「有識者と市民でつくる市人権施策審議会」がまとめた答申にある具体策を、取り入れた条令としていただきたく、強く要望いたします。	1		
51	答申 先進的な「答申」と無視しています。 見直し 「答申」に立ち返りつくり直すべきです。	1		
52	答申に基づいて人権尊重のまちづくり条例（案）を作り直すこと。	1		
53	答申をいかして下さい。何のための審議会答申なのでしょう。市長がお願いして、審議委員が長い時間をかけて作った答申をあまりにも無視しています。市長には失望しています。期待をとりもどすためにも「骨子」案を撤回してください。	1		
54	ヘイトクライム、差別に言及しないで人権施策審議会答申を無視する相模原市の「骨子」は差別を助長します。審議会答申を無視しないでください。	1		
55	ヘイトスピーチにおびえることなく、誰も差別されずに安心して暮らせるまちにするため、「スローガン」を唱えるのではなく、実効性のある条例が制定されることを望みます。 そのためには、差別を受けている人たちの意見が反映されていない、本条例案骨子の内容では不十分だと思います。 本気で差別をなくそうと思うなら、審議会 で練られた答申の内容にするべきだと強く 思います。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
56	<p>まず、大変優れた答申案を得ながら、それをないがしろにした条例案をつくった行政の傲慢、横暴への強い怒りを表明しておきます。</p> <p>この画期的な答申案にきちんと則った条例にしてもらいたい、そして、全国の自治体が相模原の条例を踏襲するような、よい条例案にすることが相模原にとって、日本にとってよいことだ、ということを強調しておきます。一言で言うと、条例案は、名前がただの念仏にすぎない、大変恥ずかしい物になっているので、「答申」どおりの内容に全て作り直しべきだと思います。</p>	1		
57	<p>まずこの条例案そのものについて、意見を申し述べる。この条例案は、審議会答申から大きく後退したものであり、到底賛同することはできない。</p>	1		
58	<p>まちづくり条令案は、人権施策審議会の答申に沿ったものにして下さい。今の条例案をいったん白紙撤回して、作り直して下さい。よろしくお願いします。</p>	1		
59	<p>元相模原市に住んでおりました。</p> <p>よって「市の人権尊重のまちづくり条例」を期待しておりました。</p> <p>是非是非 人権施策審議会提起の「答申」を生かし内容を作り直して下さい。</p>	1		
60	<p>私の願い</p> <p>人権施策審議会の答申に沿った条例を作ってください。</p>	1		
61	<p>条例案を「答申」に沿って再度検討し直し、実効性のある、「本邦外出身者」が安心して暮らせる条例にして下さるよう、要請します。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
62	<p>沖縄県で弁護士をしています。同様の条例制定に向けて、沖縄県において審査委員に選任されていました。今回の骨子を拝見しましたが、これであれば制定しない方が良くと断言できます。他の方も指摘されていると思いますが、答申の内容を反映すべきです（内容的な問題もさることながら、手続的にも答申を無視することはあり得ないと言っていると思います）。</p>	1		
63	<p>何よりも最初に、人権施策審議会から提起された答申に沿った内容に作り直して欲しいと思います。</p> <p>相模原の答申をモデルに、自分が住む自治体でも差別のない人権尊重のまちづくり条例を作るアクションを起こしたいと思っていました。しかしあまりにも骨子がひどすぎて失望しています。</p>	1		
64	<p>画期的で全国をリードする「答申」内容から条例を後退させないでください。</p> <p>沖縄に住む私も相模原市政に期待しています。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
65	画期的な答申が出て、先進的な条例が出る、相模原市民であることを誇れる、と期待していたのに、がっかりです。改めて答申に沿った条例案を作り直してください。	1		
66	画期的な内容である「答申」を無視せず、「答申」どおりの内容に作り直してください。	1		
67	該当箇所をあげたら1、2では済みません。「答申」を無視すること無く、変更した箇所(削除、追加を含む)を見直して他の自治体の手本にもなるようなより良い条例を作ってください。	1		
68	基本的に、「答申」に沿って、まとめているただくのが良いと思います。	1		
69	現在の条例案のままでは、神奈川県民として本当に恥ずかしいです。人権施策審議会から提起された「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	1		
70	現在は葛飾区在住ですが、幼少期から成人後を含む多くの期間は相模原市民でした。「人権のための」条例が、人権施策審議会から提起された「答申」を無視したものであること、それ自体が人権に対しての意識の薄さを感じさせます。そのような条例が、長年暮らした市にできてほしくありません。人権施策審議会から提起された「答申」どおりの条文に修正いただけますよう、ご検討のほど、何卒よろしくお願いいたします。	1		
71	国会でヘイトスピーチ解消法成立のために行動してきたときの基本は、被害当事者の声を聞き、その立場に立つことでした。相模原市が審議会を設置して答申にまでこぎつけたことに、全国の被害当事者が喜び、期待してきたと確信します。しかし条例案は骨抜きどころか、被害当事者の希望を打ち砕くものです。ここまで期待をもたせたうえで骨抜きの条例を制定するなど言語道断です。結局本村市政は何もわかっていなかったという歴史的評価を受けることになります。原点に立ち返ってください。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
72	<p>国連から日本の人権状況、差別の実態に関わって勧告が出され、それに即した極めて先進的な「答申」が出されている。この答申に即して条例が策定されれば、日本のなかでも極めて進んだ人権啓発的条例となる。</p> <p>しかし、今回の案は大きく後退している。該当箇所を明示するまでもなく、事務局でわかるだろう。</p>	1		
73	<p>骨子について</p> <p>2023年3月に相模原市に提出した同市人権施策審議会によって議論された人権尊重のまちづくり条例の答申を反映した条例とすることを望む。</p>	1		
74	<p>骨子の全体について、人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。</p>	1		
75	<p>骨子は、穴だらけのように思います。何の為の「人権尊重のまちづくり条例」であるのか、よく考えていただきたいです。この条例の重みを自覚していただきたいです。人権施策審議会の答申に沿った条例になることを、切に求めます。</p>	1		
76	<p>骨子は、人権施策審議会から提起された答申を無視しています。答申通りに変更してください。</p>	1		
77	<p>骨子は、相模原市人権施策審議会の答申内容を全く無視したうえ、なぜ答申を踏まえなかったのかの説明も不十分であり、しかも責任者の本村市長が骨子の内容を理解していないと自ら記者会見で述べるなど、あまりにも問題が多く、一度立ち止まって、答申を踏まえた内容で出しなおすべきである。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
78	骨子は差別が何かをわかっていないとしか言いようがない(あえてそのようにした悪意すら感じます)、本当に酷いものだと思います。だったらなぜ、人権施策審議会に3年以上かけて議論させたのでしょうか。人権施策審議会は遊びの集まりではなく、市長から諮問を受けた組織のほうではないのでしょうか。違憲にならないように慎重に議論を重ねてきた人権施策審議会による答申を無視する理由はなんなのでしょうか。答申を無視しないでください。	1		
79	骨子は素晴らしい答申からかけ離れた内容になっています。	1		
80	骨子は相模原市人権施策審議会が3月に出した答申を無視した内容です。この答申は差別を禁止する実効性のあるものであったのに、今の骨子は実効性にかけるものになっています。答申のように全て作り直してください。	1		
81	骨子案について 素晴らしい「答申」があるので、答申の内容に沿った条例案にしてください。	1		
82	骨子案はあまりにも酷いと思います。もう一度審議して下さい。 ギャップがありすぎます。 怒り心頭です。抗議します。	1		
83	骨子全体 相模原人権施策審査会による「答申」の内容をほぼ無視したものであり、取り下げて、「答申」に沿った内容に作り直すべき。	1		
84	骨子全体 人権施策審議会が出した「答申」を尊重し、「答申」に沿って人権尊重のまちづくり条例をつくってください。それぞれ1票を投じ多くの市民が期待した市長の姿です。	1		
85	骨子全体が先だっでの提言より後退した内容になっている。提言の内容に戻した上で再度作成すべきである。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
86	<p>骨子全体については、人権施策審議会の答申が現実を踏まえ、将来に対応できる優れた内容ですので、提言の内容を全て反映した条例にしてください。</p> <p>条例案についてですが、優れた答申が提出されたのに肝心な部分を取り上げていない条文案となっていて、驚きました。他市住民ですが、このまま条例化された場合、むしろ今後制定する他市に悪影響が出てしまう可能性があり、心配しています。川崎市条例の意義とこれまでの効果を無にすることのないようお願いします。</p>	1		
87	<p>骨子全体の内容について：審議会の答申をきちんと反映させてください。</p>	1		
88	<p>骨子全体を、審査会の答申通りの内容で出し直してください。</p>	1		
89	<p>骨抜き条例案と言わざるをえません。答申を尊重した条例案の再提出を望みます。</p>	1		
90	<p>骨抜き条例案の白紙撤回を！</p>	1		
91	<p>今回の条例については、人権施策審議会において、内容と実効性のある素晴らしい答申がだされ、画期的な条例が実現すると期待しておりました。</p> <p>ところが、市議会の全員協議会で発表された骨子は、答申の内容を無視し、骨抜きされたものでした。いったい何があつてこのように後退した実効性のない条例（案）になったのでしょうか。</p> <p>深い失望と怒りを禁じ得ません。</p> <p>答申を尊重し、実効性のある差別を許さない条例を作成することを、強く望みます。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
92	<p>今回の条例については答申通りの内容であれば私が住む川崎市の条例よりも更に踏み込んだ画期的な内容になることを内容となっていたにも関わらず、実際の条例案は答申の内容から大きく後退するものであり、条例を定める意味がないものになったと捉えます。</p> <p>人権施策審議会から提起された答申を無視せず、条例(案)骨子を答申どおりの内容に全て作り直してください。</p>	1		
93	<p>今回の条例案は、反差別を旗印にした答申が踏まえていないとの指摘があるように、せっかくの人権配慮が「後退」という意思表示になっていて、これでは困ります。条例名の「人権尊重」については、前進あるのみではないでしょうか。</p>	1		
94	<p>今回の表題の条例(案)骨子には、大変に失望しました。コロナ禍だったとはいえ3年半もの機関、憲法学者をはじめとし、当事者の方や人権機関の委員等専門家の議論の結果、人権施策審議会からは国連の人権機関が求める「包括的差別禁止法」に匹敵すると考えられる答申が出されました。</p> <p>本村市長は当初の公約に挙げたような、審議会の答申通り、他の自治体に誇れる先進的な条例を作成して欲しいと強く望みます。</p> <p>そうでなくては、市長選挙の時、本村氏を応援し投票した意味がありません。</p>	1		
95	<p>差別者がのびのび差別できる環境を用意してしまっていることが恥です。</p> <p>骨抜き法なら無い方がマシです、差別者に「差別していいよ、見逃すから」とお墨付きを与えるだけだからです。人権条例答申に沿った条例に修正して下さい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
96	<p>昨年3月に相模原市人権施策審議会が出した答申は、差別を禁止する実効性ある画期的なものだったにもかかわらず、それを無視した条例案を提出することに疑問を覚えますし、許されないことです。人権施策審議会に諮った意味がなく、審議会を愚弄するものです。審議会答申を活かした条例案を改めて作り直すことを求めます。</p>	1		
97	<p>昨年の知事選で文春砲が炸裂し、神奈川県知事を女性蔑視・破廉恥・人権侵害の輩が県政を語る資格無しと糾弾しています。相模原市が答申どおりの内容に全て作り直すことが肝要です。神奈川県知事そして相模原市市長の政治理念・見識が問われています。将来世代からその程度の県民・市民にはその程度の政治家と指摘されてはたまりません。</p>	1		
98	<p>市から出された条例「骨子」は、相模原市人権施策審議会が3月に出した差別を禁止する実効性ある画期的な「答申」を無視した内容です。人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。「答申」どおりの内容にすべて作り直してください。</p>	15		
99	<p>市から出された条例「骨子」は相模原市人権施策審議会が3月に出した差別を禁止する実効性ある画期的な「答申」を無視した内容です。世界、国があげている多様性、SDGsが目指す社会に寄り添ってください。地方自治体から、以下の内容に変更し誰もが人権を守られる、大切にされる社会を発信していただくことは、子供への希望ともなります。どうかどんな人も取りこぼさない寄り添う地域を発信して世界から注目されるような条例を作ってください。人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。「答申」どおりの内容に全て作り直してください。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
100	市の条例（案）骨子は、人権施策審議会答申より大きく後退していますので、答申の内容をできる限り盛り込むように、再検討を要望します。	1		
101	市の人権施策審議会の「答申」にそった条例にしてください。	1		
102	市人権施策審議会の答申から大きく後退する条例案には反対です。	1		
103	<p>障害者差別による大量殺人事件が起きてしまった相模原市で、人権を尊重する条例を制定するのは大変意義深いことだと思います。</p> <p>ひとりひとりの人権を大切にすることが、誰かの権利を侵すことだとは思いません。識者が3年以上かけてまとめた答申から、後退した条例案は残念ですし、ヘイトを続けたい人たちの声によって曲げられてしまうのは世の中にたいするよくないメッセージだと考えます。私は、相模原市の毅然とした対応を指示します。</p> <p>条例案を白紙撤回し、答申に基づいた案にしてください。</p>	1		
104	<p>今回相模原市が差別を許さない条例をつくるにあたり、市内で繰り返された人種・民族差別言動に加え、市内で発生した津久井やまゆり園事件の反省をもとに審議し制定、施行へつなげるという根本理念にも大きく矛盾する骨子内容に憤りを感じ、憂いを感じます。</p> <p>以上の点を踏まえ、骨子の再検討ならびに改められた上での再提出、再公表を強く要請します。</p>	1		
105	答申の内容を組み込むことが必須であると考えため、条例案の修正を求めたい。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
106	<p>市長の英断を望みます。審議会の答申を尊重すべきです。3年もの年月をかけて、レイシストたちの圧力にもめげず、先駆的答申を出して下さった委員の皆様に敬意を表するとともに、相模原市民として誇りに思います。</p>	1		
107	<p>市民ではありませんが、やまゆり園の事件当時から今までずっと、怒りと悲しみを抱えたままです。</p> <p>下の文言はお借りしたもので同じ様な物が届いてると思いますが、全て私の総意です。全文、同意して送ってます。スパムの様な物と同じに捉えないで下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 ・「答申」どおりの内容に全て作り直してください。 	1		
108	<p>骨子の</p> <p>(3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(次号において「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、</p> <p>で明文化しているにもかかわらず、条例(案)に一貫性がなく、禁止の対象など、具体的項目に欠落が多々あるように思います。</p> <p>答申に沿った条例(案)にしてください。</p> <p>相模原市民ではありませんが、期待をもって注目しています。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
109	<p>私は今、ちょうど の小説「 」を読み終えたところです。新聞の記事を読み、大変驚きました。相模原市人権施策審議会答申から大きく後退した条例素案は非常に残念です。改めて答申に基づく条例制定を求めます。</p>	1		
110	<p>「人権尊重のまちづくり条例案」が「市人権施策審議会の答申」から大幅に後退していることに懸念を表明します。</p> <p>「市人権施策審議会の答申」と同じ内容でも全く問題なかったのに、なぜ変えてしまったのでしょうか？ しかも、差別主義者にとって喜ばしい方向への変更です。つまり、これは明らかに「後退」です。しかし、市長は</p> <p>によると、「後退したわけではない」と反論されたとのこと。恐れながら申し上げますと、まだ市長は「差別」や「ヘイト」の核心的な部分を充分にご理解されていないのではないのでしょうか？ ご多忙とは思われますが、これは人権に関する重大な事案ですから、ぜひ再検討をお願い申し上げます。</p> <p>差別主義者が活動しにくい街は、社会的弱者が安心して暮らせる街です。画期的な「市人権施策審議会の答申」と同等の条例をつくり、これが「相模原モデル」となって日本中に広がっていけば、市長が目指されていた「相模原から日本を変える」ことになります。不当な差別に苦しんでいる市内外の人々の心に希望の火を灯すことにな</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>るでしょう。それでこそ、「やまゆり園事件」の悲劇を乗り越えていくことにもつながるのだと思います。</p> <p>https://</p> <p>によると、市長は「答申をベースに条例案をつくっていききたい。お互いに認め合う共生の社会をつくってもらいたい」と語られていたとのこと。この時ほど、私は相模原市に住んでいることを誇りに思ったことはありませんでした。ぜひ、この記事にある「要請をした各団体」とも再び会合の機会をもっていただき、当事者の意見を聞き入れてください。</p>			
111	<p>条例案がパブコメにかけられている。私は横浜市の間人だが、相模原市の人権審の答申がとてもすぐれていたもので、期待していた。とても残念であり、再度審議のし直しをお願いしたい。</p> <p>私は幼い時あの敗戦を経験している。その後、差別はやめようとの教育を小学校でも中・高でも受けてきた。それが、この30年余の経過の中で、京都の朝鮮学校への襲撃、川崎での横暴な朝鮮の方々への差別や外国の方々への偏見と差別は目に余るものがある。印象的なのは各自自治体が毅然として対応することを怠ってきたことも、ヘイトをする人々が蔓延する大きな要因でもあろう。</p> <p>今、世界中が戦争と憎悪に明け暮れ、殺し合うことを止められないでいる。その元は人種による差別的言動や民族、国籍、障、性自認、などさまざまな差別を容認してきたことではないだろうか？</p> <p>何故、朝鮮や勧告の方々が日本に住むようになったかなど国の政策の犠牲ともいえる側面を抜きにただ、出身が違う、民族が違うということだけで、差別をする風潮が蔓延している。</p> <p>川崎市はヘイトを禁止し罰則を設けた。次ぎは相模原の答申案を見て本当に期待した。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>しかし、全ての差別をなくそうと目ざした答申案の大事な部分を骨抜きにした今回の案にはとても落胆している。再度、人権審に沿い、今回の案は見直すべきと考える。内容ある人権審の答申が骨抜きになったことは非常に残念です。再度の審議をお願いし、日本から差別をなくす動きを自治体からつくってください。</p>			
112	<p>条例案の骨子は、画期的な答申を骨抜きにし大きく後退するものとなり、 から市民をばかにしたこんなおかしな条例案をつくる行政を見たことがないと酷評されています。</p> <p>条例の骨子は、差別的言動の禁止対象については、外国ルーツの人たちへのヘイトスピーチに限定し、障害・性的指向・性自認・出身を理由にした差別的言動は対象に含んでいません。</p> <p>答申では、やまゆり園事件を障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムと明記していますが、市の骨子は、やまゆり園事件について、大変痛ましい事件とのみ表記し、差別を根絶する主体であるはずの行政が、その責任を認識しているとは到底思えません。</p> <p>外国ルーツの人たちへのヘイトスピーチについても、罰則を盛り込まないのでは、効力を持ちません。</p> <p>市長は、不当な差別的言動に対して一定の方向性が必要であると考える一方、本市の実態と憲法が保障する表現の自由についての理解がどこまで許されているのか、認識が全くずれています。</p> <p>答申通りに、川崎市条例から禁止・罰則対象が、障害者やLGBT・被差別部落出身者への差別的言動に拡大されれば、より多くのマイノリティーに希望がもたらされるはずでした。大した立法事実はないという市の説明は、責任逃れでしかありません。</p> <p>などによる街宣行動が度々あり、生活が不穏にさらされています。</p> <p>今後条例案では、答申の内容を最大限に尊重したものを策定していただきたいと心から願います。</p>	2		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
113	<p>本村市長は、条例制定をすると決め、公約しました。全国初の川崎市条例に引けを取らないもの、津久井やまゆり園事件が起きた自治体らしい条例にしたいと明言されました。市長が諮問した審議会もすばらしい答申を提出しました。</p> <p>しかし、条例案の骨子はとんでもない内容で、相次いだ批判に市長は、「勉強が足りなかった」と答えました。私は長年、中学校の教師をしていました。テストの点数が悪かった時、生徒は「勉強が足りなかった」と言います。市長は条例案骨子を白紙にもどし、答申をしっかりと勉強して、質問に「いまは答られない」などと言わないようにして下さい。</p> <p>ところで、条例案骨子を作成をしたのは、『人権・男女共同参画課』の皆様だと思うのですが、批判の多い案を作られたが、どのようにお考えか、聞かせていただくというのは、とってもむずかしい事でしょうか。</p>	1		
114	<p>条例案骨子全体への意見 人権施策審議会の委員の方々が予定を超えた時間をかけ、丁寧に、熱心に議論を重ねてまとめられた答申は各方面から高く評価され、多くの市民も期待を込めて市の条例案が出されるのを待っていたと思います。昨年11月に条例案の骨子が公表された後の人権施策審議会を傍聴し、報道各紙が揃って掲載した骨子への批判記事は実にもっともだと感じました。公表された骨子は、期待した多くの市民への裏切りです。審議委員諸氏の労苦とかけられた時間、費やされた経費（税金）は何だったのでしょうか。諮問したのは市長でしょう。諮問しておいて出された答申を無視することが許されるのでしょうか。市は答申とは異なる骨子をまとめた理由を行政法学者と顧問弁護士の意見としているとのことですが、審議会以上の権限がこの人達にあるとはとても思えません。罰則についても審議会の中で真剣に議論を重ねた結果の結論だったはずですが。市は何を恐れているのですか。市長及び担当部局職員に猛省を求めます。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
115	<p>私は という市民団体で活動をしている者です。主に、沖縄に対する構造的差別による基地の押し付け、沖縄県民の民意を尊重しないで行われる辺野古の工事等に対する問題意識をもって頂くため、街頭での宣伝や集会を行っています。</p> <p>2013年1月に沖縄県内全41市町村の首長や議長がオスプレイの県内配備断念と普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念を求めて建白書を持参し東京銀座をデモ行進している沿道から「売国奴」「日本から出て行け」などとヘイトスピーチを浴びせられ続けたことがありました。デモに参加した人の中には恐怖を感じた方々、本土に対する失望を抱いた方々がおられたと聞いています。沖縄に対するヘイト・差別は戦前からずっと続いているもので、絶対に許すことのできない問題だと考えています。</p> <p>奈良県で ができ、私が活動している団体も賛同団体として名を連ねています。その会で 弁護士さんから国際人権の流れやヘイト・差別禁止法の緊要性についてお話を伺いました。話の中では特に貴市が昨年3月に出された人権条例案答申は差別の規定、差別者・差別行為への罰則、被差別者の救済、市として差別を許さない取り組みの義務などに言及された素晴らしい内容だと話され私も感動していました。</p> <p>今回の骨子案には昨年出された人権条例案答申の内容が抜け落ちているのではないのでしょうか。</p> <p>ヘイト・差別に苦しむ人を出さないため、自分の行為が人を傷つけ死に追いやるかもしれないと気付かせるためにも、ぜひ、人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申をそのままの内容で実施してください。期待しております。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
116	<p>私は東京・杉並区の住民ですが、相模原市が、人権侵害救済機関「人権委員会」の素晴らしい答申を骨抜きにした条例案を2月議会に提案しないよう求めるものです。</p> <p>審議会「答申」（2023年3月）では、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「津久井やまゆり園事件」をヘイトクライムと位置付け、 2. 悪質なヘイトスピーチを禁止して、罰則を科す 3. その対象に人種・民族・国籍のほか、障がい、性的マイノリティ、出身（部落差別）も含む 4. 差別的な事案が出た時には、速やかに差別を非難する「声明」を相模原市として出す仕組みを作る 5. 市長への提案等行える独立性を有する人権侵害救済機関「人権委員会」を設置すると述べてあり、これは画期的な内容のもので、全国の自治体の参考になるものです。 <p>この内容を骨抜きすることは、結果的にヘイトスピーチを放置することになると思います。</p> 	1		
117	<p>示された骨子は「人権施策審議会」の答申の内容が活かされていないので、答申に沿うものに改めること</p> <p>人権施策審議会の委員は、相模原市長が委嘱し、審議を行ってきた方たちです。3年半の審議を重ねられ、答申が示されました。審議会の最中、審議会委員の一人がヘイトスピーチのターゲットにもされました。にもかかわらず、委員の方々は真摯に論議、検討を重ねられ、答申を作り上げました。</p> <p>ところが、相模原市が示した人権条例</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>(案) 骨子は、答申の内容とは程遠い、というより、肝心な部分を取り除いたものとなっています。一体、審議会での3年間は何だったのでしょうか。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムが収まらぬ中、全国的先駆けとなるような案が示されると期待していましたが、裏切られました。</p> <p>市長自身が委嘱した委員ら3年半をかけて出した答申をこんな形で台無しにしているのでしょうか。市長自身が「勉強不足でよく分からない」と述べたとか。市長名で出した案について「勉強不足」「分からない」はあまりにもひどすぎます。本村市長に一票を投じたのに、本当にがっかりしました。</p> <p>理解できないのは、骨子をつくるにあたって外部識者の意見を聞いたと伝えられていますが、そうなのですか。もしそうなら、3年半も審議に携わってこられた委員の方々の顔に泥を塗ったことにはならないでしょうか。</p>			
118	<p>1.なぜ人は不当な差別をするのか。人権・民族・国籍・信条・年齢・性別・性的指向・ジェンダーアイデンティティ・障害・疾病・出身その他の属性を理由とする不当な差別的取扱いを禁止すべきです。</p> <p>2.皮膚の色で人の価値、優劣は決まらない。</p> <p>3.世界でも日本国内でも民族意識が働いて不当な差別を生む現実は過去にもあった。例えば、北海道のアイヌ民族、米国（合衆国）のインディアン、オーストラリア（白豪主義などの人種差別的習慣もあった）のアボリジニ、ニュージーランドのマウリ族など。</p> <p>4.私の過去に働いていた外資系企業で米国出張のVISA申請書の項目中にスキンカラー</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>を記載する項目があったことを思い出します。これも明らかに人種差別なり。</p> <p>5.人間は人種・皮膚の色に関係なくX線（レントゲン）を通せば全ての人が白い骨だけが投影されるのである。</p> <p>6.不当な差別的言動は人間社会に存在するゆゆしき現象であり、動物社会には存在するものではありません。</p> <p>7.差別が動機となる犯罪は現在の世界中に残る避けられない現実です。</p> <p>8.川崎市では4年前に人権条例が実施されている。</p> <p>9.相模原市は人口70数万人を超えているのに当該人権条例が市議会で通らない現実には許容できない。</p> <p>10.悪質なヘイトスピーチには罰則を科すべきと考えます。</p> <p>11.多くの署名運動が議会を通らない現実を打破したいです。</p> <p>12.当該人権条例が具体的に相模原市議会を通らない理由を知りたいです。</p> <p>13.本村市長の英断を強く望む者です。</p>			
119	<p>条例（案）「骨子」の全体について</p> <p>3月に審議会の答申が出されてから半年、相模原市で作られる「条例」について、市民として期待を持って待っていましたが、示された条例（案）の骨子が、審議会答申からあまりにもかけ離れており、後退していることに落胆しています。市としての前向きな姿勢が感じられません。具体的な点について、何点か挙げておきます。まず、前文にやまゆり園事件について触れていますが、事件の起きた当時2016年の時点で、戦</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>後最大のヘイトクライムと言われた事件の評価が単に「いたましい事件」とトーンダウンしています。条例化の大きな動機ともいべきもので、相模原市だけではなく、やはりわたしたちの住む街で起きた事件について重く受け止めたいと思います。事件の背景にある「優生思想」は障がい者に対する差別を初めあらゆる差別を正当化する許し難い思想だからこそ、答申の中での差別の定義を人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性というように広げて規定したと思います。本村市長は審議会答申から変更した理由を「立法事実がない」と言いますが、私たちの社会にこれらの差別は根強くあるものです。また、人権委員会の役割も薄まってしまっています。この条例の役割を踏まえるならば、独立した機関としての人権委員会は必須です。審議会答申に立ち帰り、条例案を撤回して、再度出し直すことを求めます。</p>			
120	<p>条例（案）は答申を無いものとするかのような内容で残酷です。答申を反映した条例にするよう要望します。 人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 「答申」どおりの内容に全て作り直してください。</p>	1		
121	<p>条例（案）骨子の全体について、人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。</p>	6		
122	<p>条例（案）骨子の全体について、人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 条例（案）骨子を「答申」通りの内容に全て作り直してください。</p>	27		
123	<p>条例（案）骨子は、人権施策審議会から提起された「答申」の重要なポイントから大きく後退する内容になっており、実質的に審議会の議論経過やその意義を真っ向から否定するものです。審議会答申の内容に沿った条例（案）の提示に戻すべきです。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
124	条例（案）骨子へは次の内容の修正を求めます。 ・相模原市人権施策審議会答申（2023年3月23日）に則った条例（案）とすべきである。	1		
125	条例（案）骨子を、人権施策審議会から提起された「答申」通りの内容に全て作り直して下さい。	1		
126	条例（案）骨子を「答申」を無視せず内容を作り直してください。	1		
127	条例（案）骨子を骨抜きにせず「答申」どおりにすべきです。	1		
128	条例（案）前文には、「津久井やまゆり園の痛ましい事件」のことが書かれており、「人権を認め合う共生社会を実現するため、条例を制定する」と書かれています。また「7、推進指針」（3）には、「市長は、相模原市人権施策審議会の意見を聴かなければならない」とあります。今回の条例を作るにあたり、審議会の答申を尊重し反映した条例となるよう審議が尽くされることを願います。全国の市民が注目しています。	1		
129	条例を白紙撤回し、再検討をお願いします。 （理由） 現在の条例骨子では答申から大きく後退した、 まったく別物の内容であるため、熟議した答申内容が全く反映されていないため。 再検討の内容としては、答申通りの条例制定をお願いします。	1		
130	条例案の骨子は、人権施策審議会が出した答申の内容を全て採用したものに直してください。 それが「やまゆり園」事件を起こした自治体の責任です。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
131	<p>条例案の骨子をなぞるのではなく、しっかりと答申案で示された具体的な条例を形にしてください。相模原市は行政としてあらゆる被差別当事者、マイノリティを守って下さい。</p> <p>私は他自治体の住民ですが相模原市の姿勢は横浜市のみならずこれから差別に抗する条例を作ろうとする自治体にも影響を与えます。是非、相模原市が全国の自治体で目指すべき目標となることを望みます。</p>	1		
132	<p>条例案は人権施策審議会の答申からかなりかけ離れたものとなっています。答申の内容を全面的に取り入れてください。</p>	1		
133	<p>条例案を白紙撤回し、人権施策審議会から提起された答申に基づいた案にすることを強く求めます。</p>	1		
134	<p>条例案骨子に大変がっかりしました。この骨子では市のめざす、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するための条例は程遠いです。新聞報道では、国内外のヘイトスピーチ規制に精通する憲法学者から「つくらないほうがいい」と批判されています。審議会の答申をしっかりと反映した、差別を止めるために実効性のある条例案の再提出を求めます。人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。「答申」どおりの内容に全て作り直してください。</p>	1		
135	<p>条例制定にあたって答申を無視することなく答申通りに制定していただきたい</p>	1		
136	<p>条例全般について、相模原市人権施策審議会が2023年5月に提出した「答申」の内容と隔たりがありすぎます。審議会からも抗議の意見が出されているとの報道が多々出されています。条例案そのものを再検討いただきたい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
137	審議会が作成した答申は画期的なものであったのに、その答申の内容が全くいかされておらず、これではない方ががましだという意見もある。 一旦白紙に戻し、答申に沿った条例にして欲しい。	1		
138	審議会による答申にも目を通しましたが、骨子に反映されていない必要な部分が多くあると感じました。3月の議会に提出予定とのことですが、より良い条例にするためにも、時間をかけてでも、もっと審議会による答申を反映させるべきです。	1		
139	審議会の画期的な答申通りの内容に全面的に改め、国内最高水準の人権条例を制定してください。	1		
140	審議会の答申通りの内容にしてください。特に罰則は必ず必要です。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムに対して抑止力になるからです。人権を尊重し平和で豊か街づくりは内容の良い条例作りから始まります。宜しくお願い致します。	1		
141	審議会の答申に沿って条例を設定して下さい	1		
142	審議会は、全国で最も先進的かつ画期的な答申を出しました。もちろん憲法の表現の自由を踏まえた上で、深刻な人権侵害に行政として適切に対応する内容の答申だと思います。 今回の条例案は、根本的に作り直す必要があります。答申に基づいた条例案に作り変えてください。	1		
143	審議会答申を無視し、後退した内容になっていると報じられています。 全国の幅広い市民の落胆を呼んでいる条例案には反対です。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
144	神奈川県で起きたやまゆり園事件、差別に基づく犯罪を2度と繰り返さないために人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	1		
145	人権は、人間固有の尊厳にもとづき、だれもが等しくもっている人間としての権利です。 差別なく全面的に尊重されなければなりません。 相模原市人権施策審議会が昨年3月に出した「答申」に沿って、またヘイトスピーチに刑事規制を設けた川崎市の条例に「引けを取らないような厳しいものにしたい」（本村市長）との言葉どおりに、ぜひ厳しい内容の条例にしていきたいと思います。	1		
146	人権を守ろうとする貴職の取り組みに敬意を表します。 相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定にあたっては、相模原市人権施策審議会による「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について(答申)」を尊重し、反映したものにしてください。	1		
147	人権施策審議会「答申」(2023年3月)の内容が今回の条例(案)骨子には、重要な部分がほとんど生かされていません。人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 差別の禁止の対象も「本邦外出身者」に限定されています。対象は、人種・民族・国籍のほか、障がい、性的マイノリティ、出身(部落差別)も含むことが大事です。 「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	1		
148	人権施策審議会「答申」通りの内容にしてください。	1		
149	人権施策審議会が3年以上かけて審議した答申を無視しないで頂きたい。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
150	人権施策審議会からの「相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について」の答申を尊重しそれに沿った内容に直してください。	1		
151	人権施策審議会から出された答申は画期的なものでしたが、それをほとんど踏まえない条例案になってしまっていることは非常に残念です。ヘイトスピーチに対する罰則の規定を含め、答申を十分に踏まえて条例案を全面的に作成し直してください。	1		
152	人権施策審議会から定義された具体的・画期的な「相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定についての答申」を無視しないでください。	1		
153	人権施策審議会から提起された「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	14		
154	人権施策審議会から提起された「答申」を活かして包括的差別禁止条例を実現してください。	1		
155	人権施策審議会から提起された「答申」を尊重し、「答申」通りの内容に修正してください。	1		
156	人権施策審議会から提起された「答申」を尊重してください。	1		
157	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないで、「答申」通りの内容に、すべて作り直してください。	1		
158	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。	4		
159	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	16		
160	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 「答申」どおりの内容に全て作り直していただくようお願い致します。 やまゆり園の事件を重くみてほしいです	1		
161	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。 骨子の再考を求めます。 答申どおりの内容に全て作り直してください。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
162	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないでください。無視することは、何のために審議会に諮問したのかということとなります。市自らの行政行為の否定です。	1		
163	人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないようにし、「答申」通りの内容に全て作り直すことが適切と考える。	1		
164	人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず、「答申」どおりの内容に全て作り直してください。 本当に差別を止めるためには、現在の条例案では意味のないものになってしまいます。答申を無視せず、答申通りの条例に修正してください。	1		
165	人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず、是非人権尊重を旨とする条例にしてください。弱者の人権が蔑ろにされることは、いずれ強者の人権も軽んじられるでしょう。 他市にも、海外から見ても尊敬されるような条例にしてください。	1		
166	人権施策審議会から提起された「答申」通りの内容にすべて作成しなおすべきだと考えます。	1		
167	人権施策審議会から提出された答申とあまりにもかけはなれていて大変驚きました。答申どおりの内容にもどしていただきたいです。	1		
168	人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申を無視せず、そのままの内容で実施してください。期待を裏切らないでください。	1		
169	人権施策審議会が先進的な答申をまとめてくれたので、この答申に基づく条例となるよう、今一度ご検討をお願いいたします。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
170	<p>人権施策審議会で、差別を許さず、差別のない社会をつくるという強い意志のもと、画期的なたいへん行き届いた答申が示されていたのに、今回示された案は骨抜きになっています。</p> <p>差別をなくすためには覚悟が必要です。このような後退した条例では、差別する側に「達成感」を与え、差別行為を容認、助長することにもなりかねません。ぜひ考え直してください。</p> <p>ぜひ頑張って元の考えに沿ったすばらしい条例をつくってくださいますようお願いします。</p>	1		
171	<p>人権施策審議会に市長自ら、審議を要請したのならば、審議会から提起された「答申」に沿った形に作り変えて下さい。</p>	1		
172	<p>人権施策審議会の「答申」を無視するのはやめてください。「答申」どおりの内容に全て作り直していただきたいです。</p>	1		
173	<p>人権施策審議会の答申「（仮称）相模原市尊重のまちづくり条例の制定について（答申）」についての説明がなく、また、本条例（案）の骨子が上記答申を十分に反映したのではなく、大きく異なることに抗議する。諮問に対する答申を無視するような市政は、市行政全般に対する強い不信感を招く。</p> <p>関連<7推進指針>このパブリックコメントも、結局、形だけ市民に意見を求めて、聞き捨てられるのではないかとの疑念を抱かせることになっている。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
174	<p>人権施策審議会の答申が3月に出されました。すばらしい内容で、私の住む川崎市の条例のさらに先をいく条例ができそうだと期待していました。</p> <p>ところがこのたび発表された条例案は、すばらしいと思った部分が、ことごとく取り入れられず、川崎市の条例より遅れたものになっています。審議会の答申が全く活かされていません。いったい何のために委員の人たちは何年もの時間をかけて審議をされてきたのでしょうか。</p> <p>ぜひ、審議会の答申の内容を活かした条例に作り直して再提案してください。よろしくお願いたします。</p>	1		
175	<p>人権施策審議会の答申と違いすぎるので、「答申」を尊重して、そのとおりにしてください。</p>	1		
176	<p>人権施策審議会の答申の内容を無視しないでくださいまうよう、お願いします。</p> <p>条例（案）の名称を、審議会の答申にあるように「差別」という言葉を入れて下さい。</p> <p>審議会の答申には、ヘイトスピーチに対する罰則が盛り込まれていたものが、条例（案）では無くなっていますので、入れて下さい。</p> <p>せっかくの条例です、どうぞ審議会答申の内容にのとおりの条例策定を希望します。</p>	1		
177	<p>人権施策審議会の答申は優れた内容です。条例案の骨子はこの答申をまったく踏まえていない、市民として恥ずかしい内容のもので、条例案を撤回して、答申を踏まえたものとして、再提出して下さい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
178	<p>人権施策審議会の答申をどういう圧力を受けたか知りませんが、よくもこんなに改悪できるものだと、怒りで一杯です。市と市長は世界の動き、人権尊重の流れを全く無視し、世界の笑い者に、相模原市、市民をしようとしています。恥を知れ、と言いたい。</p> <p>答申通りの内容に全て作り直してください。</p>	1		
179	人権施策審議会の答申を真摯に受け止め、条例案の見直しを求めます。	1		
180	人権施策審議会の答申を尊重し、答申通りの条例に修正してください。	1		
181	人権条例は、審議会答申に基づいたものにする	1		
182	人権条例は白紙撤回して作り直してください。人権施策審議会から提起された答申に沿った内容に作り直して欲しいです。	1		
183	是非答申のままの文章でお願いいたします。相模原市でいい条例ができれば、障害者や差別されている人にとって、大変心強いと思います。どうぞよろしくお願いいたします。	1		
184	<p>声を大にして言いたいのは「なぜ答申がこんなにも後退したのか」という点です。何のための議論であり、答申だったのでしょうか。</p> <p>相模原市民として、これほど強い憤りと失望、情けなさを感じたことはありません。答申の段階では全国に誇れると思っていた「相模原モデル」が、これでは木っ端微塵に瓦解します。津久井やまゆり園の事件を味わった自治体の住民として、何とも恥ずかしい...</p> <p>もう一度立ち返り、答申の内容を全面的に反映させた条例とすることを強く、強く要望します。</p>	1		
185	川崎市における経験から、作成経緯で人権施策審議会から出されている答申を大事にされたほうが良いように思われます。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
186	全体として、人権施策審議会の答申の内容を取り入れること。	1		
187	全体を通じて、人権施策審議会から提起された「答申」が無視されるべきではない。	1		
188	全体を通して約4年もの期間を使って相模原市人権施策審議会が人権施策審議会にて審議を重ねた上で令和5年(2023年)3月に(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定についての答申で示された詳細と執行の仕組みに比較して、骨子案は削除または欠落してしまった内容となっており、『答申どおりの内容を条例に盛り込むべき』です。	1		
189	全体的に、人権施策審議会から提起された「答申」の内容を、条例案にもっと反映させてほしい。	1		
190	全体的に人権施策委員会の答申に沿った、他の後発自治体にも模範となるような先進的な条例にして欲しい。	1		
191	全体的に人権施策審議会による答申が全く反映されていないのはおかしいです。答申を反映したものに変わってください。	1		
192	相模原市民ではないのですが、意見を述べさせていただきます。 昨年(2023年)11月に示された人権条例(案)骨子は3月に「相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について」への答申と内容が異なり、差別撤廃、人権の確立という視点から大きく後退しています。せっかく作るのですから人権施策審議会から提起された「答申」を無視しないで真に差別のない相模原市になるよう考えていただきたい。	1		
193	相模原人権施策審議会の答申をしっかりと反映した有用な内容にしてください。	1		
194	総じて、相模原市が審議会に諮問して3年半かけて議論を積み上げた答申を踏まえたものになっていません。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
195	津久井やまゆり園の悲しい事件が何故、生じたのか。私たちの心の奥底に、障害者を見下す、障害者の人権を多少とも軽く見るという差別的な意識があるからです。これらを根本から改めるような条例が求められています。市の条例案を撤回し、答申案を尊重する条例案に作り直してください。	1		
196	答申からかけ離れた内容になり、作らないほうがマシと言われている骨抜き内容。相模原の痛ましい事件は、決して忘れることができません。人権施策審議会から提起された「答申」を無視せずに、作り直してください。	1		
197	答申から後退しているのが残念です。 どうぞ答申を尊重して、全国のお手本になるような相模原の理念をお示し下さい。宜しくお願い致します。	1		
198	答申から内容が後退したのは何故ですか？勉強不足のまま骨子をまとめるとはどういうことでしょうか。本当に差別を無くそうという意志があるとは思えない内容です。答申をそのまま形にした場合、何か不都合なことがありますか？画期的な条例として期待されているものを、このように後退させることは、市長に対する失望となります。答申通りに、 (文章が途中であるが、原文のまま掲載したもの)	1		
199	答申どうりの条例に修正して欲しいと思っています。よろしく願いいたします。	1		
200	答申との差異を示さないことは、答申の意味を貶めているもので容認できません。答申を反映しないのであれば、市長の仕事の否定ともなり、市長の業務の怠慢であります。選挙を持って信任を得るのが民主主義のあり方です。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
201	答申に沿った条例にして下さい	1		
202	答申に基づいた条例で全国の手本となって欲しい。	1		
203	答申に基づいた条例を制定するように要請します。	1		
204	答申に基づいた条例案がより相応しいかと存じます。	1		
205	答申に基づく条例を制定してください。世界標準を満たす条例にしてください。	1		
206	答申に比べて随分とぼやかした（骨のない）表現になっている。結果として加害側により加担を許す余地のある内容になっていることが非常に問題であると言わざるを得ない。	1		
207	答申に立ち返り、答申に沿って、差別のない人権尊重のまちづくり条例の策定をこそ求めます。	1		
208	答申の内容に沿った条例にしてください。	1		
209	答申は識者が3年以上かけてまとめたものなのですが、条例案がそれから逸れたものになってしまったのは非常に残念です。条例案を白紙撤回し、答申に基づいた案にすることを強く求めます。	1		
210	答申をもっと適応した条例を作ってください。	1		
211	答申を尊重し、禁止条項を盛り込んだ実効性のある包括的な条例になるように抜本的な見直しをなされることを希望します。	1		
212	答申を踏まえない骨子は反対です。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
213	答申を反映した条例にしてください。	1		
214	答申を反映した反差別的条例の制定を求めます。	1		
215	答申を無視しないで、答申通りの条例に修正して下さい。	2		
216	答申を無視しないでください。	2		
217	答申通りの条例に修正してください。	2		
218	答申通りの制定をお願い致します。	1		
219	答申通りの内容にしてほしい	1		
220	内容について。人権施策審議会が素晴らしい答申を出したのだから、それを反映すべき。 相模原市が差別を許さない町として他の自治体をリードする存在になることを期待しています。	1		
221	白紙撤回してやり直すべきと考える。	1		
222	何のために条例を作るのか再考して下さい。 「差別は人を殺します。」	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
223	<p>答申は識者が3年以上かけてまとめたものなのですが、条例案がそれから逸れたものになってしまったのは非常に残念です。</p> <p>横浜市でも差別扇動発言をする有害な人物がヘイトデモや街宣を行い、神奈川県全体で解決しなければならない問題です。</p> <p>横浜に先駆けて川崎、さらには相模原で先進的で有益な条例を作り、多文化共生を推し進め、豊かな街づくりの手本となってください。</p> <p>そのためには、条例案を白紙撤回し、答申に基づいた案にすることを強く求めます。</p>	1		
224	<p>包括的差別禁止法のないこの国において、3月に発表された答申は反差別の側に立つすべての人にとって希望そのものでした。なぜそこから大きく後退する条例案になってしまったのか理解に苦しみます。差別を禁止し、差別に罰を与え、被害者を救済する。これらは正義です。正義の道を堂々と歩むことを恐れず、正しく実効性のある条例を作ってください。支持している人は多く存在します。</p>	1		
225	<p>本条例案に先立ち発表された、有識者による相模原市人権施策審議会の答申を反映していないことに強く抗議したいと思います。</p> <p>相模原市で選挙期間中にヘイトスピーチをする市議候補者がいました。今後、このような候補者が出で来ることがないようにするためにも、差別的言動をすることを抑止する事が暮らしやすい相模原にとっても重要です。</p> <p>改めて相模原市人権施策審議会の答申を反映した条例案に修正して頂きたいと思います。</p>	1		
226	<p>本村市長、審議会を立ち上げた時の初心に立ち返って、答申に沿った画期的な条例案に作り直してください。そして、相模原を「あらゆる差別を許さない、どこよりも人権を尊重するまち・相模原」を全国に発信してください。市長の勇断を望みます。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
227	<p>本村市長は72万人の市民の安心安全を考えるとおっしゃっていましたが僕も安心安全に相模原市を訪れたいです。その為には審議会がまとめた答申の内容が必要不可欠です。市長として市民を守る事、街を守る事は当たり前の事ではないのでしょうか？記者や当事者に勉強不足と逃げてないで川崎の条例の一步先に行くような条例を作ってください。期待してます。</p>	1		
228	<p>相模原市がヘイト規制に取り組んでいることを新聞報道で知り関心を持って推移をみていました。</p> <p>人権施策審議会から提起された「答申」は大変良いものだと思っており、全国に先駆けて罰則付きの規制を導入すると思っていました。ところが、市長が答申を無視するとは全くの驚きです。</p> <p>市長は、答申通りに行うことで何らかの不都合があるのでしょうか。だれかと密約でもあるのでしょうか。</p> <p>市民を欺くようなより方は信頼を失います。</p> <p>私は、答申通りに条例案を見直すことを求めます。</p>	1		
229	<p>相模原市で起きたやまゆり園の事件のこともあり、今回の差別禁止条例については全国でも注目されていると思います。</p> <p>やまゆり園は県の施設かもしれませんが、そのような現場になった自治体が差別のない社会、差別や偏見に基づく犯罪、ヘイトクライムが2度と起きないように本気になって、取り組んでいくと、本村市長には期待しています。</p>	1		
230	<p>相模原市の人権尊重のまちづくり条例案の骨子は、人権施策審議会の答申とは大きくかけ離れたもので、大変失望しました。</p> <p>条例案の骨子を入権施策審議会から提起された「答申」どおりの内容に作り直してください。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
231	相模原市は差別をなくすためにきちんと取り組んでください。人権施策審議会から提起された「答申」を無視せず、「答申」どおりの内容に全て作り直してください。	1		
232	相模原市は津久井やまゆり園事件の生じた市として、人権尊重のまちづくり条例のとりくみは全国的にも注目されています。同条例が二度と悲惨な事件を起こさないとの思いのこもった条例となる事を大いに期待しています。ところが伝え聞くところでは、市から出された条例「骨子」は、相模原市人権施策審議会が3月に出した答申とは余りにかけ離れた内容との事です。多くの批判が寄せられているのは当然のように思います。そこで以下の内容で私の意見を述べさせていただきます。 ・人権施策審議会の「答申」を尊重して下さい。	1		
233	相模原市人権施策審議会が3月に出した、「答申」を無視した内容です。「答申」を無視せず、反映させてください。	1		
234	相模原市人権施策審議会の答申に基づき全面的な再検討を行い、条例案を作成し直すことを強く求めます。	1		
235	相模原市人権施策審議会の答申を尊重した条例にすべきと思います。	1		
236	相模原市人権施策審議会の答申通りの条例に修正してください。	1		
237	相模原市人権尊重のまちづくり条例案に抗議し、修正を求めます。現状の骨抜き案では「答申をベースに条例案を作る」ことが出来ていません。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
238	<p>条例については人権施策審議会に諮問した答申通りにつくってください。専門家が十分に検討し提出された素晴らしい答申と全く違う条例案を何故市が条例案として提出するのか理解できません。やまゆり園事件が起き、相模原市の審議会委員が差別による誹謗中傷を受け、ヘイトスピーチをする団体が街宣しても立法事実が弱まったとする市長の見解は全く理解ができません。</p> <p>「差別」は見抜こうとしなければ見抜けません。無くそうと具体的に取り組まなければ無くなりません。マジョリティーは現状をそのまま放置しても何の傷みも有りませんが、マイノリティーにとってはとても辛い恐怖の日々が続きます。現在の条例案ではあまりにも実効性がありません。是非とも現在の実効性のない条例案を取り消し人権施策審議会の答申に沿った実効性のある条例案づくりを要望します。</p>	1		
239	<p>人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申を無視せず、そのままの内容で実施してください。</p> <p>奈良県では1997年に「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が制定され、「差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要」と謳われました。2014年10月には奈良県議会において「ヘイト・スピーチ（憎悪表現）」に反対し、その根絶のため法規制を求める意見書を全会一致で可決しました。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>それを受けて成立したのが国の2016年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」いわゆるヘイトスピーチ解消法で、ヘイトデモ・ヘイト街宣などには一定の効果が現れました。</p> <p>しかし、解消法施行から7年、SNS上でのヘイト表現・攻撃は一向に収まらず、また誤った情報を鵜呑みにした個人によるヘイトクライムが頻発しています。</p> <p>被害者の多くはヘイト被害によるPTSD等に苦しみ、二次被害を恐れ抗議の声をなかなかあげられず、大半は沈黙を強いられています。表現の自由以前の人権問題です。明確な差別禁止法を作るべきと私たちは現在奈良県に条例を求めて活動しています。</p> <p>そんな中での貴市の昨年3月に発表された人権条例案答申は差別の規定、差別者・差別行為への罰則、被差別差者の救済、市としての差別を許さない取り組みの義務、などに言及された、素晴らしい内容でした。特に2016年7月26日のやまゆり園事件をヘイトクライムととらえ、あらゆる差別・差別言動の撤廃をめざされたものとして、奈良でも同様なものを求めて続きたいと期待を持っていました。</p> <p>しかし、今回はそのほとんどが骨抜きにされた、「平板な」骨子案だと感じます。どうか、人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申を無視せず、そのままの内容で実施してください。</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
240	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例案の骨子に対する意見</p> <p>私は、相模原市が発表した人権尊重のまちづくり条例案の骨子に強く反対します。この条例案は、市人権施策審議会が答申した内容を無視し、差別的言動に対する罰則規定を設けないことで、差別を許容するものです。このままでは、相模原市の知的障害施設やまゆり園で起きた19人もの大量虐殺事件をヘイトクライムとして認めないこととなります。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づくものであり、決して容認できないものです。この事件が起きた本市としては、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組が求められます。私は、以下の点を改善するよう市長に強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市人権施策審議会が答申した内容を尊重し、条例案の骨子に反映すること。 	1		
241	<p>相模原市人権尊重まちづくり条例案について、人権施策審議会の答申からあまりにも離れてしまったことに懸念を感じ、以下の通り答申をそのまま生かした条例になるようお願いします。</p>	1		
242	<p>相模原市が、川崎市に続いて人権尊重のまちづくり条例を制定されると聞いて、大いに期待していました。相模原市では県立の施設である津久井やまゆり園で2016年信じがたいヘイトクライムが起きました。神奈川県民として障がい者差別に向き合ってこなかった自分の責任を振り返ると同時に、二度と起こさないために何ができるのか考え続けてきました。</p> <p>相模原市で人権条例を制定するために会議を重ねた相模原市人権施策審議会が3月に出した答申が、やまゆり園事件を「ヘイトクライム」と明記し、差別的言動の禁止対象に「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を含める」ように明記し、罰則規定も設けられていると報道で知り、大きな期待をもって推移を見てきました。ところが今回示された骨子ではやまゆり園事件をヘイトクライムと明記せず、差別的言動の対象は「本邦外出身者である」ことに</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>限定され、罰則規定もなくなっています。このように答申を全く無視したのではないかと思われるように内容が大きく後退してしまいました。このまま条例化することは、当初のねらいを果たせないだけではなく、差別的言動を助長することにすらなりかねません。</p> <p>相模原市の動向を県内の他市町村は大きな関心をもって見ております。ぜひ抜本的な再考をお願いしたいです。やまゆり園事件の起きた相模原市には、差別解消、ヘイトクライムを起こさせない条例を作成していただきたい。</p>			
243	<p>相模原市長本村賢太郎様</p> <p>相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)骨子を拝見しました。全体として相模原人権審議会の答申から大きく後退した内容となり、これでは市長が常日頃発言される「安心して暮らせる幸せなまち」とはどうい言えないと考えます。本村市長がどうしてこんな後退した内容にしてしまったのか理解に苦しみます。勉強不足などではなく本村市長の見識がまさに問われているのではないのでしょうか。藤井裕久先生、尾崎行雄先生の先人たちの活躍された地域の名に恥じない条例を是非めざしていただきたいと考えます。あらゆる差別のない、まちづくりをめざしましょう。勇気をもって審議会の答申内容で進めてください。応援いたします。</p>	1		
244	<p>相模原市民ではありませんが、あまりにも残念な条例案となっているようなので、該当箇所というよりも全体的な意見として送らせていただきます。</p> <p>私が住む札幌市は「人権」に関する取り組みがとても遅れていると感じており、札幌市が現在募集している「多文化共生」に関するパブコメで、「人権」に関する担当部署の配置を求めています。</p> <p>相模原市には「人権施策審議会」が設置されており、そこがまとめた今回の条例案に対する答申案を拝見し、札幌市でも「人権施策審議会」が必要であると感じていました。そして、「人権施策審議会」がまとめた答申が推進されると思っていましたから、とても期待しておりました。ところ</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>が、今回貴市がまとめた条例案は、札幌市が提案している「多文化共生」の基本方針の内容よりも残念な内容となっており、驚いたというのが正直な感想です。</p> <p>津久井やまゆり園での出来事は、貴市だけの問題ではありません。貴市以外の人も貴市がどのような「人権尊重」のまちづくりをするのか、注目していることを知っていただきたいと思っています。</p>			
245	<p>相模原市で起こった「津久井やまゆり園事件」に衝撃を得た者です。</p> <p>相模原市人権施策審議会が、3月に出した「答申」が、差別を禁止する実効性ある画期的な内容と聞いて、注目しておりました。</p> <p>ところが、今回出された「相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子」には、「答申」に書かれた大事な部分が大幅に消えてしまっていることに、驚いています。</p> <p>「答申」に明記された内容を無視せず、元どおりの内容に戻してください。</p>	1		
246	<p>相模原市における条例づくりは、2019年6月の現市長の記者会見における「相模原市でも条例をつくるからには、・・・罰則等も含め、川崎市に引けを取らないような厳しいものにしたい」との発言が出発点になり、人権施策審議会から答申が出されました。</p> <p>この審議会答申は、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身（部落差別）その他の事由を理由とする不当な差別を解消するため」と日本社会における差別構造と真摯に向き合い、罰則規定や人権委員会の設置など、</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>画期的な内容となっています。被差別部落出身者にとっても、勇気づけられる答申でした。</p> <p>ところが、提案された「まちづくり条例案の骨子」は、差別を禁止する実効性ある画期的な「答申」を無視した内容であり、「調査」に協力した部落解放同盟としては裏切られた思いです。</p> <p>2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、今なお部落差別が存在していること。相談体制の充実、教育・啓発、部落の実態調査の実施など具体的な課題も示されており、部落差別撤廃へ向けた諸施策を推進していくことが自治体の責務としています。</p> <p>2016年2月に発覚した「全国部落調査復刻版出版事件」は、昨年6月28日東京高裁判決において、憲法13条の幸福追求権と憲法第14条1項を根拠に、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する」として、「差別されない権利」を認め、画期的な判決を行ないました。</p> <p>相模原市においても、「全国部落調査復刻版出版事件」の被告でもある「 」を名乗る人物によって市内の被差別部落を暴露する動画を配信しています。「差別されない権利」がおかされている現実があります。</p> <p>「差別のない相模原市」を創りあげていく第一歩として、マイノリティと真摯に向き合い審議会答申に沿った「まちづくり条例（案）」を提案されることを訴えます。</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
247	<p>本村市長や、最終的に本条例(案)を策定したであろう市職員の方々は、いったいどこを見て市政を行っているのか全く分からなくなりました。</p> <p>ここ数年で、ネトウヨや差別主義者がネット上では大手を振って跋扈するようになり、その影響がリアルな社会でも、様々なマイノリティ性を持つ属性の方々に対して、特に人権擁護の活動等を行っている団体が誹謗中傷を受け活動ができなくなってしまうなどの、実被害として発生するようになってきています。</p> <p>特に、トランスジェンダー女性に対する差別は酷いもので、以前は一部の差別主義者がヘイトスピーチをSNS等で垂れ流すだけだったものが、それらに扇動され、男性から性被害を受けた女性たちからも、SNS等ネット上で平気でミスジェンダリングをされたり、街頭でヘイトデモが行われるようになってきました。</p> <p>それらは、ミサンドリー(男性嫌悪)とトランス差別がごちゃごちゃになってしまった結果なのではないかと私は考えています。</p> <p>本来は男性中心社会、性別役割分業といった社会のあり方を変革することこそが彼女らの救いになるのにもかかわらず、トランスを差別することで溜飲を下げさせ、彼女らの不満や不安のガス抜きをさせるような社会のあり様をそのままにしてきた、政治の問題でもあり、社会全体の問題でもあります。</p> <p>同じような構図が、おそらく今後、貧困層が移民外国人を排斥するような形での差別や、生きづらさを抱えた人たちが障害や従来から差別を受けていてすでに公的な支援を受けている人たちに対する「ズルい」というような感情を基にした差別といった形で、顕在化するはずですし、残念ながらすでにそういった差別言動は、ネットを中心に大きなうねりになってしまっています。</p> <p>相模原市で策定される人権条例は、全国からも注目されています。その注目の中、まるで実効性の無い条例(案)が成立などしてしまったら、それが日本のスタンダードになってしまう危惧もあります。</p> <p>弱い人たちがさらに弱い人たちを叩く。まるで江戸時代の穢多非人制度のような社会</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>を、本村市長は作りたいのでしょうか？ 最低でも、人権施策審議会の委員の皆さんが意見を出し抜いて答申した案に戻したうえで、市議会に上げて下さい。</p>			
248	<p>木村市長は勉強不足過ぎます。ただちに反省して、「答申」どおりの内容に全て作り直してください。</p>	1		
249	<p>私たちは で、昨年8月より奈良県でのヘイトスピーチ規制条例制定を実現するために、県内の多くの民主団体や市民が集まって結成され、学習会や啓発活動を行っている団体です。昨年は奈良県在住の青年が起こした、在日コリアン集住地区の京都府ウトロ地区への放火事件の被害者であるウトロ平和祈念館副館長の さんに来ていただき、事件の凄まじさと人々に与えた恐怖とPTSD等について語っていただきました。「犯人は何もしっかりとした根拠や裏付けもなく在日コリアンが日本社会で特権を得ているという思い込みで犯行に及んだ。しかし、そんなものは何一つない。私たちはそれに屈することなく祈念館を設立し、恨むのでなく一人でも多くの地域住民や日本人に理解をひろげ、つながろうと頑張っている」という話をされました。私たちは奈良における人権教育、在日外国人教育の弱さを反省し、また社会全体での人権擁護の取り組みの強化の必要性を痛感しました。10月6日には神奈川でも活躍されている弁護士から国際人権の流れやヘイト・差別禁止法の緊要性、更には川崎市や貴市の取り組みなどについてお話を伺いました。特に貴市が昨年3月に発表された人権条例案答申は差別の規定、差別者・差別行為への罰則、被差別差者の救済、市としての差別を許さない取り組みの義務、などに言及された、素晴らしい内容でした。特に2016年7</p>	2		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>月26日のやまゆり園事件をヘイトクライムととらえ、あらゆる差別・差別言動の撤廃をめざされたものとして見習いたいと考えさせられました。</p> <p>しかるに今回はそのほとんどが骨抜きにされた、「平板な」骨子案だと感じます。</p> <p>どうか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申を無視せず、そのままの内容で実施してください。期待を裏切らないください。 			
250	<p>私たちは で、主として県内における市民生活の発展や多文化共生社会の進展に向け長らく活動している市民団体です。</p> <p>昨年10月6日に開催された 集会では神奈川県でも活躍されている 弁護士から国際人権の流れやヘイト・差別禁止法の緊要性、更には川崎市や貴市の取り組みなどについてお話を伺いました。特に貴市が昨年3月に発表された人権条例案答申は差別の規定、差別者・差別行為への罰則、被差別差者の救済、市としての差別を許さない取り組みの義務、などに言及された、素晴らしい内容でした。特に2016年7月26日のやまゆり園事件をヘイトクライムととらえ、あらゆる差別・差別言動の撤廃をめざされたものとして見習いたいと考えさせられました。</p> <p>しかるに今回はそのほとんどが骨抜きにされた、「平板な」骨子案だと感じます。</p> <p>どうか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申を無視せず、そのままの内容で実施してください。期待を裏切らないください。 	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
251	<p>私たちは で、主として県内における多文化共生教育や多文化共生社会の進展に向け長らく活動している市民団体です。</p> <p>昨年10月6日に開催された 集会では神奈川県でも活躍されている 弁護士から国際人権の流れやヘイト・差別禁止法の緊要性、更には川崎市や貴市の取り組みなどについてお話を伺いました。特に貴市が昨年3月に発表された人権条例案答申は差別の規定、差別者・差別行為への罰則、被差別差者の救済、市としての差別を許さない取り組みの義務、などに言及された、素晴らしい内容でした。特に2016年7月26日のやまゆり園事件をヘイトクライムととらえ、あらゆる差別・差別言動の撤廃をめざされたものとして見習いたいと考えさせられました。</p> <p>しかるに今回はそのほとんどが骨抜きにされた、「平板な」骨子案だと感じます。</p> <p>どうか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権施策審議会が昨年3月に提起した条例答申を無視せず、そのままの内容で実施してください。期待を裏切らないでください。 	1		
252	<p>私は、相模原市に隣接する座間市民ですが、毎日のように相模大野駅で降りて、買い物をしています。</p> <p>私の生活の中で、相模大野駅周辺のショッピングセンターは欠かすことのできないものですし、北里大学病院や国立相模原病院には大変お世話になっております。</p> <p>ある日、いつもと同じように買い物をしようとしたとき、ペDESTリアンデッキで大変な騒ぎになっているのに遭遇しました。それは、ヘイトスピーチの団体と反ヘイトスピーチの団体の大音量での情宣合戦でした。ヘイトスピーチ団体を神奈川県警が守っているようになっていたのをとても奇妙に感じましたが、とても怖い状況だと感</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>じて、すぐにその場を離れました。こんなことが、行われるのは平常ではないと思います。ぜひとも、市民や買い物客が安心して歩けるような街をお願いします。ぜひとも、素晴らしい答申が出されているようですので、それを尊重した条例づくりをお願いします。何か大きな圧力が働いているような気がしますが、勇気を出して、差別のないまちづくりに取り組んでいただくようをお願いします。市民は応援しています。よろしくをお願いします。</p>			
253	<p>私は横浜市の鶴見区民ですがすぐ隣は川崎市です。川崎駅にも近く、30年近く鶴見区に暮らしていますがこの10年の間、川崎市がヘイトスピーチの被害に遭っている場に度々立ち会いました。そのため、横浜市よりも相模原市が先に人権条例を作ろうとしていると聞いたときは自分の住む街とは違う市のこととはいえ、とても嬉しくもあり羨ましくもありました。</p> <p>相模原市人権尊重のまちづくり条例の答申案を見たときは川崎市の条例以上に踏み込んでいてとても素晴らしいと感じましたし、これだけのものが神奈川県内の政令市の中で川崎に続いてできれば横浜市でもいづれ単なる反ヘイトスピーチ条例ではなく「反差別条例」が作れるのではと、大きな期待が持てました。</p> <p>しかし、答申案をベースにしたはずの「条例案の骨子」の内容は愕然とするものです。必要な事が全てスポイルされている。いわば条例は自治体の法律と言えるものです。条例はその条例を定めた自治体の住民を守るものではない筈ですが、あの条例の骨子で差別に苦しむ人々を守ることはできないでしょう。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
254	<p>条例案に対して今までは、ヘイトスピーチへの罰則のみならずやまゆり園の事件を「ヘイトクライム」と位置づけるなど、広く差別を許さない態度を明確にしたまさに「シビックプライド」と呼ぶにふさわしいものになると思い、期待していました。</p> <p>ところが今回の報道によると、罰則規定もなし、やまゆり園事件も「ヘイトクライム」と明記しない、市の人権行政へのチェック機能もなし、という案になってしまい、本当にかっかりで失望し、怒りも感じます。（11月17日東京新聞）</p> <p>や、最近ではののパワハラも問題になっています。パワハラ、セクハラに対する目の厳しさは、以前よりも強まっていると思います。一方、民族差別や障害者差別に対しては腰が引けて、まだまだ差別がまかり通ってしまっている事があると感じています。だからこそ、相模原市が率先してすべての差別や暴力を許さない姿勢をはっきりと出すことが先進的な取り組みとしての「シビックプライド」になります。やまゆり園事件のような最悪の事件が起こってしまった自治体として、当然やるべきことではないでしょうか。</p> <p>外国にルーツを持つ方、障害を持つ方、性的マイノリティーの方など、すべての人を対象にした包括的な差別禁止条例が自分の住んでいる相模原市で作られることを希求しています。</p> <p>3月の市人権施策審議会答申にあった内容を条例に反映するよう、再考をどうぞよろしくお願いいたします。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
255	<p>この条例の骨子では罰則規定が無く、大阪市などの条例のように本邦外出身者へのヘイトスピーチを繰り返す者や団体の名を公表するに留まる。本邦外出身者以外のことでのヘイトスピーチにはそれも無い。非常に消極的なものとなっている。</p> <p>相模原市には複数の地方自治体に存在する反差別条例を上回るような効果があり、かつ他自治体が後に続くような条例を制定して頂きたく、何より「相模原市は差別を許さない」という明確な姿勢を示して頂きたい。</p> <p>確かに、この骨子に基づいた条例を制定しても市内街頭でのヘイトスピーチ街宣等をやりにくくさせる効果はあるのかもしれないが、それだけでは足りない。</p>	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。	ウ
256	<p>相模原市は、「津久井やまゆり園事件」が起こった市であり、また排外主義団体による差別的なヘイトスピーチが繰り返されており、本村市長も当初からこのことを念頭に条例の制定を目指したものと思えます。本村市長がその原点に立ち返り、答申を尊重した条例を制定することを要望します。</p>	1	<p>答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。</p> <p>条例の制定により、人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、本市にふさわしい人権施策を推進してまいります。</p>	ウ
257	<p>人権条例の必要性、意義について 罰則規定のある人権条例の必要性 私の教員、ボランティア活動から考えた 「相模原市人権尊重のまちづくり条例」(以下「人権条例」)の必要性とその内実について</p> <p>私は元市内中学校教員です。 年 月から現場で子どもたちに関わってきた経験を踏まえて、まずは人権条例の必要性について意見を述べます。</p> <p>前提として学校とは子ども達が学校生活を通して、社会生活に向けて学習し、社会的に自立できるように意図的に活動を行う場です。子どもは(大人も)未成熟な存在であ</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>り、失敗も含めた、人間関係や人類が積み重ね共有された英知を学び、自立する人間になることを期待される場です。教員は自立に向けた支援を行う存在であり、多様な子ども達へ大人社会の価値観などを強制する場ではありません。でも、子どもが未成熟な存在である故、大人の側の価値観を強制してきた面が過去の学校にはあると思います。(現在も多分に、子供の意見が大切にされているとは感じられません。)</p> <p>各個人が多様な個性を各自の意思に沿って延ばす場になっているとはまだまだ言えませんが、相模原市にも「子どもの人権条例」がつくられ、子どもの人権が社会の中で保障される形が意識されつつあると言えます。しかし「子どもの人権条例」が地域社会・保護者・学校などを通してその意図が広められたかという残念ながら、「子どもの人権条例」が機能して相模原市内でいじめやいろいろな子どもへの差別が解消されつつあるかというそのようには感じられません。</p> <p>理念は表明されたが(子どもの権利条例が)つくられたが)意図的に広められたり、虐めや差別をなくすために積極的に活用されているとは思っていません。</p> <p>それは、私が在職時から、現在でも外国につながる子どもたちの生活や学習環境が大幅に変わったという場面がほとんどないからです。</p> <p>(もちろん、30年ほど前の外国につながる子たちへのヘイトスピーチや暴力などと比べれば表面的には目立たなくなりました。</p> <p>彼らの支援をしているボランティア活動を通して実感することは、日本人の子ども達とほとんど変わらず生活できるようになったとはとても言えません。</p> <p>それは市教委の行った子供たちへのアンケート結果にも表れています。例えば不登校生徒の比率は統計上、日本人の子ども達に比べ2～3割高くなっているそうです。</p> <p>例えば、現在高校生になった子ども達の声としてはいじめを受けた経験や日本語の</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>ハンディなどつらい経験を話してくれ ます。</p> <p>差別を受けた経験などを聞きますし、少 数者として学校にいるハンディがあり、安 心して生活、学習しているとは言えないか らです。</p> <p>学校現場にいたときに校内などで提案し てきたこと(文科省が後援している全国的研 究会報告などの先進的な人権教育の実践例 や私が実践してきたこと)が市内のほとん どの学校に広がったとは言えません。</p> <p>そのような経験があり、現在も学習面で ハンディを負っている外国につながる子 も達の学習支援を市・国際課管轄の国際交 流ラウンジで活動をしているので、あらゆ る人権を守るためには、単に理念を述べる だけの「○ 人権法」だけでは実効性が弱 いというのは日本の人権法がほとんど役 立ってなく戦後70年以上たっても、いろい ろな差別行為が行われていることは、全国 でも相模原市内でも限りがありません。</p> <p>「子どもの人権条例」だけでは市内の子 ども達の人権は守られるとは言えません。</p> <p>相模原市が「相模原市人権尊重のまちづ くり条例」の策定に動いたことに期待し、 時間の許す限り、審議会の傍聴にも参加し ました。</p> <p>他府県や川崎市の人権条例などから考え て審議会が2023年3月に答申した「人権条 例の答申案」を支持するものです。</p> <p>それに対して相模原市が「相模原市人権 尊重のまちづくり条例(案)の骨子」がださ れました。</p> <p>しかし、その内容は「人権条例答申案」 の意図とはかけ離れた内容になっており、 これでは「多様性」を目指す相模原市の、 多様な市民の人権を守る条例になるとは言 えません。</p> <p>「人権条例」が市民にとって有益と考えら れるものにならない限り、市長及び相模原 市行政への評価は非常に低いものになるの ではないか。</p> <p>本村市長をはじめ、担当した諸氏は「相</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子を撤回し、答申案の趣旨を踏まえてまったく新しい「相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)」になることを願っています。</p> <p>「人権条例」をつくるなら、市の関係部署から市内の人権状況(差別が横行している状況等)をしっかり聴き、(審議委員以外の)関係市民から聞き取り等をして実態を把握したうえで検討し、市内の人権状況を反映した「相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子」を表明するべきではなかったでしょうか。骨子案を見た限り、このような手続きが行われたとはとても思えません。</p> <p>本来論じたい具体的な差別事例や市民の人権を守るべき市民、市の政策や市職員の行動、問題点などを挙げながら論じたいのですが、</p> <p>時間もありませんのでいくつか差別の実態を箇条書きで示します。</p> <p>相模原市の子どもの人権や教育についていくつかあげます。</p> <p>現在全国的な話題となっている「不登校」については2019年頃全国平均は4%程度でしたが、相模原市は5%程度でした。これは市内の教育の総合的結果を示していると考えます。また、外国につながる子どもの不登校率は2,3割高いということが市のアンケート結果に表れています。</p> <p>10年ほど前になりますが、外国につながる卒業生が高校の時アルバイトを探しても「カナカナの子は要らない」と言われて7回ほどアルバイト先を探したと本人から聞きました。(労基法、他から考えて守られるべき高校生の人権は守られなかった)</p> <p>外国につながる中学生の日本語の保障はアメリカ、カナダなどにおいては2年ほど毎日言葉学習の時間が設定されているそうです。</p> <p>これは市内の中学を卒業した外国につながる子がアメリカの高校に入学した体験の話からも確かです。しかし、日本・相模原で</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>はわずか半年、週2時間しか保証されていません。(相模原市はそれ以上の時間を希望に応じて実施していますが、それも現在は週1回、1年程度と子ども達から聞いています。(制度としての差別と言えます)</p> <p>療育手帳を持っている若者が市の職員から紹介された職場で、差別的な言動に耐えかねて何度もやめています(本人から聞いています)。</p> <p>それを市としてどう保証するのでしょうか。罰則規定のある人権法が必要なのではないでしょうか。</p>			
258	<p>人権尊重のまちづくり条例は、本村賢太郎が川崎市の条例に引けを取らないものにしたと明言した中で議論が始まりました。その意を受けて人権施策審議会は差別を禁止する実効性のある答申を出しました。しかるに相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子は、この答申を全く無視した内容になっています。これではヘイトスピーチや差別をなくすことはできません。なぜ市長は変節したのですか。一昨年10月の国連自由権規約委員会による日本政府審査では、数多くの人権問題で改善を求める勧告が出されました。国際人権規約を身につけてください。日本がいかに人権後進国かが分かります。差別を差別を禁止する実効性のある条例を、胸を張って作ってください。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
259	<p>一端チャラにして一からやり直してください。この骨子案は、全国各地で取り組まれて来た「差別のない社会」に向けた歩みに足止めを食わせ、取り組んできた者たちの思いを踏み躪る最低最悪の内容です。「差別」の文言がない条例名からして市の腰砕け感全快です。「やまゆり園」を「痛ましい事件」とまとめるて恥ずかしくないのですか。中身もスカスカです。禁止措置の対象は極めて狭いうえ、罰則規定もない。罰則なくしてどのような有効性を持ちえるのか。ヘイト解消法、各地での条例とその効果について学び直してください。あの画期的答申をそのまま条例に落とし込めば、相模原市は差別に毅然たる態度をとった先進自治体として、歴史に名前を刻めたのに、逆に答申の先駆的部分を徹底的に削ってしまった。自ら諮った専門家たちの「提言」をここまで蔑ろにするのはなぜなのでしょう。こんな条例ならないほうがましです。</p>	1		
260	<p>私は相模原市民ではありませんが、本村賢太郎市長が相模原市人権施策審議会に「（仮称）相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について」を諮問したことを高く評価し、コロナ禍のなかで人権施策審議会の審議を2時間近くかけて通り、何度も傍聴しました。審議会では予想に違わず委員の皆さんが真摯な討議を行い、昨年3月、先行する川崎市条例を上回る素晴らしい内容の答申が出されました。</p> <p>当然のことながらこの答申の内容をふまえた条例が制定されるものと期待していましたが、昨年11月に示された「相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子」はこれを根本的に裏切る内容であり、ひいては審議会委員の長期にわたる真剣な討議の結果を踏みにじる許しがたいものと言わざるを得ません。さらに言えば、これは、この人権施策審議会の事務局を務めた相模原市職員の苦労をも顧みない暴挙であるとも言えます。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
261	これらは相模原市人権施策審議会が出した「答申」の内容を無視したのですが、その合理性はどこにあるのでしょうか。このままの条例案を可決することこそ不当であると考えます。	1	相模原市人権施策審議会の方々に約3年半に渡り、ご検討いただいた答申内容については、条例案骨子の検討に当たり、最大限尊重したところですが、なお、附属機関の答申については、法的な拘束力はなく、市が意思決定を行う上で参考にするものとなります。	ウ
262	相模原市人権施策審議会（附属機関）の意義について再認識することを求めます。自治体における附属機関は、地方自治法第138条4-3に規定されている。相模原市人権施策審議会は、この規定にもとづいた「相模原市附属機関の設置に関する条例」によって設置されている。委員についても規則で「学識経験のある者、市の住民、関係団体から推薦された者」として定め、市長が委嘱している。地方自治の本旨からも地方自治体の権利行使へ向けて附属機関たる審議会の役割は大変重要なものがある。当然にもその答申については単なる「参考意見」ではなく、具体化へ向けた「提言」として「尊重」して取り扱わなければならない。この意義について再認識し、対応すべきである。	1		
263	昨年、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）に向けて出された人権施策審議会の答申を知り感動しました。相模原モデルを目標にわがまち藤沢でも全国にも反差別条例がつくられてゆくのを見ました。3年4ヶ月、80時間をかけて作られた答申とのことでしたね。しかしその後、市の骨子案が出て、あまりにも答申とかけ離れていることに愕然。審議会の方々はコケにされたのでしょうか。	1		
264	自分の住む街でも人権条例の話が出ていますが、相模原を参考にしておりとても注目しております。答申を無視した相模原の人権条例案は後退であり、それは参考にしている日本全国の自治体の後退でもあります。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
265	公表された相模原市人権尊重のまちづくり条例の骨子（以下、骨子といいます）は、市人権施策審議会がまとめた答申を骨子に反映せず、最終的に庁内及び弁護士と相談の上骨子を纏めるのであれば、市（市長）は審議会をそもそも招集する必要がなかったのではないかと。市民や専門家より構成された審議会や市民検討会などの意見を尊重しない事例をつくることによって、とくに政令指定都市でそのような事例を残してしまうことは、地方自治の制度そのものを揺るがしかねないと考え。また、そのような事を平然と行うのであれば市民の市（行政）への信頼は低下するものと考え。	1		
266	川崎市などすでに施行されている他自治体の「差別のない人権のまちづくり条例」の課題を克服するような先進的な内容になることを望みます。	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。	ウ
267	相模原市が全国に先駆けて誇れる条例をつくり、安心して住みたくなる街になることを望みます。	1		
268	相模原市だからこそ、ほかの自治体のモデルとなるような条例になることを期待している。今の条例案ではとてもモデルとなりそうにない。	1		
269	期待はずれ。こんな内容ならいい方がいい。差別をなくすことをしっかり示せ。	1	答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。条例の制定により、人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、本市にふさわしい人権施策を推進してまいります。	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
270	今回ののは、飾りのような実効性のかけらもない骨子です。修正されないならば、3月議会提案はしないほうが良い。このままでは、ヘイトスピーチや差別行為はなくならないどころか、酷くなる危険性があります。差別を受け易い少数者の人権が守られません。	1		
271	今回の案は、上程を見送るべきです。川崎市に続いて相模原市も罰則を含めた真の人権尊重のまちづくりを推し進める宣言をすべきです。	1		
272	条例案を拝見しましたが、「津久井やまゆり園事件」にほぼ言及しておらず、相模原市があえて制定する意義がありません。このままの形での条例の制定に反対します。	1		
273	第2条で差別の理由に示された属性のすべてについて、第25条第2項等、各項目でも対象とし、対象者を限定した表現を改めることを求めます。	1		
274	本村市長や我々相模原市民が、全国から、そして世界からの冷笑を浴びぬよう、そしてここ相模原が、「日本の差別の元祖」などと後世言われぬよう、真に当初の条例制定の目的に沿った条例(案)となるよう、再考し考え抜いてくださることを、切に期待しております。	1		
275	相模原市に於いて、一切のヘイトクライムを許さないこと。	1		
276	「相模原事件」という最悪のヘイトクライムが起きてしまった自治体として、国や他自治体よりも先行した条例があつて然るべき。厳しい内容の市条例を制定し、濫用しないようにしっかりと運用していただきたいです。 相模原市長、市関係者のみなさま、反発も多いと予想しますが、腹を据えて頑張ってください。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
277	<p>「津久井やまゆり園事件」が起きた相模原市だからこそ、差別をなくすためにしなければならないことがあると思います。もっと「ヘイトクライムや差別を許さない！」と強く打ち出した条例になることを願っています。</p>	1		
278	<p>津久井やまゆり園事件は本当にショックを受けた事件でした。これは人間が人間を差別する犯罪行為で、「ヘイトクライム」です。</p> <p>相模原市の人権施策審議会が審議を重ねて積み上げてきた答申には期待していましたが、市から出された条例は骨抜きになったもので実効性がなく、大問題です。</p> <p>市長は責任を持って、この答申に基づいた条例を、ぜひ実行してください。</p>	1		
279	<p>ヘイトクライムを規制したり罰則を設ける条例は、日本にはまだ前例がほとんどありませんが、相模原市がこの機会に全国に先駆けて、差別をなくすための画期的な条例を導入する事を期待しています。</p>	1		
280	<p>やまゆり園のこと忘れたんか？私は介護の仕事やってたけど、あの事件には本当に腹が立ったしショックだった。あんなに人権を蹂躪する事件はないと思うし、マイノリティの人だけでなくすべての人に悪影響を与えたよ。なぜなら人はどのタイミングで社会的に弱者になるか分からないから。これを読んでもあなたが明日不運に遭い、脳に障害を負うとしたら、この条例案でいけますか？安心して暮らせますか？ 不当に危害を加えられたりそういう扱いを受けた時に、この条例で守ってもらえますか？差別に社会として対抗するために、これで十分ですか？ 私はまったく十分でないと感じる。市としてヘイトスピーチは暴力への助走だって認識はあるのかな？ いくら</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>理解を促進したとて、差別をするバカは不滅なんです。そういう連中がのびのびと動けないようにするのが人権尊重でしょう。差別はね、空に向かって石投げるようなもんですよ。ほとんどはどこかに落ちて音がするだけ。だけどたまに人に当たるでしょ。それを防ぐには、石を投げるバカを咎めるしかないと思いますよ。そういう内容にしてください。あんたらにかかっているんだから。しっかりしてくれ。</p>			
281	<p>やまゆり園のような凄惨な事件が起きてしまった場所だからこそ、自治体の先例となるような取組を期待しています。これは圧力をかける意味ではなく、私たち日本に住む人々にとって希望となるような条例への期待です。相模原市の条例が、しっかりと差別の禁止を表明したのものになることを望みます。</p> <p>同時に、あの事件を反省することは、日本に住む、とりわけ健常者と自認するすべての人々に必要なことだと考えています。私自身も差別について学ぶことを続けます。</p>	1	<p>一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ
282	<p>私がこの「相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）に骨子に関する意見提出書」のことを知ったのは 新聞2023年12月12日の記事からです。それによると審議会の答申と条例案骨子の主な変更点が大きく後退しヘイトクライム等に対するものがきちんと説明もなく骨抜きにされているのでは、と思い意見申し上げました。一度市役所前でヘイトクライム的な発言者たちを見聞しましたが、市はやまゆり園事件があった政令都市としてきちんと向き合ってほしい。もう一度討議してほしいです。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
283	我々の誰もが出身・人種・性自認を生まれる前に選ぶことはできない。誰もが人生の過程で障害・疾病・老化などを抱えることを余儀なくされる。それらはいずれも差別を受けるきっかけとなりうるマイノリティ属性であって、誰もがマイノリティになりうるのである。従って、行政がマイノリティの盾となることこそ、結局は全ての市民の安全と幸福につながる。ぜひとも現在の条例案の内容について再考されたい。	1		
284	許してはならない「津久井やまゆり園事件」がおきた相模原市には、「相模原モデル」と言われるような「人権を尊重するまちづくり条例」を制定することを望みます。	1		
285	神奈川県津久井やまゆり園の事件や、相模原市役所前などでヘイト街宣が繰り返し行われたこと、市人権施策審議会の韓国籍委員に対する執拗な差別的攻撃が行われたことなどを踏まえた条例にしてほしい。	1		
286	国内のみならず右傾化しているこの世界。恐怖しかありません。 この右傾化を止めるには、小さな街から一つ一つこの傾向をなくすしか方法はないと思います。 ヘイトスピーチはいずれヘイトクライムを起こし、そして今私たちは海の先の殺戮を見えています。 誰もが安全に安心して平穏に暮らせる街。 『やまゆり事件』を起こしてしまった相模原市がその先陣に行くべきです。 どうか再考を願います。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
287	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例案骨子は明らかな後退。制定する意義が見えない。～差別撤廃行政を大きく前進させる好機を自ら放棄するな～</p> <p>これが「人権尊重のまちづくり」をその名に冠する条例案なのでしょうか。</p> <p>相模原市が11月17日に公表した条例案の骨子は、「画期的」とされ期待が膨らんだ人権施策審議会の答申を骨抜きにし、差別をなくそうとする意欲のない、情けないものに変わってしまいました。</p> <p>答申は、「障害者ら45人が殺傷された津久井やまゆり園事件（2016年7月、同市緑区で発生）をヘイトクライムと位置づける」「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由としたヘイトスピーチを規制し、著しく悪質なものは罰則で対処する」「差別事案に対し、市長が非難する声明を出す」「差別の被害者を救済する市人権委員会を設置する」などを盛り込むものでした。これまで、差別が引き起こす「ヘイトクライム」の存在を認め、繰り返してはならないと明記する条例は他にはありません。あらゆる差別を包括的に禁止し、罰則を含めて必要な措置を講じるよう求めた市人権施策審議会の答申は高く評価されるべきものです。</p> <p>しかし答申の意義を理解しようとせず捨て去った、駄文が条例案骨子です。</p> <p>2021年8月に起こされた在日コリアンが集住する京都・ウトロ地区での放火事件など、命に係わる重大な差別事件が繰り返される中、罰則を含めて必要な措置を講じることが実現できる筈でした。ヘイトスピーチ規制でもヘイト規制の一般化という大幅な前進が期待されました。</p> <p>やまゆり園事件についても答申にある「差別」の2文字をわざわざ削除し、「大変痛ましい事件」と、何より罪深いヘイトクライムを一般的な事件扱いにしました。しかも「繰り返させない」という意思もなく、「風化させないため」と相模原市の主体を無くして他人任せにしました。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>ヘイトスピーチに関して罰則を設けなかっただけでなく、障害や性的指向、性自認、出身を理由にした差別的言動は禁止対象からも外しました。公の場での障害者らへのヘイトスピーチは「確認されていない」が、その理由です。差別主義者が相模原市内で行ってきた街宣内容を知らないのでしょうか。罰則も「表現の自由に抵触する恐れがある」として盛り込まれませんでした。外国ルーツの人たちへのヘイトスピーチも氏名公表の措置にとどめました。レイシストは、「川崎市から大阪市の条例レベルに後退した」と自分たちの勝利として大喜びです。</p> <p>市人権委員会についても、独立性を持ち実効力を担保する先進的な内容から、「独自の事務局を置く」と単なる事務局機能になりました。何よりも罰則を外した事が、差別と向き合い、差別を許さない相模原市をつくりあげる気がない証拠です。</p> <p>一体全体、答申をこれほど後退させる理由は何なのでしょう。</p> <p>相模原市では2016年7月26日の午前2時頃に知的障害者施設「津久井やまゆり園」に刃物を持った一人の男が侵入し、施設に入所している就寝中の障害者を次々と殺傷。19名を殺害し、職員を含む27名に重軽傷を負わせるという事件が起きました。本村賢太郎市長は「多様な生き方が受け入れられ、誰一人取り残されずに幸せな相模原」を掲げ、差別解消をめざす条例の制定を公約としてきました。2019年11月から人権施策審議会に条例の内容を検討するよう諮問。3年半の議論を経て、今年3月に答申がまとまりました。相模原市は、市の人権施策に関する基本理念と主要な人権分野における施策の方向性を示すものとして人権施策推進指針を策定し、「一人ひとりが、かけがえない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」をめざし、人権施策を推進していますとHPで謳っています。</p> <p>しかし今回の人権尊重のまちづくり条例案の骨子は、人権尊重のまちづくりとは似て非なるものです。人権の保障、差別根絶へ</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>の強い意欲・姿勢が失われています。名称も「差別のない人権尊重のまちづくり条例」が本来のあるべき名称ではないでしょうか。</p> <p>答申に立ち返り、答申に沿って、差別のない人権尊重のまちづくり条例の策定をこそ求めます。</p>			
288	<p>審議会がつくった答申に基づいた、相模原市人権条例をつくって下さい。</p> <p>津久井やまゆり園での殺傷事件を経験してしまった相模原市には、『あらゆる差別は許さない!』と毅然と表明する使命があるはずです。</p> <p>他県の者ですが、見守っています。期待しています。</p>	1	<p>一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ
289	<p>残虐なヘイトクライムである「津久井やまゆり園事件」が起きた相模原市だからこそ、あらゆる存在の人権が尊重・保障される反差別条例の制定を求めます。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件については、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が繰り返されないことがないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、条例を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。</p>	ウ
290	<p>先日映画「月」を見て、相模原市の条例が制定されることも聞き、答申を読んで期待していました。あまりにも答申と違っている事について、見直しをすべきではないかと思えます。やまゆり園事件のあった相模原だからこそ、他の地域にも誇れるようなしっかりとした条例の制定を望みます。</p>	1	<p>一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ
291	<p>全体として、川崎市の差別禁止条例を超える、網羅的で罰則付きの条例を成立させ、全国的に蔓延するヘイトスピーチ、ヘイトクライムを払拭する相模原モデルとして神奈川県全域や日本全国に浸透させることを目指してもらいたい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
292	相模原市から差別、ヘイトを無くし、すべての市民が安心して暮らせるよう、市ではもっと強い対応をお願いします。	1		
293	相模原市では差別を認めないという、はっきりとした条例の制定を強く求めます。	1		
294	相模原市で作られる条例が、今後、各地の自治体の差別禁止条例の指針、規範となるマイノリティの人権を尊重した条例を目指してほしいです。 「津久井やまゆり園事件」のようなヘイトクライムを繰り返さないために、罰則を取り入れた、実効性のある条例にしてください。現在の骨子案は全く不十分で、改めて一からの見直しが必要だと思えます。	1		
295	総じて、差別の撤廃に取り組むという明確な意思が見られません ヘイトクライムへの対策を進めて、全国的なロールモデルとなってほしいです	1		
296	相模原市は津久井やまゆり園事件の生じた市として、人権尊重のまちづくり条例のとりくみは全国的にも注目されています。同条例が二度と悲惨な事件を起こさないとの思いのこもった条例となる事を大いに期待しています。ところが伝え聞くところでは、市から出された条例「骨子」は、相模原市人権施策審議会が3月に出した答申とは余りにかけ離れた内容との事です。多くの批判が寄せられているのは当然のように思います。そこで以下の内容で私の意見を述べさせていただきます。 ・本村賢太郎市長は6月市議会で相模原市の条例は川崎市に「引けをとらない厳しいものに」と明言されました。市長としての発言をぜひ守って下さい。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
297	<p>答申から激しく後退していて失望。人権感覚のなさを市長は露呈した。なにが「人権尊重のまちづくり」か！差別という文言、罰則規定をいれてこそそのヘイト規制条例である。市長は、骨を抜いた理由として、相模原市ではまだ立法を必要とするような差別事例が多くないからのことを述べたらしいが、ヘイト団体（ ）が相模大野駅で街宣活動を繰り返して来たとし、津久井やまゆり園事件は障害者差別の極みであるし、そもそも差別されているマイノリティは、怖くて声を上げられない、報告、通報できないんだよ。わかりますか？ いじめられている子が先生や親にいじめられていると言えないように。多数派はつねにマイノリティの気持ちに鈍感なものです。市長も鈍感さを醜悪に露呈しました。いや、ひょっとして右派だか保守だかの非人権感覚の連中の票が欲しいから、答申を無視したのかな？それならほんと最低最悪な市長です。志とかないのかな？せっかく「差別を許さない街相模原市」として全国で有名になり、シチズンプライドもそだち、ほんとうに住みやすい街になれるチャンスだったのに。残念でしかたがない。世間のさまざまなハラスメントがようやく問題視されるようになってきた。強い者、体制側、多数派の「別にこのくらい当たり前だろ」という殺人的な鈍感さがようやく「非人権的」であるとして糾弾されつつある。</p> <p>、 、 さんの告発、、、みんな差別、いじめ、ハラスメントで死にそうな状況になってきた。なかなか声を上げられなかった。上げても潰されてきた。しかし、声があげられないと、声が届かないと、立法する必要がない、処罰する必要がないとなるわけですか？</p> <p>いまの時代、これからの時代は、人権感覚こそ第一優先事項だと思います。相模原市が日本一の人権発信都市になって欲しい。条例がスタートでさらに差別禁止の教育やプログラム、イベントを展開してほしい。イメージもあがり、きっと人口も増える。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
298	答申されたことから後退させると、津久井やまゆり園事件が起きた相模原市で条例を制定する意味がない。	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。	ウ
299	人権尊重は憲法にうたわれており、市町村のレベルでこのような条例を制定すること自体に効果があるとは到底思えず、さらには72万人もの「市民の分断」を助長しかねません。 私が住んでいる東京都武蔵野市は、前々市長と前市長が進めた数々の一定思想に偏った政策を強行し、市民が二派に分断されてしまいました。御市の市民の皆様にはそういった不幸な状態になってほしくないの で、悪き歴史を持つ市の住民としてコメントをさせていただくものです。	1	人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。	ウ
300	どの道、敵を狩るための資金を市政から得る事が彼らの目的なのだ。 結論を述べると、相模原市人権尊重のまちづくり条例は特定活動家に『言論の御意見番』という公務を与えて市の予算を流し込むシステムであり、人権も人の救済も蚊帳の外になるのだ。 つまり相模原市人権尊重のまちづくり条例は企画ごと破棄しなければならない。 本気で人権を考えるなら、現状行われている人権蹂躪施策をすぐにやめる事だ。 租税教育と称して児童生徒に新自由主義の思想を植え付ける相模原法人会を解散させよ。 やまゆり園事件は生産性で命を値踏みし、独善的な取捨を行った。 差別の本質には新自由主義思想が存在するその顕著な例だ。 公立学校の統廃合で児童生徒の学習環境や通学環境がさらに悪化すれば、不登校問題や非行問題などを加速する。 目先の予算削減のためなら安価な犠牲であると本村市長は考えているようだが、その思想が差別なのだ。	1	人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。 津久井やまゆり園事件については、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が繰り返されることがないように、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、条例を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
301	<p>骨子の内容で条例を制定しないことを強く望みます。</p> <p>一部の過激な論調で罰則が無いことばかりが否定的に取り上げられておりますが、罰則無しでも非常に過激であると感じます。不当な差別があるならば解決されるべきであると私も考えますが、現状においてこのような条例は不要です。むしろ、将来的に予期せぬ不和を市内に産みだし、市政課題を作ることにならないか憂慮します。</p> <p>今回のパブリックコメントが多数寄せられているとしたら、それだけ未調整事項・調整困難事項が含まれているということでもあり、4月の条例制定を見送ることも必要な決断と考えます。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
302	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子のすべてに反対します。</p>	1		
303	<p>(1)結論から言いますと、私は条例（以下「本条例」といいます。）の制定そのものに反対です。</p> <p>(2)本条例の案と同様の方向性の条例が川崎市にて制定されましたが、このことは非常に多くの市民の反感を買い、以降、当該条例の廃止を求める声がインターネット上だけでなく川崎駅等の各箇所であげられていることはご存知のとおりです。川崎市のこのような実態を踏まえると、本条例を拙速に制定することは、相模原市でも同様の市民活動が発生することとなり、相模原市の治安が却って悪化することは免れないものと思料します。</p> <p>(3)昨今、一方的に被害者面して加害を行うような行為が全国各地で多発しており、その例として「DV支援措置」の悪用（つまり、相談者を一方的に被害者として相手を一方的に加害者とする行政処分）が挙げられます。このような実態を踏まえると、本条例の拙速な制定は相模原市民を不安にさせることを避けられません。あるいは、市民が市外に引っ越すこととなる可能性もあります。</p> <p>更に、このような方向性の条例が、神奈川県内の3つの政令指定都市のうち2つで制定されたとなると、これが、横浜市にも、そ</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>して全国各地にも飛び火して、日本中が混乱することとなります。相模原市としても、このような恐ろしい事態を回避したいはずです。</p> <p>(4) 私は、差別やヘイトを推進しているわけではなく、日本全体の秩序に歪みを生じさせる一因になることを危惧しております。例えば、「津久井やまゆり園事件」にしても、「ヘイトスピーチ」にしても、例えば殺人罪、名誉棄損罪など、現行の刑法において確実に対応可能です。</p> <p>ましてや、本条例によれば、罰則を与えるという司法権限を行政が持つ形となり、三権分立という日本国の大原則の崩壊を招くこととなり、即ち、本条例の制定は、憲法違反として行政訴訟にまで発展することにもなりかねません。</p> <p>(5) 以上の理由から、本条例の制定に反対であり、寧ろ制定してはならない、と結論付けます。</p>			
304	<p>(13) 以降の人権委員会の制定を含め、このような条例は逆に差別と分断を生み「全体主義」への移行が懸念されます。この条例の制定に反対します。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
305	<p>(抜粋)</p> <p>不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生しています。</p> <p>(上記の意見)</p> <p>「依然として存在する不当な差別又は虐待等の人権問題」とは、具体的に何を指しているのか不明確。またインターネットに付いては何を持って人権侵害、人権問題とするのかの定義が不明確で、これを抑止すとの建て前で何らかの規制や罰則を用いる場</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>合、憲法21条との整合性をどの様にするのか、また誰がこの不正を判断するのかの危うさを含んでいる。</p> <p>以上この条例案には日本国民に対する不当な言論や表現弾圧の可能性があり、強く反対します。</p>			
306	<p>「 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等」</p> <p>一旦は削除された本邦外出身に対する不当な差別的言動に対する規定が再度盛り込まれました。</p> <p>対する、本邦外出身からの差別的言動に対する規定は条例案に確認できませんでした。これこそ「差別」です。</p> <p>全ての住民に公平で平等な条例であるべきです。公平だと困る理由を説明して頂きたいです。</p> <p>よって相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）に反対致します。</p>	1		
307	<p>「そもそも 条例制定に反対します」</p>	1		
308	<p>1 目的</p> <p>この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策の基本となる事項、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項、声明に関する事項等を定めることにより、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>憲法や法律があるのに、あらためて市が制定する必要がない。</p> <p>市長ならびに議会は、より身近な市民の役に立つ仕事をすべき。</p>			
309	<p>2 (3) 不当な差別</p> <p>ここに挙げられていますが、この手の差別はある特定の勢力(いわゆる左翼系、共産系、 部落関係者、そのシンパ、マスコミ)悪用されるのが常です。</p> <p>川口市近辺で行われているクルド系の暴挙は知らないのですか? 取り返しのつかないことになりますよ。</p> <p>このての先進地とされる欧州で自称難民の暴挙によるその反動もありますよね。</p> <p>一度痛い目に遭わないとわからないのかな? 危険な条例制定は反対です。</p>	1		
310	<p>2定義の(3)、に記されているジェンダーアイデンティティに付いてはLGBT理解増進法に於いては、違反者に拘束を伴う罰則を設けようとしている。</p> <p>然し、何がヘイトに該当するのかの具体的な定義も無く、説明も無い。</p> <p>最高裁判所の判例は高裁への指し元しとなっており回答は未だ出ていない状況下で、地方自治体が国の判断が出ていない状況下で押し進める事には納得が出来ない。</p> <p>憲法14条1項に反する事になるが、既に、性被害、トイレ問題、スポーツでの体力差問題等、被害を受けて訴えた人達が差別をしたとして非難され、世界各地でトラブルが多発生している。</p> <p>医学会でも意見が分かれている現状下、このような状態で上記のような問題が発生した際には、市としてはどの様に対処するのか?</p> <p>責任の所轄は何処で、誰が責任者となるのか。</p> <p>このような内容に付いて何も明確化されていないのが現状です。</p> <p>故に、私は反対します取り下げるべきだと思います。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
311	<p>3. 欧州での移民による負担、治安悪化状況や国内では川口市におけるクルド人問題等、総合的な知見を踏まえて、当条例が、違法または不適切な外国人滞在者による治安悪化等の悪影響を除去できない障害になったり、不当な居座りのためのテコに使われないよう、十分留意して文案を変更していただきたい。</p>	1		
312	<p>LGBT自体世界的に課題を抱えており、各政府はその対応に苦慮している。その現状で先走り、課題を放置して実行に移すことは浅慮であり、川口市のような治安の悪化を招くだけである。一方に全てを押し付ける条例を制定することは見送るべきだ。それこそが差別行為そのものである。</p>	1		
313	<p>いわゆる理念法として大枠を決めておいて、実際の適用を現場任せにすることで、厳格化・過剰対応が進むということを十分議論されたのでしょうか。</p>	1		
314	<p>この条例そのものに反対である。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
315	<p>この条例に反対です。「ヘイト」という表現が用いられてますが、これは定義が曖昧で、それも司法判断ではなく、資格のない人が「ヘイト」かどうかを判断し、裁くという恐ろしい思想が読み取れます。また、国の定めた理念法も外国人だけの人権を大事にし、肝心の日本人の人権を侵害して、憲法の理念にも反した法律であると考えます。</p> <p>この理念法を元に川崎市では、日本人だけに罪を着せ、罰金を科すという様な「日本人差別条例」が可決されてしまったのが現状です。</p> <p>我が国では日本人であるというだけで、差別され、発言を封殺され、弾圧を受けてるのが実際の所です。</p> <p>こんな日本人差別条例には断固として反対します。</p>	1		
316	<p>人権施策審議会の会議中にまで恰も政治参加は納税の対価であるような発言をする委員が出る始末。</p> <p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）に係る人間のどいつもこいつも人権の事なんか何も興味が無い。</p> <p>社会に取り残される人を政治の力で率先して救済していこうという基本的な思考すら完全に消えている。</p> <p>では、人権に等何の興味もない連中がなぜこの様な条例を欲するのか。</p> <p>それはこの相模原市人権尊重のまちづくり条例が人権委員会という名の新しい利益誘導装置を市の組織内に組み込むためのものであるから。</p> <p>東京都や川崎の例からも明らかなように、</p>	1	<p>不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などについて、市の恣意的な運用とならないようにするため、附属機関として設置する人権委員会に意見を聴取することとしています。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>人権委員会は特定の思想集団により構成されることになる。</p> <p>そもそもが無知で無教養な市長が委嘱するのであるから、特定の人権団体の言いなりになるしかないのである。</p> <p>既に相模原市の人権施策審議会が特定思想集団のたまり場である事から、今更否定する余地はない。</p> <p>相模原市人権尊重のまちづくり条例が施行されれば、今後は市政として特定思想集団（今回であれば共産主義系の活動家）に人権委員報酬として活動資金を流し続けることになるのだ。</p> <p>そして人権委員会は言動の俎上におけるご意見番として、裁判官の真似事までに増長することになる。</p> <p>人権委員が所属する集団のイデオロギーを有利に広めるために、それに敵対すると看做した思想を「差別」「ヘイト」「排外主義」の文言を用いて合理的に排除するのである。</p> <p>これは勝手な妄想ではなく、相模原市の人権施策審議会の中でも彼ら自身が不安を発している。</p> <p>つまり、現状の人権施策審議委員会の構成員はグローバリズムを推進する共産主義者であるが、もしも共産主義グローバリストに敵対する思想の者が人権委員になったら今度は狩る側から狩られる側になるという将来を非常に心配していた。</p>			
317	<p>・骨子の、「本邦外出身者と性的少数者」は不適切。「(あらゆる属性を問わず)全相模原市民」とすべき。</p> <p>さもなくば、本条例の目的と大きく矛盾する。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
318	<p>LGBT自体世界的に課題を抱えており、各政府はその対応に苦慮している。その現状で先走り、課題を放置して実行に移すことは浅慮であり、川口市のような治安の悪化を招くだけである。</p> <p>一方に全てを押し付ける条例を制定することは見送るべきだ。</p> <p>押し付ける行為そのものが差別行為である。</p> <p>この条例案のまま制定したならば、相模原市は税金を納めて日々真っ当に働く日本国民への差別を行っていると感じるべきである。</p>	1		
319	<p>人種差別撤廃条約では、「人種差別」とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」とされており、本条例の対象を本邦外出身者に限るのは明らかに外国人優遇、日本人差別と捉えられて仕方がない。</p>	1		
320	<p>全般において在日外国人の権利保護への極度の偏重が認められる。</p> <p>在日外国人から日本人への「人ではない生き物などへの例え(例:ゴキブリ)」などの暴言が為された際の、日本人の人権救済手段が一切記されていない事は不平等と感じる。</p> <p>「緊急を要する場合」に、市長の独断でヘイト発言団体・同発言者を決定出来る事案が、多数発生する事も予想される。その際は人権委員会は形骸化し不公正を招く事が大いに懸念される。</p> <p>またインターネット上での表現に関し、市区域外で発生した事案を含む事も、前出の「市長独断」で、市区域外団体・個人を一方的に処罰する事になり得、広く思想・表現の自由を「市長ひとりの感情で裁く」危険性が高い。</p> <p>在日外国人に加え、障がい者についても、同性愛者や女性・子供も一方的に弱者と規定する必要は感じない。</p> <p>それぞれについて人権平等を規定する法律や条例があり、更にわざわざ弱者と決めつける事は、逆差別を助長するものとも感じる。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	以上の理由により、今回の条例(案)については、在日外国人による日本人への差別的表現も規制対象に含むよう条例案を変更する等、議論のうえ内容変更が為されない限り、制定には反対致します。			
321	本条例(案)の骨子では、条例にかかわる新たな措置(117~11)や人権委員会の設置(Ⅵ)がうたわれているが、本市の財政事情を考慮すると、追加の負担は避けるべきであり、「本市の財政事情を考慮し、本条例に基づく新たな支出は行わず、既存の人権・男女共同参画の予算の範囲内でこれを工面する」といった趣旨の条項を設けるべきである。	1	人権尊重のまちづくりを進めるための必要な経費につきましては、本市の財政状況を踏まえ、適切に対応してまいります。	ウ
322	相模原市は財政悪化が見込まれ、行財政構造改革プランの策定など、抜本的な見直しを行っているはずです。 そんな中、この人権委員会に支払われるお金は、本当に市民にとって必要なのでしょうか？ 市長も差別的言動は目につかなくなったと発言していますし、そもそも障害者施設であるやまゆり園の事件がヘイトクライムだからと本邦外出身者に重点を置いた条例を作るもの意味が分かりません。 予算が厳しい中、立法事実のない条例の人権委員会にお金を払うことには反対します。	1		
323	この条例は全く必要のないものと思われま す。LGBT法がよい例です。分断、犯罪を助 長する以外のなにものでもありません。	1	人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。	ウ
324	この条例自体が日本人を差別するヘイト行為そのものであり、許容できない 一部の人が勝手気ままに罰則を作れるような社会主義的であり、日本人を愚弄する内容である とにかく日本時に対しヘイト行為をくりかえるような外国人にこそ条例を作るべきであり、まったく国民を馬鹿にした内容だ	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
325	この条例は相模原市民にとって有益ではないと考えられ、『相模原市人権尊重のまちづくり条例』を制定することは適切ではないと思います。	1		
326	これは「人権尊重」の美名で糊塗した、在日外国人・LGBTなどへの極端な優遇・逆差別条例である。 人権尊重を促すのであれば「総則 2 定義」にてことさらに「市民等」「本邦外出身者」など定義して一方だけを擁護する必要はない。	1		
327	こんな最悪な条例は制定すべきではない。	1		
328	こんな条例はやめてください。 日本人に対するヘイトが許されるのは異常です。日本人の人権を守ってください。	1		
329	相模原市人権尊重のまちづくり条例は存在してはいけない。 計画の破棄をもとめる。 相模原市人権条例は表題にあるような人権を守る目的のものではない。 ましてや豊かな国民生活を求めたり、虐げられる国民を救済するものでもない。 そもそもが、相模原市長も相模原市の職員もこの条例策定に係る各種団体も、誰に聞いていも人権に等興味がないという事がこれまでの発言で判明している。	1		
330	何より、このような内容は既に基本的人権の尊重の範疇で既に与えられている権利であることから地方自治体が取り組むべき内容ではないと考える。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
331	<p>そもそも、「ヘイトスピーチ」を取り締まるためには現存する刑法の名誉毀損罪を適用すべきであり、新たな条例は不要です。 unnecessary 特別法や条例の新設は、ある一定の偏った人々を利するための不当な利権目的になりかねない等、慎重になるべきと考えます。</p>	1		
332	<p>そもそもこの条例に反対です。 相模原市にはチャイナタウンやコリアンタウンのような集住地区もなく、立法案件も認められていません。 差別がないのに市民を分断し、本邦出身者(日本人)を排除するような差別条例には強く反対します。</p>	1		
333	<p>そもそも被差別対象者の中で、殊更本邦外出身者を強調して本邦外出身者にやたら有利な条例に見える。 あらゆるSNSを見ていれば小学生でもわかることであるが、被差別対象者は「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」ばかりではない、あらゆる人間への差別は禁止されているものであり、今回の条例自体が不要である。 この条例自体不要なものである。</p>	1		
334	<p>それ以前に、川崎市にも相模原市にも差別などありません！ わざわざ差別をつくっている集団は存在しますが！ 全市民にとって住み良い町とは程遠いものになる条例には反対です。</p>	1		
335	<p>どういう事がヘイトになるのかが明確でないのではないのでしょうか 日本人だけが不利になりませんか この条例は作るべきではないと思います</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
336	<p>ヘイト条例そのものが人権ビジネスの温床となるので廃案が適切と考えられる。そもそも日本国憲法で差別は駄目と謳っている為、意味がない</p>	1		
337	<p>「相模原市人権尊重まちづくり条例の対象に本邦出身者も含め全ての人の差別に対応するべき。」</p> <p>私の住む川崎市にも相模原市と同じ考えの「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」があります。この条例が制定された時には日本人差別は少なかったのですが、昨今インバウンドの影響で外国からの旅行者が増加し、投げ銭目的の外国人配信者による日本人差別行為が行われました。彼はその後逮捕されましたが日本人を差別する事は現行法でなんの罪にも当たらず、彼が逮捕されたのも「住居不法侵入」でした。今後も日本人差別が何ら罰されないなら彼に続く人達に我々日本人は何もできないのです。</p> <p>仮に川崎市で彼が日本人差別を行っても本邦出身者以外を対象とする「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は彼に何もできません。相模原市はそのような法制の穴を作らぬように求めます。</p> <p>差別は本来日本に住む全員がされてはいけないのであり、対象を限定する事自体間違っています。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を市として把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするもので、本邦外出身者の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
338	<p>本条例の制定について</p> <p>社会的弱者に対する差別や暴力・迷惑行為の防止といった取り組みは有意義かつ不可欠であるが、国際的にみて、課題はあるにせよそれらに対するわが国の状況が著しく劣後しているということはなく、本市においても骨子案で述べられている障害者施設殺傷事件を除けば著しいヘイトクライムが蔓延している立法事実はない。また、同事件が生じた理由についても、社会的弱者の理解の地域水準的な不足が原因という指摘・分析は、筆者が調べた限り存在せず、本条例立法の根拠となるかは疑わしい。</p> <p>加えて、日本国憲法やいわゆるヘイトスピーチ法、LGBT理解増進法、刑法（名誉毀損）、または神奈川県条例・指針で概ね同じことが謳われている。したがって、改めて制定する必要はないと思われる。理念や指針が既存の法律で示されており、個別に市として対処すべき顕著かつ喫緊の課題が無い以上、ヘイトクライムを防止するのが目的なのであれば、学校教育などで啓蒙活動を地道にする他ないのではないかと。本条例には罰則は無いとのことだが（これは良い点であるが）、上記のような既存の法律以上のことをやろうとすれば表現・思想・信条に過剰に干渉することになり、憲法で保障されているこれらの自由に抵触する恐れもある。</p> <p>また、ヘイトクライムの大きな部分は貧困や格差が原因との指摘もあるため、即時的な実効性を求めるなら政府と連携したマクロ経済的な施策をうつ方が効果的なのではないかと思う。</p> <p>筆者は、本条例の制定自体不要との立場である。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
339	<p>条例の制定そのものに反対します。</p> <p>理由は、何でも理由を付けて差別とすることで被害者ポジションを得ることにより不当な利益を得ようとしている者らの存在が透けて見えるからです。</p> <p>明文化された基準なく、ただただ「差別」や「ヘイト」という言葉を一人歩きさせて被害者を創り上げ、逆に罪のない方々を苦しめる結果になることを危惧しています。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
340	<p>わざわざ市があらためて定める必要はなく、制定自体に反対である。法の専門家でもない役人が判断できる内容でもなく、権力者による恣意的な運用が懸念される。</p>	1		
341	<p>以前淵野辺に在住していました</p> <p>現在のままで、日本は悪い人間状況にはありません</p> <p>これらを施行することにより、これらを逆手に取り悪用する人間が出てきます</p>	1		
342	<p>我々は相模原市民である前に日本国民であり、その人権は現行憲法及び現行法のうちに存するものであって、本件のような条例は一自治体・一市政が導入する必要があるものではない。</p> <p>市は住民により具体的に必要な行政を施行すべきであり不必要な（また僭越ともいえる）理念を条例として市民に付与すべきではない。</p>	1		
343	<p>言論の自由が日本国憲法で定義されている以上、この条例は上記の理由も含め、全く必要ないばかりか、日本人を貶め、外国人は日本人を差別しても罰せられず、社会に分断を招き、日本人と外国人との対立を煽り、市民の自由を剥奪するものになります。</p> <p>意図的にそれを行おうとするのであれば、あなた方は日本に不協和をもたらす国賊となりえます。</p> <p>直ちにこの条例案は廃止してください。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
344	<p>言論の自由に反するので反対します。</p> <p>人権は日本国憲法が既に定義している権利であり、一つの意見を排除することはむしろ、多様性社会の真逆を行くことになるのでは？</p>	1		
345	<p>行政は、自国民の安全と繁栄を一番に考えるべきであるのは至極当然です。</p> <p>多様性や差別廃止の美辞麗句に安易に乗った為に起こった海外における失敗例を深く学んで下さい。</p> <p>こういった政策の施行を考えるのは日本国そして日本国民が強く繁栄してからの話です。</p> <p>国全体が疲弊している現状で、ほかにやるべきことが山積していると思います。</p>	1		
346	<p>骨子において、本邦外と限定されていることについて、本邦を対象としないのはどういう理由を考えられているのでしょうか。</p> <p>川崎市の例で見ると、川崎市はいわゆる「在日ヘイト」を所以として条例設置に動いたと思いますが、制定された結果、本邦に対する差別的な言動や行動についてまったく無視される状況が発生していることは明らかであり、本条例の制定には反対であります。そもそも条例として制定するものではないとかがえておりますが、仮に条例を制定したいのであれば、本邦外を限定とする理由はない。そうするのであれば、本邦に対する差別については大人しくしておいてください、ということなのでしょうか。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
347	<p>骨子の相模原市人権まちづくり条例（案）全般について</p> <p>日本国憲法第十四条</p> <p>すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>何故、相模原市はわざわざ日本国憲法14条を無視し、独自の『本邦外出身者、特定地域出身者、団体』等の特権を作り上げ差別法案を作ろうとするのか？</p> <p>市は単に憲法14条を行政として推進すれば良いだけ。</p> <p>これら明らかな『差別推進法』であり明記されない本邦出身者、地域出身者、団体への弾圧である。</p> <p>そして何より日本国憲法14条違反である。</p> <p>人権は『万人』に対して公平でなければならない。</p>	1		
348	<p>骨子案は今の状況では賛成できません。私は南市民ホールを廃止したり、橋本駅近くに不要な道路を作って居住者を追い出すような市民のコミュニティを壊すような市長には何も期待していませんが、いまの状況では条例は廃案にしたほうが良いように思います。</p>	1		
349	<p>骨子案を読ませていただきました。</p> <p>今回の骨子案に対して全否定をします。</p> <p>揉め事に対して市の関与の項目をこれだけ広げてしまうのは、市民の揉め事に対して市政が関わってしまう「リスク」の方が大きいです。</p> <p>関わってしまった揉め事の、市の事案は全て税金で解決しなければならなくなります。</p> <p>市財政を鑑みて予算を立てる事も出来ません。</p> <p>揉め事の解消の為に税金が使われて、市設備の維持が縮小される事にも繋がりがかねません。</p> <p>それとも相模原の揉め事を相模原市からの意見書で国に意見をするのでですか？</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	相模原市のこの条例が制定されて、揉め事に対する条例ですので、全ての解決は、相模原市で行なってください。よろしくお願い致します。			
350	此条例案の通った場合、これを足掛かりに川崎市や武蔵野市のような事になる懸念はありませんか？これが短期間在住の外国籍の人々に参政権が与えられるような事にはならないか。 少数者に過度な配慮をし、多数者が害を被ってはなりません。	1		
351	今や逆差別なる言葉もあるように、共同体の中で「被害」を主張し合う様相を呈していることは、市政にとって望ましいことなのか。一層のストレスあるいは治安悪化を生むのではないのでしょうか。	1		
352	今回の理連的条例（案）全てが不要です。理念法は、法律だけで結構です。地方行政は、具体的方策を条例で明示すべきです。津久井の施設の事件を重く見るなら、市は介護職の人たちの待遇をどれだけ改善するように施策や法整備をしたのですか？具体的施策を施すことに集中すべきです。（これ以上相模原市を住みづらくしないで下さい。川崎市や武蔵野市のようにすれば、 納税額も更に減ってしまい、介護改善どころではなくなります。）	1		
353	差別が生じるヘイト条例に反対します。	1		
354	作るのであれば、全ての人を差別から守る条例を作ってください。特定の誰かのために多くの大多数の人権が尊重される意味は私にはわかりません。そう考えると人権尊重のまちづくり条例なんて不要。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
355	<p>市外から意見させていただきます。</p> <p>この条例には大きな問題があると思います。</p> <p>まず本邦外かどうかで法の扱いを変えるのは人種差別撤廃条約違反になります。</p> <p>そして差別の具体的な定義や基準が明確でなく、それを判断する人権委員会が公平でないなら市民に対する不当な言論弾圧になるという事です。</p> <p>例えば女性スペースを守れとの主張や学校で過激な性教育に反対する主張が差別扱いされる可能性があります。</p> <p>さらに指名公開で制裁を課セルという事は、司法を介さず一部の者が恣意的に気に入らない者をリンチする事が可能になる危険すらあります。危険極まりないこの条例の成立そのものに反対します。</p>	1		
356	<p>市外在住ですが、近隣であるので一言。</p> <p>相模原市人権尊重のまちづくり条例自体が人権尊重にならないのではと考えます。</p> <p>仮にその条例にそぐわない話が出たときに、それを差別であると判定する場合、その話を発言した人にも人権があるわけで（これがその人には人権なんか無いなんて話になったらとんでもないです）、そういうひとつの考えで、それもひとつの多様性として認める必要があります。</p> <p>それから、それを判定する人間の考え方により、何が間違いか間違いでないかは変わってきますし、結果を求めると出てくる案は人によって様々ですし、正論は一つではないので、この条例があることで、そのひとつの考え方が意図にそぐわないとすれば、せっかくの考え方を殺してしまうことになりかねません。</p> <p>つまり条例ができることにより、逆に互いの意見の違いを認めるということに歪みが生じ、余計にややこしい問題が起こり、事態が収拾つかなくなると思います。</p> <p>結論は、これほど押し進める条例は不要。百害あって一理なし。です。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
357	市長は残念なことをしてしまいました。このことを実行していたら、全国に名が知られ、これから先にも本村市長の名は良き市長として名前が残るところでした。今からでも遅くはありません。良き決断をして下さい！田舎の市長、田舎の政令指定都市という恥ずべき汚名返上をして下さい。全国に先駆けて良い案を出すことを期待しますし、市民を失望させないで下さい！	1		
358	障害者差別を許さないという姿勢を示してください。	1		
359	条例には反対いたします。理由としては以下の通り。 ・憲法 第二十一条 言論の自由にも抵触するおそれあり 新たな不当差別、言論統制 が起こることは明確であり、憲法違反をすることに対してどのように市は責任をとるのでしょうか。 条例を廃案にしてください。	1		
360	条例の制定そのものに反対します。差別とかいうのは心構えの話であり、こういったものは条例で縛るより指針などで方向性を示す方がいいと思います。すでに、相模原人権施策推進指針が存在しているので、新たなルール作りは不要と考えます。	1		
361	条例の制定そのものに反対します。 理由は、今 世論を騒がしている差別利権を得ることにつながりかねない見えるからです。	1		
362	条例の制定に反対します。 差別とはする側される側ともに心の持ち方や、考え方の問題だと思います。それを条例で縛ることは難しく、相模原には人権施策推進指針があるのでこれに基づき啓蒙していくことが必要と考えます。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
363	条例は公の利益に適うべきもので混乱を招くためではない。この条例があることで住民生活に本当に役立つのか、却って対立を仰ぐことにならないか、地方行政の業務の妨げにならないか、特定団体に地方行政をコントロールされることは無いかなど、多くの問題点を解決出来たことを示して、初めて議論され制定されるべきである。	1		
364	条例案廃止してください。 不当に日本人の人権を貶めるものに使われるのは明白だからです。	1		
365	条例制定に反対します。 このような条例は必要ありません。 すでに、相模原人権施策推進指針がありますよね。 こちらの指針で充分です。 新たに条例を作る必要はありません。 このような条例は、かえって人と人との対立や分断を生み出すものになります。 相模原市が、進んで対立や分断をけしかけている事になるのではないのでしょうか。 このような条例の制定は、絶対にやめてください。 よろしくお願いします。	1		
366	人権尊重のまちづくり条例に反対します。 この条例を作ることにより新たな差別が生まれると思います。	1		
367	人権尊重のまちづくり条例案について。そもそも人権は対立するものであり、これを作ると人権の対立で住みにくい社会になります。人権警察が表現の自由を弾圧するまちづくりです。反対です。	1		
368	人権尊重社会の実現のために進んだ取り組みを始めようとする条例の制定に対して賛同します。できる限り、実効性のある条例の制定を望みます。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
369	<p>川崎市で既に日本人のみを罰する不公平な条例がつくられており、当町田市にもいつつくられてしまうかわからない状況です。相模原市では、まともな、公平な条例にしていきたい。</p> <p>不当な差別からは日本人も守られるべき。</p>	1		
370	<p>川崎市を代表とするヘイトスピーチ禁止条例は、上記の国際的認識からはかけ離れた、日本国民を逆差別する悪法である事を認識し、相模原市長及びこれから発足するであろう人権委員会においては、相模原市民の生活を混乱に陥れないよう、改めて条例の再考又は撤回を求めるものである。</p>	1		
371	<p>川崎市同様、憲法(平等権)やヘイトスピーチ解消法(国籍問わずヘイトはダメ)に違反している条例を相模原市に制定することは日本国民として許す訳に行かない。本邦外国人だけを守る条例ならば日本国民の人権侵害として川崎市同様に社会問題になるだろう。等がパブコメで投稿を指南して賛成票を稼いで来るでしょうが、それも知っている筈の相模原市が川崎市と同じことをやるのなら、川崎市より悪質で日本国民を軽視していると判断します。</p>	1		
372	<p>前文にある理念からしてすでに間違いがあると思われる。「人権尊重」とはこの世に生を受けた全ての人間に対して付与されるべき概念のはずではないのか？それがなぜ女性、外国人、障害者等のある限定が付けられるのか？疑問である。そもそも現行の日本国憲法や刑法で十分にその理念も実行も可能なのにわざわざ不要な条例を作ることの意味があるのか？と不思議でならない。相模原市の行政は現行の法律で許されない人権侵害に肅々と対応すればよい。こうした不要な条例を作るとは百害あって一利なしである。地方行政は余計なハコモノならぬハコ文章を作るという無駄をなく</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	し現行の法律と条例をより適切に運用するという方針へと変更して頂きたい。			
373	前文に対し自治体が国家のような事をする必要がない。日本国憲法があり法律もあるのだから自治体レベルでは住民が個別 具体的に困っていることに生活が向上されるような条例を作って欲しい。	1		
374	<p>相模原ヘイト条例自体に反対です。</p> <p>差別に反対とするなら「基本的人権の尊重」で充分です。新たにヘイト条例など作る必要がありません。しかも作ることで新たな人権侵害が起こると思います。例えば、トランスジェンダー女性が女性スペースを利用する権利が認められる一方で女性の安全が脅かされることになってしまいます。身体は男、心は女でレズビアンの方のトランス女性が存在するので。</p> <p>また、骨子に挙げられていたやまゆり園での事件は個人的な犯罪であり、社会全体で差別があるから起こったわけではありません。</p> <p>日本において、属性による差別はないと思います。海外のように、同性愛者だからという理由で逮捕されたり死刑になったり、人種を理由に奴隷労働させられたりということはありません。</p> <p>相模原ヘイト条例は不必要である上に社会を混乱させる悪条例となります。</p> <p>絶対に反対します。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
375	<p>相模原市で生まれ、育ちました。このような明確な罰則条件もなく、また司法を介さずに個人情報を開示する条例が提案されたことが非常に不愉快です。</p> <p>日本人へのヘイト条例を作り、相模原市民を虐げたいのでしょうか。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
376	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（以下、「本条例」とする）は本村賢太郎市長が相模原市に勝手に持ち込んだ条例であり、市民は望んでいない。</p> <p>自身が左翼政治屋として左翼活動家界限へのご機嫌取りをするための条例にしか見えないため条例制定そのものに反対する。</p> <p>(1)市長ご自身が語っている本条例の制定根拠が曖昧で選挙対策にすら感じるため制定不要</p> <p>タウンニュース元旦号（2024/1/1発行）のインタビューにて本村賢太郎市長が「5年前の統一地方選挙の時には聞き捨てならない差別的発言をする方々があちこち出馬されていた」と条例制定の根拠となった主観に基づく印象を語られていた。</p> <p>本当に相模原市で「聞き捨てならない差別的発言をする方々があちこち出馬されていた」のであれば市民として杞憂術的事案であるが、私の耳目には一度も入ってきていない。更に再三にわたり「聞き捨てならない差別的発言があったとされる具体的な場所、日時、内容」について質問させていただいたが「市長の主観である」という理由で一度も明確な回答をいただいていない。</p> <p>・202/2/7回答</p> <p>個人的な見解として申し上げたものでございますので回答は控える</p> <p>・2020/2/23回答</p> <p>個人的な見解として申し上げたものでござ</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>いますので回答は控える</p> <p>ヘイトスピーチの有無にかかわらず人権全般の条例の制定を検討しているところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020/3/14回答 <p>(「相模原は差別都市」という印象操作を行いたかったのか という質問に対し)</p> <p>選挙運動期間中に騒然としている様子を目にしたから申し上げた、本市を貶める意図はない</p> <p>市長ご自身が条例の制定根拠を明らかにされない以上、川崎の福田紀彦市長にならって相模原も条例を制定したいという左派系政治屋としての人気取りには加担すべきではないと考える。</p> <p>(2)市長ご自身が道仁会関係者からの資金供与問題があった中で人権を語るにふさわしい市長とは思えない</p> <p>市長が本条例の罰則についてトーンダウンしていったのはご自身のスキャンダルがあったためではないかと勘繰りたくなるほど、この1年で状況に変化があったと思える。</p> <p>市長の政治スタンスとして「答申を丸のみして波風立てないようにする」と予想していたため骨子は意外であった。</p> <p>しかし骨子においても日本人(本邦出身者)に対する片務的な差別は残されており、このような条例が必要だと思えない。</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
377	<p>相模原市民ではありませんが、憲法に保障された国民の自由と権利を自治体レベルから破壊しようとする行為は、内乱罪に等しい行為であり、安全保障にも関わる問題なので、憲法12条の不断の努力の行使としてメールしました。結論から言えば、このような詐欺まがいの条例は作るべきではありません。そもそもヘイトスピーチ解消法の法的根拠にもなっている人種差別撤廃条約は、外国人は対象外であると国際司法裁判所で判決が出ています。人権宣言も外国人用の人権宣言が国連で決議されており、外国人には名誉や信用と言った人格権は保障されていません。また人格権を保障している憲法の13条も国民が対象であり、外国人は含まれていません。なる弁護士が、必死で日本人の言論を弾圧しようとしてますが、この手の活動家然とした連中を相手にすべきではありません。在日韓国人の団体である は、ヘイトスピーチ解消法は自分達が作らせたと言っており、この弁護士は民団に雇われたスパイである可能性もあります。外国人には、本国の命令でスパイ活動をしている人間もいて、日本人を拉致したりしている現実があります。外国人の人権を優先して、日本人の人権が侵害されることがあってはいけません。絶対にやめて下さい。お願いします。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
378	<p>当条例の制定自体に反対します。差別の一切無い社会をつくる為と訴えながら、本邦外出身者と性的少数者への差別的な行為は罰するが、日本人への差別的な行為は罰せられないと受け止められる文言があり、日本人を差別しているから。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
379	<p>当条例の制定自体に反対します。理由は相模原市民の方々にこの当条例の制定を十分に周知しているとは思えない為。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
380	<p>答申にあったように、ヘイトスピーチの対象や公の施設の利用制限の対象を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」にすることにも明確に反対します。</p> <p>差別になり得るものは対象に限らないはずであり、上記でない者を対象に出来ず、偏ったある一定対象者にのみ利益を与えるものを目指すものになりかねないと、強く危惧します。</p> <p>そもそも、「ヘイトスピーチ」を取り締まるためには現存する刑法の名誉毀損罪を適用すべきであり、新たな条例は不要です。</p> <p>不必要な特別法や条例の新設は、ある一定の偏った方々を利するための不当な利権目的になりかねない等、慎重になるべきと考えます。</p>	1		
381	<p>日本人をヘイトする条例に反対。</p> <p>全ての民に相互主義を貫くべきです。</p>	1		
382	<p>日本人をヘイト扱いする条例はやめていただきたい</p>	1		
383	<p>反対です。</p> <p>本邦街出身者のみに適応されるという憲法14条違反です。</p>	1		
384	<p>百害あって一利なしの条例案であり、このような条例が通るようでは相模原市には近づきたくない。同県住民の一人として廃案を求める。</p>	1		
385	<p>本当にこのような条例が必要なのでしょうか。</p> <p>私には必要だと全く思えません。</p> <p>このような条例は必要ありません。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
386	<p>本法案は日本国憲法14条違反であり、あらゆる面で差別助長を促し相模原市の秩序を乱す悪法。</p> <p>全てを『行政中心の差別撲滅宣言』として司法と別に刷新すべくやり直しを求めたい。</p>	1		
387	<p>憲法14条1項は【全ての国民は法の下に平等であって、人件、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない】と包括的に明記されている。</p> <p>内容に付いていちいち細分化して論じる事は混乱を来たす事になる。</p> <p>この様な法案は認める事は出来ません。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
388	<p>要旨： 相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子の該当箇所について</p> <p>人権尊重のまちづくり条例において、「郷に入って郷に従う」が海外どこの国々でも人として極めて当たり前の常識であり、人間社会における世界観であり国家観に元ずき施行することが不可欠です。共同体社会もこの倫理があつてこそ成り立つものであり、ロシアの文豪ドストエフスキーもはき違いの自由と平等の概念が社会を混乱させ固有の伝統文化と歴史を瓦解し国を滅ぼすと言及しました。正直なところ、現状の国連からはこの人間社会に不可欠な要素が残念ながら見受けられません。以下、相模原市内と我が国日本の全国民が注意・対策共有が必要な対岸の火事ではない問題事例を記載いたします。</p> <p>まず昨今のLGBT法や同関連制度の実態について知るべき実態が、同性愛の助長や性の多様性教育は子供達にとって行き過ぎであり、看過できない問題であるため、即時廃止が不可欠であり現立法府の方向性に従うべき法制度ではありません。実際には同法制度にある人権と平等という言葉が実際には女性や子供たちへの差別行為や性犯罪を誘導している大きな社会問題が既に欧米諸国では日々続発中です。同海外での現実問題は残念ながら日本のマスコミからは一般大衆に対し全く報道されておらず、この現状は同時に知る権利を侵害した憲法違反です</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>(違憲と同時に人間として倫理観が瓦解した許されない人権侵害です)。また、昨年LGBT法がほぼ強行採決されたことと前後して、日本国内でも女性を自認しているという一言だけで、男性器を持つ男性が強引に交通機関の女性トイレや女湯に侵入した問題事例が国内各地で発生するようになりました。LGBT当事者方々からはLGBT法の施行に対して強い反対声明を永田町の記者会見で言及された事実もここに追記します。キリスト教やイスラム教とは違い、歴史を見ての通り、我が国日本で昔から同性愛に対して寛容であり、それ以上それ以下を誰も求めていないことが事実です。確かに差別問題があったとしても、それに対してはあくまで個人間での事例がほとんどであり、公に法制度を配備するまでの問題はありません。芸能界のタレント陣を見てもこのことは明確であり、おもむろに性差別を誘導する日本人は極めて少ないからです。二つ目として人権尊重の概念において、外国人が容易に移住先の国で選挙権を持つことや、その国の習慣と法制度、文化に対して忠誠を誓うことなくして帰化することは間違っています。全ての人間において人権があることは当然ながらも、民族固有、各国固有の文化や習慣を無視・変質化・排外するような思想がある場合は、移住・定住するべきではなく、自身のエゴで無理に居座り自身の異文化思想を押し通すような行為は間違っても「人権尊重」ではなく、この行為こそが傲慢・利己的・人権侵害と排外主義そのものです。実際に米国内ではバイデン政権が一方向的に移民受け入れ制度の規制緩和を行なった結果、それまで少なかった治安悪化がここ近年で蔓延拡大しています。ヨーロッパ諸国での移民問題も、宗教的な対立と性犯罪などが多発しこの20年間で各国都市内では治安や社会福祉が崩壊し、今も尚その人的災難は日々止まるところがありません。これに対して英国はロンドン市長の問題があり手遅れ感もありますがEUを脱退、ハンガリーは移民政策を全面廃止、イタリアやフランスでも地元白人住民による反移民政策の運動が大きくなっています。繰り返しますが、これらの問題事例についても、我が国のテレビや大手マ</p>			

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>スコミからは大衆に向けて全く報道されておらず、知る権利を侵害中です。</p> <p>もっとも、移民労働者の必要性を労働力不足として言及される方々も存在しますが、実習生の事例も含めて低賃金労働問題も週刊誌やSNS界隈で発覚しています。これは、移民労働者推進派の問題でもであり、彼らは自国通貨発行での国債補填による設備投資と並行して日本人労働者の雇用環境改善について一切言及しない、極めて不適切で無責任な世論誘導をしているからです。</p> <p>以上、同一性障害の助長する法制度と移民政策を助長する法制度は、実質無駄な公金支出でもある男女共同参画と同様に負の意味で確実に日本人の少子化にも影響する切実な問題であるため、一切の発議や施行は行うべきではありません。「人権尊重をはき違えないための」、人として極めて当たり前の倫理観のもと、条例や法制度を有権者とともに作成することが不可欠です。</p>			
389	<p>今回の相模原市人権尊重のまちづくり条例（以下、人権条例と記載）の条例案骨子は国連の人権機関が制定を求める包括的差別禁止法の内容を盛り込んだ市人権施策審議会の答申（以下、答申と記載）が反映されておらず、実際に差別を止め、どんな属性であっても人権が尊重される社会の実現には程遠い内容と言わざるを得ません。津久井やまゆり園事件が起こった相模原市で、このような内容の条例が成立してしまうことは、国や他自治体の差別解消の取り組みに対し誤ったメッセージを送ってしまうのではないかと危惧します。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件については、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が繰り返されないことがないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、条例を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
390	差別や人権侵害事案が発生した時に第三者機関が救済できる仕組みを作ること差別や人権侵害した者に対する罰則規定を設けること等、条例の答申に基づく条例づくりが日本の人権水準を国際基準に近づけるうえでとても重要である。あの津久井やまゆり園事件が起きてしまった相模原市だからこそできることをきちんとやっていただきたい。	1		
391	<p>条例制定の立法事実として平成28年の神奈川県立津久井やまゆり園の事件のことを背景とされています。しかしながらこの事件は国内の障害者施設の障害者をターゲットとした戦後史上類を見ないものであり、本邦外出身者への不当な差別的言動とは全く関係がありません。この事件があったから不当な差別的取扱いや不当な差別的言動の解消を目指す、とりわけ本邦外出身者への不当な差別的言動の解消を目指すというのは、出発からして全く筋違いと言わざるを得ません。</p> <p>以上より、私は19条から27条の削除に加え、そもそもこの条例の制定自体を凍結すべきと考えます。</p>	1		
392	<p>条例制定自体に反対する。</p> <p>具体例として</p> <p>しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。この事件が決して風化することがないように、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められる。</p> <p>やまゆり園は、県の施設であり市の施設ではない。</p>	1		
393	前文「風化することがないように～」はまるで、他人事のように感じます。相模原市として「二度と起こさない」とその決意を表明し、この条例を「差別的言動を広げない条例」ではなく、「差別をなくし、被害者を救済するための条例」としてください。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
394	<p>反差別の法規範は必要です。</p> <p>差別によって殺された人達を、ヘイトクライムを無視し黙殺する態度は、「あの人は殺されたって構わない」と言い続けているのと同じですよ。貴方の仕事は、「人権侵害する自由を謳歌する市民」と「人権侵害されても構わない市民」を作り出す事なんですか？</p> <p>答申を無視しないでください！</p>	1		
395	<p>まず、条例案の全体を見ると、不当な差別であるかどうかの認定が市長に委ねられているように思えるが、市長による判断過程に公平性や透明性が保証されていない。</p>	1	<p>不当な差別的言動の判断につきましては、市が恣意的な運用をしないようにするため、審査基準を定めたくうえで法律面など専門性に特化した視点から、人権委員会に諮問し、調査審議していただくことを予定しており、公平性や透明性が保障されるよう、適切な運用に努めてまいります。</p>	ウ
396	<p>骨子案を見て驚きました。元々答申案の中にあつたやまゆり園で起こったヘイトクライムの原因究明もなされず、ヘイトクライム文言も全く消えてしまいました。</p> <p>やまゆり園事件が起きたのは、障害者問題の解決を施設収容で解決しようとする行政の基本的な考え方が原因だと考えます。誰が好き好んで施設に入りたがる人がいるのでしょうか。いるとすればそれは社会的な圧力に他なりません。</p> <p>相模原市はその問題から逃げてこの条例案をヘイトスピーチの防止にすり替えようとしています。私たち全身性重度障害者は児童期は特別支援学校・特別支援学級で隔離され、成人になっても障害者施設にぶち込まれます。昨年の国連勧告の中でも障害者のグループホームに入るのが半ば義務化していると指摘されています。この状態の中で相模原市が人権宣言をされたら、この状態が当たり前だと認識されてしまいます。私自身も散髪のために床屋に行った時に「どちらの施設から来ましたか？」と聞かれました。社会なんて、そんなものです。そんな社会の考え方が、やまゆり園事件を起こしたのです。二度とやまゆり園事件を起こさないためにも、条例案の中に「脱施設」と共に「フルインクルーシブ教育」を推し進めていくことを明記すべきです。</p>	1	<p>「ヘイトクライム」という用語については、法令、国会答弁における使用がなく、確定した定義はなく、人によって解釈が多岐に渡るおそれがあるため、使用しないこととしましたが、本条例を制定する契機の一つである「津久井やまゆり園事件」については、様々なご意見があり、市民の皆様が共感して感じている事件に対する思いを記載することとし、修正いたします。</p> <p>障害者ご本人の意思をしっかりと確認した上で、希望する生活を送ることができよう支援していくことが重要であると考えています。津久井やまゆり園事件は、本条例を制定する重要な契機の一つであり、条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「脱施設」或いは「フルインクルーシブ教育」といった文言をこの条例に規定することは考えていません。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
397	<p>「 前文について」</p> <p>(1～3段落目)</p> <p>痛ましい事件であり、風化することがないよう、一定の対応をすることは理解しますが、日本国憲法等々もある中において、条例制定までの取り組みが求められると相模原市が考える理由がよくわかりません。</p> <p>「事件の発生は、相模原もその一因」であったといったような印象さえ受けてしまいますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市は極端に差別意識が高い街である ・相模原市民は極めて人権意識が希薄である <p>あるいは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の相模原市民から条例制定を求める声がある(一部の市民や市外の団体等ではない)」 <p>などといったような客観的なデータ等でもあるのでしょうか。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件については、大変痛ましく、許しがたい事件であり、条例を制定する重要な契機の一つとなっております。こうした事件が二度と起こらないよう、事件の記憶を風化させないようにするため、前文に書き込んだものですが、様々なご意見を頂いた中で、津久井やまゆり園事件に対する本市の認識がより明確になるように、次のように修正いたします。</p> <p>「しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まなければならない。」</p>	ウ
398	<p>答申から罰則を削るなど条例案骨子からは差別を本気でなくす姿勢が感じられませんが、このままでは津久井やまゆり園ほどのヘイトクライムがあった自治体でもこの程度の緩い条例ですませられるという悪しき前例になります。</p> <p>白紙撤回して一からつくりなおしてください。</p>	1	<p>条例(案)骨子の作成に当たっては、答申を踏まえ、本市の実情に合った内容とするため、不当な差別的言動に関する実態調査や、法的課題について学識経験者の意見を伺いながら慎重に検討を進めたものです。</p> <p>検討の結果として、不当な差別的言動への対応においては、対象属性を縮小し、罰則規定を設けないものなど、本市の立法事実を踏まえた内容とした事項もありますが、「相談支援体制の充実、あらゆる属性を対象とした不当な差別的取扱いの禁止とこれを受けた人の救済制度の設置、声明の発出や人権委員会の設置」など、相模原市人権施策審議会からいただいた答申について、最大限尊重したものと考えております。</p>	ウ
399	<p>通常、パブリックコメントは形式的にすぎず、結局原案通り、または微修正にとどまる。しかし、今回は「なぜ、答申に反する案の提案に至ったか」が最大の問題であり、今後のパブコメに影響を与える可能性が大きいため、現段階でのパブコメは適切とは思えない。提案者は、勇気を持って原案の撤回に踏み切っていただきたい。市長の未来を見据えた英断に心から期待している。</p>	1	<p>答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
400	撤回を求めます。	1		
401	白紙撤回	1		
402	白紙撤回を求める。	1		
403	<p>中身のまるでない理念条例となってしまう。津久井やまゆり園事件がおきたのはなぜなんですか？個人の思想によるものと、市には行政には何の責任がないと言うのですか？差別を解消しようという姿勢がなかったから、差別を助長するような市の行政の姿勢があったから、「下地・土台」をつくってしまった。見て見ぬふりをしたから津久井やまゆり園事件が起きたのですよ！</p> <p>やまゆり園事件に言及がないのは広島市の平和条例に核の言及がないのと同じです。一度条例にしてしまうと、あとから何を言い訳にしようが相模原市の姿勢はことなかれといわれ続けるのですよ。もっと真剣に「差別されている側」の意見をとりいれなさい。</p>	1	<p>本市としては、津久井やまゆり園事件について、障害者を排除するという犯人の思想やこれに同上する考え方は、決して容認できるものではない、と認識しており、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組ができるよう、人権施策を推進してまいります。</p>	ウ
404	<p>骨子案を見て驚きました。元々答申案の中にあつたやまゆり園で起こったヘイトクライムの原因究明もなされず、ヘイトクライム文言も全く消えてしまいました。</p> <p>やまゆり園事件が起きたのは、障害者問題の解決を施設収容で解決しようとする行政の基本的な考え方が原因だと考えます。誰が好き好んで施設に入りたがる人がいるのでしょうか。いるとすればそれは社会的な圧力に他なりません。</p> <p>相模原市はその問題から逃げてこの条例案をヘイトスピーチの防止にすり替えようとしています。私たち全身性重度障害者は児童期は特別支援学校・特別支援学級で隔離され、成人になっても障害者施設にぶち込まれます。昨年の国連勧告の中でも障害者</p>	1	<p>「ヘイトクライム」という用語は、国において確定した定義はなく、人によって解釈が異なる可能性があるため、使用しないこととしましたが、様々なご意見を頂いた中で、津久井やまゆり園事件に対する本市の認識がより明確になるように、次のように修正いたします。</p> <p>「しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取組まなければならない。」</p>	ア

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>のグループホームに入るのが半ば義務化していると指摘されています。この状態の中で相模原市が人権宣言をされたら、この状態が当たり前だと認識されてしまいます。私自身も散髪のために床屋に行った時に「どちらの施設から来ましたか？」と聞かれました。社会なんて、そんなものです。そんな社会の考え方が、やまゆり園事件を起こしたのです。二度とやまゆり園事件を起こさないためにも、条例案の中に「脱施設」と共に「フルインクルーシブ教育」を推し進めていくことを明記すべきです。</p>		<p>また、障害者ご本人の意思をしっかりと確認した上で、希望する生活を送ることができよう支援していくことが重要であると考えています。</p> <p>津久井やまゆり園事件は、本条例を制定する重要な契機の一つであり、条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「脱施設」或いは「フルインクルーシブ教育」といった文言をこの条例に規定することは考えていません。</p>	
405	<p>しせつをなくすじょうれいをつくってください。</p>	1	<p>「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げ、地域生活を支えるための施策の充実に取り組んでいます。</p>	ウ
406	<p>施策には脱施設化による地域移行が必要不可欠であるとする。相模原津久井やまゆり園事件が二度と起こらないようにしなければならないという趣旨の文章があるにも関わらず、地域移行は一向に進んでおらず、グループホームへの移行が地域移行かのように扱われています。密室になればなるほど津久井やまゆり園事件は再び起こってしまうのです。地域移行とは一般の住宅で介護者と共に暮らす生活であって、グループホームは地域移行ではありません。そして、私たち重度障がい者は施設という環境に置かれてしまったり生きていても価値のない人間として抹殺される存在なのです。それ故に、この相模原市人権尊重のまちづくり条例案では脱施設化という文言を</p>	1	<p>「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げ、地域生活を支えるための施策の充実に取り組んでおり、障害者ご本人の意思をしっかりと確認した上で、希望する生活を送ることができよう支援していくことが重要であると考えています。</p> <p>本条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「脱施設化」といった文言をこの条例に規定することは考えていません。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>絶対に明確に書いて頂きたいと強く思います。相模原市は津久井やまゆり園事件を起こしてしまったことを本当に反省して人権条例を作るのであれば、すべての障がい者の人権を保障する観点から脱施設化による地域移行を是が非でも実行する責務を負っているのです。この条例を読む限り、津久井やまゆり園事件は過去の出来事として、相模原市自体が風化させようとしているとしか思えないのです。そのようなことは決してあってはなりません。19人の尊い命が奪われ26人の負傷者を出し、45人が被害に遭うという未曾有の事件なのです。それを認識した上での人権尊重の条例とはとても思えません。この条例をこのまま策定してしまうのではなく、ぜひ津久井やまゆり園事件を二度と起こさない、どんなに重度な障がいがあってもすべての障がい者が地域で暮らせる条例に作り直して下さい。それをしなければ、相模原市はこの事件について責任を取っていない、また同じ事件が起こっても良いと思っているとしか考えられません。命の問題なのです。改善を強く求めます。相模原市としてこの事件の責任をとることの証として脱施設化の4文字を書いてください。それが無ければ次は自分自身が殺される番だと思い、夜も眠れなくなる重度障がい当事者の意見を軽んじないで下さい。相模原市の人権条例は全国モデルとなるものであって、相模原市が本当の意味で人権尊重の条例を作ればそれが全国で良い影響を与え、日本全国の人権条例が良いものになっていきます。相模原市はその思いと誇りをもってこの条例に脱施設化と書いて欲しいと願っています。よろしくお願い致します。</p>			
407	<p>「緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。」が多いです。いくらでも恣意的に運用が可能になってしまいます。削除してください。</p>	1	<p>勧告、命令、声明の手続きにおいて、人権委員会に意見を聴かず、実施できる旨の規定を設けていますが、あくまでも例外的な場合に適用することとしております。なお、実施した後、人権委員会にその内容を報告しなければならないこととしております。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
408	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の委員会を傍聴させていただきましたものがございます。また、のメンバーでもございます。</p> <p>まず、意見の一点目は、前回の委員会の中で外部からの意見はなかったかの委員の質問に対して、事務局は無いとお答えでしたが、は、9月～11日の期間に2～3回は、相模原市市役所に出向き相模原市長との面談を申し込んでおり、その理由に相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の中に脱施設という言葉をぜひいれていただきたいという意見を公式な形をとって持っていましたので、そのことがご報告なかったのは、非常に不信感を感じました。次の意見の二点目は、公式的なかたちをとり、相模原市長に対して面談を申請したにもかかわらず、市長が応じていただけなかったというのは、応じていただけなかった私たち団体のメンバーの者たちだけでなく、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の委員会に対して、また、その委員の方々に対して不誠実な対応ではなかったのかと懸念を抱きました。何故なら相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の委員の方々はその意見を聞きながら、読みながらこの条例をより良いものになる様に話し合うからです。</p> <p>意見の三点目は、パブリックコメントは事務局が預かるということでしたが、上記のようなことがあった後では、事務局だけではなく、すべてのパブリックコメントを委員の方々と共有するというを条例の中に盛り込むべきだと考えます。</p> <p>そして、意見の四点目、これが最も重要ですが、津久井やまゆり園事件のようなことが起こった相模原市では、他市に先駆けて、条例の中に脱施設化を盛り込み、率先してしょうがいしゃ一人一人の地域移行を行うことを掲げるべきです。</p> <p>また、条例に背く者に対しては、市長勧告や、名前の公表だけでなく、罰則規定を設けるべきだと考えます。</p>	1	<p>ご意見の中の委員会とはどの委員会のことを示されているのかは分かりかねますが、本条例に対して、様々な方々から、多くのご意見を頂いており、条例案の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>相模原市人権施策審議会に対しては、条例（案）骨子について11月28日に報告し、貴重なご意見を頂きました。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、政策等の策定に当たって、幅広い市民等の意見を反映することなどを目的とする制度であり、皆様からの貴重なご意見については、条例案の作成に当たって、参考にさせていただくとともに、頂いた意見に対する市の考え方を併せて公表いたします。</p> <p>津久井やまゆり園事件は、本条例を制定する重要な契機の一つであり、条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「脱施設」或いは「地域移行」といった文言をこの条例に規定することは考えていません。</p> <p>なお、不当な差別的言動に対する罰則規定の導入については、憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	上記の四点が盛り込まれるよう宜しくお願い申し上げます。			
409	相模原市子どもの権利条例の実効的な実行との連動を いじめも差別・ヘイト言動であるとの認識を持てば、すでに施行されている人権関連の条例との連動は、極めて重要だ。たとえば同条例の第6条は、いじめ、体罰、虐待等を受けないことや、犯罪、危険その他有害な環境から守られることなどが、権利として規定されている。新たに制定予定の条例も子どもを対象にしているが、子どもの人権に関しては、すでに条例で保障しており、子どもたちが人権の知識・意識・感覚を身に着けつつ成長することが、人権尊重のまちづくりのために大切なはずだ。	1	<p>本条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているものであり、既存の関係する条例等と連動するものです。</p> <p>この考えから、条例（案）骨子においては、多様な機会を活用した人権教育及び人権啓発の推進とともに、人権侵害に関する相談及びその支援隊の充実のため、新たに総合相談窓口を設け、既存の専門窓口である子どもの権利相談室等との連携強化に努めたいと考えております。</p>	ウ
410	相模原市民ではありませんが、今この国でヘイトスピーチが野放しになっている現状に危機感を抱き、条例策定を見守っていた者です。骨子を読ませていただきましたが、余りの骨抜きな内容に驚いています。差別を甘く見ているとしか思えません。	1	<p>本条例案は、相模原市人権施策審議会委員の皆様にご約3年半にわたってご検討いただいた答申を最大限に尊重し、本市の実態や法的な課題を整理した上で作成しております。</p>	ウ
411	<p>人権審議会の答申への、尊重と敬意と信義誠実を欠く扱いは、不相当であり市の信用を損ない、許されない 答申は、多くの公費と、長期の時間、そして審議会委員の方々の献身的な努力により作成されたもので、市には尊重と敬意、信義と誠実を持った対応をする常識的な責務がある。</p> <p>それらを欠いた答申の扱いは、審議会委員の方々に対する誠意と礼節を欠くものであるとともに、相模原市の信用を損ない、市民のプライドを傷つけるものだと言わざるを得ない。市民に恥をかかせるものである。</p>	1	<p>条例（案）骨子の作成に当たっては、答申を踏まえ、本市の実情に合った内容とするため、不当な差別的言動に関する実態調査や、法的課題について学識経験者の意見を伺いながら慎重に検討を進めたものです。</p> <p>検討の結果として、不当な差別的言動への対応においては、対象属性を縮小し、罰則規定を設けないものなど、本市の立法事実を踏まえた内容とした事項もありますが、「相談支援体制の充実、あらゆる属性を対象とした不当な差別的取扱いの禁止とこれを受けた人の救済制度の設置、声明の発出や人権委員会の設置」など、相模原市人権施策審議会からいただいた答申について、最大限尊重したものと考えております。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
412	<p>私は市民ではありませんが、条例には関心があり、手短ながら意見を述べさせていただきます。</p> <p>骨子案の随所に見られる「不当」という言葉ですが、行政の施策としては非常に曖昧な言葉であり、拡大解釈により本来人権侵害ではない会話や表現が摘発されたり等々の混乱を招きかねない恐れがあります。</p>	1	<p>不当な差別的言動の判断につきましては、市が恣意的な運用をしないようにするため、審査基準を定めたくうえで法律面など専門性に特化した視点から、人権委員会に諮問し、調査審議していただくことを予定しており、公平性や透明性が保障されるよう、適切な運用に努めてまいります。</p>	ウ
413	<p>本邦外出身者について</p> <p>イスラム教では異教徒の女性は動物以下なので犯しても良いとなっていると聞きますが、相模原市はこれを受け入れるのか</p> <p>イスラム教は土葬を要求すると思いますが、相模原市はこれを受け入れるのか</p> <p>市内の神社でツバを吐く者が出現した時相模原市ではこれを受け入れるのか</p> <p>上記の事が問題とならない様に相模原市として条例を作るべきではと考えます。</p>	1	<p>本市においては、多文化共生社会のまちづくりを推進しており、相互理解を深めることで共生社会の実現に取り組んでまいります。</p>	ウ
414	<p>相模原市人権尊重の街づくり条例に関して意見を述べさせていただきます。</p> <p>そもそも私は市民の属性に従って差別してはいけない者を設定することに反対です。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p> <p>そして、憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
415	<p>条例の対象について</p> <p>相模原市民（居住、在学、在勤）が他市の市民を不当に差別するケースは対象外でいいのでしょうか。</p> <p>前文に「インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題」と書かれています。にもかかわらず、その内容が条例にないのは、SNSが普及している現代の社会情勢に対応していない条例ではないのでしょうか。</p>	1	<p>基本理念である人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施するものと考えております。市民等にはこの考えにのっとり推進する施策への協力を責務として捉えており、市内外において、この考え方を市民等に理解を深めていただくものであると考えております。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
416	しせつにはいりたくない。いやだころされたくない。	1	障害者ご本人の意思をしっかりと確認した上で、希望する生活を送ることができよう支援していくことが重要であると考えています。	ウ
417	しせつは、ひとがいけるばしょではありません。 いちにちもはやくしせつをひらいてちいきにでられるようにしてください それがひととしていきることのじつげんです。	1	障害者ご本人の意思をしっかりと確認した上で、希望する生活を送ることができよう支援していくことが重要であると考えています。 「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げ、地域生活を支えるための施策の充実に取り組んでいます。	ウ
418	しょうがいがあります。わたしたちのことをかってにきめるな！ 「わたしたちのことをわたしたちぬきにきめない」とじょうれいにいれてしせつはいらない	1		
419	やまゆり園はいらないです。 施設はひつようなどないです。施設にはいりたくないです。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
420	<p>当条例案骨子は、市人権施策審議会の答申において画期的で実効性を担保する重要な内容が反映されていません。</p> <p>このまま条例案をつくることはどんなに素晴らしい答申でも無視しても構わないという行政手続き上の悪しき前例になります。</p> <p>条例案骨子を白紙撤回してください。</p>	1	<p>条例（案）骨子の作成に当たっては、答申を踏まえ、本市の実情に合った内容とするため、不当な差別的言動に関する実態調査や、法的課題について学識経験者の意見を伺いながら慎重に検討を進めたものです。</p> <p>検討の結果として、不当な差別的言動への対応においては、対象属性を縮小し、罰則規定を設けないものなど、本市の立法事実を踏まえた内容とした事項もありますが、「相談支援体制の充実、あらゆる属性を対象とした不当な差別的取扱いの禁止とこれを受けた人の救済制度の設置、声明の発出や人権委員会の設置」など、市人権施策審議会からいただいた答申について、最大限尊重したものと考えております。</p>	ウ
421	<p>当条例案骨子は、市人権施策審議会の答申において画期的で実効性を担保する重要な内容が反映されていません。</p> <p>本村賢太郎市長は条例案骨子について「勉強不足」であることを昨年11月、取材の記者に白状しています。</p> <p>不十分な知識に基づいた判断によって条例案骨子が練られた結果、画期的な答申が台無しになります。</p> <p>差別やヘイトスピーチの専門家からヒアリングをした上で一から条例案骨子をつくり直してください。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
422	<p>骨子全体</p> <p>2016年津久井やまゆり園で19人のしょうがい者が殺された。戦後最悪の殺傷事件が起きた市として、障害者が当たり前で地域で生きられるよう、「脱施設化」「地域移行の促進」を条文に盛り込むべきと考える。条例全体として、やまゆり園事件を2度と起こさないための根本的改革を中心に策定すべきと考える。</p>	1	<p>条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくこととしており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「脱施設」或いは「地域移行」といった文言をこの条例に規定することは考えていません。</p> <p>なお、「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げ、地域生活を支えるための施策の充実に取り組んでいます。</p> <p>津久井やまゆり園事件については、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が繰り返されないことがないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的とした条例を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。</p> <p>条例は、障害だけではなく他の属性も含めた人権全般を対象とした条例であり、障害に特化した施策を条例に規定することは考えておりません。</p>	ウ
423	<p>施設解体すべきです。</p> <p>施設解体という文言を条例中に入れるべきです。</p>	1	<p>条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくこととしており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「施設解体」といった文言をこの条例に盛り込むことは考えていません。</p>	ウ
424	<p>人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身に関係なく、どの人も安心して生活できる条例を作ってください。</p>	1	<p>人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するために、人権施策に関する取組を推進し、その充実に努めてまいります。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
425	<p>人権が尊重されないということは実際にあるとは思いますが、条例が有効なのか、条例がないとダメなのかと思うと疑問、残念な気がします。</p> <p>本当なら条例がなくとも不当な扱いを受けた人をしっかり守ってほしいし、人権教育は日々の中にあってほしいと思います。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定し、本市にふさわしい人権施策を推進してまいります。</p>	ウ
426	<p>被差別者と差別者を属性で分けて片方にだけペナルティを与えるのであれば、相模原市は一気に分断されてしまうと思います。社会とは往々にしてそのように一部の暴走によって容易に分断されるものだと思います。</p> <p>目立つ特色はあまりないけれど、ずっと穏やかに暮らしてこれたのは相模原市がそのような分断にさらされて来なかったからだと思います。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
427	<p>相模原市は津久井やまゆり園事件が起きてしまった市です。</p> <p>あの痛ましい史上最悪の事件が起きたことを市はどのように捉えているのか骨子案を見ても、実際お話をしても大変疑問です。あのような痛ましい事件を二度と起こさせたくと思わないのですか？と聞けば、起こさせたくない。と答えるでしょう。</p> <p>でも相模原市の姿勢は真逆です。</p> <p>あのやまゆり園で起こった事を知りながらやまゆり園の解体もせず、平然としている。この条例もやまゆり園の事件があったからこそ作ることになったかと思えばそんなことは全くないようですね。やまゆり園事件を立法事実を含めないとしたと聞き再び驚きました。</p> <p>何度でも言います。あの事件は史上最悪で最もひどい事件です。</p> <p>1人の異常者が起こした事件ではなく、1人の元職員が起こした事件です。</p> <p>何をすべきか・・・施設解体しかありません。そこから目をそらすから筋が通った</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件については、障害のある人を排除するという犯人の思想やこれに同調する考え方は決して容認できるものではなく、こうした事件が繰り返されることのないよう、また、事件の記憶を風化させることのないよう、毎年追悼式を行うとともに、「共にささえあい生きる社会」に向け取組を進めています。</p> <p>また、津久井やまゆり園事件は条例を制定する重要な契機の一つであり、多くの障害者の尊い命が奪われる大変痛ましく許しがたい事件であり、こうした事件が繰り返されることがないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、本条例につきましては、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した「施設の解体」或いは「地域移行」といった文</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>ものが何一つとしてできないのです。施設は人権侵害の場です。しょうがいしゃを集め、それなりに命を与えているだけの場です。これは施設の職員の努力では改善されません。システムが悪いからです。グループホームも同じシステムです。</p> <p>やまゆり園事件のあった相模原市の条例はこの史上最大の人権侵害を犯した施設の解体と地域移行を盛り込みそこに焦点を合わせていかなければ、人権なんて救済できません。</p> <p>もう一度言います。施設自体が人権侵害の場です。</p>		<p>言をこの条例に規定することは考えていません。</p>	
428	<p>意思疎通のできない人は殺すという犯人の主張をみとめるかの様な人権条例は断じて、認められません。きちんと当事者の声を反映した条例を！！</p> <p>施設はいらないです。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件は条例を制定する重要な契機の一つであり、多くの障害者の尊い命が奪われる大変痛ましく許しがたい事件であり、こうした事件が繰り返されることがないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。</p>	ウ
429	<p>明文化された基準なく、「差別」や「ヘイト」という言葉を一人歩きさせて被害者を創り上げ、逆に罪のない人々を苦しめる結果になることを危惧しています。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を市として把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするもので、本邦外出身者の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p> <p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
430	<p>この条例の目的は「一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする」とあります。</p> <p>ですが、骨子の内容は、標準的日本人を除外した「本邦外出身者と性的少数者」とをことん守り庇う内容となっています。</p> <p>昨今、LGBT理解増進法が強引につくられたせいで、性犯罪が起こりやすい環境がつけられてしまい、子供や女性が安心して暮らせない社会になりました。</p> <p>相模原市も同じ未来になるようにしか見えません。</p> <p>それ以前に、条例を自治体でつくらなければならぬ程、本邦外出身者や性的少数者がいじめを受けたり虐げられたりしている話を見聞きした事はありません。</p> <p>むしろ逆（本邦外出身者から日本人への嫌がらせ）の話のほうが良く聞きますが...？</p> <p>いずれにしても、条例の目的に多いに矛盾するので、「本邦外出身者と性的少数者」を「全相模原市民」へ変更してください。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
431	<p>人権条例をつくるうえで、大事なところが抜けている。</p> <p>「施設をなくし、しょうがいのある人も地域で生きられるようにする」と書いてください。そうしないと施設にいる人の人権が守られません。施設という場所が人権が守られないところだからです。施設があればまたやまゆり園のような事件やぎゃくたいがくり返されます。もう2度と起こってほしくないし、起こるかもと怖いんです。</p> <p>施設をよくしようと頑張るより、地域で生きられるように尽くしてほしいと思います。</p>	1	<p>本条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としています。</p> <p>本条例は、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、様々な属性を対象にして規定することとしているため、障害者施策に特化した施策を規定することは考えていません。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
432	39 検討は大切です。常に検討を加え更に良いものにしていただきたいです。	1	条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいります。	ウ
433	やまゆりえんじけんをわすれるな	1	津久井やまゆり園事件については、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が繰り返されることのないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的とした条例を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。	ウ
434	相模原ヘイト条例 骨子案は差別対象(=レッテル)だけ挙げられて何がヘイトかは『人権審議会の意見聞いて』推進指針を策定となっている何をもって判断するのか基準がないですよねお仲間だけでレッテル貼りするだけではないのか明らかに人権無視の一方的なレッテルで単なる区別だったりすることを差別と置き換え、極端な人権侵害を行う市の条例ではない。このような条例は相模原市の恥やめてください同じ神奈川県民として看過できない	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ
435	「本邦外出身者」という特定も、では日本人がなぜ含まれないのか、新たな差別を生み出すものと思われるし、そもそも、上位法の憲法で全ての国民は法のもとで平等と定義されています。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
436	骨子の前文に記されている本邦外出身者と性的少数者を削除しあらゆる市民、又はすべての市民へ変更すべき。 さもなくば日本人を差別するのは問題無しという、不公平かつ常軌を逸した条例になる。	1	本市の人権施策の基本姿勢を示した相模原市人権施策推進指針で掲げている人権課題を踏まえ、不当な差別又は虐待の対象の例として「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」を記載しております。	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
437	「本邦外出身者」という表現は変えられないでしょうか。地域住民なのにとてもよそよそしく感じます。「共に生きる」まちづくりの対象であるのならば、排外主義を許す余地をつくらないでほしいです。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
438	「本邦外出身者」を特別扱いしない。「不当な差別」の定義ですべて網羅されており特別扱いする必要ありません。	1		
439	「本邦外出身者」を特別扱いしないこと本邦出身者が逆差別される事例が多くなっています。	1		
440	人権教育の中に性的思考やジェンダーアイデンティティへの過度な理解を求める内容には賛同できません。 もっと多くの市民の声を聞いて、条例を作るようお願いいたします。	1		
441	「内容を熟読しましたが、「2 定義(3)」の内容は、海外不法滞在者の増加のリスクを増やす可能性があります。埼玉県での難民申請中の者の事件増加の問題を考慮すると、この条例は市民や国民にとって生命や財産を危険にさらす恐れがあると思われます。	1		
442	条例には反対いたします。理由としては、本邦外出身者への差別を監視することは憲法14条違反。人種差別撤廃条約違反。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
443	前文について、やまゆり園の事件を冒頭に置き「あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組」としながら本邦外出身者に主題を置く条例になっており、本邦出身者が考慮されておられません。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
444	<p>不当な差別の対象について 条例の本質が差別から相模原市民を守るものではなく、外国出身者を守る条例にみえます。外国出身者だけでなく、本邦外出身者に絞る意図を教えてください。</p>	1		
445	<p>本邦外の方へのことばかり書かれています が、本邦内の人々へのヘイトや暴力差別等は どうされるのですか？</p>	1		
446	<p>意見：骨子の「本邦外出身者」「性的少数者」という表現について、条文にすること自体が一般化・差別意識を植え付けるものであり、使用しないことが適切であると考えます。</p> <p>一般的でない、上記のような具体的な属性の違いを列挙するのではなく、憲法14条と同様の表現「すべての市民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（＝あらゆる差別は許されない）とするべきであると思います。</p> <p>理由：差別意識のない人間にとって、具体的な内容「本邦外出身者」「性的少数者」という表現を使用して、意識させること自体が「差別の芽」を植え付けることであり、差別につながっていくためです。</p> <p>私は群馬県出身（相模原市ではないのでここで言う本邦外の出身者でしょうか）になりますが、中学の授業で、「同和差別」の授業を受けてきました。</p> <p>当時、周りの友達も誰も、同和がどういう「属性」のものなのか認識すらしておらず、当然差別意識もないのにも関わらずです。</p> <p>授業を受けた人間は、同和がどういうものなのかを認識また調べるなどして、小さいながらも意識してしまいます。</p>	1	<p>本市の人権施策の基本姿勢を示した相模原市人権施策推進指針で掲げている人権課題を踏まえ、不当な差別又は虐待の対象の例として「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染者患者、性的少数者等」を記載しております。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>100%の人間が教育の通りになればよいのですが、そううまくいきません。</p> <p>人によっては、「その属性」であるか、そうでないかで違いがあることを認識し、そうでない自分は優秀であるという意識を持ち、</p> <p>一方、「その属性」の人間は劣等感を持つことで攻撃的になり、結果、「その属性」であるかどうかで対立を生むきっかけになります。</p> <p>つまり、こういう「属性の違いを具体的に挙げる」こと自体が「差別の芽」を生むことになるのです。</p> <p>故に、「本邦外出身者」「性的少数者」という表現は使用せず、憲法14条と同等の属性区分にとどめ、双方向の「あらゆる」差別はゆるされないとすることが望ましく、内容の見直しを強く要望いたします。</p>			
447	<p>同じく「総則 定義（8）表現行為」は日本国憲法の表現の自由および言論の自由に抵触するものと思われま。</p> <p>故に本条例案に反対します。</p>	1	<p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
448	<p>前文、定義他各所に「本邦外出身者を始めとした外国人につながるの者」とありますが、なぜこのようなわかりにくい持って回ったような表現をしなくてはいけないのでしょうか。審議会の答申はわかりやすかった。答申通りの表現をして下さい。</p>	1	<p>答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。</p>	ウ
449	<p>本邦外出身者と性的少数者というマイノリティを過度に過剰に守る条例は要りません。</p> <p>人権尊重と言うなら、如何なる相模原市民も不当な差別から守られるべきとすべきです。</p>	1	<p>本市の人権施策の基本姿勢を示した市人権施策推進指針で掲げている人権課題を踏まえ、不当な差別又は虐待の対象の例として「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながるの者、感染症患者、性的少数者等」を記載しております。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
450	<p>社会における“人権問題”とする事案のそれぞれについて、相模原市では、条例を制定する必要があるほどの多くの事案が発生しているのでしょうか。</p> <p>条例を制定し、令和6年4月1日から施行させる必要性は、あまり感じませんが、条例を制定する場合には、人権委員会委員の選定も含め、慎重に事を進めていただきたいと考えます。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件は、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、市としては、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重させ、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図るため、条例を制定したいと考えています。</p>	ウ
451	<p>LGBTに関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文 <p>「また、社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生している。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 <p>「性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性)」</p> <p>この部分に記載のある、性的少数者や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関しての差別的問題があるとされるが、これらの文言に関してはもっと慎重に取り扱うべきである。</p> <p>なぜなら、これらを優先することが、女性軽視につながり、差別を生む可能性をはらんでいるからである。</p> <p>実際問題、性自認が女性であるとする、いわゆるトランス女性といわれる方々もいると聞くが、すでに女性スペースの使用について問題になっているのを聞く。</p> <p>女性が身体が男性であるトランス女性が女性スペースに入った際に不安を感じるのは当然だと考える。</p> <p>また、海外の事例では、女性スペースに「性自認が女性と自称する男性」が女性へ性被害を加える事件が多発し、問題となっていることは、市長並びに市議会委員、市の職員の方々は知っておられるのだろうか。</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」については、相模原市人権施策推進指針において人権課題の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、不当な差別の対象属性の一つとして記載しています。</p> <p>なお、自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることなく、本条例は市民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。市としては、ジェンダーアイデンティティに関する正しい理解が進むよう、周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
452	<p>骨子にある「本邦外出身者」と「性的少数者」に特化した内容をすべて削除するのが適切です。</p> <p>なぜなら、このままでは日本人と性的にノーマルな人達を除外しているの、シンプルに不公平な条例になるからです。</p> <p>少数派だけを過度に守ることは、大多数を邪険に扱うことになり、一人一人の人権を尊重するまちづくりにはならないですよね。</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」については、相模原市人権施策推進指針において人権課題の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、不当な差別の対象属性の一つとして記載しています。</p> <p>なお、自己の性別に関する認識を偽ることで、女性を危険にさらすようなことは決して許されることなく、本条例は市民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。市としては、ジェンダーアイデンティティに関する正しい理解が進むよう、周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	ウ
453	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子の「前文」第四段落、及び「総則 2 定義 (5)」に記載されている、本邦外出身者という文言について意見致します。</p> <p>私は10年前まで港区議会議員として奉職し、現在は全国各地の人権施策について調査研究しています。</p> <p>実は私自身、国籍は日本国籍ですが、父親はフィリピン国民、母親は日本国民で、国の法律、いわゆる「ヘイト解消法」に関連して法務省の所管部署で確認したところでは、私自身本邦外出身者というカテゴリーに入るとのことです。</p> <p>そして私自身の子供あるいは孫、子々孫々に至るまで本邦外出身者ということになるそうです。</p> <p>私以外の人間で、先祖が大陸から来た人もまた本邦外出身者になるとのことで、例えば奈良時代の白村江の戦いや、戦国時代の朝鮮出兵の時に日本に来た人の末裔も本邦外出身者になるそうです。</p> <p>そのような考えなら、大和朝廷以前からも含め、永い日本の歴史の中で、大陸から日本に渡り、日本に住み着き土着化し、その末裔の人々も多く存在するであろうし、日本中至る所本邦外出身者がいることとなります。</p> <p>私は日本に生まれ育ち、60年近い歳月が経過しておりますが、今更四つの島以外の出身者を先祖に持つ本邦外出身者という</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を市として把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするもので、本邦外出身者の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p> <p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>言われ方をされても、極めて強い違和感を感じます。</p> <p>官僚も国会議員も、本邦外出身者という言葉の定義を正確に言い表すことができる人が、果たしてどれくらいいるのでしょうか。</p> <p>そんなあやふやな定義の本邦外出身者という表現を用いることに対して、極めて強い抵抗感を抱きます。</p> <p>国民の中にそして相模原市民の中に、新たな分断、差別を生み出すことになるおそれがあり、あくまで出自や出身地に関わらず、あらゆる差別、ヘイトに対して反対するという姿勢から、本邦外出身者という言葉の削除を求めます。</p>			
454	<p>定義(1)の市民等の項目に「国籍によらず」と書き加えた上で、本邦外出身者と限定する部分を全て市民等に置き換えるべきである。また、定義(5)、(6)を削除すべきである。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。</p>	ウ
455	<p>本邦外出身者に特化した記述を全て削除。</p>	1		
456	<p>日本国憲法第14条及び国連人種差別撤廃条約第1条に抵触する部分が多いため、本邦外出身者は削除すべきである。</p>	1		
457	<p>「本邦外出身者」に特化した記載は全て削除してください。</p> <p>なぜ本邦外出身者のみ特化した記載が必要なのでしょう。</p> <p>本邦出身者が蔑ろにされていると感じます。</p> <p>差別は日本人に対しても行われてはいけません。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
458	<p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」として規制しているが、本邦出身者とそれ以外を区別する必要性が明確になっていない。</p> <p>本邦出身者に対する不当な差別的言動についても規定すべきであるが、冗長になるため、本邦外出身者のみへの言及は削除すべきだ。</p> <p>そもそも区別は不要である。また、本邦外出身者のみを特権的に扱い、日本国民を差別し不利に扱う様な考えは不見識であり、悪しき少数派偏重、極端な意見偏重ひいては他国によるあらゆるレベルでの国内侵略に無防備になる危険がある。</p> <p>また、上記規定と同趣旨の法律がありそれに重複して条例を設ける意図が十分に説明されていない。</p> <p>日本国民の誇りに関わる歴史問題や密航、不法滞在等の治安上の機微な関連もある中、不用意な条例化は望ましくなく、本邦外出身者のみ適用の規定は削除すべきだ。</p>	1		
459	<p>1．条例の変更案</p> <p>条例全体から「本邦外出身者に対する」という文言の削除が適切と考えます。</p> <p>2．上記の理由</p> <p>本条例は「外国人を一方向的に尊重する」内容になっており、そのままでは前文に記載があるような「相互に尊重し合う」ための条例にはならないと解釈します（外国人への差別は規制するが、日本人への差別は規制しない、と読み取れる）。本条例に「本邦外出身者に対する」という文言が無かったとしても、出身国などに基づいた不当な差別が規制の対象となるため、外国人を尊重する観点からも十分効果を成しえると考えます。</p> <p>3．お願い事項</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
	<p>市民として調和を図ろうと努める人に関しては、自身では変えようがない事項（出身国など）に基づいた差別は避けるべき事かと思えます。しかし、一方的な尊重（保護）となる条例は邪な思想を持った人に悪用される恐れがあると考えております。例えば、自身の迷惑行為に対して受けた注意や対処に対して、差別を受けたと論点をすり替えて騒ぎ立て、自身の主張や行為を押し通すなどの行為が発生する恐れがあると思えます。そしてその行為の被害者はもともと住んでいた市民（主に日本人）が受けることになると思われまます。外国人だから尊重されるのではなく、市民としてお互いに尊重できるような条例をお願いいたします。</p> <p>何卒よろしくをお願いいたします。</p>			
460	<p>そもそも差別（ヘイト）は本邦外出身者・本邦出身者・等を問わずあってはならないことであり、そこに敢えて区別を設けるような文言を入れることは住民を混乱させ、のちの市民生活に故意に偏狭な状態を将来させることにほかならない。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。</p>	ウ
461	<p>骨子の【本邦外出身者】という表現は定義があいまいで不安になります。</p> <p>外国人、外国籍、どちらかの親が外国人、また先祖に外国人の方が居る場合、何代前まで遡って本邦外出身者なのか判断するのは困難だと思います。</p> <p>日本人も外国人も分け隔てなく平和に暮らせる条例にする為に【本邦外出身者】という文言は外して頂きたいと思えます。</p> <p>川崎市のように過激な政治団体と在日外国人の一部の人たちの争いを平和な相模原市に持ち込まれないよう、公平・公正な未来志向の条例が策定される事を願っています。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
462	<p>骨子の前文で「全ての人間」と書いてあるにも関わらず、概要の条例(案)の構成には「本邦外出身者に対する」と書いてあります。これでは日本人だけが一方的に差別的言動を受け続け反論をすれば本邦外出身者に対する差別的言動として抑圧をされる事態もあり得ます。現に海外では多くの難民を受け入れた結果10数年で強姦件数が10倍程度になり、その9割がその国においての本邦外出身者であるとその国の国会議員が訴えた結果それが事実である事を示す統計データがあるにも関わらず「差別的言動」として議員の職を解かれた事がありました。現に被害が出ていてもマスコミも政治家も「レイシスト」のレッテルを恐れて口を噤み、本当の弱者が虐げられ続ける現状をいまだに変えられないと聞いています。</p> <p>差別的言動が「全ての」人間に許される物ではないのであれば「本邦外出身者」と言う文言はあってはならないはずです。</p>	1		
463	<p>条例案から本邦外出身者に関する記載を削除を求めます。</p> <p>基本的に人権は国籍に関わらず享有されると憲法に明記されており、現行法で差別については十分対処できます。一部の人々を守る為に新たな差別を生じる構造にはなりません。</p>	1	本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。	ウ
464	<p>全ての人権を尊重するという意味で考えると、骨子の『本邦外出身者』の部分について、それに限定する必要はないように思いました。もちろんそれも大事かもしれませんが、国籍、性別、出身、障害、などさまざまある中の1つであるように思います。その辺りの文言を整理するとより良いと感じました。</p>	1		
465	<p>日本人外国人問わず差別を禁止するのであれば本邦外出身者と言う言葉は削除すべきです</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
466	非差別対象を本邦外出身者と記載することは人種差別撤廃条約違反です ただちに削除してください	1		
467	本邦外出身者、の削除を求めます。 ・血筋(本邦外か否か)によって法の取り扱いを変える事は人種差別撤廃条約に対する条約違反です。 条約第1条4項「特別措置継続してはならない」にも違反です。 そもそも、憲法14条の「法のもとに、平等」に完全に違反しています。 本邦外出身者の定義が明確ではありません。法務省の回答によれば、「室町、平安時代でも」先祖が本邦外出身者ならとの事ですが、一体誰がどのように証明するのでしょうか？ 差別は誰が誰に対しても良くないことです。本邦出身者、本邦外出身者関係なく公平にするべきです。 相模原市を本邦出身者、本邦外出身者で分断しないでください。	1		
468	本邦外出身者という言葉が骨子の中にありますが本邦外出身者の定義があいまいなまま人権に関する条例をつくる事に重大な懸念を感じています。 在日外国人＝本邦外出身者なのか？ 何代前に外国人の血が混ざっていたら本邦外なのか証明するのが難しい問題だと思うのです。 帰化された外国人の方と外国籍のまま相模原市で生活している方とで扱いは変わるのでしょうか？ 相模原市から本当にすべての差別を無くそうとするならば【本邦外出身者】という言葉は削除すべきだと思います。	1		
469	本邦外出身者と言う文言がいたるところで見られるが、市内において立法案件は認められないため削除、廃案が望ましい。	1		
470	本邦外出身者に関する記述を削除してください。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
471	本邦外出身者に特化してそれ以外の人々を置き去りにする片務的な内容には反対します。 本邦外出身者の削除を要望いたします。	1		
472	本邦外出身者をどのようにして区別するのでしょうか？ 本邦外出身者のみに適用されるという事は、血筋での人種差別に相当します。人種差別撤廃条約に明確に違反しています。 また、憲法14条の法の下の平等にも違反しています。 本邦外出身者については削除をお願いします。	1		
473	本邦外出身者を削除する	2		
474	本邦外出身者を削除する事を要望する	1		
475	「本邦外出身者」の記述を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理すること。	2	「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。	ウ
476	この条例の全てについて「本邦外出身者」を特別扱いしないこと。すべて平等を基本にすること。本邦出身者が逆差別することが心配される。	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
477	<p>川崎市民ですがこの条例の制定に反対します。</p> <p>なぜ本邦外出身者と性的少数者のみを手厚く守るのですか？</p> <p>人権が大切、一人一人がかけがえの無い存在であると言うなら、</p> <p>本邦外出身者と性的少数者が差別された場合のみならず、属性や国籍を問わず、あらゆる人達が不当な差別を受けた場合も含めるべきです。</p> <p>よって、本邦外出身者と性的少数者、ではなく、全市民、に変えるべきです。</p>	1		
478	<p>本邦外出身者 わかりにくいです。答申記載の表現（人権、民族、国籍）に改めてください。</p>	1		
479	<p>まず、差別を無くすことを目的とする条例（案）の骨子として、本邦出身者と本邦出身者以外を分けるという差別を助長するようなコンセプト自体が受け入れ難い。本邦出身者は相模原に近寄るなどのメッセージだと認識する。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
480	<p>「本邦外出身者」の記述について</p> <p>「本邦出身者及び本邦外出身者」とすべきでは？</p> <p>そもそも2(3)に「国籍」「出身」の記述があるのに「本邦外出身者」を強調する意図がわからない。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ
481	<p>骨子では、本邦外出身者については、記載がありますが、本邦内出身者（日本人）については、記載がありません。</p> <p>平等ではありません。本邦外出身者から、本邦内出身者（日本人）への差別についても、平等に対応するべきと思います。</p> <p>本邦内出身者（日本人）から、日本国を貶める言動についても、応するべきと思います。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
482	<p>骨子の「本邦外出身者」のすべての記載部分は「本邦出身者および本邦外出身者」とするのが適切だと考えます。</p> <p>訂正前の文言では、本邦外出身者のことは守るのに、本邦出身者のことは守らないこととなります。</p> <p>本邦出身者と同様に、本邦外出身者も当然悪意ある言動や犯罪も犯します。中国や韓国の人々が、日本人を侮辱したりいじめたり、日本人の顔を書いたものを燃やしたりは繰り返されているのは、報道などで多くの人に知られています。今後、本邦出身者と本邦外出身者との衝突もあり得ます。その時に、本邦外出身者だけは本邦出身者に対して差別的な言動をしても構わないのでしょうか。このままでは本邦外出身者を特別扱いしていることになり、それを知った本邦外出身者が悪用する可能性が出てくると考えます。</p> <p>そもそも人権に関する取り決めは、本邦出身者としての独自の権利はどの国も国民を守るために最低限のものではありますが、それ以外は平等であるべきではないでしょうか。本邦出身者と本邦外出身者と分けて本邦外出身者だけの権利を保証し優位に立たせるような扱いは、人権の観点から明らかに不適切だと考えます。</p> <p>どうか見直して頂けますようお願い申し上げます。</p>	1		
483	<p>日本人から外国人への差別的行為の禁止が書かれていますが、逆の場合が書かれていないのは如何か。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
484	<p>外国人と日本人の区別をはっきりしてほしい。</p> <p>何故勝手に移り住んできた人にこちらが合わせる必要が？多様性を押し付けなくて欲しい。外国籍ぐ何故日本の市政に口を出せる？そんな国はない。主権を渡すのはバカノする事。外国人は日本にその時するだけの人。中国、韓国、反日国やイスラムの異文化を押し付ける問題も多いのに性善説は通用しない。外国人に留学費や生活保護をやるなら日本人を支援すべき。違法滞在者もきちんと取り締まり、強制帰国が筋でしょう。そもそも、他国にお金を無心する人達は乞食だと思う。自国に帰るか自国の大使館に行くべき。</p>	1		
485	<p>市外から失礼します。一意見を述べさせて下さい。</p> <p>骨子の中の「本邦外出身者」、「ジェンダーアイデンティティ」、等の特定の属性の表現について、そのような表現は削除し、「全ての市民」と明記し平等性、公平性を保つ事が適切だと考えます。特定の属性を明記することは逆差別になりかねません。</p>	1		
486	<p>本邦外の特別扱い削除</p> <p>そもそも、人権という人達は外国人の人権しか見ていない。日本において日本人の人権が守られていない事が腹立たしい。</p> <p>差別という言葉で日本人の意見を言うという権利、人権を封殺するのはどうなのか。どこの方向をみて、誰の為にこのような市政を考えているのか、理解に苦しむ。</p> <p>外国人、少数のLGBTの方のみが無駄に得をし、大多数の日本人が暮らしにくい、損をする社会にはなってほしくない。</p> <p>日本には害悪ばかりがある多様性をやめてもらいたい。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
487	<p>「ヘイトクライム」や罰則規定がなくなったことを評価する。新しい言葉をつかいその定義を勝手に解釈し、法律を盾にとって、自分だけの主張を展開することをとても心配している。</p>	1		
488	<p>11 調査及び情報の収集以降39検討は答申11～15が適切と考える。</p>	1		
489	<p>〈意見〉 ・本条例(案)骨子の 総則>2 定義について 憲法第98条第2項には、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めがある。憲法尊重擁護義務を負う相模原市においては、国際条約の精神を誠実に遵守することが必要である。下記の理由により、本条例(案)の内容は不適切である。したがって、廃案とするか、廃案にできないのであれば国際条約及び関係法令の条文をもとに下記の通り修正をいただきたい。 なお、下記条文修正が行えないと判断される場合には、「提出意見を考慮した結果及び理由」の公示として 1 その判断が市の如何なる組織の責任においてなされたものなのか、 2 国際条約及び関係法令に基づく修正が行えないとした具体的理由は何か、 についても「市の考え方」にご回答願います。</p>	1		
490	<p>骨子Ⅴ I - 1 9 本邦外出身者の本邦出身者に対する差別発言、差別行為への規制と罰則が抜けている。このような穴のある条例など到底認められない。直ちに撤廃を。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
491	<p>差別も区別も良くないと言いながら、「本邦外出身者」「障害者」「ジェンダー」を基準に一方を優遇するよう誘導しており、むしろ差別的な条文である。</p> <p>また、行政に於いて上記の区別により受けられないサービスは存在するのか。全ての住民が等しくサービスを享受できないのであれば、それこそが「差別」であり、一方の優遇は許されない。</p> <p>まるで民間や住民の私生活に監視行動を取るかのような条例だ。こんなことは住民税を元にした活動として行政に求められていない。市に求められている行政サービスを、平場で対話を行い一般目線にすべきだ。</p> <p>あまりにも視野が狭い条例で、廃案にすべきだ。</p>	1		
492	<p>骨子の17 助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表の「市長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言若しくはあっせん又は勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。」とありますが、これで抑止になるとは思えません。答申で求めている障害者などを含め、強いけん制力をもって、いかなるヘイトクライムもヘイトスピーチも許さないという姿勢を見せてください。</p>	1		
493	<p>女性スペース確保を訴え 明文化された基準なくなれば「差別」なのですか？ 学校での過度な性教育を 人権委員会が密室で、 強すぎる権限LGBT批判すれば「差別」になるのですか？ いろいろな意味で理解できない条例であり 憲法14条違反でありと考えます。</p>	1		
494	<p>性的指向と性自認のマイノリティに関しても同様に、身体的に弱者である女性の権利を侵害する事例が女性スペースの利用を巡って既に起きている。当条例はそういった正当な権利の主張をも「不当な差別」だと排する危険があるため、反対。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
495	<p>前文にある「津久井やまゆり園事件」は確かに凄惨な事件ではありますが、既存の刑法の殺人罪で裁くのが適切であり、新たに法や条例を設ける必要はありません。</p> <p>「ヘイトクライム」や「差別的動機に基づく犯罪行為」という定義は不要であり、動機が何であれ、刑法上の殺人罪等の既存の刑罰法令が適用可能であることから、条例の新設は不要です。</p>	1		
496	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子より、2定義(4)、(5)における【本邦外出身者】と規定す事は本邦出身者は対象から外れる事になり、差別が生じる。</p> <p>これは憲法14条1項に反する事となる。憲法違反の問題が浮上して来るがこの件に付いて市はどのよな対応をするのかそれすらも明らかにされてい無い。故に、私はヘイト条例には反対します。</p>	1		
497	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例に反対です。</p> <p>何がヘイトにあたるのか定義が曖昧です。表現の自由に対する規制もあり、本邦外出身者を特別扱いをしている条例では、すべての相模原市民を差別やヘイトから守ることはできないと考えます。差別は誰から誰に対してもあってはいけないものです。本邦外出身者は日本人がヘイトを行ったことで訴える手段がありますが、この条例では、日本人は本邦外出身者からヘイト、行動をされても対抗が手段ありません。骨子案の内容では到底納得できません。</p>	1		
498	<p>本邦外出身者にこだわることは、本邦出身者に対する差別になる。</p> <p>憲法違反である。</p>	1		

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
499	<p>性自認に関しては米国や欧州でも様々な事件が発生しています。特に女性や子供が犠牲になる痛ましい事件です。生物学的男性が自分は女性と自認しただけで女性用の更衣室や浴場、トイレに入ることができるのは、生物学的女性の権利を侵害していますよね？そのあたりの事件が起きた場合、責任を取れませんがどうされるつもりですか。言葉上の平等という耳障りの良い言葉に踊らされて、自国の住民や女性子供の権利侵害になっていることに気づいてください。このような条例に反対です。</p>	1		

「条例の名称」に関すること 155 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	差別的動機に基づく犯罪行為について、条例（案）は答申を無視した酷い内容で驚いています。お願いします。条例の名称に「差別」の言葉を明記してください。	1	本条例は「人権尊重のまちづくり（一人ひとり、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現すること）」を目的としており、この目的には不当な差別の解消を含んでいることから、答申で示された5つの案の中から選出した条例名称として適当であると考えています。	ウ
2	名称も「差別のない人権尊重のまちづくり条例」が本来のあるべき名称ではないでしょうか。	1	本条例は「人権尊重のまちづくり（一人ひとり、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現すること）」を目的としており、この目的には不当な差別の解消を含んでいることや、本条例は「相模原市人権施策推進指針」の取組に実効性を高めるものであり、本指針の目的に「人権尊重のまちづくり」を実現することを掲げていることから、答申で示された5つの案の中から選出した条例名称として適当であると考えています。	ウ
3	名称は人権尊重というよりも、差別を許さない、など明確にしたものにしてほしい。	1		
4	名称に「反差別」又は「差別をなくし」又は「差別のない」の文言を入れて、修正すること。 例：「相模原市反差別人権尊重のまちづくり条例（案）」 「相模原市差別をなくし人権尊重のまちづくり条例（案）」 「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり（案）」	2		
5	名称に「反差別」又は「差別をなくし」又は「差別のない」の文言を入れ、修正すること。	2		
6	名称に「反差別」又は「差別をなくし」又は「差別のない」の文言を入れ、「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり（案）」とする。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
7	名称に「反差別」の文言を入れ、修正すること。 例)「相模原市反差別人権尊重のまちづくり」	1		
8	名称に「差別のない」の文言を入れ修正。 「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり(案)」	1		
9	名称に、「反差別」又は「差別のない」の文言を入れ、修正すること。 「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり」	1		
10	名称 「人権尊重のまちづくり条例」ではなく、差別を撤廃するという強い意志を示して「差別のない人権尊重のまちづくり条例」としてください。	1		
11	津久井やまゆり園事件をヘイトクライムや差別であるという表記をしないのではなく、条例の名称に「差別」の言葉を入れる事が適切だと考えます。	1		
12	条例(案)の名称には「差別」という言葉がありません。この条例は不当な差別をなくすことを理念とし、名称にも当然、それが明白でなければいけません。	1		
13	相模原で条例化する意味が不明確であるため、条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。	1		
14	昔とは人権侵害の形が変わってきました。SNSを使ったヘイトスピーチが苛烈になっています。被害者救済により効果的な条例にするため、以下のように訂正してください。 ・条例の名称に「差別」の言葉を使ってください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
15	人権尊重の基本は差別をなくすことにあります。条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。	1		
16	人権施策審議会の答申を無視した骨子に驚きました。本村市長は就任時に、だれひとり取り残さない相模原市を実現するために相模原に相応しい人権条例の制定を目指すと表明されましたよね。私は大いに期待して人権審議会も傍聴しました。たくさんの時間と手間と議論と熟考を経て出された答申は期待以上の素晴らしいものになり、条例案はこの答申に沿ったものになると信じていたのです。それがまるで答申などなかったかのような骨子。落胆より怒りを感じています。条例の名称に「差別のない」の文言を入れてください。	1		
17	真に人権を尊重する内容にする事を望みます。条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。	1		
18	条例名称に「反差別」に類する言葉がない。人と人の違いをあげて加害者は加害する。その行為が「差別」であり条例では反差別の姿勢を打ち出すため反差別あるいはそれに類する文言は入れるべき。表現をぼかすことによって「差別行為」を正当化するような加担理由を与えてはいけない。	1		
19	条例案の名称に、反差別、差別解消の明確な姿勢を示すべきである。差別撤廃のための条例であるべきです。	1		
20	条例の名前に「差別的」という言葉を入れてください。よろしくお願いします。	1		
21	条例の名前 「差別のない人権尊重のまちづくり条例」とすべき。	1		
22	条例の名称を「相模原市反差別人権尊重のまちづくり条例」へ変更した方がよい。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
23	条例の名称を「相模原市差別禁止条例」にしてください。	1		
24	条例の名称に明確に「差別」の言葉を入れてください。	1		
25	条例の名称については、「差別をなくす」「差別を許さない」という文言を入れる。	1		
26	名称の中に、「差別のない」や「反差別」という文言を入れ、修正したほうが良いと思う。	1		
27	条例の名称に「差別」の言葉を入れ、差別を許さないということを示してください。	1		
28	条例の名称を「差別のない人権尊重のまちづくり条例」にして、差別をなくすことが目的であることを明確にしてください。	1		
29	性別・出身・民族・障害など本人の努力では変更不可能な属性、その特定の属性に対して不利益な取り扱いをする差別は人権侵害のなかで最も深刻なものであり、津久井やまゆり園事件の原因も障害者に対する差別でした。やまゆり園事件の反省に立ち、ヘイトスピーチといった差別をなくしていくことこそが人権尊重のまちづくりです。条例の名称には「差別のない」「差別解消」「差別禁止」といった差別をなくす目的が誰にでもはっきりと分かる文言を入れるべきです。	1		
30	条例の名称に「差別をなくす」目標を明確にするため、「相模原市人権を尊重し差別をなくすまちづくり条例」とすること。	1		
31	条例の名称に「差別をなくし」または「差別のない」という文言を加筆すること。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
32	条例の名称に「差別のない」の言葉を入れてください。差別があっては人権尊重はできません。	1		
33	条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。	1		
34	条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。なんの条例が分かるようにしてほしいです。	1		
35	条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。	77		
36	条例の名称に「差別」の言葉を入れ、差別を禁止するものであると示してください。	1		
37	条例の名称 修正 相模原市差別のない人権尊重まちづくり	1		
38	条例の名称「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり条例」としてください。 この条例をつくるきっかけとなったのは津久井やまゆり事件です。この事件は差別する心が起こしたヘイトクライムです。このような事件を二度と起こさないために差別を許さない条例にしましょう。現に障害者だけでなく在日朝鮮人や性的マイノリティ、アイヌ民族の人達に対する差別が行われ、人権が尊重される社会とは言えません。相模原市が率先して、差別を許さない自治体としての条例にするためにもぜひ「差別のない」の文言を入れてください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
39	<p>条例（案）骨子へは次の内容の修正を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称について <p>条例（案）の名称は差別撤廃の方向を示すために「反差別」「差別をなくす」「差別のない」等を入れた名称とすべきである。</p> <p>条例（案）骨子へは次の項目についての具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P1 条例の名称 <p>名称を「相模原市差別をなくし人権を尊重するまちづくり条例」に修正する。</p>	1		
40	<p>初めに、すばらしい答申内容からかけ離れた条例案の骨子となったことに深い失望を感じています。</p> <p>【条例の名称に「差別」の語を入れ、禁止すること】</p> <p>差別を差別と呼べないようでは、差別を防ぐことはできません。何のための条例であるかをはっきりさせ、差別は許されないことであると宣言してください。</p>	1		
41	<p>私は現在相模原市民ではありませんが元市民(まで 在住)として相模原市人権条例案について大いなる関心、そして危惧を持っています。私は市内の県立高校教員として近現代史の授業のなかで相模湖ダム工事のとき犠牲になった朝鮮人・中国人労働者や青根開拓団のこと等を扱ってきました。</p> <p>相模原は第二の故郷のように思っております。したがってやまゆり園事件が起きたとき、とてもおおきな衝撃を受けました。</p> <p>なぜ、障害者は生きる価値がないなどという確信的な優生思想のもとあのような惨事を引き起こしたのか。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
42	<p>この事件をはじめ、条例案をめぐってなどにより繰り広げられたヘイトスピーチをこのまま見過ごしていくことは決してよいことではありません。</p> <p>人権施策審議会が答申を出したこともあり、相模原市人権条例案はやまゆり園事件やこの間のヘイトスピーチをふまえ、罰則規定も盛り込み、川崎市の条例案よりも進んだ内容になるものと期待しておりました。</p> <p>ところが、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子は人権施策審議会から提起された答申の内容とは大きく異なっています。</p>	1		
43	<p>つぎのことをお願いします。</p> <p>条例の名称に「差別」の言葉を入れてください。</p>	1		
44	<p>私は27歳の自閉症・知的障害の娘を持つ一埼玉県民です。相模原市は「津久井やまゆり園」のある場所として、いつか娘と訪れて献花したいと願っている地です。陰惨で悲しい記憶ですが、現代を生きる日本人として忘れてはならない事件です。報知映画賞など各賞を受賞した石井裕也監督の映画「月」を鑑賞し、改めてあの事件は日本国憲法施行後最悪のヘイトクライムであることを認識しました。条例を策定するならば、ぜひ名称に「差別」の言葉を入れてください。小学生にもわかりやすい名称の条例にすることが必要です。</p>	1		
45	<p>市の条例（案）骨子案では、条例の名称を「人権尊重のまちづくり条例」としているが、このような抽象的な名称ではなく、審議会答申にあるように、明確に「差別を禁止し、措置を講じる」という内容に変更すべきだと思います。</p>	1		
46	<p>差別意識に基づく非道で残虐な事件、津久井やまゆり園事件が、この相模原市で起きたことをもっと重く受け止めてほしい。条例の名称に差別の言葉を入れてほしい。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
47	差別はだめだというメッセージを明確にするため、条例名に「差別」という言葉をのせるべき。	1		
48	差別のない、反差別など、差別という言葉を入れてください。漠然とした人権尊重でなく、差別を無くす姿勢をしめしてください。	1		
49	差別に関する記述が無くなっている。	1		
50	骨子の名称に「差別のない」の文言を入れ修正すること。 「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり(案)」	1		
51	骨子では「相模原市人権尊重のまちづくり条例」となっているが「差別」を入れるべき。 答申の5つのうち「差別」が入っていないのは1つだけ。それを案にすることは考えられない。	1		
52	何故「差別禁止」の文言が入らないのか不思議です。条例名称の中に「差別禁止」なり「差別のない」等の文言を入れてください。	1		
53	タイトルに「差別を許さない」とか「反差別」を一切つけない人権条例を、ここ相模原市で作るのはマヌケの極みです。	1		
54	その上で条例名に「差別」という文言を入れ、条例の目的をはっきりさせるべきです。	1		
55	人権尊重のまちづくり条例の名称では決意が感じられない。差別を許さないまちづくり条例としないと決意を感じられない。	1		
56	2023年3月答申の「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり条例」とするべき。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
57	条例の名称は、「相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)」で「差別」という言葉がない。相模原で条例化する意味が不明確。	1		
58	差別があれば人権は尊重されません。まず、条例の名称に「差別」の語を入れてください。お願いします。	1		
59	p1 条例の名称の修正です。名称に「反差別」又は「差別をなくし」又は「差別のない」の文言を入れ、修正すること。例えば「相模原市反差別人権尊重のまちづくり条例(案)」「相模原市差別をなくし人権尊重のまちづくり(案)」「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり(案)」	1		
60	・差別という文言を入れる 差別という現実を直視した条例であることを明示	1		
61	条例案の名称は条例の内容がはっきりわかるものにすべきです。「人権尊重のまちづくり」ではわかりにくいです。何のために条例を作るのでしょうか。差別をなくすということなので「差別のない」「反差別」などの言葉を入れてください。	1		
62	条例の名称について、答申では5案が出されていたが、唯一「差別」の文言が入ってない案になったのは残念	1		
63	「名称」について、審議会でも指摘されたように、五つの案の中から唯一「差別」の文言のないものが採用された。この条例は、ヘイトスピーチをなくすこと「津久井やまゆり園事件」の地元であることの二つの相模原が抱える差別案件から出発しているので、「差別をなくす」「反差別」の文言を名称に入れることが絶対に必要である。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
64	「答申」にいくつか条例の名称案が示されていますが、条例案に書かれた前文の内容を尊重して、「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の方が適切ではないでしょうか。なぜ「差別」に関する条例であることを名称から示せないものを選んだのか、理由を知りたいと思います。	1		
65	「相模原市人権尊重のまちづくり条例」では、差別をなくしていくという条例の目的が明確ではありません。「相模原市反差別まちづくり条例」や「相模原市差別のない人権尊重のまちづくり条例」などに変えてください。	1		
66	「人権尊重のまちづくり」と抽象化せず、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」とか「反差別人権尊重のまちづくり条例」といった名称とし、差別を強く否定する姿勢を打ち出すものにすべきである。差別と向き合わなければ人権尊重を認めあう共生社会実現は不可能である。	1		
67	「人権尊重」という文言だけではなく、「差別」についても名称に加え、相模原市が本気で差別解消に取り組む姿勢を示すべきです。	1		
68	「骨子」はきれいな文章だとは思いますが、情緒に流れる嫌いを感じました。 「差別」を禁ずることが主目的ですから、条例の名称に「差別」の一語を加えて、市の姿勢をはっきりと示すのが良いと考えます。	1		
69	「差別」の言葉は大事。「津久井やまゆり園」の事件は、差別そのものでしょう。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
70	「相模原差別のない人権尊重のまちづくり条例（案）」など差別撤廃の視点を持った名称とすべき。	1		
71	条例名称に「差別」の言葉がない。人々との違いによりそこを根拠として加害者は加害する。その行為が「差別」であり罪があるので「差別」の文言は入れるべき。表現をぼかすことによって「差別行為」を正当化するような加担理由を与えてはいけない。	1		
72	条例の名称「相模原市人権尊重のまちづくり条例」では漠然としていて条例の内容が分かりにくいので、答申の中の名称案のひとつ、「相模原市 差別のない人権尊重と共生のまちづくり推進条例」が名称として一番適格と思います。	1		
73	「相模原市人権尊重のまちづくり条例」（案）とありますが、人種差別撤廃条約を日本政府は承認、発効させていますから「差別を禁止し終了させる」義務を負っています。差別をなくす姿勢を表す言葉（表現）を加えてください。	1		
74	「日本市民・世界市民」の1人として「相模原市人権尊重のまちづくり条例案」に、次の「『国際人権法』に沿った要点5項目」を盛り込むよう要求します。併せて、「人権尊重のまちづくり」を実現するには、「恒久的な『どぶさらい』が必要」「人権尊重」を謳う以上、市長、市職員、市会議員の皆さんには、条例制定の前後を問わず恒久的に「国際人権法」について徹底的に勉強されることをお願いしたいと思います。	1		
75	名称を「差別のない人権尊重のまちづくり条例」など、反差別を明確に表明するものにする。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>【理由】</p> <p>関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺、ガザのパレスチナ人ジェノサイドに明らかなように、差別は人を殺します（差別される人が殺される）。それをストップさせ、事前に防止することこそが、この条例の最大目的であるはずです。</p>			
76	<p>「人権尊重のまちづくり」では不十分です。</p> <p>人には確たる信念や理性があると信頼したいのですが、歴史をみると残念ながら信頼は揺るぎます。</p> <p>100年前の関東大震災の時の在日の方々への虐殺はもとよりですが、日常のなかでも耳にします。</p> <p>糖尿病になるのは本人が悪い。</p> <p>障害者の分まで税金払いたくないね。街のちょっとした空間で聞きました。</p> <p>このような発言には、自らの生活環境へのイライラなどもあるでしょう。きっかけは簡単に崩れ差別や偏見につながることを認識してください。</p> <p>「差別解消」は、国、地方行政そして私たち一人一人が一丸になってとりくまなくては解消されません。</p> <p>真剣に考えるなら「差別解消」は生きている全ての人たちの命題です。</p> <p>「差別解消」という言葉を消すことは、解消に対する消極的姿勢であり地方自治体として無責任だと考えます。</p>	1		
77	<p>条例の表題を補強する提案</p> <p>条例の表題を「相模原市 人権を尊重し擁護しあうまちを目指す条例」とする。</p> <p>理由：相模原市と市民等が人権を尊重することは当然のことですが、「前文」の15行目に『人権問題は依然として存在し、・・・新たな人権問題も発生している』と記されているように、「人権侵害を禁止する必要がある」と考えるのですが、条例の表題としては「禁止」のことばの代わりに「擁護しあう」としてみました。</p> <p>これによって「人権侵害から市民を守る条例」の意図を表現できるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>本条例は「人権尊重のまちづくり（一人ひとり、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現すること）」を目的としており、答申で示された5つの案の中で最も相応しい名称を選出したものです。</p>	ウ

「I 前文」に関すること

297 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	前文の「性的少数者」という記載は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」が適切な記載と考えます。	1	本市の人権施策の基本姿勢を示した「相模原市人権施策推進指針」において「性的少数者」を使用していること、また、文脈上、属性を示す表現ではなく、障害者や高齢者のように「人」を示す表現がふさわしいことから、「性的少数者」と表現しています。	ウ
2	「性的少数者」を、「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」に書き換え。 理由として、この条例骨子案でも紹介されている「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」には性的少数者という文字は入っておらず、多様な性的指向とジェンダーアイデンティティには性的少数者でないものも含まれるから。	1		
3	相模原市がすすめようとしている人権尊重のまちづくり条例は、公平に市民を守るものでないことは明らかである。次の点を是正すべきである。 ・性的少数者の記述の削除	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、性的少数者の方々の生きづらさを解消するため、人々の間にある様々な属性の違いを示す例示の中に含める必要があると考えています。	ウ
4	性的少数者を削除する事を要望する	1		
5	条例の前文とはいえ、明確な定義もないまま「性的少数者」の表記は、性自認も少児性愛も複数愛も動物愛も死体愛好家も何から何まで含まれる危険性があります。	1	「性的少数者」という用語は、これまでも相模原市人権施策推進指針において使用していることや、他都市においても同様の用語を使用していることから、一般的に定着している用語と認識しております。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
6	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めてあらゆる人→改めてしょうがいのある人の生命と尊厳が守られ ・安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた→安全で安心して暮らせる相模原市の実現に向けて取組んでいきます。 <p>※多くの人を殺させた事実を市民でしっかり考えとりくむ姿勢を相模原市はうちだす必要があります。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件については、大変痛ましく、許しがたい事件であり、本条例を制定する重要な契機の一つとなっております。こうした事件が二度と繰り返されることがないように、事件の記憶を風化させないようにするため、前文に書き込んだものです。様々なご意見を頂いた中で、「ヘイトクライム」という用語は、国において確定した定義はなく、人によって解釈が異なる可能性があるため、使用しないこととしましたが、津久井やまゆり園事件に対する本市の認識がより明確になるように、次のように修正いたします。</p>	ア
7	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風化させないというなら他県他市から相模原市民になった人、なる人のために、これから生まれてくる人のやめに、欄外にでもやまゆり園事件の詳細を示す事が必要だと思えます。 	1	<p>「しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないように、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まなければならない。」</p>	
8	<p>【前文に関しておよび意見】</p> <p>▣津久井やまゆり園事件及び優生思想についての条例（案）骨子の表現の不当性と誤認⇒骨子の認識は、この条例を制定する意義を否定するに等しく、市民がプライドを感じる条例にはなり得ない。この事件を「痛ましい」という表現で済ます精神こそが、まさに「痛ましい」と言うべきものだ。</p> <p>この事件は、明確に優生思想に基づくヘイト言動であり、重大な差別言動であり、人権尊重の真逆の言動だ。人権、個人の尊厳への侵害は、「いかなる」場においても許されない「犯罪」であり、「いかなる」場においても侵害から守られなければならない。この「いかなる」場こそが「公共」と見做されるべきで、津久井やまゆり園事件は、明らかに公共性のある事件というほかない。（ここで用いた「いかなる」は、相模原市子どもの権利条例の第4条4項の「いかなる理由によっても差別をされない」による）</p>	1		
9	<p>津久井やまゆり園事件を差別的動機に基づく犯罪であること等、必要な修正箇所が答申で出ているはずで、従ってください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
10	津久井やまゆり園事件を差別的思考に基づいた犯罪と明記してください。	1		
11	津久井やまゆり園事件について、差別的な考え方に基づく犯罪行為であったことを前文で記載してください。	1		
12	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）前文について意見を送ります。 「（津久井やまゆり園事件が決して風化することがないように、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められる」とありますが、人の命さえ危ぶむ問題と立ち向かう態度としては弱すぎます。答申のように「（やまゆり園事件を）決して容認することはできないもの」として厳格さを持つ条例を求めます。	1		
13	前文に、やまゆり園のことを差別意識に基づく危害行為であることを示さない骨子案では、相模原で制定する意義がありません。 きちんと事件を振り返り、後にこれを機会に条例ができたことを市として明言するべきです。 市の態度は市民の意識に繋がります。	1		
14	例えば・津久井やまゆり園事件をヘイトクライムとしてください。犠牲者、遺族の気持ちだと思います。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
15	<p>答申の尊重を</p> <p>やまゆり園事件で差別に基く大量殺人が起きてしまった相模原市において、条例案に、この事件がヘイトクライムであることを明記していただきたい。</p>	1		
16	<p>答申の前文では津久井やまゆり園事件を「障害者に対する不当な差別的思考によるヘイトクライム」と位置づけ「決して容認することはできないもの」と明確に非難しています。しかしながら条例案骨子は「大変痛ましい事件」と差別が原因で起こった事件と書かず、誰にでもわかる強い否定をしていません。言うまでもなく津久井やまゆり園事件は、この条例の最大の立法事実です。「風化」を防ぐためではなく、同様の事件を二度と、絶対に、起こさないための条例であるべきで、答申のように事件をヘイトクライムとはっきり認め、決して容認してはならないことを記載してください。</p>	1		
17	<p>答申に比べて随分とぼやかした（骨のない）表現になっている。結果として加害を許す余地のある内容になっていることが非常に問題である。</p> <p>「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書くべきです。犯罪をさも不幸な災害のように表現しているのは被害者の気持ちに全く寄り添っていない。犯罪を起こさないために毅然とした姿勢を示すことが今後の抑止力になるだけではなく、地域の社会的課題として撲滅の意思表示になる。意思表示が弱い=取り組む課題として捉えていない事が見てとれる。</p>	1		
18	<p>答申どおりの内容に作り直すこと。</p> <p>前文で、答申が求めた「津久井やまゆり園」で起きた殺傷事件が「障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライム」であることが記載されていません。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
19	津久井やまゆり園事件を二度と繰り返さないための決意が感じられません。前文で相模原市の決意を記載してください。	1		
20	津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと位置づけた答申案を無視しました。あの事件は優生思想に基づくヘイトクライムであることは疑いようがありません。ただの「痛ましい事件」ではありません。差別に基づく殺戮事件です。私自身も精神障害当事者ですが、その事実を無視、黙殺することには怒りを覚えます。相模原市に暮らす障害のある人々も同様に思う人たちはいるのではないのでしょうか。私はこうしてパブリックコメントというかたちで発言しますが、相模原市は障害者の中には声を上げたくても上げられない人たちがいることを忘れないで下さい。	1		
21	津久井やまゆり園事件を「痛ましい事件」と表現し、差別意識に基づくヘイトクライムという認識を示していない。	2		
22	津久井やまゆり園事件を「痛ましい事件」としていますが、不十分です。障害者差別、優性思想に基づく障害者の排除を理由に多数の障害者が殺傷されるという憎悪犯罪＝ヘイトクライムです。さらに注視すべきは、この事件について賛同や同調するインターネット上の言説があふれたことです。「津久井やまゆり園事件は、優性思想に基づく憎悪犯罪、またはヘイトクライム」と明記してください。	1		
23	津久井やまゆり園事件を「大変痛ましい事件」としているが、19人もの命が奪われたヘイトクライムである。この認識の甘さに本当に障がい者差別をなくす気があるのかと疑ってしまう。ヘイトクライムと記すべきである。市にはその覚悟と責任感を示して欲しい。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
24	津久井やまゆり園事件を「大変痛ましい事件」ではなく「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」であることを明記してください。	3		
25	津久井やまゆり園事件を、単に「大変痛ましい事件」との記述で済ますのではなく、「差別意識が引き起こしたヘイトクライムであることを、きちんと記載をする。	1		
26	津久井やまゆり園事件は、痛ましい事件という表現だけでは決して語ることは、できません。障がい者に対する根深い差別が引き起こした事件であり、その差別を社会が容認してきたからこそ起きた事件と考えます。ですから、「ヘイトクライム」あるいは「差別的思考に基づく犯罪」と書いてください	1		
27	津久井やまゆり園事件の差別事件としての問題性を地元自治体として明記すべきである。この事件こそヘイトクライムそのものである。優勢思想による障害者差別は明らかです。	1		
28	津久井やまゆり園事件についての「大変痛ましい事件」という表現について、「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。 津久井やまゆり園事件が起きた自治体先頭に立って、障がい者差別をなくすために、この条例を制定するということをはっきり示すことが必要ではないかと考えます。 この意味で、この事件は、本条例の立法事実になり得るものだと考えます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
29	<p>津久井やまゆり園事件について、答申では「優生思想・非障害者優先主義に基づく考え方」（はじめに）「障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライム」（2前文について(6)）と明記しているのに、骨小の前文では「大変痛ましい事件」となっており、優生思想に基づくヘイトクライムだという点が不可視化されている。</p> <p>答申のとおり、「障害者への差別的思考に基づく犯罪」または「ヘイトクライム」の文言を入れてほしい。</p>	1		
30	<p>津久井やまゆり園事件が起きた相模原市に、津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと位置づけることを要望します。</p>	1		
31	<p>津久井やまゆり園を「ヘイトクライム」と位置付けてください。</p>	1		
32	<p>津久井やまゆり園の障がい者に対する●●による殺害事件を「大変痛ましい事件」と断定している部分について、市長・職員が全く人権についての認識が欠けている、と思うしかなく全く情けないと感じています。</p> <p>「大変痛ましい」とするのは、つまり人権とは「思いやり」であると勘違いしているのではないですか？</p> <p>人権は、思いやりのような道徳ではありません。それはすべての人が生命の危険の怖れなく平等に生きていく権利のことであり普遍のものです。日本国憲法前文にも明記しています。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>つまり「大変痛ましい」という意識を表すのは、障がい者は健常者よりも劣っているけれど、さすがに殺すことまではしてはいけないという「差別意識」が市長・職員にあるということではないですか。だからはっきりヘイトクライム（憎悪犯罪）だと断定できない、ゆえに人権意識がないとしか思えません。</p> <p>もし身内に障がい者がいて他社に差別・侮蔑されたら、市長・職員はどのように思いますか。障がい者の生命の危険を感じませんか？ もしないとしたら、その職の立場にいるべき人とは思えません。</p> <p>残念ながら今の社会は過剰な競争社会によって他社を差別する意識が蔓延しています。これを解消しなければ社会はますます憎悪が深まり、ウクライナやガザなどでのヘイトクライム戦争へと繋がっていくのです。</p> <p>その芽を摘むためにも市長・職員はその使命を担っているのです。その意識がありますか？</p>			
33	津久井やまゆり園の事件をヘイトクライムとして下さい。	1		
34	津久井やまゆり園の事件を「痛ましい事件」とだけ記載し、ヘイトクライムと位置付けていないため、「ヘイトクライムである」と明記することが必須である。	1		
35	津久井やまゆり園の事件は差別に起因する犯罪、すなわちヘイトクライムです。明言をお願いします。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
36	津久井やまゆり園について事件が起きたことに触れてはいるが、大変痛ましいその事件が起きた原因が障害を持った方という属性を理由にした殺人、即ちヘイトクライムであることを前文に明確に記載すべきではないか。	1		
37	津久井やまゆり園で起きた事件に対しても明らかなヘイトクライムであるにもかかわらず「大変痛ましい事件」と他人事のような記載は、当該自治体として差別案件に対して自分事としてとらえていないと感じる。津久井やまゆり園事件については、きちんと「ヘイトクライム」であり「決して許されるものではない」もしくは「決して容認できるものではない」といった文言を入れるべき。修正を求める	1		
38	他地域の住民から相模原市は「津久井やまゆり園事件」が起こった場所として深く記憶されています。このままでは市の姿勢が事件の記憶の風化を待っているかのように思えます。「津久井やまゆり園事件」を「差別的動機に基づく犯罪行為」と明記すべきです。	1		
39	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）前文について意見を送ります。 答申通り、津久井やまゆり園事件を「ヘイトクライム」と呼んでください。あの事件は差別的思考に基づくヘイトクライムであり、条例にそのように明記すべきです。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
40	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）骨子についての意見</p> <p>Ⅰ 前文について</p> <p>人権尊重を基調とした市政の推進を述べているが、この条例制定の契機のひとつとして「神奈川県立津久井やまゆり園事件」（以下事件という）がある。この事件の事例を前文に出したにも関わらず「大変痛ましい事件」という、第三者的な目線で語られ事件の背景を追及していないのは、当該市としてあまりに客観的な立場での見方と感じられる。</p> <p>当該市であるからこそ、その事件の背景となる動機が何によるものかを明確にする必要がある。この事件は加害者からも障害者に対する偏見と悪意に満ちた供述があるので、その背景を無視することは、差別の概念を曖昧にすることになる。この事件は明らかにヘイトクライム＝差別が原因となった犯罪であり、それを認め人権尊重条例の前文として述べることで全ての差別を撤廃する条例として成り立つものである。</p> <p>事件当該市だからこそ本市から全国へ発信する価値は十分であり、言うまでもなく当該市としての発信義務を負わなければならないのではないか。</p>	1		
41	<p>相模原市の津久井やまゆり園事件については典型的な「ヘイトクライム」であることを明記して下さい。事案発生した相模原市がこの点を発出することは市の姿勢を社会に示す上で極めて重要です。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
42	<p>相模原市が有識者の皆様による「相模原市人権施策審議会」に諮問し、同審議会が検討の結果提出した答申に対し、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子は、下記の重要なポイントが欠落し、反映されていません。専門家による答申を尊重した条例（案）とするよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津久井やまゆり園事件」をヘイトクライムと位置づけること。 	1		
43	<p>相模原市が人権条例（差別撤廃のための）をつくるなら、津久井やまゆり園事件を「差別によるヘイトクライム」であり、それと決別するためのものであることが明記されるべきと考えます。必須項目です。ここが崩れると、なにかの時に首長が「これは差別だ。許されない」と声明を出す仕組みが成り立ちません（ここも譲れないポイントだと考えます）。条例を根拠に首長は胸を張って声明が出せるし、だんまりは許されなくなります。</p>	1		
44	<p>相模原市が、前代未聞のヘイトクライム『やまゆり事件』を単なる『大変痛ましい事』とした。</p>	1		
45	<p>相模原やまゆり園の惨事について「ヘイトクライムだった」と記述してください。</p>	1		
46	<p>前文の津久井やまゆり園についての説明で「ヘイトクライム」の文言を入れてほしい。</p>	1		
47	<p>前文の『平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件』を『ヘイトクライム』または『差別的動機に基づく犯罪行為』と書いて下さい。</p>	1		
48	<p>前文の「津久井やまゆり園事件」について、「ヘイトクライム」という表記に戻してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
49	前文の「大変痛ましい事件」という表現が使用されているが、「津久井やまゆり園」で発生した犯罪をヘイトクライム（差別に基づく犯罪）として明記すべきである。「ヘイトクライムに確定した定義がない」と言い訳せず、広く意見を求めてより踏み込んだ表現の使用をお願いする。	1		
50	前文の「神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、痛ましい事件が起きた。」を「神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、ヘイトクライムが起きた」としてください。	1		
51	前文について 条例の前文に、2016年に起きた神奈川県津久井やまゆり園での事件を「障害者差別に基づいたヘイトクライム」と表記し、差別を許さないという市の認識を明らかにしてほしい。今回の条例案の骨子の前文には同事件を「大変痛ましい事件」と表記している。しかしこの事件は明らかに障害者差別に基づいたヘイトクライムであるため適切な表現ではない。	1		
52	前文について 「津久井やまゆり園事件」をヘイトクライムであると明記すべきです。これは差別的動機に基づく犯罪行為です。これを明記することなく条例を制定することこそ、相模原市条例としての意味があるものだと思います。	1		
53	前文における津久井やまゆり園での事件を「差別にもとづくヘイトクライム」とであると明記することが必要と考えます。	1		
54	前文にある『平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件』の『大変痛ましい事件』ではなく『ヘイトクライム』あるいは『差別的動機に基づく犯罪行為』と書いて下さい。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
55	<p>前文にある「大変痛ましい事件」は、「障害者への差別的指向に基づく犯罪、ヘイトクライム」が適切であると考えます。</p>	1		
56	<p>前文で触れられている「津久井やまゆり園事件」は、「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書くべき事件であることは、関連書籍や被告の裁判からも明らかなので、犠牲者の為にもそのように書いてください。</p>	1		
57	<p>前文でやまゆり園事件に触れ、「大変痛ましい事件」と表現していますが、この事件は、「痛ましい」という言葉では片付けられないのではないのでしょうか。</p> <p>「障害者はいない」から殺すというのは、明らかにヘイトクライムです。</p> <p>答申では、この事件について「差別的思考に基づくヘイトクライムであり容認できない」としています。答申に沿ってほしいです。</p>	1		
58	<p>前文での津久井やまゆり園事件の記述について、答申にあるとおり「容認できない」と明示して、「二度と繰り返さない」ためにこの条例をつくるということを宣言してください。</p> <p>条例案骨子では「風化させないため」となっており、不十分です。相模原市自体が差別をなくし、ヘイトクライム（差別事件）を繰り返させない主体であるということを明記してください。</p> <p>差別を禁止し終了させるのが人種差別撤廃条約で国・自治体に課された責務です。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
59	<p>前文での津久井やまゆり園事件の記述について、答申にあるとおり「ヘイトクライム」と明示してください。</p> <p>確定した定義がなく、解釈が多岐にわたるとするのは屁理屈で、「差別に基づく犯罪」「差別を動機・目的にした犯罪」と定義すればよい。やまゆり園事件が起きた自治体だからこそしっかり議論し、定義すればよいだけの話しである。</p>	1		
60	<p>前文での「津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた」とあるが、この表現だけでは、どのようなことが問題なのか不明です。障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムであることを明記すべきです。</p>	1		
61	<p>前文で「津久井やまゆり園事件」を「痛ましい事件」としているが、障害者への明確なヘイトクライムと位置づけ非難する文言をいれることが適切だと考える。</p>	1		
62	<p>前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書くべきです。</p> <p>犯罪をさも不幸な災害のように表現しているのは被害者の気持ちに全く寄り添っていない。犯罪を起こさないために毅然とした姿勢を示すことが今後の抑止力になるだけでなく、地域の社会的課題として撲滅の意思表示になる。意思表示が弱い=取り組む課題として捉えていない事が見てとれる。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
63	前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。相模原市で起きた事件です。目を背けないでください。	1		
64	前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。相模原で起きた事件です。自治体で津久井やまゆり園事件のような惨劇が再び繰り返されないようにしっかりと前文で言及すべきです。	1		
65	前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。	61		
66	前文で「津久井やまゆり園事件」について言及されていますが、この事件を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」として説明してください。	1		
67	前文9行目からの、県立やまゆり園に関する記述の補強について やまゆり園の事件は秋葉原事件などのような単なる無差別大量殺害事件ではありません。加害者が当初に語っていたことは障害者に対する偏見・蔑視であり差別観念にもとづくものです。障害者に対する差別を許さないという条例の前文に事件の本質を伏せて『大変痛ましい事件が起きた』とのみ記述することは「人権侵害から市民を守る」という条例の本質を弱めてしまうと危惧するものです。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
68	<p>前文「痛ましい事件」を「障がい者への差別的指向に基づく犯罪、ヘイトクライム」へ修正した方がよい</p>	1		
69	<p>前文「しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。」</p> <p>津久井やまゆり園事件は、単なる殺傷事件ではない。犯人は明確に「意思疎通の出来ない障害者は、安楽死させるべき」「生きている意味がない」などと犯行動機を語っています。これが、「差別に基づく犯罪行為」「ヘイトクライム」でなくて何なのでしょう？</p> <p>このような、日本だけでなく海外にも衝撃を与えた事件を、単なる「痛ましい事件」と捉えることは、優勢思想の容認に繋がると考えます。</p> <p>「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」「差別に基づく犯罪」と書き直すことを切望します。</p>	1		
70	<p>前文: 津久井やまゆり園で・・・大変痛ましい事件が起きた、とある。大変痛ましい事件との表現でなく、きちんとヘイトクライムと表現すべき。</p>	1		
71	<p>前文</p> <p>9～10行目平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。</p> <p>・・・奪われるという、大変痛ましヘイトクライムが起きた。</p> <p>ヘイトクライムという言葉を入れてください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
72	<p>前文</p> <p>「津久井やまゆり園事件」は、「大変痛ましい事件」で片付けてはいけません。差別により、こんなに悪意に満ちた、残忍な事件は、ヘイトクライム、差別による事件であることを明記すべきです。</p>	1		
73	<p>前文</p> <p>「津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという大変痛ましい事件が起きた」とあるが、答申にあるように「障がい者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムであり、決して容認することはできないものである」にすべき。</p> <p>津久井やまゆり園事件について、ネットでは犯人に同調するような投稿が数多く見られる。この事件は差別であり犯罪であることを明確に知らしめて欲しい。</p>	1		
74	<p>戦後最悪の差別犯罪である津久井やまゆり園事件が起きた相模原市は、全国のどこよりも差別を絶対に許さないという固い決意を掲げる自治体であって欲しい。ところが、条例案骨子の前文ではこの事件を「大変痛ましい事件」と表記するにとどまっています。認められません。</p> <p>是非ヘイトクライムとしてはっきりと位置づけ、答申通り、「この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムであり、決して容認することはできない」と明記してください。</p>	1		
75	<p>昔とは人権侵害の形が変わってきました。SNSを使ったヘイトスピーチが苛烈になっています。被害者救済により効果的な条例にするため、以下のように訂正してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文で「津久井やまゆり園事件」が「ヘイトクライム」であることを明記してください。 	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
76	<p>神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。</p> <p>大変痛ましい事件が起きたのは、障がい者差別、人権侵害によるもの、と明記してください。この事件が相模原市にとって極めて重要だと思います。障がい者を差別して殺してもいい、と思うような思想が間違っていることを、相模原市民として強く訴えるべきです。</p>	1		
77	<p>審議会答申前文に謳われた「津久井やまゆり園事件」をヘイトクライムと位置づけた表記が削除されています。</p> <p>あの戦後最悪の事件の犠牲を糧に変えていくための大切な理念(条例の根幹を成すものだと思います)を何故消してしまうのか、理解できません。</p>	1		
78	<p>条例案について以下の点について取り入れることを求めます。</p> <p>前文として「津久井やまゆり園事件」を「差別的動機に基づく犯罪行為」とすること。</p>	1		
79	<p>条例案では津久井やまゆり園について言及されているものの、「大変痛ましい事件が起きた」としか書いておらず、この事件を「ヘイトクライム」とも、「差別的動機に基づく犯罪行為」とも書かれていません。これであのような悲惨な事件がなぜ起こったかを分析したことになるのでしょうか。再びこのような事件が起こるのを防ぐのには、とても足りません。</p>	1		
80	<p>条例の前文においては、「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」だと明記し、忘れてはならない記憶として、記録し続けるべきだと思います。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
81	<p>条例（案）は答申を無いものとするかのような内容で残酷です。答申を反映した条例にするよう要望します。詳細は、下記のとおりです。</p> <p>・前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。</p>	1		
82	<p>障害者ら45人が殺傷された津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと位置付け、強く非難する。</p> <p>【理由】</p> <p>津久井やまゆり園事件が起きた時、日本政府や自治体は非難声明を出しておらず、事件を起こした被告は死刑判決を受けても事件とその根底の障害者差別意識を反省せず、インターネット上ではその行為や差別意識を支持し英雄視する言説が広く流布されています。</p>	1		
83	<p>序文に、当初あったようにやまゆり園事件を「ヘイトクライム」と明記してください。</p>	1		
84	<p>私がかつて神奈川県立●●高等学校に勤務していた時に「津久井やまゆり園事件」が起き、大きな衝撃を受けました。しかし、「相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）骨子」では前文で「大変痛ましい事件」としか表現されていません。あの事件は障がい者に対する明らかなヘイトクライムであり、事件そのものも、またこのようなヘイトクライムを生んでしまった社会や教育にもっと深くメスを入れなければと考えています。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
85	<p>市民が互いに人権を尊重し、安心して生活できる市を目指す取り組みに敬意を表します。私が在住する市でも現在同様の取り組みが進められており、高い関心をもって拝見しておりますことから、ご意見を差し上げたく存じます。</p> <p>貴市が本条例の制定を構想するに至った大きな契機として、障がいをもつ方々に対する極めて深刻な差別意識に基づく殺人事件である「津久井やまゆり園事件」があると理解します。残念ながら前文からは、この事件が差別的動機に基づく犯罪行為であったと市が正確に理解しているかどうかを読みとれません。当初から加害者自身が明らかにしているようにこの事件は差別的動機に発するものであり、障がい者に対する明確な「ヘイトクライム」です。そのことを前文において明らかにすることで、本条例の差別を許さないという態度が明確になると考えます。</p>	1		
86	<p>市人権施策審議会の答申通り津久井やまゆり園事件を「ヘイトクライム」と、明記して下さい</p> <p>入所者19人が殺害され、27人ものが負傷した事件を、遺族が差別を恐れて名前を公表できない事実を痛ましい事件などとは書かないで下さい</p>	1		
87	<p>市から出された人権条例案骨子についてです。</p> <p>まず、ヘイトスピーチは差別であり、差別は何があっても許されません。差別は表現の自由ではなく、人の尊厳や人権を奪う卑劣な行為です。</p> <p>そのうえで、差別を内包するヘイトスピーチやヘイトクライムをきちんとそれらの言葉を用いて表現してください。</p> <p>津久井やまゆり園事件は、障害者への差別感情を元に、障害者を標的にしたれっきとしたヘイトクライムであり、そのように表記してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
88	差別意識に基づく非道で残虐な事件、津久井やまゆり園事件が、この相模原市で起きたことをもっと重く受け止めてほしい。そのためにも前文で津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと記載してください。	1		
89	差別とは、具体的な人権侵害の事実を指します。津久井やまゆり園事件は具体的なヘイトクライム(差別犯罪)の重大な事実です。条例にしっかりと明記することが必要であり要望します。	1		
90	今回の条例案は審議会で議論され答申された基本中の基本となるいくつかのポイントをないがしろにしています。それはいくつもありますが、相模原として、「津久井やまゆり園事件」をなかったかのように扱うことは重大です。この問題を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」としっかりと規定してください。	1		
91	今回の条例の「立法事実」として「津久井やまゆり園における事件」があったはずですが、前文でこの事件をヘイトクライムと捉え、二度と繰り返さない旨を宣言するべきです。	1		
92	骨子前文について 津久井やまゆり園の事件について、「決して風化することがないように」とありますが、消極的な姿勢だと思えます。二度とこのような事件が起こさずにはならないという決意を表明すべきだと考えます。	1		
93	骨子前文に、ヘイトクライムという表現がないことについて 相模原市が人権条例を制定することにおいて、やまゆり園の事件がヘイトクライムであることを明確に表現することは重要と考える。ヘイトクライムという単語が一般化されていないと判断するならば、「差別的動機に基づく犯罪」などの日本語でも構わない。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
94	骨子前文で「津久井やまゆり園事件」となっている表現を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」に代えるのが適切だと思います。	1		
95	骨子の前文には、やまゆり園事件について、軽く「大変痛ましい事件が起きた」と記述しているが、この事件が、障がい者差別に基づくヘイトクライムであることを明記すべきである。条例制定にあたっては「差別は人を殺す」を肝に銘じるべきだ。	1		
96	骨子の前文での「津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。」について「津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、ヘイトクライムが起きた。」が適切。	1		
97	骨子の前文で、「答申」にあった「ヘイトクライム」の文言が削除され、津久井やまゆり園事件について「大変痛ましい事件」とのみ詳記された「ヘイトクライム」と当然明記すべきである。津久井やまゆり園事件については、単なる無差別大量殺傷事件ではなく、重度障害者は迷惑な存在で、社会からいなくなった方が良くとする、●●の「差別意識」に基づいた犯罪であり、「ヘイトクライム」と明記しなければ「人権条例」になぜこの事件を取り上げるのが明らかにならない。	1		
98	骨子の「平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。」という表現について、「これはヘイトクライム(差別に基づく犯罪)であり、二度と繰り返してはならない。」という主旨の文言を付け加えるのが適切と考えます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
99	<p>骨子の「 前文」の「平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。」この「大変痛ましい事件」を「障害者差別が引き起こした憎悪犯罪(ヘイトクライム)」であると断言してほしい。差別が人を殺す、ということがまさに文字通り起こった事件であり、わたしたち全員の障害者へのうっすらとした忌避感・嫌悪感などが実行犯の現死刑囚に「これは歓迎されることである」という思いを抱かせるに至った。だれもが無関係ではないし、しかも社会のほとんどが構造的に「殺しに加担した側」なのである。そして差別は他者にも認識できるよう外へ表明した時点で差別であり、まさにヘイトスピーチが「人殺しへの道」なのだと思う。相模原の事件を発生させてしまったわたしたちは、それを受け止めたくて、差別のない世界を協働して目指していかなければならない。そのため、「障害者差別が引き起こした憎悪犯罪(ヘイトクライム)」という語はぜったいに外せない。</p>	1		
100	<p>骨子・前文 「大変痛ましい事件」 津久井やまゆり園事件をヘイトクライムとして明確に位置づけて明記し、その視点から同様の事件を再び起こしてはならないと提起することが適切と考える。</p>	1		
101	<p>国際的にヘイトスピーチ、ヘイトクライムは犯罪とされています。何の罪もない人が差別で殺されるような事件が二度と繰り返されることのないよう、差別は犯罪であると明記していただきたいです。</p>	1		
102	<p>現状の骨子は市民に対して不誠実です。前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
103	現に相模原市では過去多くの障害者が殺されたやまゆり園事件があったではありませんか。この障害を理由に障害者が殺された事件を何故ヘイトクライムとも差別とも書かないのでしょうか？	1		
104	起きたことをなかったことにはせず、前文で「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。	1		
105	やまゆり園事件をヘイトクライムとして前文に盛り込むこと。	1		
106	まちづくり条例案の前文につき、「津久井やまゆり園事件」は、「ヘイトクライム」ですから犯罪行為です。その点を明らかに書き込んだ条例にして下さい。	1		
107	まずは相模原市が、差別をなくし、人権を尊重するまちづくりを推進するという気構えを明らかにしてほしい。その観点から、 ③2、津久井やまゆり園事件は、現代社会の抱える差別意識を浮き彫りにした事件で、相模原市だけでなく、全国的に記憶に止めるべき「ヘイトクライム」事件である。	1		
108	ヘイトスピーチやヘイトクライムの文言を入れてください。	1		
109	ヘイトクライムに関する記述が無くなっている。	1		
110	ヘイトクライムという語は国が定義していないから条文に入れないのではなく、条例で定義するか一般的な言葉の意味に基づいて挿入すること。	1		
111	なぜ、前文の「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」という表記をなくしたのでしょうか。戻してください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
112	<p>津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと認定しなかったこともまた、ヘイトクライムに加担することになるのではないのでしょうか。</p> <p>あの事件をヘイトクライムと認めなければ、自分と違う人間を差別し、暴力行為を行うことを見過ごすこととなります。</p> <p>ヘイトクライムがあったから、この条例ができた、と明言することが、あの事件の被害者にとって、そして市民にとっても大事なことだと思います。</p> <p>この素晴らしい条例を、市民が誇れるものとなりますようにご再考をよろしくお願いいたします。</p>	1		
113	<p>津久井やまゆり園事件を「ヘイトクライム」と明確に表現することが本条例に求められていることと考える。</p>	1		
114	<p>津久井やまゆり園事件は明確なヘイトクライムだと認定してください。</p>	1		
115	<p>津久井やまゆり園事件についても答申にある「差別」の2文字をわざわざ削除し、「大変痛ましい事件」と、何より罪深いヘイトクライムを一般的な事件扱いにしました。しかも「繰り返させない」という意思もなく、「風化させないため」と相模原市の主体を無くして他人任せにしました。</p>	1		
116	<p>津久井やまゆり園事件について、「痛ましい」「風化することがないよう」ではなく、「障害者に対する偏見、蔑視にもとづく犯罪、すなわちヘイトクライムであり、二度と起こさないようにするために、障害者をはじめとするマイノリティに対する偏見及びそれを煽るヘイトスピーチを根絶しなければならない」とすべき。</p>	1		
117	<p>津久井やまゆり園事件がヘイトクライムであることを明記して下さい。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
118	<p>津久井やまゆり園の事件は単なる痛ましい事件で片付けられないですよ。</p> <p>障がい者に対する差別が産んだおぞましいヘイトクライムです。</p> <p>そのことを前文に示さないで相模原の人権条例と言えますか??</p>	1		
119	<p>津久井やまゆり園で起きたことはまぎれもなく「ヘイトクライム」です。このようなことを抑止するための条例なのであれば、「痛ましい事件」というあやふやな語で済ませるのではなく、「ヘイトクライム」または「差別的動機に基づく犯罪行為」のように記載してください。</p>	1		
120	<p>津久井やまゆり園事件を、差別に基づく犯罪「ヘイトクライム」として、前文に明記してください。</p>	1		
121	<p>津久井やまゆり園の事件を差別的動機に基づく犯罪行為と位置づけてほしい</p>	1		
122	<p>津久井やまゆり園事件を障害者への差別的思考に基づいた犯罪、ヘイトクライムとして明確に位置づけて明記すべき。</p>	1		
123	<p>津久井やまゆり園事件については、具体的に何が起きたのかをしっかりと明言することが必要だと考える。</p>	1		
124	<p>津久井やまゆり園事件について、障害者への差別的思想（優性思想）に基づいた犯罪、ヘイトクライムとして位置づけ、明記すべきである。</p> <p>条例（案）骨子へは次の項目についての具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <p>・P1 前文 10行目</p> <p>「大変痛ましい事件」を「この事件は、障害者への差別的思考に基づくヘイトクライムである。」に修正する。</p> <p>「この事件が決して風化することないように」を「二度と再び繰り返してはならないために」に修正する。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
125	<p>前文の中で「大変痛ましい事件が起きた」まるでそ事のような表現です。まさに本市の足元の地域で起きた犯罪行為、最悪の人権侵害事件です。このような差別意識が根底にある事件が起きた生活環境を検証し決して二度と起こさない地域環境づくりへの当事者意識がこもった厳しい表現にしないとイケないと思います。</p>	1		
126	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に当事者意識に欠ける前文です。ひとえに、津久井やまゆり園事件についての総括不足、なぜ起きたかについて、主体的な眼差しにおける考察がなされていないからだと考えます。市民ひとりひとりが深く事件に関わっており、その加害性を自覚しなければ、尊い命の犠牲に伝えることはできません。それを誰でも書ける「たいへん痛ましい事件が起きた」とくくり、「風化することがないよう」と言いながら、姿勢が見えてこない文章では、到底、いま当市に人権条例が必要であるという意志が見えてきません。人権という、人類普遍の価値観への当市の人権宣言となる条例制定において、では、行政は何ができるか、行政の果たす役割は何かについて、主体的な考察を行い、練り直してください。 ・前文を練り直すにあたり、相模原市人権施策審議会が令和5年3月に出した差別を禁止する実効性ある画期的な答申が、考えるヒントになるはずです。答申を生かして、当市の人権宣言となるべく前文の書き直しを望みます。美辞麗句である必要はありません。当事者としての主体性を意識してください。もちろん、そのためには、行政、とくに地方行政が社会の仕組みに何をなすうるかを考える必要があると思っています。 	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>・繰り返しますが、相模原市の人権宣言となるのだ、と意識してください。未来社会に通用する文言になっていますか？わたしたちは、津久井やまゆり園事件をひき起こした当該地域の市民であり、自治体です。「風化することがないよう」ではなく「風化させない」という「意志」が問われているのです。</p>			
127	<p>相模原市では2016年に津久井やまゆり園事件が起こり、19人の入居者が殺害されました。献花台モニュメントにはやっと7人の名前が刻まれました。本村市長も献花に参列されているので知っているはずです。殺害されても名前を公称できない家族たち、障がい者がいるということで世間から後指さされるなど、普通に生活できない社会がまだ残っているのだろう。</p> <p>・津久井やまゆり園事件を「大変痛ましい事件」と置き換えしないで、障がい者を差別した大事件であるので「ヘイトクライム」「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。</p>	1		
128	<p>この条例案の制定のきっかけとなった「津久井やまゆり園事件」の背景には障害者への強い差別感がありました。生命や人権に軽重はないはずです。にも関わらずこの事件を差別と明記する表現はありませんので、前文に明記してください。</p>	1		
129	<p>この間、新聞等で相模原市の人権尊重まちづくり条例に関しての事を目にしました。「やまゆり園事件」は相模原市の名前を日本中に知られた程の事件です。新聞や専門家、ネット等では相模原市の条例案が驚くほどお粗末で、恥ずべきことと私も思います。「田舎の政令都市」と友人からは言われました。市長もさることながら、市の職員のレベルの低さを言われました。やまゆり園事件がヘイトクライムでなければ、何がヘイトクライムになるのでしょうか！</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
130	神奈川県立津久井やまゆり園でおおくの尊い犠牲が奪われ・・・となっている。津久井やまゆり事件の内容は人権審の答申の内容が事実であり、何故ここで、単なる痛ましいといった抽象的な表現になったのか？人権審が指摘しているように「不当な差別的思想に基づくヘイトクライム」そのものではないか？	1		
131	2016年に起きた前代未聞の「津久井やまゆり園事件」は、相模原市で障がい者に対して差別主義者が45人を殺傷した決して許されない事件です。この犯人に同調する人々もネットで多数いました。事件の起きた相模原市であるからこそ痛ましいではなくヘイトクライムで許されない犯罪であることを明記することが相模原市の役割ではないでしょうか。	1		
132	2016年7月26日未明、相模原市内において発生した「津久井やまゆり園事件」は、典型的かつ本邦における最悪なケースのヘイトクライムです。条例前文において、同事件を「ヘイトクライム」であると明記し、その事実から目を逸らさず、真摯に向き合い、二度とそのような差別に基づく事件を起こさない社会を目指す条例としてください。	1		
133	やまゆり園事件…「大変痛ましい事件」は、「ヘイトクライム」又は「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いて下さい。相模原市にとっては、最も重要なものだと思います。当該の市なのですから。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
134	<p>※ヘイトクライムなし</p> <p>(前文) 第3段落：本市においては平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた → (この文に対する意見) やまゆり園で発生したのは土砂崩れか。それとも、利用者が乗ったバスが谷間に転落でもしたのか。違う。健常者がケアをしなくてはならない障害者を蔑視し、人間としての尊厳や価値を認めないという差別思想に凝り固まった犯人が自らの意思で暴力をふるい、殺傷したのだ。その事件がこの条例の原点にあるのではなかったのか。だとすれば、あの事件が犯人の差別思想によって引き起こされたことを明記しなければ、条例を作る理由も意味も分からなくなってしまうように思う。→ (修正案) 本市においては平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で、障害者に対するいわれなき差別思想を持った元職員の男が多くの入所者らを殺傷するという、大変痛ましい事件が起きた</p>	1		
135	<p>「平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた」という表現は場所が主語となっており、事件の経緯、詳細、悪質性が読み取り不可能な日本語となっている。この文言では事件の風化に耐えられない。加害者が殺害に至った動機を明記すべきである。この事件が優生思想、障害者差別に基づくヘイトクライムであるという文言が入らなければ、犠牲になられた方、重傷を負った当事者をはじめとする家族や関係者が深く傷ついた背景、社会への影響が全く不明である。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
136	「痛ましい事件」は世間に山ほどあります。津久井やまゆり園の事件を「痛ましい事件」のひとつに埋没させず、専門家の指摘するとおり「障がいという属性をもつ人を狙ったヘイトクライムであること」を明確にしてください。相模原市が率先してヘイトクライムと呼ぶことに大きな意義があり、今後、同様の事件への抑止力にもつながるはずです。	1		
137	「津久井やまゆり園事件」をヘイトクライムと位置づけること。	3		
138	「津久井やまゆり園事件」をヘイトクライムと位置づけて明記してください。	1		
139	「津久井やまゆり園事件」を「痛ましい事件」でなく、ヘイトクライムと位置づけるのが適切と考える。	1		
140	「津久井やまゆり園事件」を「大変痛ましい事件」と評価していますが、これだけでは事件の背景が伝わりません。この事件は天災とは違うのですから、「ヘイトクライム」もしくは「差別的動機に基づく犯罪行為」と評価すべきです。	1		
141	「津久井やまゆり園事件」を「大変痛ましい事件」ととらえ、「風化することがないように」取り組むとしていますが、同事件は「障害者への差別的思考に基づく犯罪、ヘイトクライム」であり、二度と起こさないために市として取り組むと修正してください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
142	「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」もしくは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。	1		
143	「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」と明記してください。	2		
144	「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。相模原市がこの事件を教訓とせずにどこがするのですか？最低ラインです。	1		
145	「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と書いてください。 私の関係者には、ヘイトにさらされやすい人間がいる。差別に正当なものはない。やった感だけなら、作らぬ方がいい。何故なら、それが人を傷つけるものだから。	1		
146	「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と位置づけ明記すべき。「多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件」としているが、ほかにも発生した大規模事件はある。やまゆり園の事件が起こされた背景をしっかりと位置づけ、それを二度と起こさせないという強い決意があってこそ、この「人権尊重」の条例なのではないだろうか。	1		
147	「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」「差別的動機に基づく犯罪行為」として書いてくださるようお願いします。障害者も健常者も、他の不可避の被差別要因（人種、民族、国籍、性的指向、性自認、出身など）を抱えて生きる人々にとって、「相模原市は安心して暮らせるコミュニティである」という自治体としての決意をまずお示してください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
148	<p>「津久井やまゆり園事件」はヘイトクライムです。人権問題については、パートナーシップ条例のように、地方自治体が、国に先んじた内容の条例を作ることができるはずでず。差別的動機に基づく犯罪行為を繰り返さないために、ヘイトクライムだと明記してほしいです。人権問題については、パートナーシップ条例のように、地方自治体が、国に先んじた内容の条例を作ることができるはずでず。</p>	1		
149	<p>「津久井やまゆり園事件」の現場となった相模原市の責務です。前文で「津久井やまゆり園事件」にふれられていますが、認識が一般的で甘い表現になっています。あの事件は「差別的動機にに基づく犯罪行為」でありヘイトクライムです。そのことを明記しなければ、やまゆり園事件から学んだことにならず、事件の犠牲となられた方々に顔向けできないと思います。</p>	1		
150	<p>「津久井やまゆり園事件」の位置づけを明確にしてください。この事件を「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」と位置づけ、決して容認できるものではないということを、それが起こった相模原市としてはっきりと宣言してください。</p>	1		
151	<p>「津久井やまゆり園殺傷事件」については、「ヘイトクライム」又は「差別動機に基づく犯罪行為」と書いて下さい。</p>	1		
152	<p>「大変痛ましい事件」を「障害者への差別的指向に基づく犯罪、ヘイトクライム」に修正してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
153	「大変痛ましい事件」を「障害者への差別的思考に基づく犯罪、ヘイトクライム」に修正してください。 ⇒やまゆり園の事件は偏見と憎悪に満ちた犯罪で、ヘイトクライムそのものです。国際社会でもこうした犯罪をヘイトクライムと表現していますので共通語のヘイトクライムを使用すべきです。	1		
154	「大変痛ましい事件」を「障害者への差別的思考に基づく犯罪、ヘイトクライム」に修正してください。	14		
155	「大変痛ましい事件」を「ヘイトクライム」と改めるべきです。	1		
156	「大変痛ましい事件」ではなく、「ヘイトクライム（差別に基づく犯罪）」が適切と考える。	1		
157	「前文」び「平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた」は「平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で 障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムが起きた」に修正してください。	1		
158	「神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。」という表現について、「大変痛ましい」ではなく、きちんとヘイトクライムであったことを明記するべきだ。	1		
159	「ヘイトクライム」を前文で明示するべき。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
160	「津久井やまゆり園の事件について」の説明が「多くの尊い命が奪われる」とありますが、「答申」の「はじめに」に書かれている通り、「優生思想・非障害者優先主義による犯罪」によって命が奪われた事件です。この事件は「風化することがないよう」と条例案の前文にもあるように、忘れてはいけない事件です。「優生思想・非障害者優先主義による犯罪によって多くの尊い命が奪われる」と明確に記述したほうが、条例の理念の理解にもつながります。	1		
161	「津久井やまゆり園」での事件はヘイトによるテロ事件であり、防ぼうとしているなら、そのことも明らかにして書き込んでください。	1		
162	「津久井やまゆり園事件」というあつてはならないことに対し、「ヘイトクライム」はおろか「差別」とすら表記しないのはおかしい。	1		
163	「津久井やまゆり園」事件をヘイトクライムとしてしっかり位置付けるべきです。	1		
164	「大変痛ましい事件」、津久井やまゆり園事件を「ヘイトクライム」として明確に位置付けて明記し、その視点から同様の事件を再び起こしてはならないと提起することが適切と考える。	1		
165	「前文」において「大変痛ましい事件」と評しているが、差別犯罪であることを明確にしないと何のための条例であるのかが、不明。	1		
166	"本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという"この事件は日本はもちろん世界的に見ても重大なヘイトクライムであるので、明確にヘイトクライムと位置付ける事が重要で、むしろヘイトクライムという言葉を用いず表現をぼかす事で弊害があると考えます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
167	<p>「大変痛ましい事件」を「障害者への差別的指向に基づく犯罪、ヘイトクライム」に修正してほしい。日常にひそむ小さな差別を見逃さず、市全体で取り組みたい。</p>	1		
168	<p>答申の前文では津久井やまゆり園事件を「障害者に対する不当な差別的思考によるヘイトクライム」と位置づけ「決して容認することはできないもの」と明確に非難しています。</p> <p>しかしながら条例案骨子は「大変痛ましい事件」と差別が原因で起こった事件と書かず、誰にでもわかる強い否定をしていません。言うまでもなく津久井やまゆり園事件は、この条例の最大の立法事実です。「風化」を防ぐためではなく、同様の事件を二度と、絶対に、起こさないための条例であるべきで、答申のように事件をヘイトクライムとはっきり認め、決して容認してはならないことを記載してください。</p>	1		
169	<p>津久井やまゆり園事件を「痛ましい事件」と表現されているが、この事件は障害者に対する差別意識に基づく殺傷事件です。ここでも差別意識に基づく犯罪、ヘイトクライムを非難する言葉を書き込んでください。</p>	1		
170	<p>津久井やまゆり園事件はただの痛ましい事件ではありません。私には障がいを持つ知人、友人がいます。彼らは、明日は我が身と思い、自分もいつか殺されるのではないかという恐怖を感じていると言っていました。何人も自由、平等であるべきで、障がいのあることで差別されることなどあってはなりません。ましてや「生きる価値なし」として殺すことなど、あってはならないことです。津久井やまゆり園事件をヘイトクライムという言葉で明記すべき事件です。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
171	<p>津久井やまゆり園事件は、明確に優性思想に基づいたヘイトクライムです。差別が蔓延した社会が殺戮をもたらすことは、関東大震災における日本、あるいは今まさに起きているイスラエルによるパレスチナ人の民族浄化でも深刻な結果をもたらしています。</p> <p>津久井やまゆり園事件を差別に基づいた殺戮だと、ヘイトクライムだと断じて明記することは、この事件を引き起こした社会の責任でもあります。その舞台となった自治体であることに、自覚はありますか？また同様の事件を二度と起こさない責任が相模原市にはあることを理解していますか？標的となった人たち、あるいはなりうるマイノリティがそれぞれたくさん住んでいること、条例文はその人たちに対する、あるいは実行した犯人同様の差別者に対する直接的なメッセージになることを、十分に考慮していますか？</p> <p>人権施策審議会から提起された「答申」に沿った内容に修正してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
172	<p>3年半の審議を経てまとめられた相模原市人権施策審議会「相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について(答申)」を尊重し、津久井やまゆり園事件はもとより、本邦外出身者の審議会委員を揶揄する街宣活動が繰り返し行われるなどの立法事実を重視して、以下の通り意見を提出します。</p> <p>(1)骨子・前文の「多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた」は、『多くの尊い命が奪われた大変痛ましい事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムであり、決して容認することはできないものである』と表記するのが妥当だと考えます。</p> <p>(2)骨子・前文の「この事件が決して風化することがないように」は、『この事件が二度と繰り返されることなく』に改めるのが妥当だと考えます。</p>	1		
173	<p>平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。</p> <p>平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で、「ヘイトクライム」あるいは「差別的動機に基づく犯罪行為」により、多くの尊い命が奪われるという事件が起きた。と書いてほしいです。</p>	1		
174	<p>前文のしかしながら、～求められる。は答申の2(6)が適切と考える。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
175	<p>この条例の目的は、津久井やまゆり園事件のようなヘイトクライム（差別的動機による凶悪犯罪）が二度と起きないようにするためであるということを、条例に明記してください。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を深く社会に浸透させ、一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、お互いの人権を認めあう共生社会を実現するものです。</p> <p>津久井やまゆり園事件は、本条例を制定する重要な契機の一つであるため、この事件に対する本市の認識がより明確になるように修正します。</p> <p>「しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないように、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まなければならない。」</p>	ア
176	<p>前文の第3段落について</p> <p>このように書かれているが、具体的な事は条文に何も書かれていない。</p> <p>あらゆる人の人権を守ると言うとき、そこには施設の入所者も含まれるはずで、入所者の人権を守るとは他の市民と同じようにあたりまえに地域で暮らすことである。脱施設・地域移行の「だ」の字も骨子に盛り込まないことは、やまゆり園の犠牲者を前文の文字数増やし程度の存在におとしめることである。”人権”条例の名に恥じない内容に改めてほしい。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件は、本条例を制定する重要な契機の一つであると認識しています。条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、あらゆる属性を対象に人権尊重のまちづくりを推進する内容としているため、障害者施策に特化した内容である「脱施設」或いは「地域移行」といった文言を前文に規定することは考えていません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
177	<p>しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。この事件が決して風化することがないよう、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の「実現に向けた取組」が求められる。</p> <p>1なぜ、あのような事件が起きたのか？ 2やまゆり園（施設）で人権は守られるのか？ 3しょうがいを理由に隔離しているのが施設。施設が存在があのような事件を起こす人間を生んだと考える。施設廃止を目指すべきではないか？</p>	1		
178	<p>骨子の内容全般、前文</p> <p>施設のない相模原市という地域づくりのために、この条例の中で、施設解体、地域移行の理念を述べてほしいです。</p>	1		
179	<p>津久井やまゆり園事件についてのとらえかたが軽すぎると思います。事件のあった自治体であることの重要性をもっと認識し、この条例をつくるための理念としてとらえるべきです。それは収容施設を存在させる地域、社会の責任を問うことになるからです。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件は条例を制定する重要な契機の一つであり、多くの障害者の尊い命が奪われる大変痛ましく許しがたい事件であり、こうした事件が繰り返されることがないよう、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。</p>	ウ
180	<p>平成28年に…取組が求められる。津久井やまゆり園という”施設”で事件が起こったということ深く考えるべき。”施設”そのものが生みだす、しょうがいしゃ・高齢者差別があるということ当事者から聞き取りをすべき。</p>	1	<p>共生社会の実現に向けて、障害のある方の地域生活への移行を促進していくことは、必要なことと考えており、福祉施設入所者の地域生活への移行に取り組んでいます。</p> <p>一方で、障害は様々な支援の形があり、本人の意向をしっかりと確認した上で、望む生活を送ることができるよう支援していくことが重要であると考えています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
181	ヘイトクライムという言葉削除したのは適切であったと思う。 日々のご公務に感謝いたします。	1	様々なご意見を頂いた中で、「ヘイトクライム」という用語は、国において確定した定義はなく、人によって解釈が異なる可能性があるため、使用しないこととしましたが、津久井やまゆり園事件に対する本市の認識がより明確になるように、次のように修正いたします。	イ
182	「ヘイトクライム」を復活させないでください。 (理由) 憲法で保障された自由権を侵害する恐れが濃厚であるため。	1	「しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まなければならない。」	
183	「前文」について；津久井やまゆり園事件について、「ヘイトクライム」（憎悪犯罪）と位置付けないことに不満の声もあるようだが、同じ犯罪でも差別思想が動機である場合に通常よりも重く処罰するヘイトクライム加重処罰は、条例ではなく刑法の話であるとともに、そもそも日本国憲法の下では思想・良心の自由を保障した第19条との関係で不可能であるというのが憲法学説の通説であるため、「ヘイトクライム」と位置付けることの意義に乏しいから、あえて「ヘイトクライム」という文言を盛り込まなかった条例（案）骨子は妥当ではないかと思われる。	1		
184	前文にある「津久井やまゆり園事件」は確かに凄惨な事件ではありますが、既存の刑法の殺人罪で裁くのが適切であり、新たに法や条例を設ける必要はありません。 「ヘイトクライム」や「差別的動機に基づく犯罪行為」という定義は不要であり、動機が何であれ、刑法上の殺人罪等の既存の刑罰法令が適用可能であることから、条例の新設は不要です。	1	津久井やまゆり園事件については、大変痛ましく、許しがたい事件であり、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、事件の記憶を風化させないようにするため、前文に書き込むこととしたものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
185	<p>津久井やまゆり園の記載の削除が適切だと考えます。津久井やまゆり園の事件は重大ですが、相模原市が犯人に直接指導した訳でも、相模原市民が犯人の人格形成に関与した事実もありません。事件が相模原市で起こったことは残念ですが、この前文の記載では相模原市や相模原市の市民が関与していたかのような印象を与えます。風化させない目的と差別解消の問題は関係ないと思います。風化させない宣言を別で行うこともできると思います。</p>	1		
186	<p>前文の「しかしながら、本市においては平成28年～風化することがないよう」9行から11行この部分は必要ないと考えます。</p>	1		
187	<p>骨子 前文について やまゆり園での事件 やまゆり園での事件は障害者を狙った犯行であるが、「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」において、本邦外出身者への差別的言動しか取り締まらないのはおかしい。これでは、条例を作るためのダシとしてやまゆり園での事件の被害者が利用されているだけに見える。やまゆり園での事件の部分は不要でないか。</p>	1		
188	<p>「本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。この事件が決して風化することがないよう、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められる」（前文） →事件が起こった場所は旧津久井郡の山間部であり、大半の市民には無関係である。この段落は全削除するのが妥当ではないか。次の段落においてさまざまな人権問題が取り上げられており、それを指摘するだけで十分である。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
189	<p>本条例案に対する、市民感覚との乖離について、以下の通り考察し、修正又は削除を求める。</p> <p>まず、津久井やまゆり園の事件は、痛ましい事ではあったが、あくまで殺人事件として語り継ぐものであり、人権問題に結びつけるべきではない。</p> <p>犯人の供述から、高齢者、認知症者に対する言及は確かにあったが、これに対する対策はサービス提供者、すなわち施設運営者に対する経営内容の改善が最も重要であり、職員の処遇改善とケアを充実すべき事柄である。</p>	1		
190	<p>やまゆり園の加害者のような人間は特殊であり、相模原市民に対しそのようなレッテルを市自ら貼りに行くことは間違っています。</p> <p>長年相模原市に住んでいますが、不公平な差別禁止条例が制定されるのであれば転出もやむなしと思うまでになっています。</p>	1		
191	<p>津久井やまゆり園の事件が書かれていますが、これは単に精神異常者が多数の障がい者を殺害した事件であり、此条例の有無により結果が変わったとは思われません。</p>	1		
192	<p>県立津久井やまゆり園での悲劇的な事件に触れている部分と条例の目的が一致しないように思えます。これは日本の青少年の教育に起因する差別問題であり、この条例ではなく学校での教育に焦点を当てるべきだと考えます。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
193	<p>1.前文について</p> <p>「国際人権規約を始めとした人権に関連する諸条約の締結及び人権に関連する法令の整備が進み」と条例の根拠となる法律について答申のように具体的に記載せず一括りにしていますが、この条例が目的とする人権尊重、差別のない社会を実現するための具体的な根拠法を列挙し、国の法令や国際的規約のスタンダードに則った条例であることを前文の段階で明示すべきです。</p> <p>(3)1.前文について その2</p> <p>骨子の前文では、これまでの相模原市による人権尊重を基調とした市政推進の結果、人権侵害などがある程度解決してきたかのように読み取れます。ゆえに「子ども、女性(中略)不当な差別又は虐待などの人権問題は依然として存在し」と市の施策で努力したにも関わらず差別や虐待が解消し切れていないというスタンスでの記述になっていますが、これは現状認識が甘いと言わざるを得ません。2013年頃から全国で顕在化してきた差別扇動を目的としたいわゆるヘイトデモやヘイト街宣によって街頭で公然と差別的な言動（ヘイトスピーチ）がなされ、それがSNS等のインターネットで拡散するという人権侵害が深刻化しているのが現状です。津久井やまゆり園事件はこのようなヘイトスピーチの蔓延の結果起きたものであり、相模原市内においてもヘイト街宣や選挙演説に名を借りたヘイトスピーチが行われています。新たな形で顕在化している人権侵害や差別を早急に止めていくために必要な条例であるというスタンスを明確にすべきで、答申のような記述に変更してください。</p>	1	<p>前文には、具体的な法令名は列記しませんが、人権に関連する諸条約の締結及び法令の整備に併せて、本市においても、人権尊重を基調とした市政を推進してきた状況を踏まえ、本条例を制定する旨を記載しています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
194	<p>P.1 1 前文 について</p> <p>世界人権宣言や日本国憲法を掲げ、基本的な人権尊重を述べていることはもちろん、立法事実といえる条例制定を必要とした背景について具体的にやまゆり園での事件を記している点を、とても重要であると考えます。</p> <p>また、差別被害の対象者を明記し、インターネット等人権侵害の起きうる環境を広く記し、市の決意ともいべき方針の主軸を示し、条例が対象となる範囲を広く示していることも重要で、評価すべき内容だと思えます。</p>	1	<p>前文には、人権の重要性、人権を取り巻く状況の変化のほか、条例制定の重要な契機の一つである津久井やまゆり園事件を記載するとともに、解決すべき人権問題を示したものです。</p> <p>人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するために、人権施策に関する取組を推進し、その充実に努めてまいります。</p>	ウ
195	<p>前文</p> <p>・社会において、男性の人権問題は全くないのか市の考え方で教えて下さい。</p>	1	<p>社会において、様々な人権問題が存在していると認識していますが、本市の人権施策の基本姿勢を示した相模原市人権施策推進指針で掲げている人権課題を踏まえ、前文では「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」を不当な差別又は虐待等の対象の例として記載したもので、男性も含むものと考えています。</p>	ウ
196	<p>「また、社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者」という文面があるが、「男性」は外国につながりがないのか。男性を含めない点ではこの文面は「男性」への軽視、男性差別でないか。近年、格差社会が進み「弱者男性」と呼ばれる人もいることから不適正でないか。男性も追記すべき。</p>	1		
197	<p>前文</p> <p>・「自由」について日本国憲法を出しているが、憲法12条にある「乱用禁止及び常に公共の福祉のために利用する責任を負う」事も条文に書いて下さい。何でもありではありません。</p>	1	<p>誰もが、生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利である「人権」について、日本国憲法においても基本的人権の尊重として保障されている旨を示しているものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
198	<p>被害者サイドの問題という誤解を生じさせないためにも、「人権課題」という表記を使う方が良い。</p> <p>※前文中「虐待等の人権問題は、依然として」 →「虐待等の人権侵害が依然として」 「新たな人権問題も発生している。」 →「新たな人権課題が発生してきた。」</p>	1	<p>人権施策の基本姿勢としまして、市民一人ひとりが多様な人権問題を正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に向けて取り組む必要があると考えておりますので、この表現のままといたします。</p>	ウ
199	<p>「また、社会においては」、これは、『また、「相模原市』』においてはとすべきと考えます</p>	1	<p>相模原市人権施策推進指針においても取り組むべき課題として捉えていたものであり、広く社会において発生しているものであることを表現しているものです。</p>	ウ
200	<p>▣平和につながるヘイト言動、差別への毅然とした規制の必要性⇒「たとえばヘイトスピーチなどは、放置しておくとは非常に危険なものだ。それらを芽の段階で摘むための方法を、市井の人々が日常的に具体化していれば、それは戦争を避ける力になる」（2023/12/23.毎日新聞『平和をつくる方法』の書評から）。そういう大きな認識が、前文にはほしい。と同時に、前述の、いじめは差別、ヘイト言動だ、との認識も踏まえたい。</p>	1	<p>前文には、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的として掲げ、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、障害など、あらゆる属性を対象に人権尊重のまちづくりを推進することとしているものです。</p>	ウ
201	<p>▣「個人の尊厳」の明記を⇒ 基本的人権の基盤は、個人の尊厳であり、前文にも個人の尊厳を明記すべきだ。</p>	1	<p>全ての人が有する人権について、世界人権宣言にならない表現しております。</p>	ウ
202	<p>「1.前文」中の「人間」は、漠然としてひとりひとりの尊厳を曖昧にした表現のように思えるので、「個人」としたほうが適切と考える。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
203	<p>(抜粋)</p> <p>人権は、誰もが生まれながらに持つ権利であり、日本国憲法では、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」としています。人権は、国家を始めとした公権力により侵害されてはならないことはもちろんのこと、私人間においても相互に尊重し合う必要があります。</p> <p>このような中、国際人権規約を始めとした人権に関連する諸条約の締結及び人権に関連する法令の整備が進み、本市においても、平成14年に相模原市人権施策推進指針(以下「指針」という。)を策定し、これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきました。</p> <p>(上記の意見)</p> <p>日本国憲法の基本的人権とは日本国民の人権を指すものであり、これと国際人権とは全く別であり同一線上で議論する事は間違っている。</p> <p>本来国家間は相互主義で行われるべきで、一方的に日本人だけが外国人の人権を尊重するのは国益に反する。また最近では違法行為で検挙された外国人が差別だと騒ぎ言い逃れを計るケースも見受けられ、治安の低下も懸念される。</p>	1	本市では相模原市人権施策推進指針に基づき人権施策を進めてきたところであり、その指針に実効性を持たせることを目的に本条例を制定するものです。	ウ
204	<p>新たな人権問題も発生している、これは、「新たな人権問題を起こさない様に」とするのが良いと考えます。</p> <p>「又、こうした状況を踏まえて」は必要ないと思います。</p>	1	現状の人権問題に対する認識を表現したものであり、この表現のままいたします。	ウ
205	<p>虐待等の人権問題は依然として、これは、「虐待等の人権問題を起こさない為に」とするのが良いと考えます</p>	1		
206	<p>「本邦外出身者を始めとした外国につながる者」は削除すべきである。</p>	1	相模原市人権施策推進指針で掲げている人権施策を踏まえ、前文では「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」を不当な差別又は虐待等の対象の例として記載したもので、この表現のままいたします。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
207	<p>子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題</p> <p>このように具体例をあげると、それに当てはまらない、といった事例が必ず出てきます。「いかなる差別、虐待等の人権問題」も許さない、とするべきです。</p>	1		
208	<p>骨子案前文の”社会にはおいては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生している。”の記載に関しては、殊更本邦外出身者を記載する必要はないものである。</p> <p>他人の意見をバカにしたり容姿を馬鹿にしたなど、国籍や属性関係なく起きているものであり、属性を記載するのは適切ではない。</p> <p>そのため、”子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始め”の記載は、”あらゆる人間に対する～”と記載を改めるべきである。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
209	<p>骨子のⅠ前文とⅡ総則の2項定義で文言が異なるため定義の方が正しいと思われる。</p> <p>Ⅱ総則の2項定義に統一すべき</p> <p>(3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向</p> <p>Ⅰ前文 子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした、外国に繋がりのある者、感染症患者、性的少数者等への→人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向等の不当な差別的言動に修正すべき</p>	1		
210	<p>骨子のⅠ全文とⅡ総則の2項定義で文言が異なっているため混乱します。Ⅱ総則の2項定義に統一したほうが全体感としてバランスが良いと思います。本邦外に限らず不当な差別はなくなるべきと思います。</p> <p>不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティ</p>	1		
211	<p>▣差別・人権侵害を受ける人の列挙で、なぜか民族が欠落している⇒「いかなる」人も、差別、人権侵害を受けずに生き暮らす権利があるのであり、裁判では「差別されない人格的利益」が認められている。原住民族の権利は、国際的な大きな課題ともなっている。あえて、「本邦外出身者を始めとした外国とつながりのある者」という、回りくどい規定を設ける理由は全くない。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
212	<p>「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」という表現について、現在施行されている「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」などを鑑み、定義2で示されているような「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」などのより個々人の交差性・複合差別を検討しやすい文言にするべきである。前文1の該当箇所には「先住民」などの</p> <p>(※文章が途中で終わっているが、原文のまま掲載したもの)</p>	1		
213	<p>前文では「社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者をはじめとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」への差別や人権問題に言及しながら、本文では「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」にのみ言及している。人権施策審議会答申に基づき、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身」など幅広く規定すべき。</p>	1		
214	<p>前文に、『少数民族』も加えてほしい。理由は、相模原市にもアイヌ民族が住んでおり、本邦外出身者では、アイヌが含まれていないため。</p> <p>2(3)には『民族』とあるが、国内少数民族も指すことが明確ではないため。</p>	1	<p>前文では、相模原市人権施策推進指針で掲げている人権課題を踏まえ、「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等」を記載したもので、不当な差別又は虐待等の対象の例として表現したもので、これ以外にもあるものと考えています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
215	<p>骨子案に「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別」とございますが、こちらに記載に無い方は今回の条例案に含まれないのですか？</p>	1		
216	<p>「本邦外出身者を初めとした外国につながる者」→「人種差別」に変更してください。人種で国民を差別する文章は避けるべきと考えます。</p>	1	<p>骨子のⅠの前文で「本邦外出身者を始めとした外国につながる者」を使用している文章は、文脈上、障害者や高齢者のように、人を表していることが分かる表現を並列で表現しております。前文は直接的な法的効果を有さないため、前文においてはその表現を使用しつつ、Ⅱ以降においては、「本邦外出身者」という法令で使用されている表現を使用しております。</p>	ウ
217	<p>前文の「本邦外出身者を初めとした外国につながる者」を「人種差別」に変更。本邦外出身者に関する法律があるのは理解していますが、そもそもこの法律は上位法である日本国憲法や国際条約に違反しています。憲法14条では「全ての国民は、法の下に平等であって」とあり、外国人は国民ではないかもしれませんが、本邦外出身者には日本国籍を選んだ2世3世、帰化人といった「国民」も含まれるため、人種で国民を振り分け 不平等な取り扱いをしていることは明らかです。</p> <p>また、これは人種差別撤廃条約の一条にある世系による優先であることは間違いありません。</p> <p>人種差別の概念から、わざわざ純粋な日本人だけを外すからおかしなことになりますし、「一人一人がかけがえのない個人として尊重される」とする、この条例の理念にも反します。差別は誰から誰に対しても有ってはいけないものですが、過去の判例からも本邦外出身者への言動も侮辱罪や名誉毀損罪で争われており、本邦外出身者に特化した法律がなくても平等に対処できていることは明らかです。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
218	<p>前文の「本邦外出身者を始めとした外国につながる者」は「人種差別」が適切な記載と考えます。</p> <p>なぜ本邦出身者が含まれないのか疑問です。</p> <p>「人種差別」であればどちらも含まれます。</p>	1		

「Ⅱ 総則」に関すること 227 件

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	<p>□「1 目的」につき、制定する条例の実効的な実施を確保するように、具体的な明記を⇒「……共生社会を実現することを目的とする」では不十分で、具体的で実効的な条例の実行が保障されない。そこで、「共生社会の実現」の前の「共生社会を実現する」の後ろに、《ために、人権、個人の尊厳を侵害するいかなる考えや言行をも根絶する》を加入すべきだと考える。</p>	1	<p>本条例は人権尊重の理念を社会に浸透させ、一人ひとりが個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的としており、人権尊重のまちづくりに取組んでまいります。</p>	ウ
2	<p>・目的 差別を無くす、被害者を救済することを明記してください。</p>	1	<p>本条例は「人権尊重のまちづくり（一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現すること）」を目的としており、この目的には不当な差別の解消を含んでおります。</p>	ウ
3	<p>Ⅱ-1 何をもち「互いの人権を認め合って」いる、「共生社会を実現」したと判断するのか。逆に言えば、現時点で「共生社会を実現」できていないとの判断はどこでなされたのか。人権という概念が提唱されて以後、共生社会が実現した状況は人類史上あったのか。抽象的状況の実現を条例に掲げる意味があるか。相模原市を理想郷実現の実験場にすべきではない。</p>	1	<p>本市においては、市人権施策推進指針を掲げ、様々な人権問題の解消に向け取り組んできたところですが、条例を制定し、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指すところです。</p>	ウ
4	<p>2定義 ・市民等 相模原市に市民税を納めている住民と納めていない他市住民をひとくくりにするのは不当な逆差別だと思います。相模原市に住所を有する人は憲法93条の2、もしくは地方自治法10条にあたる住民という言葉を使って定義に盛り込んで下さい。</p>	1		
5	<p>Ⅱ総則 1目的について 答申通り「救済のための機関の設置」を加えてください。</p>	1	<p>本条例には、不当な差別的取扱いに係る助言又はあっせんに関して調査・審議を行う、相模原市人権委員会を設置する規定を設けています。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
6	骨子2.定義 (1) 市民等 とあるが、この「等」を定義が曖昧になるので削除すべきである。市民とは市内に居住している者とすべきである。	1	本条例は、人権尊重の理念を社会に浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とするものであり、市に居住する者だけでなく、市内で活動する者として通勤し、又は通学する者を含むこととしたものです。	ウ
7	骨子2.定義 (2) 事業者 市内で事業活動を行うものとしているが、市外居住者も入ってしまう。市に納税している個人、法人とすべきである。	1	本条例は、人権尊重の理念を社会に浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とするものであり、市内で事業活動する事業者としたものです。	ウ
8	2定義 ・事業者 事業活動を行うもの=営利を目的として経済活動を行うこと、で間違いありませんか？	1	事業者には、例えば公益法人等、営利以外を目的としたものも含まれますので、営利を目的としたものに限定しておりません。	ウ
9	骨子2.定義 (3) 信条を削除すべきである。単なる宗教だけならよいがテロリズムを含むイデオロギーまで保護してしまう可能性がある。	1	日本国憲法第14条において「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされており、不当な差別の定義の中に「信条」を含めております。	ウ
10	2定義 ・不当な差別 途中に根拠法や解説が書いてあるのは読みにくい。注1等で別の場所に示して下さい。	1	骨子の記載は、条例の規定方法にのっとったものであり変更することは考えておりませんが、条例制定後に作成する解釈指針では、分かりやすい記載に努めてまいります。	ウ
11	2 定義の (3) 「排除又は制限であつて」を「排除、制限又は優先であつて」に変更。 これは人種差別撤廃条約がそうなるからというのがありますが、特定の集団だけを不当に落とすのも、不条理に持ち上げるのも、差をつけることには変わりなく差別です。憲法14条も法の下での平等となっています。差別をなくすためには平等であることが絶対条件です。	1	骨子の2(3)は、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、障害者権利条約等を参考に規定しています。この中で、人種差別撤廃条約では、差別の定義に「優先」が含まれていますが、女子差別撤廃条約や障害者権利条約では、「優先」が含まれていません。これは、「優先」を含めた場合、差別の結果生じている格差の是正措置が差別に含まれる可能性があるためとされており、本骨子においてもその考えを踏まえ、「優先」を規定していません。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
12	定義の(3) 不当な区別を削除。 理由として、条例内に区別という文言がここに しかなく何が不当な区別か示されていないた め。ここはいかようにも拡大解釈ができる非 常に危険な言葉だと思います。	1		
13	2定義 ・本邦外出身者の定義を載せるなら、国民の 定義も必要。国民の定義を載せないのは多様 性を無視した不当な差別です。	1	「国民」については、定義がなくともその用語 の意味は明確であることから、本骨子では定義を 設けていません。	ウ
14	・LGBTのための条項があるのであれば、多数 派である女性のための条項が設けられるべき である。	1	骨子の2(3)の「不当な差別」の定義には、 性別も含めており、あらゆる属性を対象にしていま す。	ウ
15	LGBT差別の定義が曖昧。	1		
16	「本邦外出身者と性的少数者」は不適切で す。 条例の目的と矛盾するからです。 「全市民」へ変更をお願いします。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く 浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人と して尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実 現することであり、特定の属性の人権のみを尊重 することを意図するものではありません。	ウ
17	骨子の前文に「互いの人権を認め合う共生社 会」とあるが、総則の定義で「不当な差別」 の対象者が限定されています。障害が無く特別 なジェンダーアイデンティティや宗教を持た ない日本人には適用されないということで しょうか？差別的な発言には人種やジェンダー に関係しない内容も多数あるはずで す。対象者を絞るのは一方(本邦外出身者等)を保護して 一方(日本人)の地位を危うくする危険なもので あるため、このような区別をすることに反対 します。	1		
18	不当な差別の定義が曖昧すぎる。本邦外出身者 の主張する権利が、邦人の権利を侵害する場合 でも、邦人の意見が不当な差別して当条例に よって封殺される恐れがある。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
19	本邦外出身でも内でも関係なく誰に対しても差別はいけない。	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図ってまいります。	ウ
20	区別することと、差別するとの違いを明確にしてほしい。	1	本条例は、社会通念からみて合理的である差別（区別）の解消を図るものではなく、合理的な根拠のない、不当な差別の解消を目的の一つとしております。	ウ
21	区別と差別を混同してはならない 国連人種差別撤廃条約が禁止しているのは人種による差別であって、国籍の有無による排除、区別は第1条第2項で認められている	1		
22	2定義 ・ 不当な差別 不当な区別と何が違うのか解説をお願いします。	1		
23	不当な差別とありますが、何をもって不当とするのかも骨子では明確にされていません。	1	「不当な」につきましては、属性を理由とした異なる対応や取り扱いでも一律に差別や区別とはせず、認められる場合があることを明確化するために用いたものです。	ウ
24	「2 定義」の（3）不当の差別」について：・ 「不当な差別」の定義として、「～を理由とする不当な区別、排除又は制限」とあるが、「不当な差別」の定義が「不当な区別」等とするのは、「不当な」が重複しておかしいので、「不当な区別」等の「不当な」は削除した方がよい。後段の「あらゆる分野において～を有するものをいう」という部分に「不当な」の意味は説明されているものと思われる。	1		
25	骨子での「不当な差別」という表現からしてすでに大問題。 まるで「正当な差別」が存在し、市はそれを擁護したいのだろうと思われるような表現となっている。 差別はすべて不当である。不当であるから差別なのである。	1	人権に関する法律や他都市の条例において「不当な差別」としている例が多いことから、本条例においても「不当な差別」としたものです。 また、「不当な」につきましては、属性を理由とした異なる対応や取り扱いでも一律に差別や区別とはせず、認められる場合があることを明確化するために用いたものです。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
26	<p>2定義 ・ 正当な差別の定義がないので混乱するし、理解し難い。正当な差別も定義して下さい。正当な差別がないなら ないと明記して下さい。</p>	1		
27	<p>「2.定義」中の「不当な差別」という表記は相応しくないと思う。山と川、シャツとズボンというような単純な「区別」は存在するが、一定の価値観による「差別」と表現する限りにおいてそこには正当なものと不当なものがあるわけではないからである。あらゆる差別が正当なものでないのであるから、「不当な差別」は不適當であり、「差別」という表記で統一訂正する方が適切と考える。</p>	1		
28	<p>「総則―1 目的」の記述にある「不当な」に関する提案 3行目の「不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消」の「不当な」を削除することを提案します。 理由：本条例案での「差別的取扱い」や「差別的言動」は、人権尊重の視点から許されない行為です。これに「不当な」との限定をつける必要は無いと思います。むしろ「不当でない差別的取扱いや言動とは何か」と紛らわしくなるだけです。条例制定の目的は「差別のない相模原市をつくること」ですから、不要な限定をつけて目的を分かりにくくすることはやめた方が良くと思います。</p>	1		
29	<p>・ 「2 定義」用語の意義について「不当な差別」という語が使用されていますが、全ての差別は不当です。別の語（「あらゆる差別」等）に変更をご検討ください。</p>	1		
30	<p>・ 2 定義の「不当な差別」ですが、差別には正当も不当もなく、「差別」とすべきです。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
31	LGBT理解増進法案の国会審議中にも指摘されたことですが、差別に正当な差別などありません。本条例(案)の「差別」の言葉の前には、全てに「不当な」という修飾句が入ってしまっていますので、それらを全て削除して下さい。	1		
32	この骨子全体を通して、「不当な差別」という書き方を「差別」としてください。あたかも正当な差別があると解釈できるような書き方であり、誤解を招く可能性があると思います。	1		
33	骨子の全体を通して使われている「不当な差別」という表現は「差別」または「全ての差別」と記載した方が適切と考える。 「不当な差別を許さない」だと「正当な差別であればしてもよい」という解釈の余地を生むためです。 ●●は正にこの「正当な差別」という認識で津久井やまゆり園での凶行に及んだのではないか。 全ての差別は例外なく不当であり、許してはならない。 ※「正当な差別はしてもよい」と作り手が実際に意図しているかどうかではなく、表現上このような解釈が可能であることを問題視していません。	1		
34	骨子の不当な差別と言う文言は、元々差別が無いはずなので、要らないと考えます。	1		
35	骨抜き条例案の概略図に「不当な差別」という表記があったことにも失望しました。差別は全て不当なものです、不当ではない差別など存在しません。	1		
36	全ての差別は不当なので「不当な差別」という表現はおかしいと思います。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
37	<p>総則一定義（３）「不当な差別」および、これ以降の「不当な差別」の『不当な』を削除することを提案します。</p> <p>提案する理由は前項で述べたことと同じですが、国で定めた法律に使われて居る「用語」であるとしても、他の市町村の条例では「不当な」という限定を付けていない例も少なくありません。</p> <p>また、条例（案）の他の項目では「差別事案」という表現での記述があり、これには「不当な」という限定は付けられていません。ですからすべての「不当な」という限定は外しては如何でしょうか。</p>	1		
38	<p>不当な差別という文言が使われているが、そもそも差別に正当なものなどない。</p>	1		
39	<p>不当な差別はどういったものを想定しておりますか。対になる不当でない差別もあるのでしょうか。</p> <p>全ての方に対する差別は許されない、で問題無いかと思えます。というかそれ以外は問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>ご検討いただければ幸いです。</p>	1		
40	<p>本邦外出身者への差別に対しはっきりと禁止をうたった条例の制定は必要かつ重要であり。まずは実現を希求します。そのうえで要望を記入しますが、これらは条例の制定そのものに反対する物ではなく、制定を妨げることにならないことを望みます。</p> <p>全文にわたり「不当な差別」を「差別」としたい。正当な理由ある差別は存在しないと考えます。</p>	1		
41	<p>・「人種」「民族」「国籍」など11項目が具体的に列挙されているが、教育基本法第4条第1項にならって「経済的地位」を加えるべきである。経済的な格差・貧困の世代間連鎖の問題を踏まえれば、「経済的地位」も「属性」と言い得る。なお、同法4条1項の「社会的身分」や「門地」は、条例（案）骨子の「出身」に反映されているものと思われる。</p>	1	<p>不当な差別の定義は、様々な属性を例示として挙げたものであり、あらゆる属性を対象にしています。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
42	<p>【定義（３）】全文削除が適切だと考えます。今謳われている差別の全種類を記載しているようですが、今後ほかの属性も加わる可能性が大きいので、そうなった場合に対応できず、内容の陳腐化も早いと思います。ここに記載されない、法律になっていない属性の方々は相模原市では差別からは守られないのでしょうか？人権はすべての方々にあるはずだと思いますが、この記載の仕方だと記載されていない方々は除外されていると思われて当然の書き方だと思います。公平な思考の有権者が加わって作成した条文とは思えません。ジェンダーアイデンティティも今のところ定義がはっきりしないものを載せるのは適切ではないと思います。すべての市民との記載ですべてを網羅できるのにもかかわらず細かく属性を記し並べていくのは業務の煩雑さも増すと思います。</p>	1		
43	<p>〈意見〉 ・本条例(案)骨子のⅡ総則＞２定義＞（３）不当な差別 の差別事由に「国籍」が混入しているが、日本国憲法第10章第97条及び第98条、並びに、人種差別撤廃条約第1条の主旨を明らかに逸脱している。憲法第94条の「法律の範囲内」とは言えない条例を制定することは日本国憲法の趣旨に反し相模原市の権限外であることから、本条項より「国籍」の文言を削除いただきたい。なお、「提出意見を考慮した結果及び理由」の公示として、相模原市が本条項の差別事由から「国籍」を削除できないと判断する場合には、 ①その判断が市の如何なる組織の責任においてなされたものなのか、</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>②差別事由から「国籍」を削除できない具体的な理由は何か、についても「市の考え方」にご回答願います。</p> <p>〈理由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国籍」とは憲法第10条に基づく国籍法により定める「日本国民たる要件」である。憲法第10章（最高法規）第97条において「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とし、第98条において「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定めがある。 ・また、人種差別撤廃条約第1条第2項において「この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない」、同条第3項において「この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない」と定めている。同条約第1条第2項における「締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別」とは「国籍」のことである。憲法第98条第2項には、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めがある。憲法尊重擁護義務を負う相模原市においては、国際条約の精神を誠実に順守することが必要である。 ・そもそも憲法第94条には、地方公共団体は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めている。しかるに、相模原市の本条例(案)において、「【国籍】を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう」との記載がある。本条例(案)のこの記載は、日本国民の基本的人権を保障することを最高規範とする日本国 			

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>憲法の趣旨に明らかに反するものであり、「法律の範囲内」とは言えない条例を制定することは相模原市の権限外である。我国統治機構の不可欠の要素である相模原市がこのような条例を制定することは、法秩序に混乱をきたすものである。</p> <p>・国籍については、差別事由に入れること自体、憲法の国民主権原理に反し不適切である。年齢については、未成年者と成年を同列に扱うことから児童の権利条約第3条第2項に抵触する懸念がある。</p>			
44	<p>「不当な差別」の中に、LGBTQや被差別部落出身者も加えるべきである。積極的に広げるべき。本邦外出身者だけに絞るべきではない。</p>	1		
45	<p>「差別」という文言を入れるにあたっては、「差別」の対象をはっきりさせなければなりません。日本国内における全ての差別に対処できなければ意味がありません。「人種」「民族」「国籍」「障害」「性的指向」「性自認」「出身(出自)」と答申通り明記すべきです。</p>	1		
46	<p>2 定義(3) 一つひとつが相当に議論を有する事で混乱する。複雑な問題が後からでてきてしまう。</p>	1		
47	<p>骨子、2 定義の(3)の対象を、「答申」にあるように「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正してください。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
48	<p>(3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(次号において「種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。</p> <p>上記内容全てにおいて、一般日本人は差別されても問題無いという認識が可能である。「出自関係なく公平に差別禁止」とし、日本人を含めて差別から守るべき。</p>	1		
49	<p>・「人種」「民族」「国籍」など11項目が具体的に列挙されているが、この内の「年齢」については明記せず、「その他の属性」に含まれると解釈する方が良いと思う。年齢を理由とした不当な差別は確かにあってはならないが、他の属性とは異なりどうしても年齢を理由とした制限は受けやすいため(選挙権年齢、飲酒や喫煙が可能となる年齢、成人年齢など)。</p>	1	<p>選挙権年齢、飲酒や喫煙が可能となる年齢、成人年齢などの制限を受けやすいものにつきましては、齟齬が生じないように、適切に対応してまいります。</p>	ウ
50	<p>2定義(3) 不当な差別 大変わかりづらいです。なんとかなりませんか？ 川崎の条例(下記)はわかりやすいです。 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。</p>	1	<p>不当な差別の定義は、様々な属性を例示として挙げたものであり。あらゆる属性を対象にしています。また、どのような行為が不当な差別に該当するのかを人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、障害者権利条約等を参考に規定しています。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
51	<p><元の条例(案)骨子></p> <p>(3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(次号において「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。</p> <p><修正いただきたい条文内容></p> <p>(3) 不当な差別 人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる属性を理由とする不当な区別、排除、制限又は優先であって、あらゆる公的生活の分野における平等な立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。</p> <p><条文修正が必要な理由></p> <p>・ (3) 不当な差別 及び (4) 不当な差別的取扱い は、人種差別撤廃条約第1条における「人種差別の定義」と、障害者権利条約第2条における「障害に基づく差別」の定義をそれぞれの条約の精神を正しく汲み取らないままごちゃ混ぜに引用している。障害者差別の解消については既存の障害者差別解消法に基づき対処すべきである。本条例(案)は、意図的か否かは不明であるが極めて重要な部分に手が加えられ国際条約の精神をゆがめており、地方自治体が法律の範囲内で制定可能な条例としては不適切である。国際条約の精神を歪めず、誠実に正確に条例に引用いただきたい。</p> <p>(以下、関係条約条文)</p> <p>人種差別撤廃条約第1条</p> <p>この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。</p>			
52	<p>「不当な差別」の定義(2頁)において、非常に基準や指針が曖昧だと感じる</p>	1		
53	<p>定義においては、日本が締結している国際法規の子ども権利条約2条との整合性が図られるように願う。</p> <p>同条2条は以下の通り。</p> <p>締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。</p> <p>締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。</p>	1		
54	<p>条例案において、「本邦外出身者」の定義がなされていないにも関わらず、この言葉を記すのは、極めて杜撰な条例になってしまいます。法務省の定義に従うのであれば、祖先を外国に持つ者とされますが、その祖先はどこまで遡ることになるのかが不明です。とすれば近年であろうと、歴史上認識出来る1300年以上前の「白村江の戦い」まで遡る可能性も否定出来ません。この判断を誰がどの様にするのかも明確でないのに、この言葉を記すのは不誠実ではないでしょうか？</p> <p>また外国籍の方と結婚し、仮にそのパートナーが帰化されたとしても、条例の下では「本邦外出身者」、生まれた子どもも「本邦外出身者」、そしてそね子どもの子どもである孫も</p>	1	<p>「本邦外出身者」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、ヘイトスピーチ解消法で規定している用語を引用し、同義で使用することとしておりますが、本市としては、ヘイトスピーチ解消法について参議院及び衆議院の法務委員会でなされた附帯決議なども踏まえ、適切に対処してまいります。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>「本邦外出身者」と規定されることとなります。つまり1つの家族の中で、1人の「本邦出身者」と多数の「本邦外出身者」という、本来ならしなくてもよい区別、時としては分断を生み出してしまうこととなります。</p> <p>「本邦外出身者」の明確な定義を記さない限り、この言葉を条例文に使用することは断固反対します。</p>			
55	IIの2(5)「本邦外出身者」ではなく「適法に居住する本邦外出身者」ではないか	1		
56	<p>以下の理由により、本条例案は破棄すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨子の2.定義 (5) <p>ヘイトとは何か明確な基準がない法律に基づき、人権委員会というよくわからない組織が市民を裁くことは許容できない</p>	1		
57	<ul style="list-style-type: none"> 2 定義で、「本邦外出身者」で選別しては、こぼれ落ちる人がでてしまうのでこの語も削除を。 	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。</p>	ウ
58	<p>以下の理由により、本条例案は破棄すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨子の2.定義 (5) <p>本邦外出身者への差別だけを監視することは、人種差別撤廃条約違反や憲法14条に違反している</p>	1		
59	<p>2 定義 (5) (6) 本邦外出身者のみに限定する部分の削除が適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦外出身者にことさら限定することは公平平等でない。憲法のもとで、すべての人の公平平等は保証されている。 <p>相互にが必要で一方通行であってはならない。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
60	p2 2.定義(5)を削除すること。(以下、番号繰り下げ)	2		
61	p22 (5) 本邦外出身者の説明 (3) 不当な差別で「人種、民族、国籍、・・・」と明記してあるにも関わらず、5で「本邦外出身者」とおきかえています。これでは民族が落ちてしまいますし、多様な外国ルーツの人たちを対象にすることが不明確になります。「本邦外出身者」という言葉を使わないでください。5は不要なので削除してください。以降番号の繰り上げてください。	1		
62	P2の 2 定義 (5)を削除した方がよい	1		
63	骨子案の定義(6) ”本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する~”こちらに関しても本邦外出身者に対するものだけを推進しているように受け取られる。そのため、本邦外出身者を対象にするのは避けるべきである。	1		
64	骨子案の定義の(5)、こちらも本邦外出身者を殊更強調する必要はない。	1		
65	(6) (→(5)) 「本邦外出身者」の記述を「人権、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理すること。	1		
66	2 ページ (5) 本邦外出身者を、人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身に修正して、文言を整理すること。	1		
67	P2 2 定義 (5)を削除すること。 「本邦外出身者」の記述を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理すること。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
68	P2 2 定義（5）【削除】 （以下、番号繰り下げ） （6）（→（5）） 「本邦外出身者」の記述を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理。	1		
69	p 22（6）差別的言動の対象を本邦外出身者にかぎること （6）を（5）とし、不当な差別的言動の対象は「本邦外出身者」に限らず、答申にあるように「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」を対象としてください。	1		
70	各所にある「本邦外出身者」を特別に扱うことを見直してもらいたい。骨子のⅠ全文とⅡ総則の2項定義で 「不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向」と記載されています。本邦外出資者に関する特別な記載は控えるべきではないのでしょうか。相模原市は元々の相模原市と5つの町が合併してできた市であり、町出身者を差別するなどの問題もあると思います、ですので、「本邦外出身者」ではなく「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向等の全ての不当な差別」に修正頂きたいと思います。	1		
71	【定義（5）】全文削除が適切だと考えます。ヘイトスピーチは相模原市に存在しないのに別項で殊更強調する必要がないと考えます。	1		
72	【定義（6）】全文削除が適切だと考えます。ヘイトスピーチは相模原市に存在しないのに別項で殊更強調する必要がないと考えます。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
73	<p>市が検討している差別の定義において、II-2-(5)及び(6)の記述は、日本国民のみを対象とした逆差別であり、看過できないものである。</p> <p>これは、不服申し立ての際、本邦外出身者の言説のみを受理し、公平公正であるかの判断すら審議されていない人権委員による裁定が下されれば、日本国民たる相模原市民は反論の機会すら与えられない懸念がある。</p> <p>国際的な差別の定義は以下の通りである。</p> <p>①国連 『アイデンティティの要素に基づいて攻撃したり蔑視や差別の言葉を使うこと』</p> <p>②欧州議会 『憎悪を広め、煽動し、促進し、正当化するあらゆる表現形式』</p> <p>③アメリカ合衆国 「あるグループまたはあるクラスの人々を誹謗、中傷、または憎悪を引き起こすような表現」</p> <p>差別とは、あくまで本邦外出身者に向けられたものに限定したもので無く、その逆方向に向けられる行動や表現にも適用されるのが国際的な解釈である事を改めて認識すべきである。</p>	1	<p>「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。</p>	ウ
74	<p>(6) 【修正】</p> <p>「本邦外出身者」の記述を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正すること。</p> <p>骨子のp7～p8.p10.p19.p20～21.p25～26.p27～28【修正】</p> <p>「本邦出身者」記述を全て「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正すること。</p>	1		
75	<p>2ページ 2定義 (6) ヘイトスピーチ禁止の対象として「本邦外出身者」ではアイヌ民族などが抜け落ちないように「人種・民族・国籍」に修正してください。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
76	<p>2 ページ</p> <p>(5) の「本邦外出身者」を削除し、</p> <p>(6) の「本邦外出身者」を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正する</p> <p>4. 7・8・10 ページ</p> <p>「本邦外出身者」の記述をすべて「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正する</p>	1		
77	<p>定義(1)の市民などの項目に「国籍のよらず」と書き加えて本邦外出身者などと限定する部分をすべて市民などに置き換えるべきである。</p> <p>② また定義(5)に関しては削除を行うべきである。</p> <p>③ また定義(6)に関しては削除を行うべきである。</p>	1		
78	<p>条例（案）骨子へは次の内容の修正を求めます。</p> <p>・差別的言動禁止の対象について</p> <p>審議会答申で示している通り、不当な差別的言動の禁止の対象を「人種、民族、国籍障害、性的指向、性自認、出身」とし、「本邦外出身者」の記述を全てそれに改めるべきである。</p> <p>条例（案）骨子へは次の項目についての具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <p>・ P2</p> <p>(5) を削除する</p> <p>(6) 「本邦外出身者」を「人権、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正する。</p> <p>・ P7~P10</p> <p>項目9、20、21、22、25、27に記述の「本邦外出身者」を全て「人権、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正する。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
79	<p>(5) 本邦外出身者 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者をいう。</p> <p>上記内容全てにおいて、一般日本人は差別されても問題無いという認識が可能である。</p> <p>「出自関係なく公平に差別禁止」とし、日本人を含めて差別から守るべき。</p>	1	<p>「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要がある、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。</p> <p>なお、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ
80	<p>(6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。</p> <p>上記内容全てにおいて、一般日本人は差別されても問題無いという認識が可能である。</p> <p>「出自関係なく公平に差別禁止」とし、日本人を含めて差別から守るべき。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ
81	<p>2定義 (5) (6) において本邦出身者以外、本邦以外出身者に対する差別的言動とある</p> <p>これは差別する加害者は日本人のみ、被害者は常に外国籍の者と条文規定するものである</p> <p>これを放置する事により外国人から日本人への差別があっても条例の罰則範囲外となり外国人の権利が日本人の権利より大きくなる</p> <p>これは日本人に対する逆差別である</p> <p>本邦出身者をすべての市民、本邦以外出身者に対する差別的言動は全ての市民に対する差別的言動と改めるべきである</p> <p>日本人は日本人において外国人より大多数だ</p> <p>差別は多数が少数にするものだという詭弁が論拠となっている</p> <p>相模原市といたら限られた地域で外国人が</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>多数、日本人が少数という事態その場その場で発生しうる事態であり 全ての市民を対象としない限り 日本国籍の相模原市民を守る条文になっていない。日本人も外国人も共に平等に差別から守られる条文「全ての市民」を対象としたけ 条文に改めるべきである</p>			
82	<p>本邦外出身者による日本人への差別をこの骨子に入れるべきである。 片方の差別だけを取り上げるのは日本人に対する不利益条例である。 相互の差別禁止を骨子に入れるべきである。これはlgbtも同じである。 もし仮に本邦外出身者またはlgbtが日本人より増えたとき、日本人が差別を受けることになるからである。 これは本邦出身者である日本人は少子高齢化により減少している背景がある中、繰り返しになるが相互の差別を禁止すべきである。 片方にだけ権利を与えるのは不適切である。</p>	1		
83	<p>不当な差別が何か明確にされていないまま、条例に反した者に罰則を科す事は、多くの市民が、本邦外出身者と性的少数者に対して、腫れものに触れるような接し方をしないといけなくなります。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
84	<p>ジェンダーアイデンティティーの文言を削除して下さい。ジェンダーアイデンティティーとは性自認の事で、それを認めると男性が女性に、女性が男性に、自分の判断で性別を変更できるという極めて曖昧な事を認める事になります。</p> <p>三重県では女子風呂に男が入ってくるという事件が起きました。女性や子供の安心安全が脅かされています。</p> <p>差別をしないと聞こえがいいですが、条例によって新たな差別が生まれてしまうのではないのでしょうか。性自認を認めない人間は認められず、狂った人間が犯罪を犯す社会になってしまうのではないのでしょうか。以上の事を踏まえ、ジェンダーアイデンティティーの文言に反対します。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」については、市人権施策推進指針において人権課題の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、不当な差別の対象属性の一つとして記載しています。</p> <p>なお、自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることではなく、本条例は市民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。市としては、ジェンダーアイデンティティに関する正しい理解が進むよう、周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	ウ
85	<p>「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」という文言の削除</p> <p>→LGBTの権利が強調されるため、女性の権利が侵害される恐れがあります。</p>	1		
86	<p>ジェンダーアイデンティティーの記載の削除を求めます。</p> <p>・ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性的少数者の削除</p> <p>ジェンダーアイデンティティの定義が曖昧で現状では混乱が生じている。</p> <p>1月1日に能登半島を中心に北陸地方で大きな地震がありました。</p> <p>避難生活を強いられ物資が足りない中で、X(旧ツイッター)で性自認女性(生物学的男性)が、生理がないのに「生理用品を要求する権利があり、要求するつもりだ」というポストを拝見しました。</p> <p>これでは本当に困っている女性に行き渡らなく</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>なってしまいます。 また各地で性自認女性(生物学的男性)が女性トイレ、女湯に侵入する事件が起きています。これでは差別をなくすどころか、女性の被害者が増えてしまいます。 ジェンダーアイデンティティなど曖昧なものではなく、医師の判断した性同一性障害(性転換手術した者のみ)にするべきだと考えます。</p>			
87	<p>人権を脅かす言動は、決して許されないことを前提として、意見具申させていただきます。</p> <p>①1.Ⅱ総則 2定義 (3)及び(4)に関して (3)の「ジェンダーアイデンティティ」という言葉は、単に「性自認」を英語にしてソフトに言い換えただけで、本年に施行された所謂「LGBT理解増進法」に準じたに過ぎないと見受けられます。</p> <p>②次の(4)を見ると、正当な理由なく、財、サービス、機会の提供を拒否したり、場所、時間を制限したり、条件を付けることは差別に当たる可能性があるとして理解出来ます。最高裁判所で、性別変更の手術要件は違憲としてしまったこともあり、現場の対応、特にトイレや浴室や更衣室などの物理的な施設が、自治体と民間がともに整備出来ていない状況で、「ジェンダーアイデンティティ」の言葉を記してしまうと、この相模原市で権利要求の訴訟が増加すると予測出来ます。</p> <p>性同一性障害の方に関しては、自己の生物学的な肉体を拒絶し、それを心的な同性の前に出すことや、施設の使用の共有を嫌がる場合が多数いらっしゃいます。しかし、心が異性と自己申告するだけで、生物学的に異性の施設を使用する権利を有してしまいかねないこの文言に関しては、更なる熟考が必要なのではないのでしょうか。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>更に管理者が現場にいる施設ならまだしも、その場にはない場合は、暴力事件や性犯罪に繋がる可能性が多々あります。その時の責任の所在を曖昧にしたままで、「ジェンダーアイデンティティ」の言葉を記すのは、時期尚早だと考えます。</p>			
88	<p>不当な差別からジェンダー アイデンティティを削除。 理由。法律は不当な差別ではなく理解の増進となっているから。 この条例案では、男が「ジェンダーアイデンティティは女だ」と宣言し女子トイレに突入したり、女子スポーツに参加した場合など、女性がそれを拒否すると女性の側が「不当な差別」をしたことになるのではないのでしょうか。 条例に書かれれば 裁判にも適用されます。相模原市で無用な混乱が引き起こされる可能性があります。ジェンダーアイデンティティはあくまで理解増進の枠内でやるべきです。</p>	1		
89	<p>日本国憲法第14条及び国連人種差別撤廃条約第1条に抵触する部分が多いため、ジェンダーアイデンティティについては削除すべきである。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
90	<p>(3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(次号において「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。</p> <p>(7) 障害者に対する不当な差別的言動 障害者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は障害者を著しく侮蔑するなど、障害者であることを理由として、障害者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。</p> <p>私自身がLGBTのGであり、障害者でもありませんが、相模原市に暮らしてほぼ30年間、一度たりとも上記に当たるような差別を受けたことはありません。やまゆり園事件の事もありますし、障害児童に対する理解促進と、障害者の命を守るためということは理解できます。しかしながら、ジェンダーアイデンティティについてまで条例を策定するのは行きすぎです。</p> <p>性的マイノリティとマジョリティ双方の相互理解や歩み寄りもなく、一方的に先鋭的なLGBT活動家の言いなりになるような条例では、余計に性的少数者に対する差別感情や忌避感情を育ててしまうだけになると考えます。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
91	ジェンダーアイデンティティを削除する事を要望する	1		
92	以下の理由により、本条例案は破棄すべきです。 ・骨子の2.定義 (3) 性的指向についてはそもそも基準や論理的な説明が無い法律を根拠に何をどう守ろうとしているのか、不明瞭すぎるため項目にすらならない	1		
93	性的少数者(ジェンダーアイデンティティ)の記載の削除を求めます	1		
94	性的少数者やジェンダー アイデンティティという文言を削除してください。 対象を狭めることは全住民の益になりません。冒頭にあるように、すべての人のためのものですから、特定の属性の方のみを対象とする必要はありません。むしろ悪用されることが懸念されます。	1		
95	性的少数者やジェンダー アイデンティティを削除する	2		
96	定義3-ジェンダーアイデンティティに関する曖昧な権利の付与はよくありません。性的指向は、個人の自由であるがそれを拡大し押し付けられることは基本的人権の尊重を侵害することになります。	1		
97	性的少数者とあります。国が定めた上位法である、いわゆるLGBT理解増進法は差別禁止法ではありません。理解の増進にかかる法律です。氏名の公表のような罰則規定は、上位法を超える物であり、ふさわしくないと考えます。LGBT当事者のうち、差別はない、このような法律は分断をあおるものであるとする方々も多くおられます。そのような方々の声をくみ上げていただきたいです。LGBT活動家はごく一部であり、「LGBT活動家は私たち性的少数者の代表ではない」という声が大きくなっています。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>LGBT理解増進法は、正式には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」です。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。</p> <p>相模原市の条例（案）では、「多様性を押し付ける」ものになります。</p>			
98	<p>「Ⅱ総則_2定義_(3) 不当な差別」にある【性的指向】について、本人の自認・自己申告以外で科学的客観的な識別が可能とは思えません。トイレ、浴場等の運営に混乱を来すと思われますし、他の地域では犯罪事案が発生しています。</p>	1		
99	<p>「LGBTの方々について明文化できないなら今回は控えるべき」</p> <p>国により昨年LGBT法案が制定されました。制定後実際に女性の性自認者が女子トイレを使用し、逮捕される事件や、新宿歌舞伎町のジェンダーレストイレが苦情により変更されるなど問題が多々起こっております。差別対象に加えるのは時期早々であると考えます。</p> <p>差別の対象に加える前に渋谷区の「パートナーシップ条例」等を参考に彼等が何を求めているのか相模原市議会で議論を深めて頂きたいと思います。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
100	<p>「性自認による差別は駄目」ということについてもお聞きします。</p> <p>この事により、公衆トイレ、公衆浴場、温泉等、子どもたちや女性にとっては恐怖ではありません。</p> <p>犯罪が起こった場合の対応はどの様になりますでしょうか。</p> <p>説明に納得できなければ反対いたします。</p>	1		
101	<p>「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」という文言の削除を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBTの権利が強調され女性の権利が侵害される恐れがあります。 	1		
102	<p>「不当な区別」の属性に「ジェンダーアイデンティティ・性的指向」と記されていますがLGBTQ+の方の女性スペースの利用のことでしょうか。はっきりと明記すべきです。女性スペースの利用は身体的にしっかり区別すべきであり不当なものではありません。女性スペースはその歴史を見ればシェルターであることがわかるはずで、生得的女性が生得的男性に被害をされてきたためにできたスペースを生得的男性が利用できるようにするのはおかしいです。女性スペースに侵入したり女性蔑視発言をするトランスジェンダーを「偽物」としてキャンセルするトランスアライがSNSで散見されます。ジェンダーアイデンティティは自認によるものであるならばトランスジェンダーを否定できる人は存在しません。今現在進行形でジェンダーアイデンティティの定義に矛盾が生じていながら公的文書にはっきりとした定義もなく記載するのは無責任ではないですか？このような不安定な存在をこどもに教育するのは間違っています。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
103	<p>【2.定義 ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な区別】</p> <p>ジェンダーアイデンティティ（いわゆる性自認）に対する不当な区別とは、何をもって不当な区別となるかの概念があいまい。この文言を条例に入れることは、不要な混乱と、市民間の分断を招くこととなるため反対である。既に海外では行き過ぎたPolitical Correctnessによる物理的女性の安全が脅かされる事態も多数あると見聞するが、日本国内で今後同様の混乱を招くことは避けるべき。</p>	1		
104	<p>・「ジェンダーアイデンティティ」「性的指向」という表現はLGBTの権利が強調され女性の権利が侵害される</p>	1		
105	<p>・ 2 定義 (3) について</p> <p>ジェンダーアイデンティティとはいわゆる「性自認」を指すと思われるが、生物学的な男女の定義を明記すべき。</p> <p>定義を明記できないのであれば「ジェンダーアイデンティティ」を削除すべき。</p> <p>「属性を理由に機会の提供を拒否すること、または当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し」という属性に「ジェンダーアイデンティティ（性自認）」を含めることは市民生活を送る中で到底受け入れられない。LGBTを強行採決した自民党がどのようになったか理解されていないのか？左翼への人気とりはいい加減にしてほしい。</p>	1		
106	<p>・ LGBTに関連して、女性スペースの確保を訴えると差別となる恐れがある。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
107	<p>・更に、昨年6月施行のLGBT理解増進法に基づく政府基本計画が未公表のまま、性的指向及びジェンダーアイデンティティなる概念を障害者差別と同列に、「不当な差別」「不当な差別的取扱い」として定義とし条例中に組み込んでいる。これでは、学校のトイレや更衣室、公衆浴場等を、従来生物学的な区分ないし身体的特徴で男女区分を判別してきたものが、本人の性自認のみで立ち入れるようになる危険性があることに対して、多くの国民から非常に強い不安の声があがっている現状において、「女性スペースを守ろう」と声を上げる子育て中の父母保護者や一般の市民に対して、本条例（案）に規定された差別的取扱いの条項が人権侵犯のレッテル貼りをする根拠に悪用されかねないことが危惧される。この事態は、生物学的な女性や児童の安全安心な生活を損ない生存権を脅かすものであり、LGBT理解増進法第12条「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する」に反するものである。政府指針公表前に不当な差別的取扱いの判断基準もない状態で、条例の定義に障害者差別と重ね合わせる形で、性的指向、ジェンダーアイデンティティの用語を入れることはやめるべきである。</p>	1		
108	<p>・女性スペースの安全確保のため性自認を性同一性障害に限定する事。</p>	1		
109	<p>・定義の（3）の12行の又は効果を有するものをいう この後に「しかしながら、相模原市としては女性と子供を守る為にジェンダーアイデンティティで身体は男性として生まれたが心は女性の方が女性として生活する場合公共の浴場、トイレ、ロッカー使用時には生まれながらの性別での利用をしていただきます」と追記してください。社会の混乱を防ぎましょう。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
110	<p>2 定義（3） ジェンダー・アイデンティティ部分の削除が適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期尚早であり丁寧かつ慎重な議論と想定される問題点の対処法を明確にする必要がある。定義も曖昧です。 ・世界に参考になる事件事例は数多くある。また最近では性自認した男性が女性風呂に入り逮捕された、その後、起訴されるのか、裁判では有罪か無罪か注目される。裁判所が先の国会で成立したジェンダー・アイデンティティに関わる法律が影響したと思われる、性自認には性器を取り除くことが必要条件であることは憲法違反との判決がでた、その後の最高裁判決が注目される。 ・その結果によっては、著しく社会が変わり、サイレントマジョリティである女性、子供に対する人権侵害が起こる。 <p>故に、慎重な議論、起こるべき問題点（トイレ、風呂、スポーツ、学校 etc）への対処法を具体的に明確にした上で対応する必要がある。</p>	1		
111	<p>LGBTのT、性自認に関しては、ジェンダーアイデンティティの方に入ります。ただし法律上のジェンダー アイデンティティは心と体の性が一致する いわゆる ノーマルな人も含まれています。何を指してジェンダーアイデンティティを定義しているのかの明確な説明が必要です。</p> <p>性的指向は男女のどちらかが恋愛対象である事です。これは個人の自由ですが、ジェンダーアイデンティティは身体的特徴に関わらず心の性がどちらにあるかと言う事です。要するに性自認と同じ意味を持ちます。「性的少数者」=性の種類は100もあると言う</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>思想によると法に触れるか触れないかに関わらず、欲望のみで行為を行う事を許す事にもなりかねません。</p> <p>また、このような人々を線引きすれば新たな差別とされるでしょう。</p> <p>女性の権利を守る事が軽視されかねない性自認問題は、国会内でもLGBT理解増進法に於いて、議論を尽くすべきとされています。今回の条例では安易に触れるべきでは無いと考えます。</p> <p>ジェンダーアイデンティティの削除を要望いたします。</p>			
112	<p>LGBTの文言も含まれてますが、昨今のLGBTの特別扱いは異常だと考えます。LGBTのLGBは個人的嗜好なので問題は無いのですが、Tに関しては女性トイレや女風呂、更衣室、スポーツなど、女性の権利や自由や人権、安全を無視し、危険に晒してるのが現状です。</p> <p>私は女性として、女性の人権と命と安全、子供の安全を一番に考えて条例を作成して頂きたいと思います。</p> <p>この様な「人権」を謳う条例は、耳には心地よいですが、実際は非常に日本人に差別的で、少数の権利を守る名目で多数の人を犠牲にしてるのではないのでしょうか？ 断固として反対します。再考を願います。</p>	1		
113	<p>LGBT差別の定義明文化をして下さい。</p> <p>日本では特別にLGBTに関して差別などない。それをさもあるように大きく騒ぎ立てるのはやめて頂きたい。女性が安心して暮らせないし、女性への差別になる。</p> <p>普通によく分からない性の持ち主を女性と一緒に出来ない。</p> <p>女性が無視され、極少数の意見が通るのがおかしい。</p> <p>女性スペース確保をしてもらいたい。差別でなく、区別。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
114	<p>ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性的少数者の記載の削除</p> <p>ジェンダーアイデンティティの定義が曖昧 近年、身体的男性が女性を自認し、女性トイレや女湯に侵入する事件が相次いで報じられています。</p> <p>一般的にトランス女性かなりすましの変質者なのか区別が付きません。 この条例によってなりすまし変質者が女性トイレや女湯に入る権利を主張しやすくなる環境が整い、トラブルが増えることが考えられます。</p> <p>性的指向、性的少数者も定義が曖昧で、小児性愛者などが権利を主張しやすくなる環境が整うことを危惧しています。</p> <p>トイレや銭湯は年齢を問わず、誰もが利用する場所です。子どもや女性を性犯罪から守り、安全性を確保するためにも、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性的少数者の記載の削除を求めます。</p>	1		
115	<p>ジェンダーアイデンティティに関しては、世の中は生物学的な性別による性別に分かれた個別のスペース（トイレ、公衆浴場、更衣室等）の問題が根強くあり、大きな問題をはらんでいる。法律を読めば、生物学的な性別により個別のスペースを利用することは明らかではあるが、世の中の風潮が落ち着くまでは本項目を入れるのは早計である。</p>	1		
116	<p>極少数派を保護する弊害で、多数派の権利（特に女性）を擁護する条項が必要 →トランスジェンダー女性（身体は男性）が女性専用の銭湯やトイレに入る事例が多発しています。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
117	<p>県外から失礼します。</p> <p>人権を守る事は大事な事だとは思いますが。</p> <p>しかし、少数派の人権を守る為に大多数の人権が脅かされるのは本末転倒です。民主主義に反すると思います。特に性自認に関しては確認のしようがありません。</p> <p>2の定義の(3)にある「性的指向」がどうしても納得がいきません。性的指向への理解とはどういう事でしょうか。「すべての差別に反対します」は耳当たりのいい言葉ですがペドフィリア(小児性愛者)をはじめとする多種多様なパラフィリア(性嗜好異常)を「多様性」の名の下に包摂することができるかは些か疑問です。その様なことも含まれる可能性のある条例は問題があると思います。</p>	1		
118	<p>女性スペースを守ろうとすると差別と言われかねないということですか？</p> <p>欧州では過剰なLGBT保護による性犯罪の悲惨さから、舵を切っています。</p> <p>そもそも同性愛が犯罪であった欧州と日本では差別の程度も度合いも異なります。</p> <p>私の上司は昔からGでしたが、普通に出世しているし尊敬されています。</p> <p>子供達の健全な未来のために、絶対にやめてください。</p>	1		
119	<p>条例案から</p> <p>ジェンダーアイデンティティに関する記載を削除を求めます。</p> <p>現行法で差別については十分対処できません。一部の人々を守る為に新たな差別を生じる構造にはなりません。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
120	<p>人権に絡み、性的少数者等への不当な差別の言及があるが、女性スペースを守る会の声明・主張に対する考慮が全く見られない。新宿映画館でのジェンダーレストイレの廃止や各地の入浴施設で起きている性自認の悪用を市はどう考えているのか？誤った人権擁護であるとの認識が無いのが残念でならない。</p>	1		
121	<p>性自認者の優先を理由に元来の女性専用トイレ、浴場、更衣室の維持がされなくなってはいけませんし、ここに自称女性が入る事を許してもなりません。(但し、外科的手術を受けていれば無害と思われる)</p> <p>以上のような懸念から私個人としましては極めて慎重にすべきかと思えます。</p>	1		
122	<p>性的指向</p> <p>教育者側の性的指向への誘導や、「実習」と称する性犯罪問題があり、欧米ではLGBT教育について禁止している所が州、または国単位で出ている。</p> <p>文言の削除、または禁止するのが望ましい</p>	1		
123	<p>性的少数者への不当な差別に関して記載があるのに、女性や子供といった弱者については記載がありません。</p> <p>これは性自認主義を擁護し、例えばトイレや銭湯などに身女性自認の身体男性が入ってきた場合でも、女性や子供の安全は二の次であるかのようにとらえることもできます</p> <p>たとえ浴場法や厚労省通達で禁じられたとしても、差別禁止条例に記載された対象について施設管理者は拒絶することはできないでしょう。</p>	1		
124	<p>生物学的な女性のスペースを保証する文言を入れてください。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
125	<p>生物学的女性限定のスペースの常設は絶対に必要不可欠です。</p> <p>女性が安全に過ごせる場所を確保して欲しいという生きるうえで当然の訴えを差別だとして跳ね退けることは女性の生きる権利への侵害でしかないと思います。</p> <p>ジェンダー(gender)とは社会的・文化的な性差を指す言葉です。男性は外で働き女性は家を守るというようなイメージのことです。生物学的性別を指す言葉ではありません。</p> <p>スカートを履いているから女性なのではありません。化粧をしないから男性なのではありません。それは社会的・文化的な性別イメージ(=ジェンダー)であって生物学的性別とは本来は全く関係がありません。</p> <p>どんな外見・服装でも誰を愛していても、異物扱いせず本人の生得的な性別を否定せず尊重し受け入れることが必要だと思います。</p> <p>つまり、トランス女性は男性の多様性に包括され、トランス男性は女性の多様性に包括される社会こそがこれから目指すべき社会だと思います。</p>	1		
126	<p>特に『定義2(3)』のLGBT関連に関して本件は国会においても『増進法』に留まり最高裁判決も一件のみでまだ論議が尽くされていない。</p> <p>更に海外では痴漢、●●目的のBTQ+（バイ、トランス、その他）と自称する者達の性犯罪が多発。</p> <p>本自治法案ではそうした性犯罪者を相模原市が正当化し犯罪者を保護する事になる。何より性犯罪者を訴えた被害者が行政によって『差別主義者』として認定され氏名を明かされ断罪される事になる。</p> <p>これは相模原市の秩序を市自ら破壊する行為であり市民生活に於いて大変悪影響を及ぼす物である。</p> <p>市長、人権委員会はその時にどう責任を取るのか？</p> <p>全く明確な事が書かれていない。</p> <p>LGBT関連項目は全て除外すべき。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
127	骨子の「性自認による差別は禁止」という表現について、「性自認」ではなくて「性的な趣向に対する差別は禁止」が適切と考える。 「性自認」すれば男性にもなれる。女性にもなれる。それは違います。この世には「男性と女性」しかいません。ましてや「子供」にもそれを当てはめるのは危険！「性転換手術」と言う間違いから「子供」を「親」が守る事が出来なくなります。断固反対です！	1	「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」という定義については、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律における定義を引用しています。	ウ
128	LGBT差別の定義が曖昧であり、明文化すべきである。すでに、LGBT法の成立によって、公共の女湯に男が侵入して、「心は女」と開き直るなど同法を悪用していると言える事象が複数発生している。何が差別で差別でないのかを明確にして、女性の権利を守る必要がある。	1		
129	LGBT差別の定義が曖昧です。生物学的な意味での女性だけのスペースを確保することを訴えるのは差別でしょうか。学校での過度な性教育を批判すれば差別でしょうか。そのような定義がなされていません。	1		
130	II 総則の2 項定義の性的指向ジェンダーアイデンティティの文言のどこまでが対象になるのか不明確だと思います。 また性別にかかわる個別スペース（トイレ、公衆浴場、更衣室など）は生物学的性別で判断されるべきものであり、心の性別が異なるからと言って注意できなくなる。という恐れがあるため明確な定義を記載するように要望します。（法律に則って）	1	「性的指向」及び「ジェンダーアイデンティティ」の定義は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)の定義と同一であり、その旨を規定しています。	ウ
131	ジェンダーアイデンティティの定義をはっきりしてください。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
132	<p>骨子2.定義 (3) 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティも定義を明文化できなければ削除すべき。ジェンダーアイデンティティは性自認と訳されるので、客観性はない。たとえ男性器がついていても自分が女といえはそういうことになってしまう。またペドフィリア（小児性愛者）も含まれてしまうので、性犯罪者を保護することになりかねない重大なリスクがある。トイレや浴場などで子供や女性が性犯罪に遭った場合に声を上げるのを差別とされかねない。</p> <p>性自認という極めて曖昧で、客観性のないものについてどのように性を区別するのか。性犯罪が起きた場合、市は責任を取れるのか。最初からこの文言を外しておけばこのようなケースは回避できると考える。</p>	1		
133	<p>定義2の2、ジェンダーアイデンティティ定義について明文化できなければ削除するのが望ましい</p>	1		
134	<p>II-2-(3) 定義が具体的かつ明確で、とくに「ジェンダーアイデンティティ」に対する最新の認識を取り入れている点、とても良いと思います。</p>	1	<p>ジェンダーアイデンティティや性的指向に関しては、本市の人権施策の基本姿勢を示した市人権施策推進指針において課題の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、引き続き施策の推進に取り組んでまいります。</p>	ウ
135	<p>LGBTに関しても明確な基準や定義がありません。女性スペース確保を訴えれば差別になるのですか？</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」を理由とする差別の禁止規定は、12 不当な差別的取扱いの禁止となりますが、これは、正当な理由がなく、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由として、サービス等の提供を拒否することや、それらの提供に当たって、場所や時間帯等を制限すること又は条件を付けること等としていおり、違反した場合の罰則規定は設けておりません。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
136	学校での過度な性教育を批判したら差別になるのですか？	1		
137	<p>(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を・・・</p> <p>「正当な理由なく人種等の属性を」は、正当な理由なくは削除し、「人種等の属性を理由に」にする。</p> <p>正当な理由の差別とはどのようなものですか？</p> <p>いかなる差別も許さないための条例ではないのですか？</p> <p>憲法11条基本的人権の尊重 13条個人の尊重と公共の福祉に反しないとは、誰かをふみにじらないことです。そして、14条法の下での平等で差別されないとあります。</p>	1	「正当な理由なく」とは、サービスの提供を拒否する等の取扱いが、客観的に見て、正当な目的で行われ、その目的に照らして、やむを得ないと言える場合等を想定しています。	ウ
138	II 総則2 定義の(4)には『正当な理由なく人種等の属性を理由に』とあるが差別に正当な理由など無いので、『正当な理由なく』を削除願います。	1	「正当な理由なく」とは、サービスの提供を拒否する等の取扱いが、客観的に見て、正当な目的で行われ、その目的に照らして、やむを得ないと言える場合等を想定しています。	ウ
139	<p>障害者に対する不当な差別にの部分に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき「実施に伴う負担が過重な場合はその限りではない」を付け加える。</p> <p>例えば、小さな店舗などが受け入れ態勢がないことを理由に障害者の入店を断った場合でも、この条例では不当な差別とされてしまいます。しかし受入のための設備を整えることで店が財政的に圧迫され倒産するようでは、店舗の経営者や従業員の人権を無視しすぎています。</p> <p>公共の福祉の観点からこの一文が必要です。</p>	1	不当な差別的取扱いの定義に「正当な理由なく」を加え、正当な理由なく行われた不当な差別的取扱いを対象としています。	ウ
140	「不当な差別的取扱い」の定義(2頁)において、「正当な理由なく」とは何なのか、どのように判断されるのかが不透明。非常に基準や指針が曖昧だと感じる	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
141	<p>「骨子Ⅱ 2定義（3）」における、差別とする判断基準が非常にあいまいであり、その判断を市長と人権委員会が独断で判断するのは、明らかに平等性に欠けると言わざるを得ない。</p> <p>女性が安心して公共施設を利用する自由、権利は侵害される可能性も否めず、権利の明文化は必須であろうと考える。</p>	1	<p>「不当な差別的取扱い」については、正当な理由がなく、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由として、サービス等の提供を拒否することや、それらの提供に当たって、場所や時間帯等を制限すること又は条件を付けること等としており、具体的な事例などについては、解釈指針などで示してまいります。</p> <p>また、不当な差別的取扱いに係る紛争について、解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てがあった場合は、相模原市人権委員会に意見を聴いた上で市が対応してまいります。</p>	ウ
142	<p>不当な差別的取扱いとは具体的にどのような言動、行動になるのでしょうか？具体性が見えず、各ケースにおいて、どういった基準で、誰が判断し、その判断を誰が客観的に裁定するのでしょうか？</p>	1		
143	<p>2定義</p> <p>・ 障害者(H25)より本邦外出身者(H28)の方が条文として上にあるのはどうかと思います。</p>	1	<p>本骨子における属性の記載順は、相模原市人権施策審議会の答申を踏まえ、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身」としているところです。この記載順を考慮し、2定義では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、障害者に対する不当な差別的言動の順で定義をしたものであり、事案に軽重の差を設けたものではありません。</p>	ウ
144	<p>【定義（7）】前文でやまゆり園の事を取り上げたにもかかわらず、本邦外出身者の後の項に持ってきているというのは、実は本邦外よりも軽んじているからなのではと思います。やまゆり園のことをダシに使わないでください。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
145	2定義 ・表現活動「インターネットその他の」「ネットワークを利用する方法その他の」「光ディスクその他の」「上映その他の」のその他とは具体的に何ですか？よくわかりません。見て分からない条文には従いようがありません。	1	近年の情報通信手段の発展に伴い、表現活動は多様化しており、表現内容を拡散する手法も多様化していることを踏まえ、このような定義としたものです。	ウ
146	(7) 障害者に対する不当な差別的言動 障害者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は障害者を著しく侮蔑するなど、障害者であることを理由として、障害者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。 上記内容全てにおいて、一般日本人は差別されても問題無いという認識が可能である。 「出自関係なく公平に差別禁止」とし、日本人を含めて差別から守るべき。	1	本市において、インターネット上における障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
147	(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。 上記内容全てにおいて、一般日本人は差別されても問題無いという認識が可能である。 「出自関係なく公平に差別禁止」とし、日本人を含めて差別から守るべき。	1	不当な差別的取扱いについては、あらゆる属性を理由としたものを対象としています。	ウ
148	3の「誰もが一人ひとり～」という表現は、「一人ひとり誰もが～」の方が自分はずっかります。	1	「一人ひとり異なる存在～」という表現の方が分かりやすいと判断しており、骨子のとおりいたします。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
149	・基本理念 男性が好きに男性に女性が好きだから無理、というのは不当な差別であり多様性を認めてない事になりますか？女性が好きという男性の事を相手の男性が理解してくれなかったら、相手が多様性を認めてない事になりますか？市の考え方で回答をお願いします。	1	いただいた意見では、性的指向に関する個人的な見解と捉えるものと考えます。	ウ
150	基本理念の「不当な差別を解消し」は、「不当な差別や偏見を解消し」としていただきたい。人権尊重のまちづくりには、偏見をなくすことも明記していただきたいと思います。	1	偏見は、差別の一つの要因であり、本条例では基本理念において差別を解消することを定めていますので、その中で取り組んでまいります。	ウ
151	2 定義（４）について 「人種等の属性を理由に」とありますが、2 定義（３）で定義している差別してはいけない属性に比べ、範囲が狭くなっているように感じます。（３）で定義している属性全てが不当な差別的取扱い及び言動の禁止の対象となることがしっかりと分かるようにすべきです。	1	2 定義（３）において、（次号において「人種等の属性」という。）と記載しており、2 定義（３）と（４）は同じ属性となっております。 なお、不当な差別的言動の禁止につきましては、本市の実態に基づき、本邦外出身者を対象としております。	ウ
152	<元の条例(案)骨子> （４）不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。 <修正いただきたい条文内容> （４）障害者に対する不当な差別的取扱い 障害者差別解消法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者	1	不当な差別的取扱いについては、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を対象とし、取扱いの定義については障害者差別解消法を参考にしたものです。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。（障害者差別解消法「政府基本方針」より）</p> <p>〈条文修正が必要な理由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（３）不当な差別 及び（４）不当な差別的取扱い は、人種差別撤廃条約第1条における「人種差別の定義」と、障害者権利条約第2条における「障害に基づく差別」の定義をそれぞれの条約の精神を正しく汲み取らないままごちゃ混ぜに引用している。障害者差別の解消については既存の障害者差別解消法に基づき対処すべきである。本条例(案)は、意図的か否かは不明であるが極めて重要な部分に手加えられ国際条約の精神をゆがめており、地方自治体が法律の範囲内で制定可能な条例としては不適切である。国際条約の精神を歪めず、誠実に正確に条例に引用いただきたい。 <p>（以下、関係条約条文）</p> <p>障害者権利条約第2条</p> <p>「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。</p>			

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
153	・表現の自由等への配慮 日本国憲法が保障する国民の自由と権利を言うなら、誤魔化さずにやはり憲法12条は明記しておくべき。また、誰が留意しなければならないのかわかりにくい。行政や人権委員会だけが留意すればいいのですか？	1	「表現の自由」は、日本国憲法が保障する基本的人権の中で、特に重要なものの一つとして位置付けられることから、本条例の規定の適用に当たっては、「表現の自由」その他の憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならないことを規定化し、慎重な運用を期すこととするため、条文化するものです。	ウ
154	・「4 表現の自由等への配慮」 現在、相模原市では大きな問題になっていないかもしれませんが、インターネットでの炎上事件を見ていると、ヘイトスピーチないしはヘイトクレームについての記述があったほうがいいのではないのでしょうか。ヘイトスピーチないしはヘイトクレームは表現の自由とは違うということを示せないのでしょうか。川崎市でもヘイトスピーチやヘイトクレームについては課題がありますので、この点についても目配りしている条例であることがわかるほうがいいのではないのでしょうか。また、例示する場合は、定義にヘイトスピーチないしはヘイトクレームを加えておく必要があります。	1	「表現の自由」は、無制限に認められるものではなく、公共の福祉による制約は受けることから、不当な差別的言動が行われぬよう規制措置を導入することとしたものです。 一方、「表現の自由」は、憲法が保障する基本的人権の中で、特に重要なものの一つとして位置付けられることから、本条例の規定の適用に当たっては、「表現の自由」その他の憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならないことを規定化し、慎重な運用を期すこととするものです。	ウ
155	・「4 表現の自由等への配慮」の記載について、「〈差別を表現すること〉は表現の自由に含まれない」ことを明記してください。	1		
156	4表現の自由等への配慮 表現の自由は憲法上の権利であるが、絶対不可侵の権利ではなく、当然公共の福祉による調整、制限を受ける。特に本条例で問題になるような表現の自由は、差別的表現である場合が当然予想されるため、不当に侵害しないことへの留意とともに、併せて、公共の福祉に照らして判断するという一文をいれるべきである。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
157	<p>II 総則</p> <p>4 表現の自由等への配慮</p> <p>私は八王子市在住ですが、長く相模原市内の県立高校で教員をしていました。その経験を元に意見を申し述べます。</p> <p>感想ですが、今回の条例案には強く失望しています。</p> <p>4 表現の自由等への配慮</p> <p>差別は人を殺すという認識が欠落しています。差別的な言動に関する総則では「差別的な言動は表現の自由に当たらない」という犯罪行為であるという認識が欠落しています。この「表現の自由への配慮」言う項目は、この条例の趣旨を殺してしまう自殺条項です。この条項は削除してください。</p>	1		
158	<p>総則の4、表現の自由等への配慮</p> <p>憲法が保障する国民の自由と権利への配慮は当然ですが、その根底にある個人の尊厳・基本的人権を傷つけることを許さないのが前提にあっての自由、何を言っても構わないということではない表現が必要と考えます。</p>	1		
159	<p>骨子4「表現の自由等への配慮」について</p> <p>憲法が保障する表現の自由は尊重するべきだと思います。しかし、本条例が禁止する不当な差別的言動は、表現の自由で認められるものではありません。そのことを明記すべきだと思います。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
160	<p>骨子の「表現の自由等への配慮」について</p> <p>現状の案に続けて、以下の記載を追加するのが適切と考える：</p> <p>なお、表現の自由は「差別をする自由」とは決して両立しない。肉体的暴力による「表現の自由」（たとえば、他人を傷つけることによる猟奇的なアート）が許されないのと同様に、差別発言（＝言葉による暴力）による「表現の自由」は認められない。</p>	1		
161	<p>「4 表現の自由等への配慮」で書いてあるように、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意することを明記されてる以上、最低限「違法」または「実在する人物に対する侵害」等のような文言に変更し、明確な範囲を示すべきであると考えます。</p>	1		
162	<p>【総則に関しておよび意見】</p> <p>▫「4 表現等への配慮」につき、《許されないこと》の明記を⇒ 言論表現の自由、思想・信条の自由は極めて重要で、配慮が求められることは当然だが、この条例は、個人の尊厳・基本的人権を侵害し損なう思想・信条や言論・表現を規制して、個人の尊厳、基本的人権を守ることを目的としていることを明示したうえで配慮であることを明確にすべきだ。個人の尊厳・基本的人権を侵害し損なう、いかなる言論・表現も許されず、犯罪であることを明記すべきだ。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
163	「IIの4 表現の自由への配慮に『全ての国民が安心して生活できるよう留意する』を入れてください」	1		
164	『4 表現の自由等への配慮』について 日本国憲法第21条には、表現の自由の保障、検閲の禁止、通信の秘密の保障を明確に規定しています。しかしながらこの条例案の骨子は、市長個人や特定少数の人権委員会の判断のみによって表現の自由が制限され得る項目内容、および、表現者のプライバシーが暴露され得る項目内容を含んでおり、公権力による恣意的な言論統制を可能とする危険性を伴うものです。人権の保護を目的とする条例が、基本的人権と民主主義の根幹を脅かす内容を含むことがあってはならないはずです。	1		
165	4項「表現の自由等への配慮」 「国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意」と有りますが、外国籍の人にも、同等の自由と権利が有ります。 すべての人の自由・権利を尊重するよう、書き換えていただきたいです。	1		
166	総則一「4 表現の自由への配慮」について 「不当に侵害しない」のところは「侵害しない」と、シンプルにしては如何でしょうか。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
167	<p>総則一「4 表現の自由への配慮」について 表現の自由は憲法第21条に定められている 大事な権利の一つです。人権を尊重し擁護 することを守り合う条例ですから、これを適用 するに当たっては表現の自由を侵害しないよう に「留意」しなければなりません。</p> <p>しかし、この項のタイトルが「配慮」と なっていることに違和感があります。タイトル も『配慮』ではなく「留意」ではいけないの でしょうか。</p>	1		
168	<p>4について：そもそもこうした反差別条例は、 憲法に保障された他者の自由を積極的に限定 する性質を持つものであり、こうした形で憲 法に言及するのは自家撞着。むしろマイノリ ティの人権を侵害する「表現の自由」を憲法は 認めないと明示すべき。</p>	1		
169	<p>「4 表現の自由等への配慮」について：「侵 害しないように留意しなければならない」の 「留意」は不要ではないかと思われる。「日 本国憲法の保障する国民の自由と権利」を侵 害しないようにしなければならないのは当然 であり、「留意」すれば侵害しても良いこと にはならないからである。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
170	<p>表現の自由への配慮規定について、この条例は差別をなくすことが目的の条例なので、個人の尊厳を保障する憲法13条、平等原則を示した憲法14条の規定もその前提として表記してください。</p> <p>憲法21条のみを表記するのは条例の趣旨に照らしてバランスを欠いています。</p>	1	<p>「表現の自由」は、無制限に認められるものではなく、公共の福祉による制約は受けることから、不当な差別的言動が行われないよう規制措置を導入することとしたものです。</p> <p>一方、「表現の自由」は、日本国憲法が保障する基本的人権の中で、特に重要なものの一つとして位置付けられることから、本条例の規定の適用に当たっては、「表現の自由」その他の憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならないことを規定化し、慎重な運用を期すこととするものです。</p> <p>なお、日本国憲法第13条及び第14条については、「その他の日本国憲法が保障する国民の自由と権利」として表現しています。</p>	ウ
171	4 表現の自由等への配慮は不要と考える。	1	<p>「表現の自由」は、日本国憲法が保障する基本的人権の中で、特に重要なものの一つとして位置付けられることから、本条例の規定の適用に当たっては、「表現の自由」その他の日本国憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならないことを規定化し、慎重な運用を期すこととするものです。</p>	ウ
172	<p>4 表現の自由等への配慮</p> <p>日本国憲法は21条で表現の自由を保証していますが、11条13条14条で基本的人権や個人の尊厳を尊重し、差別を禁止しています。これを踏まえれば、自由と権利も個人の尊厳を踏みにじらないものでなければなりません。よって、4の表現の自由への配慮はすべて削除すべきです。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
173	<p>4 表現の自由等への配慮：（意見）この規定を削除すべきである。</p> <p>憲法21条を念頭においた規定だろうが、憲法においては、14条「すべて国民は人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、社会的、経済的または社会的関係において、差別されない」という規定も存在している。つまり、憲法においては、表現の自由と差別の禁止は相互に対立することなく、両立する理念として位置づけられており、ことさら差別的言動の禁止が憲法の理念を犯すかのような考え方をすること自体が、日本国憲法への理解不足を露呈しているのではないか。憲法の順守は地方自治体にとっては当然の義務であり、条例は憲法に合致したものでなくてはならないのは言わずもがなである。</p>	1		
174	<p>人権課題は時代とともに変化しており、その認識には人権意識を高める必要があり、市政を担う市長・市議会議員の人権意識が重要なため、市長・市議会議員についても人権意識の向上の機会を設けた方が良い。</p> <p>※8（2）人権尊重のまちづくりを推進するため、市長及び市議会議員は、人権教育及び人権啓発の機会を活用して、人権意識の向上をはかることとする。</p>	1	<p>骨子5の市の責務において「市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。」としており、市長及び市議会議員においても、様々な機会を通じて、人権意識の向上を図っていくものと考えております。</p>	ウ
175	<p>5 市の責務は答申4が適切と考える。</p>	1	<p>市の責務を「基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならない。」とし、「人権尊重のまちづくりに関する施策」の中に不当な差別を解消するための施策が含まれています。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
176	<p>II 総則5市の責務について</p> <p>この条例の目的である人権尊重のまちづくり、そして差別の解消について第一義的に取り組むべき主体は相模原市です。ゆえに相模原市が行うべき責務の対象を具体的に記述しておくことが重要です。答申通り「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由を理由とする不当な差別を解消するための施策を推進しなければならない」との記述を加えてください。</p>	1	市の責務は「基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならない。」としていますが、「人権尊重のまちづくりに関する施策」の中に不当な差別を解消するための施策を含めています。	ウ
177	<p>市の責務</p> <p>「不当な差別のない」は削除しないで欲しい。基本理念のところ「不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組」とあるため市の責務と市民等及び事業者の責務のところ「不当な差別のない」は削除されてしまった。そもそもこの条例は差別のないまちを作るための条例であるので「差別のない」を強調するためにも削除すべきではない。</p>	1		
178	<p>6 市民等及び事業者の責務</p> <p>外国の方の受け入れ先（雇用主・学校）は市民が外国籍の方に不信感を抱かない様、生活上のルールを指導する旨追加をお願いしたい。</p>	1	お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、人権教育及び人権啓発の取組の参考にさせていただきます。	イ
179	<p>6 市民等及び事業者の責務は答申5が適切と考える。</p>	1	市が実施する「人権尊重のまちづくりに関する施策」の中に不当な差別を解消するための施策が含まれています。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
180	・市民等及び事業者の責務 ここに責務を書くなら、やはり憲法12条の責務も書く必要があります。市が実施する施策に協力とありますが、市民等には施策検討段階に意見する場はないのでしょうか？市や人権委員会の独裁施策に協力させられるのでしょうか？	1	他の施策と同様に、市民の皆様のご意見を聴きながら施策を実施してまいります。	ウ
181	・「6 市民等及び事業者の責務」この条文の語尾が「努めなければならない」とあるのは努力義務であり、責務ではありません。「協力しなければならない」ではないでしょうか。	1	市民等につきましては、人権尊重のまちづくりをより一層推進するため、人権尊重のまちづくりについての理解を深め、市が実施する人権に関する施策への協力を求めるものです。	ウ
182	<6 市民等及び事業者の責務> 市民等に対して、「人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない」と、市の施策に協力することを求めるのはおかしい。「市民等は、人権尊重のまちづくりに努めなければならない」とすべきです。	1		
183	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）に関し、以下ご意見申し上げます。 1）II総則7. 推進指針（ガイドライン）及びVI人権委員会について ⇒ 本案審議会の●●はこれまで下記のように中立的とは言えず、人権委員会の中立性はどのように担保するのか疑問。と同時に一定の思想を持った集団を弾圧しかねないと危惧する。制度的な歯止めが必要と考える。 ◆ ●●●新聞の推進派偏向報道を議事進行無視で紹介 ◆ 2022年6月の審議会では●●を「チラシでデマを広げる団体」と中傷・排除。 ⇒ 「人権に関する豊かな知識及び経験を持つ」という条件は特定の人権団体による密室	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、市が恣意的な運用をしないようにするためにも、相模原市人権委員会の委員における中立性及び専門性を確保する必要があると考えております。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>での談合を招きかねず、市民の健全な言論が阻害されかねない。</p> <p>⇒ 推進指針（ガイドライン）の策定が市長が選んだわけでもない「人権委員会」の専決事項なのは不適切ではないか。市民の声は？ 同委員会にそんな権限があるのが不思議であり、不適切。具体的な基準が明文化されていない現行骨子案ではガイドラインが市民生活に影響を及ぼす可能性大であり、このままだと人権委員会が何が差別で何がそうでないかを定めることになり、人権委員会次第で一定の言論が封殺されかねない。まさかそれが目的？</p> <p>⇒ 各地で問題噴出のLGBT差別に関する国のガイドラインが出来ていないのに地方自治体が勝手に指針を作れば混乱は必至と思われる。</p>			
184	7 推進指針の前に答申6を追加するのが適切と考える。	1	答申6の不当な差別的取扱いの禁止については、骨子12の不当な差別的取扱いの禁止として規定しています。	ウ
185	<p>総則の7、推進指針</p> <p>この骨子の中には指針の策定、推進をするための執行に関して市又は市長とあるだけで担当部署の明記がない。条例は規定すれば終わりではなく、制定した条例をどのように執行・運用するかが重要なのではないのでしょうか。2015年に本市が制定した相模原市子どもの権利条例は県内自治体の中で川崎市について2番目(全国的にも)の制定、しかもより優れた内容の条例が制定されたのにも拘らず担当部署、積極的な執行体制が整備されていなかったため、宝の持ち腐れ状態に置かれていることを考えると、同様の結果を招きかねないと危惧します。執行体制を整備し、制定した条例</p> <p>(※文章が途中であるが、原文のまま掲載したもの)</p>	1	本条例には担当部局の名称は規定しませんが、人権尊重のまちづくりは市政全般に渡ることから、それぞれの所管事項についてそれぞれの部署が中心となり、市全体で取り組んでまいります。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
186	<p>P.3 7条 推進指針(3)について</p> <p>市長が、推進指針策定の際に相模原市人権施策審議会の意見を聴くとしてありますが。条例運用の軸である指針の策定について、審議会が意見するという外部が優位の構成のように考えられます。専門家の意見を聞き参考にするという視点であるならば、この委員の選出や意見について、指針策定の前に市民に公表し民意を募る機会を設ける必要があり、最終的に市議会で審議される必要があると考えます。</p>	1	<p>人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針につきましては、市の附属機関である「相模原市人権施策審議会」の意見を聴いた上で、市が策定いたします。策定に当たっては、市議会に説明するとともに、パブリックコメントにより、市民の皆様からのご意見を伺うこととしております。</p>	ウ
187	<p>II 総則7. 推進指針ではガイドライン作りにあたっては人権施策審議会の意見を聞くとなっておりこの人権委員及び臨時委員は市長が委嘱するとなっておりますが、この場合市長の判断によっては人権委員が偏ったイデオロギーを元に自分の意見に従わないものに制裁を加えるような行為が容易にできるようになってしまうのではないかと懐疑的です。</p> <p>そもそもどういった基準で人権委員を選出するのかの手順に関して納得の行く説明がなされていません。</p> <p>なぜこのようなことを気にかけるのかというと、SNSで「●●」「●●」と名乗る暴力を辞さない団体が相模原市の人権条例を注視し執着している様子をしばしば見かけるからです。</p> <p>実際駅や街での街宣行為も行っていると耳にしています。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行っております。</p>	ウ
188	<p>・推進指針 市は人権施策審議会の意見は聴くが市民等の意見は聞かずに指針を策定するのですか？それは市民等への不当な差別だと思う。</p>	1	<p>他の施策と同様に、市民の皆様のご意見を聴きながら施策を実施してまいります。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
189	<p>□「7 推進指針」につき、条令執行体制・権限の条例での規定を⇒ どんなに優れた条例を制定しても、具体的、実効的に執行されなければ、無駄花になりかねない。子どもの権利条例は制定後の8年余、それに近い状態だと言える。条例に、この条例の推進体制、権限ある推進本部などの設置を定める必要があると考える。</p>	1	<p>本市の人権施策については、附属機関として、人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する役割を担う相模原市人権施策審議会を設けるとともに、庁内連携を目的とした人権施策推進会議を設け人権施策の推進に引き続き取り組んでまいります。</p>	ウ
190	<p><7 推進指針> <全体1>に関連して、(3)で市長は「推進指針」の策定・変更において、「相模原市人権施策審議会の意見を聴かなければならない」としているが、本条例（案）の骨子が人権施策審議会の意見を軽視してつくられたものであり、この項目は全く信用できない。</p>	1	<p>現推進指針の策定時にも相模原人権施策審議会に意見を聴いており、同様の対応を図るものです。</p>	ウ
191	<p>8 人権教育及び人権啓発</p> <p>①その発達段階に応じて・・・ 曖昧であり具体的にすることが適切である。</p> <p>・発達段階の定義が曖昧でわからない、様々な解釈を容認することになり危うい、より具体的にする必要はある。</p> <p>②教育・啓発 例)・・・に基づき教育啓発を行う 附則、要領などを別途定めて具体的にし、市民の同意を得ることが適切である。</p> <p>・他自治体で問題事例があるが、外部委託して公金を不当に使用されることの無いよう、防止処置を含む記載にする。</p> <p>・教育、啓蒙の実施内容5W1Hを具体的にし、市民の同意を得て実施されるべきである。</p>	1	<p>人権教育・人権啓発については、幼少期からの教育や啓発により自らの人権と全ての人の人権を尊重することの大切さを認識することが必要と考えておりますので、引き続き取組の充実に努めます。</p> <p>また、人権尊重のまちづくりを進めるための必要な経費につきましては、本市の財政状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
192	8 人権教育及び人権啓発（2）の6行～行うものとするの後に、「が、児童、生徒へのLGBT法（ジェンダーアイデンティティ）の教育は相模原市は行わない」と追記してください。児童、生徒の精神の安定の為です。	1	本市での小中学校における性教育の取組状況については、学習指導要領において、体育科、保健体育科を中心に位置づけられており、発達段階に応じた授業を実施しております。また、児童生徒の発達段階に応じて、集団指導と個別指導の関連を図って進めることが重要であると考えております。性に関する諸問題につきましては、児童生徒の人生に大きな影響を与えることもあるため、日頃から教員からの声かけや気軽に相談できる環境づくりを行うや、関係機関と連携し、対応することが重要であると考えており、今後も、適切に対応してまいります。	ウ
193	「8 人権教育及び人権啓発」につき、市民の主体的、自治的活動の重視と支援の規定を⇒骨子の規定（案）では、もっぱら、市（行政）による教育や啓発を、市の役割として定めている。しかし、市が果たすべきは、次の2つだと考えるのが至当だと考える。 1つは、市民の主体的な学習活動、社会教育活動の奨励と支援、もう一つは学校における人権学習・教育とそのための環境の整備で、子どもたちが権利を行使できるような仕組みづくりも必要だ。人権尊重のまちづくりの主体は、子どもも含む市民であって、市（行政）は積極的な手伝い役でなければならない。	1	本条例では、市民等の責務として、人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならないとしており、このためには、まずは市民等に対する人権教育及び人権啓発を、多様な機会を通じて実施することを考えています。	ウ
194	<8 人権教育及び人権啓発> 市民等及び事業者への教育・啓発の主体が市となっているのはおかしい。社会教育の本質は自己教育・相互教育で、あくまでも主体は住民である。市は、人権教育・人権啓発を促進するよう努めるとすべき。	1	人権教育及び人権啓発については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に定める、多様な機会の提供や国民の自主性の尊重などを旨として実施するものと考えております。	ウ
195	II-8 人権啓発はともかく、人権教育を行政が行うとは。行政が個人(成人)の思想について教育を行うという発想は過激である。啓発のみにするか、もしくは「学習の機会を提供する」等に改めるべきである。	1	人権教育については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、既に国や地方公共団体により行われております。市としましては、市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発の場を提供するものと考えています。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
196	4頁人権教育及び人権啓発について。答申どおりの内容に修正してほしい。人権教育、人権啓発の具体的な説明のない骨子ではあまりにも抽象的すぎて、市民等に伝わらないと思う。	1	答申8(3)の趣旨につきましては、骨子10「多様な主体と連携した取組」に反映しており、条例制定後に検討してまいります。	ウ
197	・人権教育及び人権啓発 定義の(2)に“拘束”“拉致”がないので、日本人拉致という人権侵害について教育や啓発ができないのではないかと？もし、この条例では拉致問題教育や拉致問題啓発ができないのであれば、拉致啓発条例を制定しないのは人権の内容を不当に差別する事になります。	1	拉致問題については、相模原市人権施策推進指針に記載しており、本市では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～12月16日)に合せ、拉致問題に関するパネル展や、横断幕の掲示を実施しております。今後も引き続き、拉致問題に関する啓発活動を実施してまいります。	ウ
198	「人権教育」を謳っていますが、その教育を主導するものが「女性の権利を主張してLGBTを非難する」、「男性の権利を主張してDVを擁護する」などの誤った教育を行わない、きちんとした人権擁護団体である保証がとれるよう、規定が必要だと思います。	1	人権教育及び人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念において、「実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」とされており、中立性の確保が図られるよう対応してまいります。	ウ
199	・「8 人権教育及び人権啓発」 (2)項は、学校教育、社会教育など公的教育機関での教育機会を最低限、充実させるべきではないでしょうか。特に相模原市は社会教育施設である公民館が直営で中学校区に1館あって市民の学習活動も熱心です。「多様な機会を活用して」の前に、「学校教育や社会教育等の」と入れてはどうでしょうか。	1	人権教育及び人権啓発は、人権尊重のまちづくりの大きな柱の一つであると考えており、特段の規定は設けませんが、多様な主体と連携を図りながら、学校や家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図ってまいります。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
200	<p>8の人権教育及び人権啓発(2)について</p> <p>対象は18歳以上の成人、少なくとも義務教育終了者を対象であくまで自由意思によるものとするのが望ましい</p>	1	<p>本骨子では、8人権教育及び人権啓発において、市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育及び人権啓発を行うこと、並びに市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うことを規定していますので、この規定にのっとり人権教育を推進していくことを考えています。言動については、骨子のIV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の規定に即して判断することとなると考えています。</p>	ウ
201	<p>教育及び啓蒙は未成年や事業者に実施することは問題ではないでしょうか。</p> <p>未成年の未発達な時点での人権等に係る教育は精神的負担が大きくなり、行き過ぎた性教育がもとで、精神疾患や自殺等の問題が海外では取りざたされております。教育や啓蒙活動は希望する成人に限定するように検討をお願いいたします。</p>	1		
202	<p>教育及び啓蒙は未成年や事業者に実施することは問題と考える。</p> <p>特に未成年の精神的未発達な時点での人権等に係る教育は精神的な破壊をする恐れがあり、海外の事例では、性的な行き過ぎた性教育がもとで、精神神経官や自殺等の問題が顕在化されており、慎重に対応する必要がある。教育や啓蒙活動は希望する成人に限定することを強く希望する。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
203	<p>相模原市は八王子から近く、なじみのある市なので心配で意見を述べさせていただくことにしました。いろいろありますが、特にLGBT差別についてです。政府がむりやりLGBT法案を通してしまったことは未だに問題視されています。そんな中、まだ性の揺らぎの中にあって、性自認もしていない子供に行き過ぎた性教育を学校ですべきではないし、そういうことを批判したら差別認定されるというのは、どこかの共産主義国の監視体制に似ている気がします。相模原をそんなクレイジーな都市にしないでください。どうか、お願いいたします。</p>	1		
204	<p>包括的性教育であるとして、義務教育段階での今以上の早期性教育は止めてください。</p>	1		
205	<p>包括的性教育反対 年端もいかない子供に余計な知識を早くから教えるのは何故？ 余計混乱する。未発達な時期に余計な先入観を入れなくて欲しい。</p>	2		
206	<p>4.人権教育及び人権啓発 対象は18歳以上の成人とすべき。国連の包括的性教育の内容は「●●」「●●」などという極めてセンシティブな内容。小さな子供に行うような内容ではない。 国の「LGBT理解増進法」のガイドラインがまだ発表されない状況で先行して行うこと自体が反対だが、やるなら18歳以上の成人とすべきだ。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
207	ジェンダーアイデンティティーについて LGBT法案成立以降、全国の小学校で過度な性教育が行われている。小学生の特に低学年頃は性自認もままならない年頃であり、その年代の子供に過度なLGBT教育をすることで、自分の性自認に迷ってしまうことも指摘されている。そんな中、この条例が施行されれば、過度な性教育に対し意見を言ったことすら、「不当な差別」と扱われる可能性がある。正当な意見すら言えない息苦しい社会を助長する。	1		
208	9 相談及び支援体制の充実は答申9が適切と考える。	1	骨子9の相談及び支援体制の充実に係る条文につきましては、「人権侵害に関する相談及びその支援に係る体制の充実に努めるものとする。」としており、相談及び支援体制の充実に向けた具体的な取組に当たっては、社会情勢や市民意識などの変化に併せ、適切な対応が図られるよう充実に努めてまいります。	ウ
209	4頁相談及び支援体制の充実。答申どおりの内容に修正してほしい。相談及び支援の具体例がないと相談することを躊躇する人も思う。プライバシー保護も明記してほしい。	1		
210	相談及び支援体制の充実について、不幸にも起こってしまった差別被害や人権侵害への救済は、条例の目的を実現するうえでの欠かせない要素です。条例案骨子では抽象的な表記としていますが、ワンストップ窓口といった支援窓口の具体的な形や受け入れる相談内容、支援内容例を答申のように記載し「救済機関」の文言を入れてください。実際に市民が被害に遭った時、相談や支援をしてくれる場所があることを周知する意味でも具体的な記述が必要です。また「体制の充実に努めるものとする」と努力義務規定になっていますが「体制を充実しなければならない」と義務規定に変更してください。	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
211	IIの7「相模原市人権施策審議会」の意見を聴かなければならないとあるが当該審議会は「対象者の氏名公表」だけでは不十分で「罰則を科すべき」という過激とも取れる主張をしており中立とは思えない。	1	相模原市人権施策審議会は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年条例第17号）にて、「人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。」を目的として設置した附属機関となっており、委員の選任に当たっては、適切に対応してまいります。	ウ
212	「相模原市人権施策審議会」がなんたるかが書かれていない為不明瞭、無駄な組織に見える。修正又は削除が妥当。	1	相模原市人権施策審議会は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年条例第17号）にて、「人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。」を目的として設置した附属機関となります。	ウ
213	骨子全体から、条例の目的はなんでしょう か。 答えはシンプルなはずです。 相模原市から全ての差別的言動を排除し、 全ての人々の人権の尊重し、共に平穏に暮ら す共生社会の実現では無いのでしょうか。 定義5.6にみられるように、本邦外出身者や ジェンダーアイデンティティ当事者だけを差別 的言動から守る条例でしょうか。 骨子の内容を見る限り、一部の属性の方々 だけに特化し、強調する内容では公平性に欠 け、そこから漏れた人々は守れないと言う事 に解釈されます。 [要望]	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>本来の社会的弱者の方々に寄り添い、全ての人々の人権を平等に扱う事を条例に活かして頂きたいです。</p> <p>規制が必要なほど相模原市民は差別的では有りません。</p> <p>規制では無く、基本的人権の大切さを教育や市民への啓蒙活動を通じて、思いやりの心を広げて行く事を条文に加えて頂きたいと存じます。</p> <p>相模原市は、人権尊重の街・思いやりの街・人々が住みたくなる街、これこそ私達、相模原市民のシビックプライドではないでしょうか。</p> <p>相模原市の条例を全国に広げたいと思える内容の条例を希望いたします。</p>			
214	<p>・多様な主体と連携した取組 意識の醸成とありますが、対象は市民等だけですか？なんだか差別的な表現だと思いました。</p> <p>それと関係団体等とは、具体的に示して下さい。</p>	1	<p>多様な主体と連携した取組につきましては、市民等の意識の醸成を図るとともに、事業者も含めた連携するように努めるものであり、具体的な内容は、条例制定後に検討してまいります。</p>	ウ
215	<p>II-10</p> <p>市が連携する多様な主体に入れなかった主体の視点は置き去りになる。万一、「多様な主体」が偏ったものになると、新しい差別の線引きとなりかねないため、「多様な主体」の選考や、或いは、一度「多様な主体」となった関係行政機関への否定的な意見等も考慮の上で引き続き連携を検討するしくみが必要である。</p>	1	<p>多様な主体と連携した取組につきましては、条例制定後に内容を検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。</p>	イ
216	<p>10 多様な主体と連携した取組は答申10が適切と考える。</p>	1		

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
217	4頁多様な主体と連携した取組。答申どおりの内容に修正してほしい。特にインターネットプロバイダとの連携は特に必要。	1		
218	多様な主体と連携した取り組みについて、「差別をなくす市の姿勢に賛同した市内企業・民間団体・学術団体などを人権推進協力団体として認定・登録することで顕在化させ、そうした社会規範を醸成する」という答申の規定を盛り込んでください。差別をなくす社会規範の醸成に具体的に役立つと思うからです。	1		
219	II-10,11 相模原市内、市民、関係者だけでは差別を防ぎきれません。調査と共に必要不可欠だと思います。	1	本条例の目的である「一人一人がかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」に向けて、市民等や事業者、多様な主体と連携し、人権施策を推進してまいります。	イ
220	II 総則 10多様な主体と連携した取組について 条例案骨子は「努めるものとする」と努力義務規定になっていますが「連携しなければならない」と義務規定に変更してください。	1		
221	P.4 11 調査及び情報の収集(1)について この調査及び情報の収集は誰が行うものか、明記がないのはなぜでしょうか。この調査には、被害当事者が二次被害を受けないように配慮する等の専門性が必要と思われます。ここについて、具体的な説明が必要と考えます。	1	この情報収集は市が行うものであり、人権施策の推進に当たり国内外の動向や様々な人権課題に係る分野の現状の把握、市民の意識調査などを行うものと考えており、実施に当たってはご意見いただいた内容に配慮して進めます。	ウ

連番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
222	『1 1 調査及び情報の収集』について『7 推進指針』について、その推進指針が調査結果を踏まえて策定されることとなっている以上、根拠としての透明性が当然に求められるものと考えます。(2)について、調査結果の公表を原則としている一方で、『公表することが適当ではないと認めるとき』の意図していることが不明瞭に思えます。『公表することが適当ではない』とする条件を具体的に追記すべきと考えます。	1	公表することが適当でないと認めるときとしては、公表することで逆に差別が拡散されてしまう場合や、限定的な範囲を対象にした実態調査の場合に個人情報伏せたとしても、ある程度特定されてしまう恐れがある場合などを想定しております。	ウ
223	・調査及び情報の収集 効果的に実施するための必要な調査及び情報の収集とは具体的にどのような事が示して下さい。 また14 (2) ・18 (1) とは何が違うのかも示して下さい。わかりにくい。	1	この情報収集は市が行うものであり、人権施策の推進に当たり国内外の動向、様々な人権課題に係る分野の現状、市民の意識調査などを進めるものと考えております。 また、14 (2) の示す調査は、市が不当な差別的取扱いに関する申立ての事実関係を調査するもので、18 (1) の調査は、助言やあっせんを行うに当たり必要な調査を相模原市人権委員会が行うものを示しています。	ウ
224	・骨子の「11 調査及び情報の収集 (2) 市長は、(1) の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、市長が公表することが適当でないと認めるときは、この限りでない。」という表現について。 「市長が公表することが適当でないと認めるときは」でなく、「市長が、人の尊厳を害する表現を助長するとして公表することが適当でないと認めるときは」とし、市長の判断基準をより明らかにすることが適切であると考え	1	市長が公表することが適当でないと認めるときとは、公表することにより、差別が拡散するおそれのある場合や限定的な範囲を対象とした調査で対象者が特定されてしまうおそれがある場合などを想定していますが、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ

「 不当な差別的取扱いの解消に向けた取組の推進 」に関すること

55 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	12不当な差別的取扱いの禁止について 具体的にどういった差別を禁止するかは、この条例の最も基本的な部分であり、こういった差別は行ってはならないし、容認もしないという相模原市の内外へ向けた宣言ともなる極めて重要なパートです。ここに具体的な差別内容を記載せず抽象的な表現にしておく、禁止すべき差別の内容や解釈に行政担当者の恣意的なものが入り込んでしまう可能性があります。答申通り「何人も、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」との記述に変更してください。	1	不当な差別的取扱いの対象属性については、骨子2(4)で示す人種等の属性として、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を対象にしています。	ウ
2	差別的言動を、発する前に抑止・防止する・禁止することがこの条例でどうして実現できる全体として実行力は期待できるつくりになっていません。基本的に防止・禁止という発想が欠落しています。「差別事案を解決するために必要な助言又はあっせん」という言葉はあっても、これは発生した後の手続きであり、禁止防止になっていません。	1	不当な差別をなくするためには、人権教育及び人権啓発が最も基本的な施策であり、大きな柱であると考えており、これを充実させていくとともに、発生した後の手法を考え示すこととしたものです。	ウ
3	<13 申立て> 人権施策審議会答申では、ワンストップの相談窓口を設けることを求めているが、「市長に対し」「申立てをする」のはハードルが高い。まずは相談窓口の設置が必要である。	1	本条例の制定にあたっては、相談及び支援体制の充実を考えており、相談及び支援体制については、社会情勢や市民意識などの変化に併せ、適切な対応が図られるよう充実に努めてまいります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
4	<p>・ 申立て、勧告について (Ⅲ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進)</p> <p>「市長に申立て」ではなく、救済・相談機関を設置し、市民に身近な第三者委員会を設けて、そこに、申立てできるのが良いと思います。 また、その機関が勧告もできるのが望ましいと思います。</p> <p>川崎市には人権オンブズパーソン条例がありますが、子どもと男女平等に関する条例に基づき設置されているため、管轄範囲が狭いです。 不当な差別により人権侵害を受けた人全てを管轄するような救済機関を設けてほしいと思います。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は市長の附属機関であり、市からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
5	<p>「13 申立て」について：「差別事案」という文言が登場するが、この条例（案）骨子では「不当な差別的取扱い」「不当な差別的言動」「差別的意識」など、基本的に「的」が入るので、文言をそろえて「差別的事案」とする方が良い。</p>	1	<p>取扱い、言動、意識といった、人の「行為」に関するものについて、「差別的」としたものです。</p>	ウ
6	<p>『 不当な差別的取り扱いの取り組みを推進』について本自治法案は意図して特定の外国籍、人種、団体、地域出身者等に特権を与え優遇しようとしている。 明記されていない者達を除外する『差別法』である。 憲法14条に基づき『万人』とすべき。</p>	1	<p>本条例は、いずれかの属性を優遇するといった主旨ではなく、差別事案に係る申立てについては、正当な理由なく人種等の属性を理由に「不当な差別的取扱い」を受けたと思料する場合としており、あらゆる属性を対象としております。</p>	ウ
7	<p>Ⅲ-13(1),(2)について：差別行為に対する申し立てを行う主体を被差別当事者に限定すると、弱い立場にある被害者自身が沈黙した場合当該差別行為は継続されることになる。ヘイトスピーチ解消法では何が差別行為に当たるか明確に定義しているのは、差別の定義を当事者の主観に委ねるのではなく、社会全体で共有できる形とするためである。当事者を含む地域コミュニティ全体が差別行為を抑止する姿が望ましい。申し立ては第三者でも可能とすべき。</p>	1	<p>ご意見をいただいたとおり、本人が声をあげられないことが想定されるため、申し立ては、市民等の家族その他の関係者が行うことができることとしていますが、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反しては行えないこととしています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
8	・13(1)(2) 不当な差別的扱いを受けたと 思料する状態を「差別的取り扱い」「差別事 案」という、とありますが、まだ差別かどう かもわからないのに差別だと断定したような 名称を行政が使うのはタチの悪い差別的取り 扱いだと思います。	1	人権侵犯事件調査処理規程においては、人権侵 犯の疑いのある事案としていることを参考に、ご 本人の思料によるものとしております。	ウ
9	『 不当な差別的取り扱いの取り組みを推 進』について本自治法案は意図して特定の外 国籍、人種、団体、地域出身者等に特権を与 え優遇しようとしている。 明記されていない者達を除外する『差別法』 である。 憲法14条に基づき『万人』とすべき。	1	本条例は、いずれかの属性を優遇するといった 主旨ではなく、差別事案に係る申立てについて は、正当な理由なく人種等の属性を理由に「不当 な差別的取扱い」を受けたと思料する場合として おり、あらゆる属性を対象としております。	ウ
10	13(4)オの申立てができない条件について、3 年経過したものは申立てできなくなっていま すが、その時効をなくしてください。差別を 受けた人の中には、それについて話すことは 苦しいことだと感じたり、加害者との立場の 違いから長年声を上げることができない人が います。3年では短すぎると考えます。	1	差別事案の発生から長期間経過すると事実の確 認などが困難になることを考慮して設定したも のです。	ウ
11	13 申立てについて、(4)では「ケ」で市 の区域外で生じたものは市の施策による申立 ての対象外としつつも「差別事案がインター ネットその他の高度情報通信ネットワークを 利用する方法により行われた場合であって、 相手方が市民等又は事業者であるときは、市 の区域内で生じたものであるとみなす。」と されています。基本インターネットは全国で の事案であると考えられるため、あくまでも 国政の誹謗中傷対策での対応となると考えら れます。 よってそれを踏まえた上で指摘の文言は再考 すべきと考えます。	1	本条例において、市や市民等及び事業者の責務 としては、誰もが一人ひとり異なる存在である ことを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解 消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として行 うものであると考えております。	ウ
12	13 申立て、個別事案が中心で集団で駅頭で 大音響が怒声でヘイトスピーチをしているも のに対する事が抜けている。(正当な宣伝や 訴えは除く)このような事を訴える所を作っ てほしい。	1	ご意見としていただいたような案件は、骨子20 及び21において対応することを想定しておりま す。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
13	P5 13 申し立て (4) オ について 申し立てできる条件として、事実被害から3年経過した事案は対象外としていますが。年月の経過は事実関係を調査確認することが難しくなる場合もありますが、被害当事者は差別の苦しみを耐える中、その痛みを具体的に表現し申し立てするという手順を踏むことが精神的に負担になることが考えられます。しかし、痛みや苦しみは長期的に被害者の心理に影を落とすことが予想されます。このため、3年という区切りを設けることは適切でないと考え、申し立ての機会を長くする或いは無期限とする必要があると考えます。	1	骨子13(4)オにつきましては、事案の発生から長期間経過すると事実の確認などが困難になることを考慮し設けたものであり、骨子のとおりとさせていただきます。	ウ
14	・骨子の「13 申し立て 工行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申し立て又は苦情の申し立てをすることができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。」という部分について。 公権力の行使又は職員の職務執行に関することであれば不当な差別的取扱いが認められるとも受け取れるため、工の全文削除が適切と考える。	1	この規定の内容では、行政不服審査法に基づく手続きは、処分に關与していない等の要件を満たす審理員による審理や第三者機関である行政不服審査会への諮問が行われるなど手厚い仕組みが設けられているため、同法の対象となる事案については、助言やあっせんの申し立ての仕組みよりも同法に基づく手続きを優先させることが適切と考えられるため、除外することとしています。	ウ
15	・13(4)工 行政を相手には不当な差別で申し立てする事はできない、という事ですか？	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
16	P5 13 申し立て (4) ケ について 市民が被害当事者であった場合、被害発生の地理的条件で申し立てできるかの条件が変更となることに疑問を感じます。調査が困難であることや何等かの措置をとる際の権利等の問題を理由にこれを定めたとする場合は、被害発生地域の地区町村と連携を図るなど、問題解決の手段を検討する努力を示す必要があると考えます。	1	助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表につきましては、制裁的な目的ではなく、どのような行為が不当な差別的取扱いに当たるのか、また、それらに対してどのような解決策が望ましいのかなどについて情報提供することにより、差別事案の発生の防止や差別事案の解決に資することを目的としており、当事者の氏名等、関係人の秘密は除いて、差別事案の概要等の必要な事項を公表するものです。	ウ
17	-13-ケ 「インターネット～」の記載がありますが、ネット上での差別的言動を申し立てした場合、の「助言、あっせん」の内容が漠然としています。 SNSや動画、ネット掲示板の事業者に削除要請を出すことができる、等の文章を加えて欲しいです。	1	骨子 2 1 において対応することとしております。 また、プロバイダへの削除要請につきましては、条例制定後に検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。	ウ
18	12 不当な差別的取扱いの禁止とありますが罰金など対策がある方が解決に向けた具体的取組みになると思います。	1	不当な差別的取扱いに関しては、対象属性を幅広く設定し、助言、あっせんといった非規制的な措置を設け、その解決を図っていくこととしているため、罰則等の規定は設けておりません。	ウ
19	15 あっせんに関する勧告について、勧告にとどまらず、何らかの罰則規定を設けることが適当と考えます。	1		
20	不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進について 12 では、「不当な差別的取扱いの禁止」としてはありますが、罰則規定がなければ実効性がありません。「15 あっせんに関する勧告」に「内容に従わないときは、必要な措置をとるよう勧告する」とありますが、これでは弱すぎます。具体的な罰則規定を設けるべきです。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
21	<p>「 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進」についてですが、市執行部がそれまでの議論の積み重ねを無視して削除してしまった罰則規定を、再び元に戻してください。理念法である「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」がすでに存在している以上、同程度の条例を設けただけでは意味がありません。新たに必要なものは条例を守らせる強制力です。市長の一存で差別扇動団体の活動を制限できるというだけでは不十分で、どのような思想信条の持ち主が市長であるかに関わらず、条例違反者は半自動的に刑事罰が科せられるという状態であるべきです。</p>	1		
22	<p>「 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進」の部分に、差別的取扱いや差別的言動に対する刑事罰規定を加えるべきと考える。その理由として、 差別的取扱い・言動の被害者に負担をかけることなく、社会全体としが差別を積極的に抑制していくため、差別的言動の常習者は罰則規定がなければ自らの言動を顧みる動機づけを持たないこと、必ずしも十分とは言えないが川崎市の罰則付き差別解消条例は現状、同市内での差別的言動に一定の抑止効果を見せていること、などがあげられる。相模原市は一部の「ネットウヨ」「トランスヘイター」「レイシスト」などから一定予想される「攻撃」に対して萎縮することなく、差別の被害者となるマイノリティ市民を差別者から守り抜くという視点と毅然たる態度を貫くべきである。</p>	1		
23	<p>・骨子の「15 あっせんに関する勧告」について。 現規定に加え、「不当な差別的取扱いが著しく悪質な場合は〇〇円以下の過料または刑事罰に処する」等のより強い勧告・罰則の追加。この場合の罰則は、過料・拘禁刑など条例施行時の行政罰・刑事罰に従い妥当な範囲を設定することが適切と考える。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
24	15 当該者に対して必要な措置をとるように勧告することが出来る。を当該者に対して「罰則を課したり」必要な措置をとるように勧告することが出来る。と改める。 理由、市長さんは現状は罰則を科すほどの酷い状況ではないからと話されています。では今後ひどい状況になった時は慌てて罰則を制定されるのでしょうか？罰則はその予防効果も十分に含まれており、罰則を制定しておいても何ら不都合はないと思われます。	1		
25	「Ⅲ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進」に関しては、「12 不当な差別的取扱いの禁止」に反する言論・行為について、申立、助言、あっせん、勧告が行われても是正されない言論・行為については罰則規定を盛り込んでください。	1		
26	13 申立て 「13 申立て」のところでは、申し立てできない場合を熱心に記載しているが、「助言・あっせん」によって「行為者」をどうやってとめることが出来るのかの視点がまったく欠落しています。「名前などの公表」程度では、表現の自由だと思い込んでいる差別集団をとめることなど到底出来ません。	1		
27	-14-(1) 申し立てに応じて、「助言又はあっせん」を行なうための人工や財源は検討されているのか。「助言又はあっせん」を行うことが適当でない認められる場合として想定されるものはあるか。 このような規定があると、いわゆる被害妄想に行政が振り回されることになりかねないと思う。	1	相談支援窓口等について、条例施行後に設置を検討しており、安心して相談できる環境を整備するなど、適切に運用してまいります。 また、あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続きであり、これによる解決の見込みがないときは、その手続きを継続することが困難となるため、あっせんの打ち切りについて規定するものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
28	・14(2)【18(1)】「相手方そのたの関係者は、正当な理由がある場合を除き」の正当な理由を具体的に示して下さい。「協力しなければならない」条例にこれほどの強制力を持たせる事ができるのですか？ また、相手方が他市住民であった場合に協力を強制するのは地方自治法第2条に反すると思うので、もし違うというなら理由を示して下さい。	1	この規定は、関係者に対して調査への協力義務を求める訓示的な規定として表現しているものであり、正当な理由とは職務上の理由や健康上の理由など、客観的にみて合理的な理由がある場合と考えています。	ウ
29	-14(4)(5)(6) (4)(5)では不十分で、(6)のあっせん打ち切りは責任放棄であり、徹底して差別をなくす決意が伝わってこない。これでは差別に苦しむマイノリティを救済することも解消することもできない。(関連)	1	あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続きであり、これによる解決の見込みがないときは、その手続きを継続することが困難となるため、あっせんの打ち切りについて規定するものです。	ウ
30	個人的な願望としては違反者や申し立の相手方に対してカウンセリング等の受診命令があればと思いますが、罰則に設けられる種類ではないと思いますので助言又はあっせんの手段や支援体制として検討いただけないかと思えます。	1	助言、あっせんについては、非強制的な措置としており、カウンセリング等の受診命令を行うことは考えておりません。	ウ
31	5頁差別事案に係る相手方不明の文章は削除した方が良いと思う。悪質な落書きなどもあるので。	1	相手方が不明の場合、骨子14助言及びあっせんを行うことが出来ないため、申立てをできないこととしております。	ウ
32	6頁市長の助言またはあっせんについて具体例を記載してほしい。	1	助言は、相手方に対し問題点を指摘し、解決の方向を助言することであり、あっせんは、双方に対する説得、紛争解決に向けた解決案の提示することと考えており、具体的な内容等については、解釈指針において示す予定です。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
33	<p>骨子 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進 1 4 助言及びあっせん</p> <p>ここは市長による裁量箇所が多いです。この案ですと市長が訴えを聞き入れなければ、差別的扱いについての調査が終了になります。もし、市長が差別の認識を間違えば調査しないこともありえます。</p> <p>私はそれを危惧します。何十年も先の市長が、この条例通りに行動できるとは限らないのです。</p> <p>訴えがあった場合の市長がとるべき行動をもう少し厳密に規定することが適切と考えます。</p>	1	<p>不当な差別的取扱いを受けたと史料する市民等からの申立てがあったときは、市長は、事実関係の調査を行い、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、助言又はあっせんを行ってまいります。</p>	ウ
34	<p>13(4)には、申立てできない該当項目が列記してあるが、これではますます市民は申立てしにくくなる。市ではなく、人権委員会が申立てを受け付けるべきである。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は市長の附属機関であり、市からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
35	<p>1 3 申立て 不当な差別的取扱いを受けたと史料するときは、「市長」ではなく、「答申」のように、救済機関としての「人権委員会に対し申立てをすることができるよう」にすべき。</p>	1		
36	<p>-14(4)(5)(6) 市長は「人権委員会」の意見を聴くものとするとしているが、助言及びあっせんについては独立性や実効性のあるものにすべきだ。(4)(5)では不十分。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
37	<14 助言及びあっせん> 市長が助言及びあっせんをすることとなっており、相模原市人権委員会は諮問機関として位置づけられている。人権施策審議会答申では、人権委員会は救済機関として位置づけられており、人権委員会が「関係者等への調査や調整、加害者への説示等を行う」とすべきである。	1		
38	・「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。	2		
39	18 差別事案に係る調査 「答申」のように、人権委員会は、市長から意見を聴かれた場合に限定せず、救済機関として自ら調査を行うことができるとすべき。	1		
40	-14- (4) 市は「助言又はあっせん」を行なうに際し、人権委員会に意見を求めることになるが、骨子では人権委員会の立場が強すぎるように感じる。 言うまでもなく、民主主義社会においては共同体を構成する全員が議論に参加できることが理想であるが、誰もが議論に参加することは非現実的であるからこそ議会制民主主義を採用しているところである。 これにも拘わらず、市長の附属機関として人権委員会を設置し、全件に渡って意見を伺うというのは、民主主義の軽視であるし、その分野について寡頭制とするようなものである。 要所、要所において付属機関の意見を伺うこと自体を否定しているわけではない。ただ、過去の対応事例等から、意見を伺わなくとも「助言又はあっせん」できるケースも生じるだろう。差別事案等の意見を聴く「ものとする」ではなく「ことができるものとする」とすべきである。	1	相談窓口で相談を受けた際に、傾聴し、その場で助言等を行い解決することも想定しております。相談窓口の対応で解決出来ず、骨子13の申立てを受けた場合に、骨子14の助言又はあっせんに進む形となります。このことから、専門的知識を有する相模原市人権委員会に意見を伺い、解決を図るものとしております。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
41	とくに、14 助言及びあっせんの(4)(5)は反対です。選挙で選ばれていない「専門家」や「有識者」が首長の助言やあっせん=行政判断に口出しできる仕組みは、民主主義の否定だからです。こんなことがあっては絶対いけません。	1	不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などを行うため、相模原市人権委員会を附属機関として設置するものです。市からの諮問に基づき審議した結果を答申し、市が、その答申を尊重した上で、対応してまいります。	ウ
42	・14 助言及びあっせんの(4)において、市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、「相模原市人権委員会」の意見を聴くものとする、とあるが、相模原市民が直接選んだわけでもなく、どこの誰かもどのような思想を持つのかも不明な委員会構成員の意見を聴くことは、誰が聞いても正当な訴えを、委員会が不当な差別と看做せば不当とされてしまう可能性があり、不公平である。よって人権委員会とやらの介入は無しにすべき。	1	不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などを行うため、人権委員会を附属機関として設置するものです。市からの諮問に基づき審議した結果を答申し、市が、その答申を尊重した上で、対応してまいります。 また、相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ
43	6頁あっせんを打ち切った場合の次の対策を明記してほしい。 あっせんの内容に従わない場合の措置を具体的に記載してほしい。	1	正当な理由がなくあっせんの内容に従わない場合は、当該者に対して、話し合いに応ずることなど必要な措置をとるよう勧告することとしております。	ウ
44	・15 「必要な措置をとるよう勧告する事ができる」全体をみたら文章がおかしくないですか？ あっせん の定義も2に入れた方がいい。	1	双方に対する説得、解決に向けた方針、解消案の提示などを考えており、ガイドラインで示していく予定です。	ウ
45	・16 意見の聴衆 「該当勧告がされる者に」日本語がおかしくないですか？「証拠を提示」とは何の証拠ですか？	1	「その者が意見を述べ」に係るよう、「当該勧告がされる者」としております。 証拠については、あっせんの内容に従わない理由の証拠となるものを想定しております。	ウ
46	「17 助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表」について 「その他の関係者の秘密」という文言があるが、「秘密」が何を指すのか分かりにくい。例えば、「個人情報又はプライバシー」といった具体的な文言に置き換えるべきである。	1	ここでいう「秘密」につきましては、個人情報のほか、事案の内容など、公表が望ましくないものもあると想定しています。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
47	・17助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表 解決に資するために途中経過を公表するのは世論の反応を見るためですか？ 解決に資するため炎上させて市民等を分断させる？この条文の意味も意図もわかりません。	1	制裁的な手段ではなく、どのような行為が不当な差別に当たるのか、どのような解決策を与えることが望ましいのか等、不当な差別の防止などに向けた情報提供として位置付けるものです。	ウ
48	状況の公表について、状況を公表しない場合においても、特別の事情については公表すべきである。 17「ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。」 「ただし、特別の事情があるときは、特別の事情を公表することにより、必要な事項の公表をしないことができる。」	1	制裁的な手段ではなく、どのような行為が不当な差別に当たるのか、どのような解決策を与えることが望ましいのか等、不当な差別の防止などに向けた情報提供として位置付けるものです。 なお、差別事案の中には、二次被害の懸念等から申立人が公表を望まないものなどといった公表することが適切ではないと考えられる特別の事情があるものも想定されるため、公表しないことができるとしております。	ウ
49	骨子の「17 助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表」に関して、問題の対処方法としては世間に公表するのは、公表される方を晒し上げる方法として捉えられ、行き過ぎた行為であり、削除するべきである。	1		
50	・18(2) 条文の意図、意味がわからない。 「人権委員会が指名する委員に」自分で自分を指名する委員がいるという意味になるので日本語がおかしい。	1	相模原市人権委員会として調査するのではなく、構成する委員個人に単独での調査を行わせることができる旨の規定です。	ウ
51	18 差別事案に係る調査について 「人権委員会は、14(4)本文又は(5)の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別事案の事実関係について調査を行うことができる」とありますが、14(4)本文又は(5)の規定に関わらず、独自で調査等の活動をする権限を付与する必要があります。	1	相模原市人権委員会は、附属機関として設置し、市からの諮問に基づき運営がされるものですが、その職務執行に当たっては、市が直接指揮監督する権限はなく、相当程度の独立性を有するものと考えております。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
52	被差別者対象に本邦外出身者とありますが、逆に本邦出身者がヘイト行為で暴力を受けたり陥れられたりした場合は何もペナルティ無しなのでしょうか。 本邦出身者が本邦外出身者からヘイト暴力を受ける可能性についてひとつもないのであれば、この考え方は全く公平ではありません。よってこの記載に対しても著しい不合理を感じます。	1	本邦外出身者が本条例に抵触する行為を行った場合には、本条例に基づき、適切に対応することとなります。	ウ
53	人権侵害を防止したり、拡散を防ぐ具体的な措置や法律がまったく見えません。すべて、市長に申し立てをして、ですか？あまりにも、やる気がないように見えます。きちんと法律で、人権侵害に対する罰則を規定すべきです。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。	ウ
54	迅速な救済が機能する形にしてください。	1	市が申し立てを受けた後に、調査を行い、必要な対応策について相模原市人権委員会からの答申を参考に助言やあっせんを行うことを想定しており、迅速な対応が出来るよう取り組んでまいります。	ウ

「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関すること

1,037 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	<p>骨子に「本邦外出身者に対する不当な差別言動の禁止について」とあります。</p> <p>この国には古くから本邦外出身者だけでなく、「被差別部落出身者」や「障害を持つ方」、「アイヌ・琉球民族」民族的属性によって不当な差別を受けてきた方たちがいます。本市で起きた「津久井やまゆり園事件」は、差別的言動の先にあるヘイトクライムそのものではないでしょうか？</p> <p>また近年不当な差別との認識が進んだ「性的指向・性自認」により差別を受ける人達に対する人権は考慮されないのでしょうか</p> <p>近年は、インターネットやSNS内でのこれらのこれらの属性を持つマイノリティーへの、ヘイトスピーチは目に余るものがあり、そうした言動が町中に流れ出して、川崎や、都内各所、最近では川口市などでもヘイト街宣が行われています。</p> <p>せめて相模原市においては、街頭だけではなく生活するどんな場面においても、マイノリティーの方が差別に怯えることなく安心して暮らせるようであれば、この条例の意義は全く無いといえるのではないのでしょうか。</p> <p>是非、差別的言動要件に「本邦外出身者」だけでなく上記の属性も含む内容に改めてください。</p>	1	<p>「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。</p>	ウ
2	<p>「表現の自由」との兼ね合いで罰則を設けなかったとしますが、では、差別はいいのですか。この件も、審議会で議論を重ねて、表現の自由を害するものでないとされたのではないのですか。</p>	1	<p>「表現の自由」は、日本国憲法が保障する基本的人権の中で、特に重要なものの一つとして位置付けられることから、本条例の規定の適用に当たっては、「表現の自由」その他の日本国憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならないことを規定化し、慎重な運用を期すこととするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
3	ヘイトの基準が明確化されていないことで、恣意的な判断が可能です。	1	不当な差別的言動の該当性の判断につきましては、市の恣意的な運用とならないよう条例の解釈基準を設けるとともに、附属機関として設置する相模原市人権委員会が、市からの諮問に基づき、法律面などの専門性に特化した視点から調査審議した結果を答申し、それを尊重した上で市が判断することとしております。	ウ
4	・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の基準が曖昧であり、拡大解釈が容易であり、一度拡大解釈が行われればその拡大を止めることは極めて困難であることについては、充分議論されているのでしょうか。	1	不当な差別的言動の判断につきましては、市が恣意的な運用をしないようにするため、審査基準を定めたくて法律面など専門性に特化した視点から、人権委員会に諮問し、調査審議していただくことを予定しており、公平性や透明性が保障されるよう、適切な運用に努めてまいります。	ウ
5	ヘイトの判断基準があいまいです。委員会が密室でヘイトを判断できる状態です。誰でも同じ結果となるような明確な基準を設けるべきです。	1	不当な差別的言動の判断につきましては、市が恣意的な運用をしないようにするため、審査基準を定めたくて法律面など専門性に特化した視点から、人権委員会に諮問し、調査審議していただくことを予定しており、公平性や透明性が保障されるよう、適切な運用に努めてまいります。	ウ
6	何がヘイトにあたるかの基準が曖昧である為、恣意的に「ヘイト」を決め付けられる可能性がある。何がヘイトに当たるのかを正しく明文化する必要がある。	1		
7	条例には反対いたします。理由としては以下の通り。 ・ヘイトについて 明確な基準がない	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
8	特に24、25の公表、人権委員会の部分でその権限の巨大さが裁判所を超越し司法権の独立を無視しており憲法違反です。	1	相模原市人権委員会は、附属機関として設置し、市からの諮問に基づき、調査審議した結果を答申し、それを尊重した上で、市が判断していくこととしております。	ウ
9	委員会が密室でヘイトを判断。 いずれも、日本人、日本国民のみを規制抑圧する差別的条例は断固反対します。 自民党はじめ、賛成する与野党議員は支持しません。	1	不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などについて、市の恣意的な運用とならないようにするため、附属機関として設置する人権委員会に意見を聴取することとしています。	ウ
10	19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等、及び20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置、及び21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について、「2 定義」の部分でも述べましたが、せっかく差別してはいけない属性を定義したのに、ここで「本邦外出身者」のみに限定する理由がわかりません。「2 定義」で示した全ての属性を対象にするべきです。	1	「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。	ウ
11	・本邦外出身者やジェンダーアイデンティティを特化した内容では無く、全ての人に対する差別言動はあってはならないとする事。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
12	骨子にある本邦外出身者やジェンダーアイデンティティを特化した内容ではなく、子供から大人まで、すべての人に対する差別言動はあってはならないとする事。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
13	<p>骨子Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 について</p> <p>本邦外出身者やジェンダーアイデンティティを特化した内容ではなく、すべての人に対する差別言動はあってはならないとする事が望ましい。「差別は誰が誰にしてもいけない」が当然と考える。</p>	1	<p>不当な差別的言動は許されるものではありませんが、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約する場合には規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないようにする必要があります。このため、不当な差別的言動については、一般的な禁止規定としなかったものです。</p>	ウ
14	<p>2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止ではなく、日本国籍を有し且つ本邦外出身者にすべきと考えます。</p> <p>日本国籍を有する方々も守れるような条例づくりが必要です。</p>	1	<p>「本邦外出身者」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、ヘイトスピーチ解消法で規定している用語を引用し、同義で使用することとしておりますが、本市としては、ヘイトスピーチ解消法について参議院及び衆議院の法務委員会で作られた附帯決議なども踏まえ、適切に対処してまいります。</p>	ウ
15	<p>Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進において、不当な差別的言動の禁止対象を「本邦外出身者」に限定しないでください。</p> <p>これではアイヌ民族など国内出身者が取りこぼされます。</p> <p>答申のように、全ての「人種・民族・国籍」と対象にしてください。</p>	1	<p>日本国憲法で保障される「表現の自由」は基本的人権の中でも特に重要とされており、表現の自由の規制が許容されるのは、事実が存在することが前提となります。本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
16	<p>Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当な差別的言動の対象を「本邦外出身者」に対するものではなく、「人種、民族、国籍、出身、宗教、性別、障害、疾病、傷病、性自認、性的指向」に対するものを対象とするようにしてください。 	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
17	<p>「Ⅳ不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」19について、対象が「本邦外出身者」限定なのは狭すぎる。</p> <p>「Ⅱ2(3)不当な差別」に列挙されている属性すべてに対象を拡大してほしい</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
18	<p>「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の19～21が「本邦外出身者に対する」と限定されているのは筋が通らない。「II総則」「2定義」の(3)に列挙されているようにあらゆる「属性」を理由にした差別があってはならない。お題目にとどまらない「人権尊重」とはなにか、考えなおしてほしい。</p>	1		
19	<p>「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」について、対象は本邦外出身者はもちろんのこと、それだけではなくあらゆるジェンダー、障がいのある人、民族的・地域的少数者を含めるべきである。</p>	1		
20	<p>「本邦外出身者」を「他人」に改める。 何故「本邦外出身者」と限定されるのか理解できません。「本邦外出身者」以外の方が差別され被害者になる実態は珍しいことではありません。 長い時間をかけて検討されたであろう答申の趣旨が、あまりに軽んじられているようで、極めて残念です。それでは答申の意味がありません。答申をもっと尊重しないと相模原市は物笑いの種にすらなりかねません。</p>	1		
21	<p>2023年12月17日付けの●●●新聞に『相模原市は日本一のヘイトシティ』との記事が掲載されております。</p> <p>本村市長からはヘイトスピーチの酷い実態が無いとの発言が有るにも関わらず、メディアが一方向的にネガティブなレッテルを相模原市と相模原市民に貼ったものです。</p> <p>これは、骨子の不当な差別の定義に書かれた出身を理由とする不当な差別と考えます。</p> <p>但し、現在の骨子に書かれた不当な差別解消に対する取り組みは本邦外出身者に対しての</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>ものとなっており、相模原市民への不当な差別解消に繋がらず、この骨子のままでは、相模原市と相模原市民はメディアによって一方的に貼られた不当な差別的レッテルを解消することが出来ません。</p> <p>このような事を考慮すると、19項から22項は本邦外出身者に限定せず、相模原市民(市民なので本邦外出身者も含めます)に対する不当な差別解消とするのが適切と考えます。</p> <p>項目及び本文の表現見直しの検討を頂ければと存じます。</p>			
22	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の箇所について意見</p> <p>不当な差別はどんな対象でも、あってはならないことです。なぜ「本邦外出身者」に限定するのでしょうか。前文で触れている津久井やまゆり園の事件は障害者差別により引き起こされたものであり、この条例案では防ぐことができないと思います。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
23	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進本邦外出身者に限定されているが、目的に沿ったら全ての人に対して不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進すべきでは？</p> <p>>一人ひとりがかかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
24	IV.不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進において、解消すべき対象がなぜ本邦外出身者だけなのか。本邦外出身者に対する差別的言動を拡散防止や禁止、勧告、命令などは当然のことであるが、その他の人への差別的言動も同様の扱いとすべき。なぜ本邦外出身者だけに限定したのか全く理解できない。	1		
25	IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進について 本邦外出身者に重点が置かれ過ぎている様です。 「日本国籍を含む、全ての市民に対する差別的言動の禁止」が妥当と考えます。	1		
26	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）は、本邦外出身者に対する差別的言動を規制するものですが、対象にならない本邦出身者との公平性が担保されない一方向にもなる為、付帯決議で本邦出身者を除外するものでは無いと付けた意味を考えれば、片務的内容である事は明らかです。条文に記載されていない本邦出身者に対する不公平な扱いは是正されて当然の事であるのにも関わらず条例の骨子には「本邦外出身者」の記載がことさら強調され、複数回表記されております。 全ての人に公平に差別的言動はあってはならない内容する事を要望します。	1		
27	なぜ本邦外出身者に限るのか？ 日本人差別になるので、差別禁止は全ての人を対象とすべき	1		
28	意見2. 骨子の「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」で、本邦外出身者しか対象にしていないのは「I 前文」で上げられている被差別対象者全員に対して行われるべきで意見1. の内容から見ても削除するべきである。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
29	<p>骨子19～27について、本邦外出身者に対する不当な差別的言動等を問題とするが、本条例の理念（骨子前文、1目的、2定義）からは特定の属性を対象とした問題とすべきではなく、他のあらゆる属性を対象とした不当な差別的言動等が問題視されるべきである。実際、骨子12～18において、不当な差別的取扱いについては特定の属性を対象とした記述にはなっておらず、取扱いと言説とでバランスを欠いた状態となっている。</p>	1		
30	<p>骨子のIV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の部分で本邦外出身者についてしか言及がないのは不十分だと思います。障害者やマイノリティー等、社会的弱者一般についても言及すべきだと思います。</p>	1		
31	<p>制定するのであれば、以下を求めます。</p> <p>本邦外出身者の記述の削除 特にIV19あたり なぜ本邦外出身者限定で保護の対象なのでしょう か？ 日本人である相模原市民が排除されているように感じます。 「出自、国籍、民族を問うことなくすべてにかかわらず」などが適切と考えます。 相模原市内において立法案件は認められないことや、人種差別撤廃条約第1条、特定の血筋、世系によって優先されるのことは差別であり、出自に関係なく公平にするべきだと思います。 本邦外出身者の規定が曖昧で2世3世いつまで遡るのか、誰がどのようなプロセスで判定するのか明確でなく市民が不安、不信に思います。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
32	<p>不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進について</p> <p>対象者が「本邦外出身者」となっているのがおかしいと思う。不当な差別は誰に対してもするべきではない。一部の人だけが優遇されているように見える。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
33	<p>本条例をよく読むと、具体的対象が本邦外出身者に限定されていることがわかる。</p> <p>P7からP9のIV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>→ 19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等 の(1)(2)</p> <p>→ 20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置の(1)(2)(3)(4)(5)</p> <p>→ 21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止の(1)(2)(3)</p> <p>→ 22 勧告の(1)</p> <p>とあり、明らかに本邦外出身者のみを対象としている。</p> <p>これは、P1前文にある”人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、ここに、この条例を制定する”に反しているので、すべての”本邦外出身者”の表現を“相模原在住者すべて”に変更願います。</p>	1		
34	<p>本邦外出身者だけでなく、本邦出身者も含めたすべての差別に拡大すべき。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
35	本邦外出身者について 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を「市民に対する不当な差別的言動」に変えるべき 本邦外出身だけでなく、答申や本村市長の選挙時の主張通り、障害者や性別（男性、女性、トランスジェンダー）への差別も条例での規制・勧告の対象に含めるべきである。	1		
36	本邦外出身者や障害を持った方など特定の属性に限定するのではなく日本人も含めた方が 良い(川崎市においてこれをしなかったことにより日本人への差別的言動や行動など目に余る行為が見られたため)	1		
37	アイヌ民族等を含めるため、本邦外出身という表現ではなく、人種、民族、国籍などとする ことが適切であると考え。	1	本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
38	具体的には骨子Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進が本邦外出身者のみになっているので「答申」のように「人種・民族・国籍」に修正してください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
39	骨子IVについて、対象を「本邦外出身者」と限定しているのはどうしてでしょうか。2(3)の「不当な差別」の定義に沿った禁止措置が計られるべきです。	1		
40	人権施策審議会が提起された「国籍や障害、性的指向」など差別の対象にされやすい全ての事由を除外しないでください。 全ての事由を対象にする必要性を認識してください。	1	本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
41	「IVの19,20,21『本邦外出身者』を国民より優遇する事項すべて不要です」	1	本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
42	IV.不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進のところ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動と、本邦外出身者に限定しているのはなぜか。本邦外出身者だけではなく、前文に記載があるよう子ども、女性、障がいを持っている方等々、本人の意思では変えることのできない属性や個人の特性への差別的言動ともっと広範なものにすべきではないか。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
43	2 本邦外出身者、特定地域出身者、障害を持つ方への差別はあってはならない。ただし、国連人種差別撤廃条約第1条第1項により、それら「優先することも差別」と定義されている。よってそれらの文言は削除し「すべての市民」と言い換えるのが望ましい。	1		
44	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 この項で「本邦外出身者」とわざわざ指摘する必要があるのか。差別は本邦外出身者だけでなく、あらゆる立場や場面での差別が目前にある。本邦外出身者のみならず全ての差別を受けている者や集団・指向・国籍・民族その他に対して適用されるべき内容である。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
45	7ページ、IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 8ページ、2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止 10ページ 2 5 人権委員会による調査(2)以上の本邦外出身者 以上の項目について、ヘイトスピーチの禁止対象を本邦外出身者ではなく「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正してください。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
46	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進</p> <p>不当な差別的な言動とは、国連が「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」で、ヘイトスピーチを、次のように定義しています。「ある個人や集団について、その人が何者であるか、すなわち宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー、または他のアイデンティティ要素を基に、それらを攻撃する、または軽蔑的もしくは差別的な言葉を使用する、発話、文章、または行動上のあらゆる種類のコミュニケーション」。1月5日付●●●●新聞報道の本村市長の「公的な場での拡声器等を使った不当な差別発言」はあまりに狭く、相模原の実情に合っていません。相模原市においても人種・民族・国籍・性別・障害・出身等を理由としてネット上を含む様々なヘイトスピーチが行われています。「立法事実がない」などと言うことは、それを見ようとせず認めないことで差別を容認することになります。</p> <p>したがってIVの対象は、答申にあるように人種・民族・国籍・障害・性的指向・性自認・出身とし、具体的には禁止の対象とすべきです。</p>	1		
47	<p>「不当な差別的取扱いの禁止」の中で本邦外出身者と障害者以外にも様々な被差別属性の定義付けをしているにもかかわらず、いわゆるヘイトスピーチの規定からはそれらの属性を取り除き、本邦外出身者と障害者のみに限定する必要はあるのですか。性的マイノリティは現在進行系で差別の対象となっています。今年に入ってからトランスジェンダーの人々を対象としたヘイトスピーチが東京都内で度々行われています。相模原市で同じことが起きない保証などここにもありません。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
48	<p>以下の項目について、答申に従った条例案を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、性的少数者、被差別部落出身者、先住民族へのヘイトスピーチ、ヘイトクライムを規制してください。 	1		
49	<p>具体的には骨子内容の以下の部分について、不満の意を表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を適用する被差別対象から障害者、いわゆるLGBTQ当事者を除外 	1		
50	<p>市から出された人権条例案骨子についてです。</p> <p>まず、ヘイトスピーチは差別であり、差別は何があっても許されません。差別は表現の自由ではなく、人の尊厳や人権を奪う卑劣な行為です。</p> <p>そのうえで、差別を内包するヘイトスピーチやヘイトクライムをきちんとそれらの言葉を用いて表現してください。</p> <p>なお、障害者だけでなく、人種、民族、国籍、性自認、性的指向、出自、などの特定の属性に対する差別行為もヘイトスピーチにあたります。ヘイトスピーチの対象に上記の属性を含んでください。</p>	1		
51	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子での「IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進」の項目について、対象を本邦外出身者のみに限定せず、あらゆる「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」を理由としたヘイトスピーチを禁止にするべきだ。 	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
52	人権侵害の対象を在日外国人に限定するのをやめてください。障がい者、性的マイノリティなど広範囲に考えて取り扱ってください。	1		
53	「本邦外出身者」というワードを使用する無神経さです。この言葉自体が、本邦に生まれながら「本邦外出身者」とされ外国籍だから選挙権も被選挙権もなく少なからぬ差別をうけながら生きている在日コリアンへの差別に思えます。「人種、民族、国籍、障がいのある人、LGBTQ+、出身（部落）」などあらゆる差別がヘイトスピーチの対象であることを書き込んでください。	1		
54	「本邦外出身者」の記述を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理すること。	3		
55	対象範囲が外国に由来のある人だけというのは現状をわかってないか、見て見ぬふりですか？ 人権施策審議会の答申に倣ってください。 3年もかけて審議して下さったのでしょうか？委員さんたちを尊重してください。 そもそも市長が諮問したのでしょうか？	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
56	同様に、骨子20、21、22、27、の「本邦外出身者」への限定も、「人種・民族・国籍・障害・性的指向・性自認・出身」とすべきです。とりわけ、この条例が、相模原での津久井やまゆり園事件を念頭に考えざるを得ないのだから、「障害」を除いては相模原らしさがなくなってしまう。	1		
57	本邦外出身者の記述を、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理する。	1		
58	『IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進』について 『2 定義』(3)に於いて『不当な差別』を定義しているのですから、差別事案の発生を防止しようとする条例の目的を鑑みれば、遍く『不当な差別』に当たる言動に対して適用するのが自然であり、『本邦外出身者に対する不当な差別的言動(等)』に限定すべき合理的な理由を見出せません。すべての『不当な差別』を対象とすべきです。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
59	あらゆる差別はゆるされないその原理にたてば、障害者や高齢者や性的差別もすべて対象とすべきではないですか？	1	あらゆる差別は許されるものではありませんが、「禁止措置」、「拡散防止措置」、「公の施設の利用制限」といった不当な差別的言動に対する規制的な措置は、表現の自由に一定の制約を課すため、本市における差別実態(立法事実)のある属性を対象とすることとしたものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
60	<p>不当な差別の対象について</p> <p>不当な差別の対象を「本邦外出身者」と書かれているが、なぜ全ての市民でなく、本邦外出身者に限定するのか理解できない。不当な差別は全ての市民に対して行ってはならないものだ。部落差別なども存在する。「本邦外出身者」を対象とするところに、外国人を優遇しようとする意図を感じる。例えば、公園等の公共施設でよく外国人が日本人に対するヘイトスピーチを行ったりしているが、これは不当な差別に該当しないのか。しないのであれば明らかに外国人優遇だ。</p> <p>人種差別撤廃条約撤廃条約では、「人種差別」とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」とされているが、本条例の対象を本邦外出身者に限るのであれば、貴市が定めようとしている条例は本邦内出身者に対する（逆）人種差別である。また、憲法14条の「法の下に平等」にも違反している。（出身地により対象を区別しているため）</p>	1	<p>日本国憲法で保障される「表現の自由」は基本的人権の中でも特に重要とされており、表現の自由の規制が許容されるのは、事実が存在することが前提となります。</p> <p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、市として事実を把握したため、骨子のとおりとしました。</p>	ウ
61	<p>骨子のIV19、20、21に記載されている「本邦外出身者」という表現について</p> <p>「本邦外出身者」ではなく</p> <p>A「II総則2定義にあたる不当な差別を受けた全ての属性者」とし、広く人権を尊重する意思を示す</p> <p>B「障がい者」として相模原市で起きたやまゆり園事件を教訓とし、人権を尊重する強い意思を内外に示す</p> <p>のいずれかの記載が適切と考えます。</p> <p>Aは、差別される客体の項目を限定しない方が良いのではとの考えから記載しました。私の経験として、相模原市内ではありませんが、コロナの時に日本の人は家に入らないで</p>	1	<p>日本国憲法で保障される「表現の自由」は基本的人権の中でも特に重要とされており、表現の自由の規制が許容されるのは、事実が存在することが前提となります。本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>と国内で言われたことが有ります。これが差別なのかは分かりませんが、本邦外出身者が本邦人を差別する可能性だってある。自分も差別される可能性があるのだという当事者意識を持つためには、本邦外出身者の限定項目があるのは良くないのではと考えます。</p> <p>しかし、神奈川県立津久井やまゆり園事件は相模原市にとっても大きな事件でした。そこで、特に個別項目を設けるのであれば、やまゆり園事件の教訓とともに「障がい者」を重視した条例を制定する方が、広く内外に人権尊重のまちづくりをアピールできるのではないかと考えBを記載しました。</p> <p>いずれにしても、なぜ本邦外出身者が障がい者や他の属性よりも重視されているかの説明は欲しいです。例えば具体的な差別例があったならばその説明をお願いします。それでも「命を奪う」というやまゆり園事件より大きな差別があったのか？という疑問は残ります。やまゆり園事件が軽視されているようで違和感があります。</p>			
62	<p>本条文内に、「本邦外出身者」と適用対象を特定する表現があるが、これは削除、または全ての市民を対象とした「何人」とする表現に書き換えるべきである。なぜなら、社会的弱者に対する差別的言動の解消への配慮が欠落しているからである。</p> <p>前項のⅢ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進では「何人も」あるいは「市民等」などと市民の属性を特定しない表現になっているのにも関わらず、次項でそれをやめて属性を指定するならば、なぜ指定されていない属性の者にはその規定が無くて良いのかを説明する必要がある。</p>	1	<p>「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>筆者は安全保障上および無用の対立を避けるという観点から、基本的に本邦外出身者と属性を特定する条文すべてに反対である。「人権尊重のまちづくり条例」という清廉な題名にもそぐわない。</p> <p>しかし、そう表現せざるをえない箇所においては、外交関係における相互主義の原則に基づき、本邦外出身者出身国が日本国籍を持つ居住者に対して同等の権利を保障している（法の支配の原則があり、法律が制定されている）ことを前提とし、それ以外の場合は適用されない旨を明記すべきである。</p>			
63	<p>本邦外出身者について 2ページ目の定義に書かれているもの全てを対象にしてほしい。</p> <p>相模原市の条例なのに市民は守らず本邦外出身（地球上どこでも）の人まで守るのは理解できない。税金で運用される条例である以上、市民全体に還元されるものであるべき。本邦外出身者への差別的言動も、相模原市には米軍施設が多数存在し、県内でも度々米兵による犯罪があるが、そうした米軍への強い非難デモも差別的言動として捉えられる場合、被害者は泣き寝入りするしかなくなる。また、親米保守の政治家が市長となった場合、反・米軍の活動を抑制するにも本条例を利することも考えられるため、本条例は白紙にすべきである。</p> <p>また、本邦外出身であれば、ウクライナに戦争をしかけ罪のないウクライナ国民を虐殺している●●やロシア兵への激しく強い非難も差別的言動と見なされる場合、相模原市の条例により差別的言動の加害者の本邦外出身の人権が守られることになるため、本邦外出身者という表現はやめ、市民にすべきである。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
64	<p>「本邦外出身者に対する不当な差別」だけではなく、「本邦出身者に対する不当な差別」も同等に解消に向けた取り組みとするべき。本邦外出身者が本邦出身者に対する不当な差別を行っている事例もある。</p> <p>法の下での平等に鑑み、全ての人に対して不当な差別を解消するべき。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
65	<p>骨子のⅣ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関して、21項では本邦外出身者に対する取り組みが記されている。</p> <p>但し、定義（3）に記された不当な差別は「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう」とされており、必ずしも本邦外出身者に限定したものではない。</p> <p>このため、定義（3）を前提とするのであれば、21項に記された対象を本邦外出身者に限定するのは適切ではないと考える。</p> <p>また、市の条例であることを考慮すれば、21項は</p> <p>21項：市民等に対する不当な差別的言動の禁止</p> <p>とし、22項を含む本文内に記された本邦外出身者という表現は市民等にすることが適切であり、それに伴い21項の内容は何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のもを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することによ</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	り、市民等に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。 とするのが適切と考える。			
66	私達は公平に、日本人・本邦外出身者などと属性で分断する事に反対しております。 外国の方は日本の習慣、慣習を堅苦しく思うかも知れません。日本で子ども達が安心安全に暮らす為に必要な事だと思ってます	1	本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。	ウ
67	骨子Ⅳの内容に関して、本邦外出身者に対する不当な差別に関する文言に対して、日本国籍を持たない人たちの日本人に対する犯罪や、事件が頻発している中で、これだけ極端に擁護する文言は、日本人が何も対抗できない印象を受けます。この条例が効力を発揮するのは、あくまでも日本国籍をもつ日本人と同じ法律やルールを守っている事が前提であり、不当な差別とは、その前提として本邦外出身者がどうあるべきかしっかり記述しなくては、公平ではないと考えます。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
68	外国人への差別だけでなくあらゆるマイノリティーへの差別を禁止してください。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
69	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止(2頁)」ともあり、他にも幾つか言及されているが(7～9頁)、本邦出身者に対する差別的言動は想定されているのだろうか。「何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。(4頁)」のであれば、「本邦外出身者」のみならず、多くの日本人や在日2世・3世等の外国人を含めた「本邦出身者」への差別についても同程度踏み込む必要があるのではないか。現状ではかえって差別や対立を助長しかねないと思う。	1	本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。 本邦内出身者であることを理由とする不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ
70	「本邦外出身者」ではなく「全ての人」に変更してください。日本人のみ守られないのは日本人差別にあたります。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
71	・本邦外出身者のための条項があるのであれば、多数派である本邦出身者のための条項が設けられるべきである。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ
72	2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について。 護られる対象が、本邦外出身者だけであるところに、正当な理由が見当たらない。 これは、本邦内出身者に対する不当な差別になる可能性があると考え。 近年では、本邦外出身者が、本邦内出身者に対して不当な差別的言動を行う事案もあるため、本邦内出身者に対しての不当な差別的言動も同じく禁止されるべきである。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
73	<p>条例案Ⅳの日本人への差別が対象外な所が不適切。</p> <p>本邦外出身者だけでなく、日本人への差別も含めなければならないと考える。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ
74	<p>日本人へのヘイトは対象外。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ
75	<p>Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 の項目にある以下各条にある不当な差別的言動については、本邦出身者に対する不当な差別的言動を含まず、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のみを対象とするため、本邦出身者にとって著しく不公平な内容となっています。</p> <p>したがって、本邦外出身者に対する不当な差別的言動 の表現をすべて本邦内外出身者に対する不当な差別的言動 と修正されるよう検討をお願いいたします。</p> <p>(以下対象各条)</p> <p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦内出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
76	<p>本条例は、矛盾が多すぎると考えます。</p> <p>「一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。」としながら、IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に書かれている内容は、すべて本邦外出身者のみをあらゆる不当な差別から守るべき、という内容になっているのでしょうか？なぜ、日本人が含まれないのでしょうか？互いの人権を認め合う共生社会を実現することが目的であるのに、日本人の人権は認めない、日本人はどのように扱われようが構わない、という意味にも受け止められます。</p> <p>よって、「本邦外出身者」という文言は不適切であり、シンプルに「すべての人」が適切であると考えます。</p> <p>さもなくばこのような条例は断固として制定すべきではありません。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
77	<p>(5) 本邦外出身者 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者をいう。</p> <p>なぜ、本邦外出身者に対してのみの一方通行なのですか？反対に外国人から日本人に対しての差別的な侮蔑の言葉の方が良く耳にしますけど。この規定を入れるのであれば双方お互いに差別的な表現や言葉を使ってはならないのでなければフェアじゃありません。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
78	<p>本条例案では、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性に関わらず、不当な区別、排除、または制限することがあってはならない、とされていますが、</p> <p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の、 本邦外出身者と性的少数者に限定した取り組みはおかしいと感じます。</p> <p>限定している事で、先に挙げたこの条例の基本原則（属性を問わず何人とも差別されてはならない）に反しており、大きく矛盾しています。</p> <p>これではまるで本邦外出身者と性的少数者以外の人達は、やまゆり園のような加害者になり得る可能性があるのを防ぐため、とも捉えられます。 大多数を占める日本人市民に対する侮辱とも受け止められます。</p> <p>さらに、性的少数者を過剰に守ることで、性的少数者を装った重大な性犯罪が生じた場合、相模原市はどのように責任を取るおつもりでしょうか。</p> <p>制定は決定しているようなので、せめて上記の本邦外出身者と性的少数者を削除し「何びと」又は「属性を問わずすべての人」に変えていただきたいです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
79	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子の「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」における「本邦外出身者」に「本邦出身者」を併記する。</p> <p>理由は、「本邦出身者」に限定すると外国人から日本人への差別を助長しかねないため、これを防ぐものです。</p> <p>この条例案の作成者は、日本人を加害者、外国人を被害者と決めつけていませんか。アンコンシャス・バイアスがかかっていませんか。</p> <p>日本人の人口減少を大量の外国人で補おうとする政府による移民政策と、安全保障の視座や国家観がなく目先の利益を追い求める企業活動を背景に、埼玉県川口市、群馬県大泉町、横浜市泉区●●のように、地区によっては外国人の人口が日本人を上回る、またはそれに匹敵するところが出てきています。</p> <p>外国人が多数派になった時、この条例を盾に日本人への差別が一方的に行われ、これを防ぐ手立てがなくなります。日本人が身を守ろうとすれば、この条例を盾にテロリストのレッテルを貼られることになりかねません。もっと言うと、この条例が、外国人参政権に繋がる恐れさえあります。</p> <p>欧米諸国が移民（外国人）にどれだけ苦しめられているか、ご存じでしょうか。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア…先住民が住めない地域が出てきています。先住民が外国人に取り囲まれリンチされている動画（見るに堪えません）が山ほど出回っています。相模原市もその後を追うのでしょうか。</p> <p>相模原市は日本国の自治体です。市民を守る責務があり、外国人への配慮も当然に必要ですが、まず守る対象は日本人ではありませんか。日本人を脅かすことに繋がりがねない権利を外国人のみに与えるのは、日本人に対する差別ではありませんか。民族の対立を助長しかねない表現は避けるべきです。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>本条例の目的に記載のとおり、差別をなくし市民を守るのであればこそ、「本邦外出身者」と「本邦出身者」を併記する必要があるのではないのでしょうか。</p>			
80	<p>・日本人だけが監視され、外国人が日本人に対して差別的な発言をしても不問となる。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を市として把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、条例による規制はしていません。</p>	ウ
81	<p>骨子のIVにおいて、「本邦外出身者に対する」とされているが、本邦出身者を含めないことは不適切だと考える。本邦出身者に対しても同様の支援が行われないのであれば、それは本邦出身者に対する民族または国籍を理由とした差別であると言えるからで、納得に足る合理的かつ論理的な説明が必要ではないか。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
82	<p>2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について</p> <p>”本邦出身者”は</p> <p>居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知されてもよいのでしょうか。</p> <p>生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知されてもよいのでしょうか。</p> <p>人以外のものに例えるなど、著しく侮辱されてもよいのでしょうか。</p> <p>上記はないと断言できるのでしょうか。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
83	<p>IIの3「互いの人権を尊重し合う」とあるが本邦外出身者の訴える権利のみを保証しており日本人が差別的言動をされた場合の記載が一切無い。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
84	<p>ヘイト対象の問題です。</p> <p>本邦外出身者への差別だけを監視する規定がありますが、なぜ本邦出身者への差別は監視しないのでしょうか？</p> <p>言っていることが分かりませんか？</p> <p>どうして外国人差別だけを監視して、日本人差別を監視しないのですか？ 差別被害が多いのは日本人差別であるのに、どうして外国人差別ばかりを監視するのですか？</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
85	<p>差別の対象を、なぜ全ての市民でなく、本邦外出身者に限定するのですか？</p> <p>差別は全ての市民に対して行ってはならないものであり、「本邦外出身者」を対象とすることは、外国人を優遇しようとする意図を感じる。</p> <p>熊本のように外国人に都合の良い条例を作り、日本人差別を助長しないか？</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
86	<p>差別撤廃の精神は尊重するものの、これを見ているとどうも外国人への差別は強力で防ごうとする意志を感じるが一方で日本人への差別は差別にあらず、のようになってはいないだろうか？</p> <p>こうした扱い自体がもはや差別そのものになっており、これでは本末転倒もよいところ。</p> <p>扱いによっては、憲法第14条に違反するようなことにならないだろうか？</p> <p>自治体がこうした新たな差別を積極的に行って良いものだろうか。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
87	<p>条例案の骨子にある、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、という文で、本邦出身者を除外する項目が明記されています。これこそが差別であり、自国民を差別しますという人権差別条例になっています。</p> <p>前文で、"全ての人間は"と記載があるにも関わらず、本邦出身者を除外するというこの条例は、日本人を差別しています。</p> <p>本邦外出身者でなく、本邦出身者や本邦外出身者にかかわらず、すべての人に対する不当な差別的言動という文言に訂正してください。</p> <p>さもなければ、この条例自体が差別条例であり、人権侵害の条例になります。</p> <p>このような基本的なことをパブリックコメントで記載しないとイケないことは、正直いえば、この条例を考え、作っている人たちの知識と倫理感に疑いを持たずに入られません。</p> <p>相模原市は日本人を貶める市としてその用は方針のもとに、この条例を制定しようとしているのでしょうか？</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
88	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子について、以下の点が問題と考えます。</p> <p>「本邦外出身者」に対するヘイトスピーチのみ禁止するのは差別である</p> <p>なぜ差別を公平に禁止しないのか？「日本人は大多数だから、日本人に対する差別的言動は差別にならない」と非論理的なことを言う人もいるが、そもそも血筋によって法的措置に差を設けるのは、人種差別撤廃条約に対する明確な条約違反である。憲法14条の「法の下に平等」にも明らかに違反している。なぜ日本人のみ措置対象とするのか、論理的かつ公平な説明はできるのか？</p> <p>以上の点から、同条例については慎重な議論、そして一部の人間・団体に利することのない条例とすることが不可欠と考える。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
89	<p>対象が本邦外出身者に限定されてるのが、日本人への差別ではないのですか？</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
90	<p>憲法により、基本的人権は保障されております</p> <p>骨子には本邦外出身者との言葉があります。本邦外出身者はこの条例により保護され、本邦出身者は保護されないことこそ、差別であり、基本的人権が侵される状態であります。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
91	日本人へのヘイトが対象外となっています。日本人を嫌う勢力から日本人ヘイトを受ける可能性はあるため、「本邦外出身者」に限って監視する必要はないと思います。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
92	日本人へのヘイトスピーチを取り締まる方がいいよ	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
93	罰則規定に関しても日本人に対してのみの罰則規定では意味がありません。なぜ、日本国内において日本人が守られないような条例を制定しようとするのか理解できません。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
94	本邦外のみ適用するのは止めてください。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
95	本邦外出身者（障害者）に対する不当な差別的発言とありますが、この件について本邦出身者（健常者）も同様の立場であり、この記載自体が差別となつてるとしか思えません。元々どんな人に対しても差別的な発言は許されるものではなく、わざわざフォーカスする必要はないと考えます。むしろ3で触れられているではありませんか。わざわざ触れ直す意味が分かりません。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
96	本邦外出身者へのヘイトは駄目で日本人に対しては良いというのはどういうことなのでしょう。ここは日本であり日本人を守れないということの説明をお聞きしたいです。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
97	本邦外出身者を特別扱いしており、本来守られるべき、日本国民を守っていない。本邦外出身者が日本人に対して行う差別発言が対象外では片手落ち、平等性に欠ける。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
98	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子についてのパブリックコメント 外国人に対する日本人によるヘイトにのみ焦点をあて罰を与えると言う差別的な風潮を助長する片落ちな条例骨子に対し、誰もが保障される筈である言論の自由を、日本人から奪うと言う重大な人権侵害を犯す可能性があると考えております。 もしも当市民・代議士等が差別に反対しヘイトを懸念し、それ等を解決したいと願う者であるのならば、『日本人であれ外国人であれ』差別・ヘイトは駄目である。と言うスタンスに立ち、本条例骨子の片落ちを是正し『日本人に対する差別・ヘイトも同様に駄目である』と言う条文を追加すべきであると考えます。	1	本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を市として把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするもので、本邦外出身者の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
99	<p>・19・20 前文に散々「個人として」また「社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題」とあるのに、本邦外出身者を特化させるのはこの条例の趣旨に反しているし、この条例の趣旨において本邦出身者への不当な差別です。2に「国民の定義」がないので、国民の人権を守る条文が書けないのです。2に国民の定義を追加して下さい。</p>	1	<p>前文に記載のある属性につきましては、本市の人権施策の基本姿勢を示した市人権施策推進指針において課題の一つとして掲げ市として取り組んでいる事項であるため、人権問題の一例として記載しております。</p> <p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えられることから、禁止命令や氏名公表を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
100	<p>それだけではなく、日本人差別を事実上容認することは人種差別撤廃条約第1条1項から4項に違反しているだけでなく、憲法14条、97条、98条に違反していることがお分かりになりませんか？それとも。日本人は差別してもよいと、相模原市はそうお考えなのでしょうか？</p>	1	<p>不当な差別的言動の判断につきましては、市が恣意的な運用をしないようにするため、審査基準を定めたくうえで法律面など専門性に特化した視点から、人権委員会に諮問し、調査審議していただくことを予定しており、公平性や透明性が保障されるよう、適切な運用に努めてまいります。</p>	ウ
101	<p>骨子のⅠ前文とⅡ総則の2項定義で「不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向」と記載されているにも関わらず、本邦外出身者に限定されているために直しが必要である。</p>	1	<p>「本邦外出身者」という定義は、不当な差別的言動に対する規制的な措置において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の定義を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
102	<p>・憲法第10章（最高法規）第97条において「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とし、第98条において「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定めがある。また、人種差別撤廃条約第1条第1項において「この条約において、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」と定め、同条第4項において「人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない」と定めている。</p> <p>・しかるに、相模原市の本条例(案)骨子の「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」においては、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を引用し、19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等、20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置、21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止、22 勧告、23 命令、24 公表、25 人権委員会による調査、26 報告、27 報告及び質問、と条項全体にわたって、「本邦外出身者」と「本邦内出身者」を区別し、「本邦内出身者」に対してのみ、公的施設利用承認等の基準を定め、</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。</p> <p>本邦内出身者を理由とする不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>「本邦外出身者」に対する差別的言動のみに「禁止」行為と「勧告」「命令」「公表」の措置を定めるとともに、「本邦外出身者」に対する差別的言動のみに対する人権委員会による「調査」及び市長への「報告」を条例に規定している。これは憲法第14条（法の下での平等）に反する。本条例(案)は、国民を「本邦外出身者」と「本邦内出身者」を二分化した上で、殊更に「本邦内出身者」の権限に対してのみ制約を設けており、この点においてヘイトスピーチ解消法の衆参両院における附帯決議の趣旨にも反している。更に、「世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」を人種差別と定義（第1条第1項）し、「特別措置はその結果として異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなつてはならず、またその目的が達成された後は継続してはならない」（第1条第4項）とする人種差別撤廃条約の趣旨を明らかに逸脱している。国民の基本的人権の尊重を最高規範とし法の下での平等を定めた憲法の趣旨にも反する。そもそも憲法第94条には、地方公共団体は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めている。このままでの条例制定は「法律の範囲内」とは言えず、相模原市の権限外である。</p> <p>・本条例(案)の「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の条文は、法の下に平等であるべき国民を「本邦外出身者」と「本邦内出身者」に二分し、殊更に「本邦内出身者」の権限に対してのみ、調査、勧告、命令、公表といった制約を設けている。本条例(案)は、ヘイトスピーチ解消法に対する国会両院における附帯決議の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば如何なる差別的言動も許されるとの理解は誤りであるとの基本認識」に照らして不適切である。同法の趣旨及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らして極めて不適切なものである。国民の基本的人権の尊重を最高規範（憲法97条、98条）とし法の下での平等（憲法14条）を定めた憲法の趣旨にも反する。憲法94条に照らせばこのままでの条例制定は「法律の範囲内」とは言えず、相模原市の権限外である。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>よって、「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の条項全てを削除いただきたい。</p> <p>なお、「提出意見を考慮した結果及び理由」の公示として、相模原市が「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の条項を削除できないと判断する場合には、</p> <p>① その判断が市の如何なる組織の責任においてなされたものなのか、</p> <p>② 削除できない具体的な理由は何か（法令等根拠もお示しください）</p> <p>③ 「何人が何人に対して行うものでも公平に対応する取扱」では不都合なことがあれば、その不都合は如何なる方々が何故不都合と考えるのかをご教示ください、</p> <p>についても「市の考え方」にご回答願います。</p>			
103	<p>【IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進】全文削除が適切だと考えます。ヘイトスピーチは相模原市に存在しないのに何項にも渡って殊更強調する必要がないと考えます。存在しないものために大多数の市民たる日本人を放置するのですか？</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
104	<p>2条の不当な差別的取扱いの定義には「正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること～」とあり、12条では「何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない」とあります。</p> <p>しかし、この条例案の19～27条は基本的に本邦外出身者に特化した内容であり、外国の血が入ってない日本人は対象外、人種等の属性を理由に、行政によるサービス若しくは機会の提供を拒否されています。これは、条例案で定める「不当な差別的取り扱い」であり、この部分は本条例案の定義に従い「してはならない」ことです。</p> <p>19～27条の全文削除を求めます。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
105	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関して。</p> <p>こちらに関しても本邦外出身者に限定して優遇しているが、特定の人種を優遇している記載である。</p> <p>特定の血筋への優遇は、人種差別撤廃条約違反であり、特定の人種を優遇すべきではない。</p> <p>記述を削除すべきである。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
106	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等</p> <p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p> <p>21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止</p> <p>22 勧告 23 命令 24 公表</p> <p>と書かれていますが、逆に日本国籍を持っている相模原在住の人に対して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」のみに留まるものなら、本邦外出身者が、日本国籍の持ち主に対して差別発言をした場合は、勧告や、命令、公表が出来るのですか、もしもそのような内容がないのなら、まったく法の平等、表現の自由に対して著しく、反し、この条文は、憲法に反するものであり、法の欠缺であり、無効な条例です。</p> <p>ただちに撤回すべきです。憲法は、基本、日本国籍を持つ日本人の権利、財産を守るためにあるものです。日本国籍を持つ日本人の表現の自由は絶対不可侵です。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
107	IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の項目はない方が適切と考える。脅迫など明確に危険なものは司法で裁くことができるため、言論について行政が入り込むことは行き過ぎている。	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
108	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進</p> <p>いたるところに「本邦外出身者に対する」とあるが、国連人種差別撤廃条約第1第1項の「優先」にあたり、文言自体が差別でありIII12の「何人たりとも」に矛盾する。</p> <p>また国連人種差別撤廃条約第1条第4項の異なる人種の集団に対する別の権利を有することに該当するため削除すべきである。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
109	<p>私は本条例(案)に関して、19条から27条の削除に加え、そもそもこの条例の制定自体を凍結すべきと考えます。</p> <p>本条例(案)の第3条基本理念には、「誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ(途中省略)、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない」と規定しています。</p> <p>しかしながら本条例(案)の中身を見ると、不当な差別的取扱い、不当な差別的言動の解消を謳っていますが、明らかに特定の属性を持つものに有利になってしまう規定となっており公平性を欠くものと考えます。具体的には19条から27条の規定のことです。</p> <p>12条から18条の何人に対する不当な差別的取扱いの禁止に関しては関係者の秘密は公開しない穏便な規定にとどめている一方で、19条から27条の本邦外出身者への不当な差別的言動に関しては、氏名を含めた個人法人を特定できる情報を公表するという明らかに一線を越えた取扱いを規定しています。</p> <p>19条から27条に基づき、不当な差別的言動をした個人法人と社会的に公表されれば、一般的に考えて社会的な信頼は毀損され社会生活に大きな支障を及ぼします。だからこそその制裁的規定なのだとは推察します。</p> <p>少なくとも19条から27条は削除すべきです。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制措置が必要であると考え、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象の定義を「本邦外出身者」としたものです。</p> <p>本邦内出身者を理由とする不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p> <p>なお、条例は一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的に制定しようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
110	<p>(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの整合性に対する意見) Ⅲでは「不当な差別的取り扱いの解決に向けた取組の推進」Ⅳでは「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を掲げている。総則Ⅱではこの条例が対象とすべき不当な差別として、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティー、障害、疾病、出身、その他属性と12種類の差別を列挙した。Ⅲではこれらの差別によって生じたと思料される差別的な取り扱い全般について、市民らが市長に申し立てができるように定めている。ところが、Ⅳでは、差別的言動の解消のために市が措置を行う対象を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と「障害者に対する不当な差別的言動」のみに限定し、施設利用の制限や拡散防止措置は、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティー、疾病、出身、その他属性については措置をしてもらえないようになっている。さらに、施設の利用制限、差別的言動の禁止まで市が措置をする対象は「本邦外出身者」だけになっている。</p> <p>市長や市民局は、これまで市内のマイノリティー団体への「アンケート調査」なるもので捕捉できなかったことを理由に「立法事実がない」という見解を述べ、Ⅳの適用対象をⅢよりも狭小な範囲にしたことについて説明してきた。しかし、Ⅱで差別を例示的に列挙したのは、それらの差別が現実に日本、あるいは相模原市に存在しているようだ、という合理的な推定、認識に基づいているわけであり、実際、それらは一括して差別的取り扱いの解消を求めるⅢの措置の対象になっている。ところがⅣの措置については例示の一部についてしか適用を受けられない。Ⅱ、Ⅲの条項とⅣの条項は整合性を著しく欠いているといわざるをえない。</p> <p>差別的取り扱いも、差別的言動も、ひとしくあってはならないものであり、Ⅳで盛り込まれた措置はⅡで列挙された差別すべてに、同様に適用されるべきである。</p> <p>よって、「2定義」のうち(5)～(7)は削除すべきである。</p>	1	<p>Ⅳの「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」については、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を制約することになるため、その規制内容は本市の実態に沿ったものでなければならないと考え、本市として把握した実態に基づき、対象の範囲や内容を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
111	日本人が、誰かに対してあしざまに差別する事実がありますか？ 何が差別か、はっきりしないものを罰するのは罪刑法定主義に反します	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え、措置を講じようとするものです。	ウ
112	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 の項目にある以下各条にある不当な差別的言動については、本邦出身者に対する不当な差別的言動を含まず、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のみを対象とするため、本邦出身者にとって著しく不公平な内容となっています。 したがって、本邦外出身者に対する不当な差別的言動 の表現をすべて本邦内外出身者に対する不当な差別的言動 と修正されるよう検討をお願いいたします。 (以下対象各条) 2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦内出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ
113	II 総則 2定義 IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 19～22、25 2022年の7月後半から8月半ばにかけ、●●市●●にある●●店の経営者がSNSに行った書き込みに対し、反差別を掲げ活動する団体が一方的にヘイトスピーチであると決め付け、営業妨害同然の抗議活動を正当化するという事案があった。 (●● 2022年8月2日 「●●」がトレンド入り。「●●」●●の●●を訪ねた)	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>また、同様の趣旨を掲げる団体が保守系団体の集会や街宣、あるいはトランスジェンダー問題に関わるデモを公安条例や道路交通法の規制を免れる手法で参集して取り囲み、「差別主義者への抗議」と称してあまりに行き過ぎた抗議や妨害同然の行為を行い、事実上言論機会を奪うような事案も度々発生している。</p> <p>(●●新聞 2023年12月23日 ●●・●「●●」デモに過激な妨害)</p> <p>本条例案が制定理由に「一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため」と掲げている以上、本邦内・本邦外出身者といった対象を問わず差別的な言動(暴言)を行わせないことを啓発を通じて目指すことが時間はかかるものの最も確実な手段であり、条例案において殊更に本邦外出身者などと範囲を限定することは市民の間に分断を招きかねない。</p> <p>同時に差別へのカウンターと称し、差別に反対する団体が対象となる勢力の集会や街宣に参集して行う批判活動についても言論機会自体を奪うような行き過ぎた行為は、まさに分断を促進するばかりか批判する側、される側双方に悪感情を喚起し共生社会実現への大きな障害となり得る。</p> <p>よってカウンター等における行き過ぎた批判、言動なども不当な差別的取り扱いとして盛り込み、仮に事案が発生し当事者から救済が求められた場合には適切に対応できるようにするべきである。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
114	本邦外出身者のみをヘイトから守る対象とするのはそれこそ差別的で、国籍関係なく全市民を守るべきです。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え、措置を講じようとするものです。なお、本邦外出身者の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
115	津久井やまゆり園の事件を踏まえて、「あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められる」としておきながら、IV-19～27が専ら「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」関係の取組に終始しているのは違和感がある。	1	条例は、人権教育・人権啓発、相談・支援体制の充実、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進、不当な差別的言動の解消に向けた取組等を総合的に講じることにより、人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、共生社会を実現していくことを目的としています。	ウ
116	『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』だけを取り上げ、本邦出身者への不当な差別を扱わないのは、偏向している。不当な差別は本邦出身かどうかに関わらずあってはならない。よって、本邦出身かどうかについて言及する必要は無い。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
117	<p>人権保護には統治機構の作用が不可欠です。統治機構が破壊されれば人権は保証されません。</p> <p>1)現在埼玉県川口氏蕨市を中心にクルド人の不法滞在者が違法行為迷惑行為を繰り返し深刻な問題になっています。かつこれらクルド人は少なからずトルコでテロ活動を起っている反社組織の配下にあります。赤羽などで性暴行事件があり、横浜市戸塚家で高齢者が轢死させられました。</p> <p>2)イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンなどイスラム移民による現地人による組織的な犯罪、デモからの暴動が発生しています。イスラムでは多神教に対して破壊略奪を行うことは宗教的義務です。</p> <p>3)●●党による超限戦で、日本に対するスパイ行為、破壊行為、移民による間接侵略がますます盛んになっています。</p> <p>東中野で中華料理店が中国人から集団嫌がらせを受けたり、靖国神社に唾を吐くことが流行しています。</p> <p>4)難民申請の仮放免が悪用され観光ビザで入り難民さんをする事で就労してしまう外国人が後を立ちません。これはそもそも違法です。</p> <p>上記の状況のもとで、外国人への批判や退去を求める言動を一切禁じるというのは、表現の自由を損なうのみならず、政治的意思決定過程を阻害し、人権保障の不可欠の基礎となる国家統治機構の破損を招く行為と言えるでしょう。</p> <p>不法滞在者、犯罪者、軍事活動諜報活動を行う者を厳しく取り締まることなくして社会は維持されません。</p> <p>正しく社会を守るための条例制定をお願いします。</p> <p>現状の条例内容はいたずらに言論萎縮につながり相模原の人格を守ることには貢献しません。不法滞在者、違法行為迷惑行為、軍事諜報活動を行なう人間に退去を求めることは正当なものとして認められなければなりません。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え、措置を講じようとするものです。</p> <p>なお、条例は、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的に制定しようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>合法に滞在し日本に害を与えない限り滞在が許されるのであり、日本に害意があるものは許されないのです。</p> <p>なお、アメリカ合衆国はじめ諸外国では市民権獲得ないし帰化において、法令遵守だけでなく国家忠誠誓約が求められます。</p> <p>その引き換えに保護が与えられるのです。</p> <p>その点をお間違えないよう。</p>			
118	<p>本邦外出身者という限定で差別拡散防止を行うこと自体が、本条例の不当な差別に当たるからです。</p> <p>本邦外出身者に限定した時点で、外国の血が入ってない日本人が差別を受けたと市に訴えても人種を理由に拡散防止など様々な措置は行われません。</p> <p>本条例では人種を理由に排除や制限を行うことは不当な差別とし何者もしてはならないと定めています。これが不当な差別ではなく何なのでしょうか？</p> <p>もし仮に、市が不当な差別の定義を書き換え本邦外出身者の条文を残すのなら、まさしく不当な差別をしたがために条文を書き換えたと判断せざるを得ません。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
119	<p>骨子の「本邦外出身者へのヘイトは禁止」という表現について「本邦外出身者」ではなく「全ての国の国民に対するヘイトは禁止」にするのが適切と考える。</p> <p>外国人差別は違反、日本人差別は正当は憲法違反です。断固反対します！</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
120	<p>差別的言動は等しく誰に対しても有ってはいけません</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
121	<p>全ての人を公平に差別的言動から守る条例にすべし。</p> <p>このままでは川崎市と同様、外国人と性少数者の人権のみ尊重するまちづくり条例となる。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
122	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)が、「本邦外国出身者」を特別扱いすることによって逆差別につながり本末転倒になります。包括的に差別を禁止していくことによって人権尊重を確立していくことを要望します。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
123	<p>第2条で差別の理由に示された属性のすべてについて、第21条の差別的言動の禁止、第25条第2項等、各項目でも対象とし、対象者を限定した表現を改めることを求めます。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
124	<p>・本条例は国民（日本人）や、子ども、女性、障害者、高齢者、感染症患者を人以外のものに例えるなど著しく侮辱する行為を禁止しないし、これらの人が人以外のものに例えられるなど著しく侮辱された場合の申し立てを受け入れないのですか？本邦外出身者の部分にしか書いてないので、そうなります。特定の属性に特化した条文があるという事はそういう事で、これこそタチの悪い差別的扱いです。</p> <p>特に、ヘイト解消法では、平成28年5月20日衆議院法務委員会発言番号258●●委員が「行政側が(禁止規定をする)こと自体は、やはり憲法上の大きな問題がある。それは最終的には司法の場で判断されるべき」と議事録にあります。ヘイト解消法を超えた条例の制定は地方自治法ではできないとしています。法律を守らない条例を制定しないで下さい。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
125	<p>「相模原市人権尊重のまちづくり条例」と言いながら、本邦外出身者に対してだけ異常に手厚いですね。</p> <p>本邦外出身者だけ特に20～24項まで独立に章立てしてますし。</p> <p>本邦外出身者に対してだけでなく、すべての人に対しての差別禁止とすべきだと思います。</p> <p>現状、逆差別条例になっていると思います。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
126	<p>・「本邦外出身者」を特別扱いすることは本邦出身者が逆差別される恐れがある</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
127	<p>21-日本国民あるいは本邦外出身者による日本国民に対するヘイト行動に対する取り組みも策定してください。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
128	<p>・IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動にかかわる公の施設の利用の承認等の基準等</p> <p>本邦外出身者に対する差別言動を取り締まる内容となっている。昨今川口市などで行き過ぎた本邦外出身者による日本人への恫喝、威嚇が日々繰り広げられているのは当然ご存知だと思うが、本条例を根拠としてこういった状況に声を上げた日本時は左翼メディアに「差別主義者」とのレッテルは貼られるののように想像できる。</p> <p>よって、本邦外出身者と言う文言がいたるところに見られるが、日本人による日本での生活を守るため削除、廃案が望ましい。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
129	19本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用承認等の基準等は、全て削除してください。 憲法21条の表現の自由に反します。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、そうした言動に対して、一定の規制が必要と考え、措置を講じようとするものです。	ウ
130	公共性の高い場所の利用を一部の人の意見で利用制限することは「公共性が高い」のですか？	1	本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、公の施設の利用の承認等の基準等を設け、利用承認の制限や取消を行うものです。 日本国憲法第14条（法の下での平等）は、合理的理由に基づいて異なる取扱いをすることを禁止するものではありません。 本邦外出身者とそれ以外の者とは、地域社会からの排除という側面で、置かれている状況が異なるため、両者に異なる取扱いをすることには、合理的理由があり、「法の下での平等」には反しないと考えています。	ウ
131	公の施設の利用の基準等（19） 「本邦外出身者」という字句はいらない 基本的に憲法14条（平等権）があるので、条例で差別禁止規定を定める必要はない。人権というのは国籍は関係なく、あらゆる人に対する差別を禁止するために考えられた概念である。「本邦外出身者」という区分けをして条例を定めるのはおかしいと思う。	1	「公の施設の利用制限」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」等に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
132	<p>理念は素晴らしいと思いますが、内容が本邦外出身者により本邦出身者を差別することができます差別法案になっています。従いまして、19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等で、すべての本邦外出身者の記述を削除し、差別されるすべての人を包括する方がいいと思います。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
133	<p>本邦外出身者の記述を全て削除したなら 不要な部分ですが、細かく書いておきます 19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用承認等の基準等 完全な削除。 理由として憲法21条、表現の自由に反するから。 最高裁判所第三小法廷、平成1年（オ）762、では、「もとより、普通地方公共団体が公の施設の使用の拒否を決するに当たり、集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことは許されない」（判例より抜粋）とあり、</p> <p>この文章が地方自治法244条及び 憲法21条から来ることは 判例からも明らかです。 よってこの部分は、この条例の4 表現の自由等への配慮の部分に反しており、無効となります。 またこの判決では施設の使用を不許可にしているわけですが、その際に地方自治体が公の施設を使用不可にできる「正当な理由」についても述べています。それは 施設の使用が原因で、周辺で暴力的な衝突が起こり 住人や通行人、職員などに危害が及ぶ 恐れが具体的に 予見出来る時とあります。 自治体によっては「本邦外出身者に対するヘイトスピーチが原因で周辺に危害が及ぶ恐れ</p>	1	<p>公の施設利用の承認等の基準等については、表現の自由、集会の自由を過度に制約しないよう、過去の判例等も踏まえつつ、条例制定後に定めてまいります。</p> <p>なお、骨子4 には、表現の自由等への配慮について、骨子19（2）には第三者機関である人権委員会への諮問・答申について記載しており、表現の自由等を不当に侵害しないような仕組みを設けています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>がある時…」という条例を作っているところもありますが、周辺に危害が及ぶ場合は施設の利用者の発言がヘイトスピーチであろうがそうでなかろうが公の秩序に基づき使用禁止を求めるべきであり、ヘイトスピーチに限定する理由はありません。それこそ、障害者に対する差別的言動で周囲で暴力的衝突が予想される場合は許可をするのか？という不条理な話になってきます。これはもう、差別関係の条例ではなく、公民館などの条例に直接「公の秩序に反する場合は使用を不許可にできる」などの一文を付け加えるべき案件です。それでも、どうしても、この部分を条例に入れるというのなら、最高裁判決を超え憲法21条に違反しないことを法的に証明しなければ筋が通りません。なお、本邦外出身者に対する差別禁止法は、法律なので上位法である憲法を覆す根拠にならないことと、この判決は表現の自由を守るため基本的には自治体側が住民を選別してはいけないという判例であり、この住民は差別をするから自治体側が排除してもいいんだという真逆の解釈が成り立つものでありません</p> <p>(表現の自由の観点からも、この判例をどう読んでもそのような解釈は成り立たないはずなのですが、他の自治体の多くで憲法違反の施設の使用禁止をすためこのような苦しい言い訳をしているのを多々見ているので前もって説明させていただきます)を付け足しておきます。</p>			
134	<p>「19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等」について</p> <p>市長が「基準等」を定めるとあるが、集会の自由に関わる重大な事項であるので、市長への委任立法とするのではなく、条例そのものに基準等を盛り込むべきである。なお、その基準等を定めるにあたっては、泉佐野市民会館事件最高裁判決（1995年3月7日）の趣旨を踏まえるべきである。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
135	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進</p> <p>不当な差別的な言動とは、国連が「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」で、ヘイトスピーチを、次のように定義しています。「ある個人や集団について、その人が何者であるか、すなわち宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー、または他のアイデンティティ要素を基に、それらを攻撃する、または軽蔑的もしくは差別的な言葉を使用する、発話、文章、または行動上のあらゆる種類のコミュニケーション」。1月5日付●●●●新聞報道の本村市長の「公的な場での拡声器等を使った不当な差別発言」はあまりに狭く、相模原の実情に合っていません。相模原市においても人種・民族・国籍・性別・障害・出身等を理由としてネット上を含む様々なヘイトスピーチが行われています。「立法事実がない」などと言うことは、それを見ようとせず認めないことで差別を容認することになります。</p> <p>したがってIVの対象は、答申にあるように人種・民族・国籍・障害・性的指向・性自認・出身とし、具体的には公的施設利用の可否の対象とすべきです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
136	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準など</p> <p>施設利用の制限や拡散防止措置について答申では「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」についての不当な差別的言動を対象としていたのに対して、条例案骨子では本邦外出身者のみに絞るのは全く理解ができません。差別的言動を行う人はその時々に合わせて攻撃の対象を変えています。川崎市内や東京都内で実際にあるヘイトスピーチの対象は本邦外出身者に加え、トランスジェンダーに対するものが近年目立ってきています。差別者は自分の優越感を得るためにあらゆるマイノリティ属性を攻撃します。広範囲にヘイトスピーチを規制しないと、今後多くのマイノリティ属性の人々が傷つく結果になります。対象を本邦外出身者のみとせず答申通りの広範囲なものにしてください。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
137	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等</p> <p>ヘイトスピーチ対策のすべての政策、とくに公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止する条例に反対する。泉佐野市民会館関西空港反対集会使用拒否事件で最高裁が示した使用拒否の判断基準より緩い基準は容認できない。</p> <p>理由その1</p> <p>開かれた公の施設は、社会的に嫌悪されている団体の利用、集会の、テーマ、内容、反対者の抗議活動があることを理由として利用拒否は容認しがたい、言論集会の自由の侵害となる集会内容や団体に着目して規制を明文化する条例などをもってのほか</p> <p>住民に開かれた市民会館・公民館等の公共施設の利用拒否については多くの判例があり、その到達点といえるのが上尾福祉会館組合幹部合同葬使用拒否事件 最高裁第二小法廷平8・3・15判決 判タ906号であるが、平成元年12月2日●●が帰宅途中殺害された。●●は故人の追悼のため翌年2月1日、2日に上尾市福祉会館大ホールにて合同葬の使用許可申請をした。週刊現代2006年8月7日発売号などによると、殺害された●●は●●の活動家で、対立するセクトである●b●に襲撃された。当時新聞記事でもそのような報道がなされた。館長（専決権者）は上告人に反対する者らが合同葬を妨害して混乱が生じることが懸念され、結婚式場その他の施設の利用にも支障があるとの結論に達し、市長の了解を得て12月26日不許可処分としたため、これを違憲・違法として損害賠償訴訟を提起したものである。なお、合同葬は日比谷公会堂に会場を移して行われたが妨害行為はなかった。また本件福祉会館では元市長の市民葬を除き、一般の葬儀で使用されたことはなかった。一審は不許可処分を違法としたが、二審は適法と判決した。上告審判決は英米法の理論である「敵意ある聴衆の理論」にふれ、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条に反対する者らが、もこれを実力で阻止し、妨害しようとして</p>	1	<p>各施設条例における利用承認の制限及び取消しに関する規定を解釈・運用するにあたり、利用制限の考え方や手続きの具体的な流れなどについて、「基準等（ガイドライン）」を定め、適切に運用してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>紛争をおこすおそれだけを理由に公の施設の利用を拒むことができるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるべきところ、本件に特別な事情は認められないとした。また大ホールとその他の施設の出入口を異にすること、合同葬の本体会館使用は設置目的に反するものでなく、結婚式等の祝儀を優先する確固たる方針もなかったとして、本件不許可処分を違法としている。</p> <p>アメリカの判例理論であるパブリックフォーラムや表現内容・主題に着目した規制は厳格司法審査という理論は我が国ではとられていないとはいえ、それが天皇制反対集会であれ、同和行政批判集会であれ、日教組教研集会であれ、利用する団体の性格、集会のテーマ、内容に着目した利用拒否は違法と判断されている。反対者の抗議活動があることも利用拒否の理由にはならない。</p> <p>社会的に嫌悪される言論を嫌悪感によって禁止することを禁ずるのが言論・出版の自由の根本原理なのであり、周囲から嫌悪されている表現こそ保護されるべきなのである。</p> <p>したがってヘイトスピーチがなされる蓋然性という表現内容や団体に着目した規制は容認できない。</p> <p>(なお動くゲイとレズビアン研究会の会府中青年の家利用申込不承認事件で控訴審東京高判平9・9・16判例タイムズ986号206頁は、東京都教委が同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取扱いをしたものであり、処分の裁量権の範囲を逸脱し違法と判示している。)</p> <p>例外的に、集会使用不許可を認めた判例が泉佐野市民会館「中核派」関西空港反対集会使用不許可事件最三小判平7.3.7民集49巻3号687頁であるが「公の秩序をみだすおそれがある場合」に当たるとして不許可とした処分は、当時、右集会の実質上の主催者と目されるグループが、関西新空港の建設に反対して違法な実力行使を繰り返し、対立する他のグループと暴力による抗争を続けてきており、右集会が右会館で開かれたならば、</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>右会館内又はその付近の路上等においてグループ間で暴力の行使を伴う衝突が起こるなどの事態が生じ、その結果、右会館の職員、通行人、付近住民等の生命、身体又は財産が侵害される事態を生ずることが客観的事実によって具体的に明らかに予見されたという判示の事情の下においては、憲法21条、地方自治法244条に違反しないとしている。</p> <p>「本件条例七条一号は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」を本件会館の使用を許可してはならない事由として規定しているが、同号は、広義の表現を採っているとはいえ、右のような趣旨からして本会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、前記各大法廷判決の趣旨によれば、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である……。そう解する限り、このような規制は、他の基本的人権に対する侵害を回避し、防止するために必要かつ合理的なものとして、憲法二一条に違反するものではなく、また、地方自治法二四四条に違反するものでもないというべきである。」という判示である。</p> <p>泉佐野市民会館判決をなぞった基準でなければ納得しない。条例化に強く反対する。</p> <p>理由2</p> <p>私は、そもそもヘイトスピーチ対策法にも反対だったし、ヘイトスピーチ禁止を憲法違反とする合衆国最高裁の判例法理を支持するので全面的に反対である。</p> <p>アメリカの表現権の法理をおおまかにいって、時・場所・態様の規制については、合理的な理由があれば容認するが、表現内容や主題に着目した規制は違憲が推定される厳格司法審査をとって、星条旗焼却、人種的憎悪、バーチャルチャイルドポルノ、暴力的ビデオゲーム等の規制の違憲判決があるほか、ナチスの鉤十字を掲げたデモ行進の規制も下級審判例だか違憲判決がある。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>私は、表現内容、主題にもとづく着目した規制を許さない連邦最高裁の表現権理論を支持するため憎悪表現、集団誹謗表現規制立法には強く反対なのである。</p> <p>表現権の現代的到達点ともいうべきもっとも高く評価されるべき判例は1992年のR.A.V. v. City of St. Paul, Minnesota判決である。法廷意見は社会的に嫌悪される見解をその嫌悪感を理由に禁止することを禁じることが修正一条の根本原理という従来の連邦最高裁の見解をふまえ、人種等の憎悪に基づく表現領域を規制すること自体が違憲であるとし、セントポール市の憎悪表現規制市条例を文面上違憲としたものである。さらに暴力的ビデオ・ゲームを未成年に販売することを禁止した州法を違憲とした2011年のBrown v. Entertainment Merchants Association (formerly titled as Schwarzenegger v. Entertainment Merchants Association) の法廷意見は、保護されない言論とされる新たなカテゴリーをバランスングによって創設することを求める政府側の主張を斥け、長い禁止の伝統を欠くような保護されない言論を新設することはないとした。この法廷意見が覆されない限り、合衆国では、立法府が低価値であるとする、あるいは政治的な理由で保護されない表現領域が新た立法化されることはない。国連の委員会が何といおうが、そんなものは関係ない。結局合衆国ではユダヤ系住民の多い街であっても鉤十字を掲げたデモ行進の規制は憲法違反であり、焼かれた十字架も脅迫にならない限り憲法理論では容認されるものである。人々は多くの見解のなかから何が正解なのかを判断する。条特定の主題、見解の表明を禁止することは、率直にもの言えなくなるばかりか精神的自由の枯渇と深刻な事態と受けとめたい。また我が国は人種差別撤廃条約第四条 (a) (b) を留保し、アメリカ合衆国も同様であるが、人種差別撤廃条約第四条 (a) が規定する「人種差別の煽動処罰」は表現の自由を侵害するものとして憲法学者の多くが否定的である。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
138	IV-19 公の施設利用の承認およびその取消については、発覚から利用予定日まで短期間での対応が求められる場合が想定されます。 利用者が過去差別的言動を行っていた場合の調査、利用取消までを市が迅速に行えるように希望します。	1	各施設条例における利用承認の制限及び取消しに関する規定を解釈・運用するにあたり、利用制限の考え方や手続きの具体的な流れなどについて、「基準等（ガイドライン）」を定め、適切に運用してまいります。	ウ
139	「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等」以降に本邦外出身者差別に対する取り組みについての記述はありますが、前文にあった「子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながるのある者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題」についての取り組みが書かれていません。今ある多くの差別に対しての対策を取っていくべきだと思います。	1	前文に記載のある属性につきましては、本市の人権施策の基本姿勢を示した市人権施策推進指針において課題の一つとして掲げ市として取り組んでいる事項であるため、人権問題の一例として記載しております。 日本国憲法で保障される「表現の自由」は基本的人権の中でも特に重要とされており、表現の自由の規制が許容されるのは、事実が存在することが前提となります。本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
140	19. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動こちらも「本邦外」削除し「全ての市民」とすべき。本邦外出身者の文言が、憲法違反及び国連人種差別撤廃条約違反となる。	1	「公の施設の利用制限」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」等に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。	ウ
141	「19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等」という箇所ですが、不当な差別は出身が「本邦/本邦外」いずれであっても容認されるべきではなく、本邦外出身者のみを対象とすることは法の下での平等に反すると思います。この箇所については本邦外という区別を無くす事を強く要望いたします。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
142	7pの19の「本邦外出身者」という標記について、P2、2定義において、「不当な差別」の対象として定められている、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性」を対象とした標記にすべきであるとする。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
143	IV 19 本邦外出身者 なぜ本邦外出身者に限定しているのでしょうか？ 本邦出身者に対しては不当な差別的言動は許してもよいのでしょうか？憲法の言論の自由は、どんな差別的言動をしてもよい自由ではないはずです。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
144	IVについては、19の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の「本邦外出身者に対する」を削除。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
145	IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進において19で本邦外出身者に限定していることについて II総則2定義(3)不当な差別で対象を人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由とすると定義していると読み取れるので表記されたすべての属性を対象とすることが適当と考える。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
146	IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等には、明確に『本邦外出身者に対して不当な差別的言動が行われるおそれがある場合』とあるが本邦外出身者のみを対象とすることは国連人種差別撤廃条約第一条第一項により特定の人々を優先することも差別となりますので、『すべての在住者に対して不当な差別的言動が行われるおそれがある場合』と変更願います。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
147	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>上記の項目における、19ではなぜ「本邦外出身者に対する～」モノのみなのか？</p> <p>上記のままでは、仮に日本人は原爆で殺されても仕方ないモンスターだと言う外国人に反論をした場合も相手方から差別的だと扱われるリスクがある。</p> <p>一方に対する対策しか記載されておらず、また正しく反論した人への基本的人権の保護が明示されていない。</p> <p>これでは日本人はただ言われたい放題でいると行政から強制されるようなモノである。</p> <p>この国の行政は税金を納めている国民、日本国民を法というルールで縛り、心身を守るものである。</p> <p>本邦外出身者に対する～を記載し、心身を守るのであれば本邦出身者に対する～場合も明記し、心身の保護を守られるべきである。</p> <p>また心身が守られている本邦外出身者も日本国にいるのであれば法に縛られるべきである。</p> <p>その上で相互理解の努力をすべきである。</p>	2	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
148	<p>骨子19における本邦外出身者と規定する必要があるのか疑問。</p> <p>どこの出身者であろうとこれらの差別が許されるはずもなく、一部出身者と規定することこそが差別であり分断を生むと思います。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
149	<p>骨子のIV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関して、19項では本邦外出身者に対する取り組みが記されている。</p> <p>但し、定義（3）に記された不当な差別は「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう」とされており、必ずしも本邦外出身者に限定したものではない。</p> <p>このため、定義（3）を前提とするのであれば、19項に記された対象を本邦外出身者に限定するのは適切ではないと考える。</p> <p>また、市の条例であることを考慮すれば、19項は</p> <p>19項：市民等に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等とするのが適切と考える。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
150	<p>答申にあったように、ヘイトスピーチの対象や公の施設の利用制限の対象を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」にすることも明確に反対します。</p> <p>差別になり得るものは対象に限らないはずであり、上記でない者を対象に出来ず、偏ったある一定対象者にのみ利益を与えるものを目指すものになりかねないと、強く危惧します。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
151	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例の骨子に目を通して気になることがありましたので、意見をさせていただきます。</p> <p>19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等について</p> <p>「本邦外出身者に対する～」この文言があると「本邦出身者」の差別に繋がりませんか？公平にするならば「誰が誰に対しても～」との記載に変更するべきです。そもそも本邦、本邦外という概念自体が分断と差別を生み出していると言えます。</p>	1	<p>本市においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を市として把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするもので、本邦外出身者の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
152	<p>「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の</p> <p>19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等</p> <p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p> <p>21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止</p> <p>ですが、これに「障害者」「性的少数者」「先住民族」が入っていないのは問題です。加えてもらいたいです。</p> <p>すなわち</p> <p>19 本邦外出身者、障害者、性的少数者、先住民族に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
153	<p>19の対象が「本邦外出身者」のみではアイヌ民族やLGBTQIA+の人々などが抜け落ちてしまい保護できなくなってしまうため、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、性表現、出身、年齢」に修正してください。前文でそれらについて触れているにも関わらず、対象外になってしまっているのはおかしいと思います。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
154	公の施設の利用制限の対象は「答申」どおり、「人種、民族、国籍、障がい、性的指向、性自認、出自」を理由とするものとしてください。	71		
155	公的施設の利用制限は答申通りにして下さい。	1		
156	川崎でもニュースにもなりましたが、公共施設の利用制限の対象は、行政のスタンスが現れますので、答申を大事にしたほうが良いと思います。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
157	19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認の基準等ではなく、日本国籍を有し且つ本邦外出身者にすべきと考えます。 日本国籍を有する方々も守れるような条例づくりが必要です。	1	「本邦外出身者」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、ヘイトスピーチ解消法で規定している用語を引用し、同義で使用することとしておりますが、本市としては、ヘイトスピーチ解消法について参議院及び衆議院の法務委員会 でなされた附帯決議なども踏まえ、適切に対処してまいります。	ウ
158	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 の項目にある以下各条にある不当な差別的言動については、本邦出身者に対する不当な差別的言動を含まず、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のみを対象とするため、本邦出身者にとって著しく不公平な内容となっています。 したがって、本邦外出身者に対する不当な差別的言動 の表現をすべて本邦内外出身者に対する不当な差別的言動 と修正されるよう検討をお願いいたします。 (以下対象各条) 19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等	1	「公の施設の利用制限」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」等に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」とすることが的確であると考えています。なお、公の施設における本邦内出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
159	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等については本邦外出身者という表現ではなく本邦内出身者が適切であるとする。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦内出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ
160	19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対しては承認基準を設けるが本邦出身者に対する不当な差別的言動に対しては承認基準を設けないという事であり不当な差別（出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限）である。 よって本項は削除すべきと考える。	1	本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、公の施設の利用の承認等の基準等を設け、利用承認の制限や取消を行うものです。 日本国憲法第14条（法の下での平等）は、合理的理由に基づいて異なる取扱いをすることを禁止するものではありません。 本邦外出身者とそれ以外の者とは、地域社会からの排除という側面で、置かれている状況が異なるため、両者に異なる取扱いをすることには、合理的理由があり、「法の下での平等」には反しないと考えています。	ウ
161	骨子pdf8ページの21番、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止についてはのみでは、本邦外出身者が不当な差別的言動を行ってもこれを禁止する条項が無い事がおかしいと思います。本邦外出身者は差別的言動を全く行わないという前提で作られているのはおかしいと思います。	1	本邦外出身者が本条例に抵触する行為を行った場合には、本条例に基づき、適切に対応することとなります。	ウ
162	本邦外出身者が不当な差別を行った場合はどうするのか？	1	本邦外出身者が本条例に抵触する行為を行った場合には、本条例に基づき、適切に対応することとなります。	ウ
163	ヘイトは確かにダメですがこちらも日本人だけでなく日本人がされた場合は相手を平等に必ず取り締まりして下さい。そうでなければ反対です。ここは民主主義の日本です。日本人に都合悪くするのは絶対反対します。郷に入れば剛に従えと言う諺もあります。	1	本邦外出身者が本条例に抵触する行為を行った場合には、本条例に基づき、適切に対応することとなります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
164	外国人が日本人に対するヘイトスピーチを行ったりしているが、これは不当な差別に該当しないのか。	1	本邦外出身者が本条例に抵触する行為を行った場合には、本条例に基づき、適切に対応することとなります。	ウ
165	<19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等> 基準等について、社会教育機関等の利用については、公民館審議会や社会教育委員の会議、教育委員会等で手続きを含むことが望ましい。	1	公の施設の利用の承認等の基準等については、条例制定後に検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。	イ
166	不当な差別的発言をどのような機関が判断するのですか、	1	不当な差別的言動の該当性については、市長の附属機関である相模原市人権委員会の意見を聴き、その意見を尊重した上で、市が最終的に判断することとなります。	ウ
167	それでも作るなら という話になりますが、おそらく 罰則を求める意見が多数 パブコメに寄せられると思われませんが、市民を敵味方に分け無用な分断を生む罰則は不要です。	1	条例の目的は、一人一人がかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。 なお、不当な差別的言動の規制については、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象を限定したものであり、対象となる属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
168	ネット言論を監視するということですが、ネット言論の監視は憲法19条と21条に違反してはいませんか？	1	市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動等が、インターネット上で拡散している実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、拡散防止措置を講じるものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
169	20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置について、「市の区域内で行われた表現活動」に言及しているが、明らかに越権行為であり、また表現の自由を侵害する憲法違反の行為である。	1	本市において条例の拡散防止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、不当な差別的言動の抑止を図るものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ
170	市民による監視は地域の分断を誘発する恐れがあり、インターネット等の監視活動は市政で行うことは中止するほうがよい。	1	市民等の責務や市の責務として考えている内容は、基本理念である人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施するものと考えておりますので、その考えの理解を促進してまいります。	ウ
171	「20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置」について ・（３）の「市民等の申出又は職権により」というのは、「市民等の申出又は市長の職権により」とするべきである（「職権」の主体が分かりにくい）。	1	（１）及び（２）の規定による措置及び公表は「市長」が行うものであるため単に「職権」としたものです。	ウ
172	P8 20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置（１）イ（イ）について 差別的言動等の表現活動の内容を拡散防止措置をとる条件として、市の区域内に限定していることについて。被害当事者の苦しみはその地区に限らず、むしろ広範囲に及べば及ぶほど苦しみは増え、差別的意識や偏見は広まるほどに被害当事者へ危険が及ぶ可能性を鑑みると。被害当事者が市民である場合、市の条例として、区域外への拡散防止措置のために周辺地区への要望或いは国への意見などを視野に、被害拡大を防ぐ努力を示し、その手順を検討明記する必要があると考えます。	1	今後取組を進める上での参考とさせていただきます。	イ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
173	P.9 20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置(2)について ここでもその他事由により公表しないという条文がありますが、恣意的運用とならないための検討が必要と考えます。	1	公表に当たっては、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で対応することとしております。	ウ
174	20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置 市がネットモニタリングを行い、自らネット上の差別的言動の情報収集をすること。	1	ネットモニタリングやインターネット上の情報収集の対応につきましては、条例制定後に検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。	イ
175	20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置 「措置」として、直接プロバイダに削除要請を行い、その結果を公表すること。	1	プロバイダへの削除要請につきましては、条例制定後に検討してまいりますので、今後の参考とさせていただきます。	イ
176	20 拡散防止措置 措置の内容ですが、事案の概要、措置内容にとどまって氏名の公表がありません。これでは抑止効果を得ることができません。氏名公表は大阪市のヘイト対処条例が最高裁で合憲の判決を受けています。	1	拡散防止措置における公表は、市民の関心と理解の向上を促進し、人権意識を一層高揚させ、差別感情の広がりを抑えることを目的とするため、氏名の公表は行わないこととしています。	ウ
177	拡散防止措置も事案の概要、措置の内容にとどまり、氏名の公表がない。	3	拡散防止措置における公表は、市民の関心と理解の向上を促進し、人権意識を一層高揚させ、差別感情の広がりを抑えることを目的とするため、氏名の公表は行わないこととしています。	ウ
178	インターネット上の監視は膨大なデータを常に監視することになり市で取り扱うことは困難であり、また相模原市の条例で他の地域への問題提起を阻害することはできない為相模原市内での文言があることを前提とすべきである。	1	相模原市の区域内で行われたもの、若しくは市民等が対象となっている不当な差別的言動を拡散防止措置の対象としています。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
179	骨子21・22における本邦外出身者と規定する必要があるのか疑問。 どこの出身者であろうとこれらの差別が許されるはずもなく、一部出身者と規定することこそが差別であり分断を生むと思います。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
180	拡散防止措置(20) 「本邦外出身者」という字句はいらない 基本的に憲法14条(平等権)があるので、条例で差別禁止規定を定める必要はない。人権というのは国籍は関係なく、あらゆる人に対する差別を禁止するために考えられた概念である。「本邦外出身者」という区分けをして条例を定めるのはおかしいと思う。	1	「拡散防止措置」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」と「障害者」としたものです。	ウ
181	「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」20について、対象が「本邦外出身者」限定なのは狭すぎる。 「II2(3)不当な差別」に列挙されている属性すべてに対象を拡大してほしい	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
182	20 拡散防止措置 ここではその対象を本邦外出身者と障害者に対する者に限定しておりますが、2 定義(3)に掲げられた「人種等の属性」全体に広げてください。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
183	20 削除して「全ての市民」とすべき。 そもそも不当な差別というのがどういうものなのかが非常に曖昧で、恣意的な運用をされてしまう可能性。明らかな「死ね」などの言動は既存の法律(侮辱罪や名誉毀損など)で十分対応できる。また「本邦外の調査」をどの時代まで遡って行うのか。誰がどのように証明するのか。家系図調査や裁判まで行うのか?	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
184	<p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置について、なぜ「本邦外出身者」だけをクローズアップするのか？本邦外出身者も本邦内出身者も対等・公平に扱うのが条例として当然である。なぜなら本邦外出身者は相模原市民の一部であり（いったい何人いるのか？相模原市はその数を把握しているのか？）相模原市民の多くを守らないことになる。相模原市民の多くを守らない条例を制定するなどという行為は市民の税金から給与をもらっている相模原市がすることじゃない。</p> <p>相模原市がすすめようとしている人権尊重のまちづくり条例は、公平に市民を守るものでないことは明らかである。次の点を是正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦外出身者だけでなく「全ての市民」を守る（本邦外出身者の記述の削除） 	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
185	<p>7pの20の「本邦外出身者」という標記について、P2、2 定義において、「不当な差別」の対象として定められている、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性」を対象とした標記にすべきであると考え。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
186	<p>IVについては、20の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の「本邦外出身者に対する」を削除。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
187	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進において20で本邦外出身者に対すると限定していることについて</p> <p>II総則2定義(3)不当な差別で対象を人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由とすると定義していると読み取れるので表記されたすべての属性を対象とすることが適当と考える。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
188	<p>骨子20における本邦外出身者と規定する必要があるのか疑問。</p> <p>どこの出身者であろうとこれらの差別が許されるはずもなく、一部出身者と規定することこそが差別であり分断を生むと思います。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
189	<p>骨子 IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進</p> <p>20.本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p> <p>上記20の「本邦外出身者に対する」ではなく、「全ての市民に対する」が適切と考える。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
190	<p>第2条で差別の理由に示された属性のすべてについて、第20条の拡散防止措置でも対象とし、対象者を限定した表現を改めることを求めます。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
191	<p>本邦外出身者について</p> <p>・ IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p> <p>「(1) 市長は、次に掲げる表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動(以下「本邦外出身者に対する不当な差別的言動等」という。)に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 市の区域内で行われた表現活動</p> <p>イ 市の区域外で行われた表現活動」</p> <p>この部分において、本邦外出身者はどのように判断するのか。</p> <p>また、「本邦外出身者」という言葉自体が差別的発言ではないのかと疑問である。</p> <p>「すべての人が公平であり、誰が誰に対しても差別をしていけない」という表現で十分であると考えている。</p> <p>そして、この不当な差別的言動を解消することに関し、法が血筋などの理由から適応される範囲を変えるのは、憲法14条第4項「法の下に平等」という言葉に反している。話にならない。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
192	<p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置(骨子20)について</p> <p>不当な差別的言動の拡散を防止するために必要な措置を講ずる対象を定義(骨子2)に記載された「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性(以下、人種等の属性)」に広げてほしい。条例案の骨子には、本邦外出身者と障害者に対する不当な差別的言動のみが対象となっている。不当な差別的取扱いの禁止(骨子12)では「何人も不当な差別的取扱いをしてはならない」としているからには、人種等の属性すべてに拡散防止措置を講じることを望む。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
193	20 本邦外出身者、障害者、性的少数者、先住民族に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
194	20の対象が「本邦外出身者」のみではアイヌ民族やLGBTQIA+の人々などが抜け落ちてしまい保護できなくなってしまうため、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、性表現、出身、年齢」に修正してください。前文でそれらについて触れているにも関わらず、対象外になってしまっているのはおかしいと思います。	1		
195	20日本国民あるいは本邦外出身者による日本国民に対するヘイト行動に対する取り組みも策定してください。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する「拡散防止措置」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」としたものです。 なお、本邦内出身者であることを理由とする不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。	ウ
196	IV 20 本邦外出身者 なぜ本邦外出身者に限定しているのでしょうか？ 本邦出身者に対しては不当な差別的言動は許してもよいのでしょうか？憲法の言論の自由は、どんな差別的言動をしてもよい自由ではないはずです。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
197	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>上記の項目における、20ではなぜ「本邦外出身者に対する～」モノのみなのか？</p> <p>上記のままでは、仮に日本人は原爆で殺されても仕方ないモンスターだと言う外国人に反論をした場合も相手方から差別的だと扱われるリスクがある。</p> <p>一方に対する対策しか記載されておらず、また正しく反論した人への基本的人権の保護が明示されていない。</p> <p>これでは日本人はただ言われたい放題でいると行政から強制されるようなモノである。</p> <p>この国の行政は税金を納めている国民、日本国民を法というルールで縛り、心身を守るものである。</p> <p>本邦外出身者に対する～を記載し、心身を守るのであれば本邦出身者に対する～場合も明記し、心身の保護を守られるべきである。</p> <p>また心身が守られている本邦外出身者も日本国にいたのであれば法に縛られるべきである。</p> <p>その上で相互理解の努力をすべきである。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
198	<p>理念は素晴らしいと思いますが、内容が本邦外出身者により本邦出身者を差別することができる差別法案になっています。従いまして、20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置ですべての本邦外出身者の記述を削除し、差別されるすべての人を包括する方がいいと思います。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
199	骨子の「IV 20.表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。イ)市の区域外で行われた表現活動 20.本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」について、血筋（本邦外か否か）によって法の取り扱いを変えることは人種差別撤廃条約に対する「条例違反」です。憲法14条の「法の下に平等」にも違反しています。本邦出身者に対する差別です。平等に、本邦出身者含む全員が全員に対して差別的言動を禁ずるもので良いはずです。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
200	骨子のIV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関して、20項では本邦外出身者に対する取り組みが記されている。 但し、定義（3）に記された不当な差別は「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう」とされており、必ずしも本邦外出身者に限定したものではない。 このため、定義（3）を前提とするのであれば、20項に記された対象を本邦外出身者に限定するのは適切ではないと考える。 また、市の条例であることを考慮すれば、20項は 20項：市民等に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置とするのが適切と考える。	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
201	<p>・Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p> <p>本邦外出身者に対する差別言動を取り締まる内容となっている。昨今川口市などで行き過ぎた本邦外出身者による日本人への恫喝、威嚇が日々繰り広げられているのは当然ご存知だと思うが、本条例を根拠としてこういった状況に声を上げた日本人は左翼メディアに「差別主義者」とのレッテルは貼られるのはように想像できる。</p> <p>よって、本邦外出身者と言う文言がいたるところに見られるが、日本人による日本での生活を守るため削除、廃案が望ましい。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するための措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
202	<p>20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置</p> <p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対しては防止措置を設けるが本邦出身者に対する不当な差別的言動に対しては防止措置を設けないという事であり不当な差別（出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限）である。</p> <p>よって本項は削除すべきと考える。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するための措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
203	<p>外国の血の入ってない、本邦外出身者でない日本人は拡散防止措置の対象外ですが、これは人種を理由にサービスや機会の提供を拒否してるわけで、条例案で定められた不当な差別的取り扱いなのでは？正当な理由はありますか？</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
204	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置について、本邦外出身者という表現ではなく本邦内出身者が適切であると考えます。	1		
205	20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置ではなく、日本国籍を有し且つ本邦外出身者にすべきと考えます。 日本国籍を有する方々も守れるような条例づくりが必要です。	1	「本邦外出身者」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、ヘイトスピーチ解消法で規定している用語を引用し、同義で使用することとしておりますが、本市としては、ヘイトスピーチ解消法について参議院及び衆議院の法務委員会で作られた附帯決議なども踏まえ、適切に対処してまいります。	ウ
206	4 (20) 不当な差別言動に対する拡散防止措置の対象が、本邦外出身者と障がい者に限られ、性別、性的マイノリティや出身を利用とするヘイトスピーチが対象となっていない。	1	「拡散防止措置」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」と「障害者」としたものです。	ウ
207	4 (20) 不当な差別的言動に対する拡散防止措置の対象が、本邦外出身者と障害者に限られ、性別、性的マイノリティや出身を理由とするヘイトスピーチが対象となっていない。	1		
208	・ネットにあふれる差別は、地域を問わず立派な立法事実である。パソコン・スマホを開けば目に入る現在、心理的に日常的な差別的言動への恐れが差別を受けている人をたちにはのしかかっていることを為政者は知らなくてはならない。また、ネットにあふれる差別は、犯罪者を生む土壌でもあるから、相模原でもどこでも差別的な事件は起こりうる。だからこそ答申どおりの、予防となる条例が必要だ。	1	本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
209	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進</p> <p>不当な差別的な言動とは、国連が「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」で、ヘイトスピーチを、次のように定義しています。「ある個人や集団について、その人が何者であるか、すなわち宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー、または他のアイデンティティ要素を基に、それらを攻撃する、または軽蔑的もしくは差別的な言葉を使用する、発話、文章、または行動上のあらゆる種類のコミュニケーション」。1月5日付●●●●新聞報道の本村市長の「公的な場での拡声器等を使った不当な差別発言」はあまりに狭く、相模原の実情に合っていません。相模原市においても人種・民族・国籍・性別・障害・出身等を理由としてネット上を含む様々なヘイトスピーチが行われています。「立法事実がない」などと言うことは、それを見ようとせず認めないことで差別を容認することになります。</p> <p>したがってIVの対象は、答申にあるように人種・民族・国籍・障害・性的指向・性自認・出身とし、具体的には拡散防止措置の対象とすべきです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
210	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>20本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置について</p> <p>施設利用の制限や拡散防止措置について答申では「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」についての不当な差別的言動を対象としていたのに対して、条例案骨子では本邦外出身者のみに絞るのは全く理解ができません。差別的言動を行う人はその時々に合わせて攻撃の対象を変えています。川崎市内や東京都内で実際にあるヘイトスピーチの対象は本邦外出身者に加え、トランスジェンダーに対するものが近年目立ってきています。差別者は自分の優越感を得るために</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	あらゆるマイノリティ属性を攻撃します。広範囲にヘイトスピーチを規制しないと、今後多くのマイノリティ属性の人々が傷つく結果になります。対象を本邦外出身者のみとせず答申通りの広範囲なものにしてください。			
211	ヘイトスピーチに対する拡散防止措置の対象は「答申」どおり、「人種、民族、国籍、障がい、性的指向、性自認、出自」を理由とするものとしてください。	85	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
212	骨子（20） 不当な差別的言動に対する拡散防止措置の対象が、本邦外出身者と障害者に限られ、性別、性的マイノリティや出身を理由とするヘイトスピーチが対象となっていない。	1		
213	「20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置」について ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置」というのは、「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置」が正しいのではないかと思われる（「等」の位置がおかしい）。	1	市民の皆様に分かりやすい表現とするため、次のように修正いたします。 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動」	ア

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
214	<p>7ページ</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動(以下「本邦外出身者に対する不当な差別的言動等」という。)」</p> <p>文面を省略するのが目的なのかもしれないが、骨子の途中だけ呼んだ場合などには本邦外出身者のみが保護の対象であるかのように見えてしまうので、面倒でも長くなってでも、略さずに都度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動」と記してほしい。</p> <p>また、「等」を付けるのであれば、「本邦外出身者等」の方がわかりやすいのではないかと考える。</p>	1	<p>いただいたご意見を参考にさせていただき、また、市民の皆様にも分かりやすい表現とし、次のように修正いたします。</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動」</p>	ア
215	<p>IV-20</p> <p>拡散防止措置として、障がい者への差別的言動が、「～言動等」と括られているがこれでは弱く分かりにくい。もっと強く障がい者への差別的言動に対する取り組みを定めるべきだ。</p>	1	<p>いただいたご意見を参考にさせていただき、また、市民の皆様にも分かりやすい表現とし、次のように修正いたします。</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動」</p>	ア

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
216	<p>【本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は、障害者に対する不当な差別的言動（以下「本邦外出身者に対する不当な差別的言動等」という。）】障害者に対する差別を本邦外出身者に対する不当な差別等と呼ばせるのは、結局本邦外を守ることが目的のため、やまゆり園の事件や障害者に対する差別に関する条文記載はついでに記載しているように見えます。本邦外を優遇し、守るための方便に使用したに過ぎないと思わせる乱暴な扱いです。ほとんどの障害者は日本人だと思いますがなぜ本邦外と呼ばなければならないのでしょうか？逆に、本邦外出身者を障害者に対する不当な差別的言動（以下「障害者に対する不当な差別的言動等」という。）にした場合でも問題ないとお思いなののでしょうか？2 定義（3）で「すべての市民」としていないためにこのような無理やりな表現や構成になるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>規定の順序については、その属性を示すに当たり答申にあった順序としたものであり、事案に軽重の差を設けたものではありません。</p> <p>また、この条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
217	<p>命令等に関しては、IVの25 人権委員会による調査 および 26 報告、27 報告及び質問の実績が蓄積した後に、市民に対するかかる命令、市民の氏名の公表を条例に盛り込むことが必要かどうか検討されるべきであると考えます。</p>	1	<p>本市では、公共の場所において公然と本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われたという実態を踏まえ、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考え、禁止命令や氏名公表を導入することとし、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、相模原市人権委員会に意見を聴いた上で、慎重に判断してまいります。</p>	ウ
218	<p>『IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進』について 少なくとも『23 命令』及び『24 公表』の内容について、表現の自由や表現者のプライバシー等を含む基本的人権を侵害する内容を含むため、削除すべきと考えます。</p>	1	<p>市長が公表することが適当でない認めるときとは、公表することにより、差別が拡散するおそれのある場合や限定的な範囲を対象とした調査で対象者が特定されてしまうおそれがある場合などを想定していますが、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
219	<p>公表</p> <p>氏名・団体名を公表するとのことであるが、同姓同名の人への配慮も必要であると思う。加害者が同姓同名の者が多いありふれた氏名である場合や類似した団体名の場合、同姓同名の無関係の人物・団体が差別発言をしたと誤解され更なる誹謗中傷や冤罪にもつながる。2017年に神奈川県足柄郡大井町で発生した東名高速あおり運転事故では加害者と同じ名前の建設会社が風評被害による誹謗中傷を受け訴訟に発展した事例もあることから、風評被害対策も必要であると思う。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
220	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進</p> <p>24 公表</p> <p>本条項に関しては削除されるべきである。 下記に理由を記す。</p> <p>●●より刊行予定の本が、トランス当事者へのヘイトであると断定されて出版中止になった事例があった。</p> <p>例えばある書籍がヘイト本であると、過激な活動を行う活動家に認定された場合それらを取り扱う事業者に対して、ヘイト本によって人権を傷つけられたとの申し出が人権委員会に寄せられた際に、実際に本を扱う事業者の名前が公開された場合、事業者は本の取り扱いを辞めるしかなく結果として市民側の知る権利や憲法の21条が脅かされる事となる。</p> <p>なお、氏名公表の合憲性に関しては、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に対する違憲訴訟の判例【https://www.city.osaka.lg.jp/press/20200610_001.html】において公共の福祉による制限の妥当性が述べられているが、近年の反差別を標榜する過激な団体の行き過ぎた抗議活動によって被る不利益は判例が想定している範囲を安安と凌駕する可能性が存在する。</p> <p>また反差別を標榜する市民団体等が、相模原市においてヘイト本を取り扱う書店や出版社、作者などに対して過激な抗議活動を行い、出版停止、取り扱い停止、廃業などに追い込まれた結果、市民の知る権利が脅かされ</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、相模原市人権委員会に意見を聴いた上で、慎重に判断してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>るだけでなく、あらゆる表現の自由を保証する憲法21条をも脅かされるという自体を招きかねず、一自治体の条例が憲法を超越してしまうという自体も想定される。</p> <p>更に理由として、個人情報保護法63条には「行政機関の長などは、違法または不当な行為を助長または誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはならない」とある。</p> <p>昨今の反差別を掲げる団体の過剰な抗議活動や脅迫行為などを鑑みれば、公表された人物に対する嫌がらせなどを助長してしまうのは明らかである。</p> <p>実際にやまゆり園の事件に関しても、加害者と同姓同名の方が、「死ね」などの罵詈雑言を浴びせられる事象も発生しています。</p> <p>氏名の公表をしてしまえば、このような事態が生じることが容易に想像できる。</p>			
221	<p>ヘイトスピーチの禁止対象を「答申」のとおり、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正してください。</p>	138	<p>不当な差別的言動に対する禁止措置については、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を制約することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
222	<p>「津久井やまゆり園事件」ではWeb上に事件を正当化する書き込みなどが横行したにも関わらず、骨子は差別的言動（ヘイトスピーチ等）の禁止対象を外国人とそのルーツにある人に限定し、障害者を対象から外したことは明らかな誤りであると考えます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
223	(21) 本邦外出身者に対する差別的言動の禁止は、本邦外出身者に限定され、相模原で起きたやまゆり園事件の再発防止を考えると、障がい者を対象から外すことは理解に苦しむ。	3		
224	(悪質なヘイトスピーチに罰則を科す)の対象に人種・民族・国籍だけでなく、障がいも含む	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
225	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 21について ヘイトスピーチ禁止の対象として「本邦外出身者」ではアイヌ民族などが抜け落ちてしまうため、「答申」のように「人種・民族・国籍」に修正すべきです。ヘイトスピーチ、ヘイト行為を行う余地を可能な限り摘むべきです。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
226	・骨子「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」中に、不当な差別的言動（悪質なヘイトスピーチ等）の禁止対象に本邦外出身者のみならず、障害を理由とした差別的言動も含めること。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
227	2 1 差別的言動の禁止 ここでは対象が本邦外出身者に限られております。ここも「人種等の属性」に広げてほしいのですが、最低でも、やまゆり園事件の起きた相模原市としては、障害者に対する差別的言動も対象に加えるべきと思います。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
228	ヘイトスピーチの対象者を外国にルーツを持つ人に限定せず、「津久井やまゆり園」で発生したヘイトクライムを念頭におき障害者なども含めるべきである。	1		
229	禁止される差別的言動の対象に障害者への差別的言動を含めるべきであるとする。障害者への差別はインターネット上などより見えにくいところで潜在化し、より根深いものとなっているため、きちんと禁止される差別的言動として位置づけることは極めて重要だと考える。	1		
230	不当な差別的言動（悪質なヘイトスピーチ等）の禁止対象に障害を理由とした差別的言動も含めることを要望します。	1		
231	<p>具体的には、次の点についての見直しを求めます。</p> <p>・差別的言動禁止の対象</p> <p>審議会答申では、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」を差別的言動禁止の対象としていたが、「条例（案）骨子」では、「本邦外出身者、障害者」だけをその対象とするように変えています。その理由の説明もしていません。</p> <p>差別的言動禁止対象者を答申どおりとすることを求めます。</p>	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
232	<p>本村市長が公約に掲げた刑事罰を導入した川崎条例に引けを取らない条例を制定してください。</p> <p>ヘイトスピーチの抑止と救済に実効性を持たせるため人種、民族、国籍等を理由とした差別的言動を禁止し、</p> <p>（※文章が途中であるが、原文のまま掲載したもの）</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
233	<p>「骨子」の「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」では、「本邦外出身者」をヘイトスピーチ禁止の対象に位置づけていますが、ここは「答申」通り「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に、修正をしていただきたいです。</p> <p>「本邦外出身者」では、アイヌ民族などが抜け落ちてしまいます。</p>	1		
234	<p>【差別的言動の禁止対象の拡大】</p> <p>本邦外出身者に限らず、答申どおり「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」とするべきです。今年6月にLGBT理解増進法が成立しました。ですが、性的少数者に対する、とりわけトランスジェンダーに対するヘイトスピーチがネットの内外でひどくなっています。どの自治体にも性的少数者は生活しています。そのような属性をもつ人たちの権利を守り、対象からとりこぼさないでください。</p>	1		
235	<p>・ 不当な差別言動を禁止する対象者を広げてください。</p> <p>(IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進について)</p> <p>「21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」…など</p> <p>とありますが、本邦外出身者だけでなく、障害者や性的マイノリティー、被差別部落出身者も入れてください。</p> <p>これは、川崎市の差別のないまちづくり条例よりも進んだものであり、羨ましいと思っていたことだからです。</p> <p>国連でも勧告されている人権規約に則った形で、それを相模原市でぜひ実現してほしいです。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
236	<p>・やまゆり事件は差別による虐殺事件で立法事実だ。特異な個人の事件ではない。罰則もつけず差別を許していけば、再び起こりうる。差別は根底でつながっている。答申のように、人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身と、ヘイトスピーチの禁止対象を直し、あらゆる差別は許さない、という内容にしてください。</p> <p>・本邦外出身者をヘイトスピーチの禁止対象として限定しては、アイヌ民族などが抜けてしまう。答申のように人種、民族、国籍に直してください。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
237	<p>2. IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進のところ、不当な差別的言動の禁止対象に障害を理由とした差別的言動も含めてください。</p>	1		
238	<p>2 1 本邦外出身者、障害者、性的少数者、先住民族に対する不当な差別的言動の禁止とし、それぞれに対応した内容に改めてください。</p> <p>私も難聴があり、補聴器を装用する身体障害者です。</p> <p>幸いにも障害は軽い方で何とかこれまで健聴者と同様の生活が出来てはいます。</p> <p>しかし日常会話など健聴者にはない難しさを抱え時々人生に絶望することがあります。</p> <p>この条例はやまゆり園事件の反省に立って制定されるはずです。</p> <p>あの事件が起こったのは障害者が人間としての誇りを持つのが難しい日本社会であるために起こったのは間違いありません。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>私も事件を聞いて、何とも言えない不安感に陥りました。</p> <p>ネットを含めた社会の暗い面を垣間見た気がしました。</p> <p>障害者だけでなく、社会的弱者の誇りを傷つける差別的言動を公然と語る事を禁止する方向に日本社会は向かうべきだと思います。</p> <p>社会的弱者とされる人々も人間らしく安心して生活が出来る社会になってほしいのです。</p> <p>その第一歩を記すためにも本条例に本邦外出身者以外の社会的弱者・マイノリティーである障害者、性的少数者、先住民族に対する差別的言動の禁止を盛り込んでいただきたいと思っています。</p>			
239	<p>ヘイトスピーチに関して罰則を設けなかっただけでなく、障害や性的指向、性自認、出身を理由にした差別的言動は禁止対象からも外しました。</p> <p>公の場での障害者らへのヘイトスピーチは「確認されていない」が、その理由です。差別主義者が相模原市内で行ってきた街宣内容を知らないのでしょうか。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
240	<p>ヘイトスピーチの禁止の対象を、「人権・民族・国籍」に修正してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
241	ヘイトスピーチ禁止の対象として、「本邦外出身者」がとくに対象として想定されているように見え、また「本邦外出身者」に対する固有のヘイトスピーチ・ヘイトクライムが存在することも事実です。他方、ヘイトスピーチは「本邦外出身者」に対するものばかりではありません。アイヌ民族など国内のマイノリティに対するインターネット上のヘイトスピーチも数多く見られます。幅広く被害者を救済するため、「本邦外出身者」に限らないさまざまな人種・民族・国籍に対するヘイトスピーチを禁止するべきと考えます。	1		
242	ヘイトスピーチ禁止の対象として「本邦外出身者」ではアイヌ民族など抜け落ちてしまう為、「答申」のように「人種・民族・国籍」に修正して下さい。	7		
243	ヘイトスピーチ禁止を本邦外出身者のみとしたことに大変失望しています。	1		
244	悪質なヘイトスピーチを禁止し、罰則を科す対象は、人種民族、国籍、障がい、性的マイノリティ、出身（部落差別）にしてください。	1		
245	骨子22 答申では差別言動の対象範囲を人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由とするものとしたが、条例案では本邦外出身者に対する差別言動しか対象にしていない。なぜでしょうか。これではアイヌ民族や沖縄県人も抜け落ちる上にその他の差別を市が容認するようです。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
246	<p>三 ヘイトスピーチ禁止の対象として「本邦外出身者」ではアイヌ民族などが抜け落ちてしまいます。答申にあるように「人種・民族・国籍」に修正してください。</p>	1		
247	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）は、相模原市人権施策審議会答申（以下、「答申」という。）が示した以下の点が反映されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別的言動の禁止対象を本邦外出身者であることに限定する必要はない。答申は、差別的言動の禁止対象を、人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由とするよう求めている。相模原市はやまゆり園事件が生じた場所であり、この事件は本条例を制定する重要な契機となったはずである。答申からさらに差別的言動の対象を限定する必要性について何ら合理的な説明もされていない。これも答申に立ち返るべきである。 	1		
248	<p>特に、ヘイトスピーチ禁止の対象として「本邦外出身者」ではアイヌ民族などが抜け落ちてしまうため、「答申」のように「人種・民族・国籍」に修正してください。</p> <p>ヘイトスピーチの禁止対象を「答申」通り「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正してください。</p>	1		
249	<p>不当な差別的言動の禁止措置の対象として障がい、性的マイノリティ、出身（部落差別）が含まれていない点は、非常に不十分です。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
250	例えば、「21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」がありますが、本邦外出身者だけでなく、その禁止対象を「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正してください。	1		
251	骨子 総則 21-(1)《地域から退去させることを煽動し又は告知するもの》について。現在も進行形で起こっている本邦外出身者からによる日本人居住の家、地域への環境破壊や日本人家庭への嫌がらせがある中で、この表現は悪意ある本邦外出身者に悪意ある利用をされる可能性があると考えます。この文に該当する本邦外出身者の前提を明らかにして欲しいので、次の文を文頭に足して欲しい。 『本邦外出身者が居住地において迷惑行為や日本人への嫌がらせ行為等が認められていないにもかかわらず』	1	骨子21の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」に該当する言動は、道路や公園などの公共の場所において、拡声機の使用などにより、本邦外出身であることを理由として、本邦外出身者に対する差別的意識を助長することを目的に行われる不当な差別的言動であり、各号において対象となる言動の類型を示しています。	ウ
252	「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する」というように法人その他についても決めておくべきと考えます。	1	本市としては、日本国憲法が保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、規制の対象属性、手法、強度などについて十分検討した上で、罰則規定は設けないこととしたため、法人及びその他においても同様に罰則を設けておりません。	ウ
253	差別をしたとする人の氏名などの個人情報公表するつもりであれば、各ケースで差別だと判断や裁定した人たちを公表すると明記すべきです。	1	人権委員会の委員の氏名等の公表については、他の附属機関の委員の公表状況などと同様に取り扱う予定です。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
254	<p>24 公表</p> <p>(1) を削除し「関係者の個人情報等、秘密を除いた必要な事項」に書き換え</p> <p>公表する内容は氏名など個人情報を含むものではなく、公表に至った事案の紹介だけで十分だと思います。</p> <p>そもそもこのネット社会において 氏名の公表の意義とは何でしょうか？これが 罰則的な意味合いで使われていることは間違いなく、民間による私刑を促してはいませんか？どれだけ 行政側がそのようなつもりはないと言ったところで、そのようなことが起きるのが社会であり、今後の差別を抑止するという観点から言えば 事例の公表 だけで十分なはずです。相模原市が私刑に加担することには反対します。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
255	<p>意見概要</p> <p>憲法第14条及び国連人種差別撤廃条約第1条に抵触する部分が多いため、氏名公表については削除すべきである。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
256	<p>「ア 命令を受けた者の氏名又は名称及び法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名」(III24)</p> <p>→一般の刑事事件の被告ですら、人権保護の観点から匿名にすべきという意見もあるなか、被告ですらない人物のその人名を公表するのは、バランスを考えると、不適當である。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
257	「氏名」の公表はしないこと →家族（特に子供）などへの悪影響が懸念されます。	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
258	【氏名公表について】先だって本邦外に対するヘイトスピーチだけに限ってそのような言動をしたとされる人物の氏名公表をしている自治体もありますが、それによってヘイトスピーチ自体の件数が減ったとの成果を全く聞くことがありません。効果のないものをわざわざ条例制定し、司法でも警察でもない一地方自治体が一般市民を社会的に抹殺できるような権力を持つような事態は、平和や自由主義や平等とはかなりかけ離れた全体主義の政治国家や、冷戦時代の東陣営の密告社会みたいですか。相模原市は全体主義をめざしているのでしょうか。	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
259	・24の公表 において、 条例に反した者の氏名を公表するとあるが、人権委員会とやらが勝手に裁き、自分達の気に入らない人物を、勝手に条例に反したと決めつけ、氏名を公表し社会的制裁（私刑）を加えることも可能になる。差別的言動があった場合、どのような言動であったかを具体的に市民に知らしめるだけでも十分な注意喚起になる筈である。	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
260	・ 司法判断がない中で、勝手に氏名が公開され、社会的なリンチが可能となる。	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
261	・ 氏名公表について 地方自治体が司法権を介さずに氏名公表に至ることのできるプロセスそのものが問題では無いでしょうか。ご確認をお願いします。	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
262	・ 曖昧で非公表の基準で「差別」と認定し、現実に心理的物理的被害が発生する可能性の高い氏名公表を行うことは、著しい人権侵害であり、市当局が憲法違反の行政を行うことになるのではないのでしょうか。	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
263	<p>2 4 公表</p> <p>(1) 市長は、2 3(1)の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。について</p> <p>>罰則規定はありませんが、司法を介さない独自の氏名公表は集団リンチを招きます。結果的に社会的な制裁を受ける事となり、事実上の罰則規定と言えるのではないのでしょうか？氏名公表は司法の判断において有罪とされた者に対して行うべきです。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
264	<p>2 4 公表</p> <p>市民の氏名を公表できるという法的根拠はなにか？明らかに個人情報保護法違反であり、また、公表に伴い誹謗中傷やいやがらせを先導することになる。氏名公表によって誹謗中傷やいやがらせ、さらに市民が争い事をおこした場合に相模原市は責任をとれるのか？(責任をとれないでしょう)</p> <p>相模原市がすすめようとしている人権尊重のまちづくり条例は、公平に市民を守るものでないことは明らかである。次の点を是正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名公表をしない 	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
265	<p>24の(1)アについて</p> <p>ただし氏名公表は罰則と同義であり、私刑や同姓同名者への二次被害防止の為、無いことが望ましい。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
266	<p>24公表については、(1)を削除して「関係者の個人情報等、秘密を除いた必要な事項」に書き換えてください。</p> <p>個人が特定される情報を公表する必要はありません。</p> <p>ネットリンチや個人への攻撃を誘発することに繋がると考えます。</p> <p>市として、そのようなことに繋がりがねないと想像できなかったのでしょうか。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
267	<p>案に違反者の氏名公表が明記されているが</p> <p>1)現在相模原市役所前に集結しているような方々に私刑に遭いかねない</p> <p>2)それ自体が罰則と同義</p> <p>3)表現の自由に抵触</p> <p>以上の懸念があり削除を要望します</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
268	<p>以下の理由により、本条例案は破棄すべきです。</p> <p>・骨子の24. 公表</p> <p>司法を介さず氏名公表で罰することは許容できない</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
269	<p>違反者は氏名公表で制裁となっているが、これはどういう根拠で運用するのか？</p> <p>人権委員会が一存で決定するとなれば、自治体の条例が国の法律を超越することになり法治国家の枠を超えてしまう明らかな人治主義になる恐れがある。</p> <p>これこそ憲法違反となり大変憂慮する点である。</p> <p>まずは簡単ですが、以上の点を表明致しました。</p> <p>こうした事案は拙速ではなく巧遅を旨として慎重に進めて頂ければと思います。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
270	<p>一方の申し出のみを根拠に、「勧告を受けた」としての氏名又は名称及び法人の公表を行う（IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 24 公表）などは、プライバシー保護に触れる恐れが高い。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
271	<p>公表について</p> <p>命令に従わなかったものは氏名等を公表されると書かれているが、これは個人情報保護法違反である。仮に氏名等を市によって公表されたことによって、リンチ等、犯罪被害を受けた場合、市はどう責任を取るのか。市の命令に従わなかった者に対して、貴市は生きる権利まで奪う可能性があることをするのか。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
272	<p>公表は行われた事実に限定したほうが良いか と思います。同性同名などで、問題がおこる 可能性や個人情報の保護の観点から公表は慎 重に取り扱って頂きたいです。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性 のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ ると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必 要であると考えており、禁止命令や氏名公表と いった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑 止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国 憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害し ないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重 に対応してまいります。</p>	ウ
273	<p>骨子24公表について問題があります。 人権を尊重するために、他者の人権を貶めて 良いと判断していると取れます。</p> <p>差別の判断は市長や、委員会がするように書 いてあります。</p> <p>裁判官でもない人たちの判断で氏名を公表出 来るとするのが大変に良くないです。</p> <p>その判断が間違わないといえません。</p> <p>名前を公表されると半永久的に世の中に残り ます。</p> <p>人権侵害しましたと公表なんてされたらその 人は、ずっとレッテルを張られることになり ます。</p> <p>場合によっては会社を辞めることになった り、就職に不利になるでしょう。</p> <p>本人への勧告までだと考えます。</p> <p>そもそも、人権侵害されたというならば、当 事者が裁判を行えば良いだけでもあります。</p> <p>その判断が間違わないといえません。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性 のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ ると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必 要であると考えており、禁止命令や氏名公表と いった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑 止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国 憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害し ないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重 に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
274	<p>氏名の公表の廃止を求めます。</p> <p>この条例案では、本邦外出身者への差別的言動の拡散防止の一環として氏名の公表が入っている。個人情報保護法63条には「行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」とあり、この人は差別主義者だと吊り上げて上げるような真似をしては、その人に対する嫌がらせなど違法な又は不行為を助長するであろう。</p> <p>過去に実際やまゆり園の事件において、同姓同名で間違われた人が Facebookで「死ね」「クズ」など、罵詈雑言を浴びせられた。残念ながらこういったことが起きるのが人の世であり、それゆえに氏名の公表は実質的な罰則となるのであり、個人情報保護法63条に違反している。</p> <p>差別は許されないかもしれませんが、だからと言って特定の個人に対する私刑を相模原市が助長するのは、個人情報保護法の観点からも、そして道徳的に見ても間違っている。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
275	<p>氏名の公表は、批判や反論ひいては内心の自由を奪い、その人の生きる権利を奪うことになりかねません。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
276	氏名の公表は行き過ぎではないでしょうか。 犯罪でもないのに個人情報保護の観点と瑕疵は生じませんか？	1	本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ
277	氏名を公表というのは、県外の人の場合どうやって調べるのですか？ もし偽名を使っている、県内に住む同姓同名の人が風評被害を受けないのですか？	1	本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ
278	氏名公表。	1	本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
279	<p>氏名公表での制裁は許容されるものではありません。氏名を公表するならせめて司法を通す必要があります、条例レベルではやるべきではありません。プライバシー侵害のリスクや反対派集団による恣意的なリンチが可能になってしまいます。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
280	<p>氏名公表と司法の問題です。</p> <p>司法を介さず、明確な基準がないまま裁かれ、個人情報まで晒されるということは、人権団体と称する市民団体によるリンチ行為が可能になるということになります。司法を介さずに処罰するのは、私法によるリンチ行為であり、自治体が市民に対してリンチ行為に及ぶのは、法治国家として許されることではありません。相模原市はそこまでして相模原市民に暴力を振りたいのでしょうか。私には、そうとしか思えません。</p> <p>以上が、相模原市人権尊重のまちづくり条例案に反対する理由です。</p> <p>強引に条例案を施行したいのなら構いません。その時は我々市民にも考えがあります。相模原市が運営出来るのは、納税対象者である日本人の相模原市民がまじめに納税しているからであることを、ゆめゆめお忘れ無きようお願いいたします。</p> <p>以上。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
281	<p>氏名公表の削除を求めます。</p> <p>氏名公表は罰則規定には入っておりませんが、ネット社会では氏名から本人の住所・勤務先の特定や家族、友人、知人などのプライバシーまでも晒される危険性が有ります。</p> <p>これ等の社会的制裁は、職を失う、家族など関係者への嫌がらせ、学校でのイジメなどにも繋がり、重い刑罰にも匹敵します。同姓同名の関係のない人までも誤報により巻き込まれるケースも考えられます。</p> <p>氏名公表も条例からは削除を求めます。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
282	氏名公表を削除する事を要望する	1		
283	<p>条例案から</p> <p>氏名公表に関する記載を削除を求めます。</p> <p>氏名公表はネット社会に於いてリンチという問題を現実を起こしているのは広く知られるところで、それを防ぐことも公共運営のあるべき姿です。</p>	1		
284	<p>当条例の制定自体に反対します。</p> <p>条例に反した者の氏名を公表する事はやり過ぎであり、人権侵害にもなり得、人権尊重のまちづくりどころか、人権を踏みにじるまちづくりとなるから。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
285	<p>もし違反したものは、氏名等を公表されると書かれているが、これは個人情報保護法違反ではないのか？もし氏名等を公表されたことによって、犯罪被害を受けた場合、市はどう対応するのか？</p> <p>どうか、外国人優遇ではなく、日本人も守られる法をお願いしたい。</p>	1	<p>禁止措置の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
286	<p>もし判断が間違っていた場合市長や委員会は責任を取れるのでしょうか？公表行為が誤りであった場合の責任の取り方についての文章が見当たらないと感じました。</p> <p>委員会に悪意のある人物がいた時点で公権力を使い人権を踏みにじることが簡単に出来ます。</p>	1		
287	<p>24.(1)ア 公表について 氏名の公表は罰則と同義になるのではないか。同姓同名の無関係な人を巻き込む恐れがある。ネット社会において本名公表は刑罰にも近い。実際に無関係の同姓同名者が犯罪者と間違われ賃貸物件の契約ができなくなったり、ネットリンチや白眼視されるなどの被害も起きている。市はこのようなことが起きた場合責任を負えるのか。</p> <p>個人情報保護法に抵触する可能性はないのか。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
288	<p>勧告、命令、公表について、もし誤っていた場合の賠償責任を明記すること</p> <p>【理由】</p> <p>本条例（案）に基づいて勧告、命令、公表されることは自治体から、事実上“差別主義者”と認定されることとなります。</p> <p>したがって、実際に勧告、命令、公表を行う場合は、抑制的に運用されるべきだからです。</p> <p>また、将来、運用内容を検証する場合、網羅的に公表されていない場合、是正することが困難になるケースもあり得るためです。</p>	1		
289	<p>「IVの23「命令」同24の「公表」に反対です。個人テロを誘発する恐れがあります」</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する一定の規制措置は必要であると考え、禁止命令や氏名公表を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p>	ウ
290	<p>性善説に基づく人権委員会なる閉鎖的な組織が、市民の氏名を公表して吊し上げを行うという制度自体がまるで西部劇に出てくる無法地帯か北朝鮮か中華人民共和国にみられる全体主義国家のような非民主主義的なもので、運用上いくらでも悪用できますから大変危険です。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
291	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 24 公表</p> <p>●●より発刊予定であった本が、トランスジェンダー当事者へのヘイトである、との批判により発刊中止となった事案があった。</p> <p>(産経新聞 2023年12月6日 ●●トランスジェンダー書籍 刊行中止に 著者「活動家主導のキャンペーンに屈した」)</p> <p>例えばある書籍がヘイト本である、との批判を受けている状況で取り扱いを行う市内の書店や取次業者があったとして、それら事業者に対しヘイト本を取り扱うことで人権を傷付けられたとの申し出が人権委員会に寄せられ、実際に指定を受けて事業者名が公開された場合、事業者は書籍の取り扱いを止める他なくなり結果として市民の知る権利と憲法21条が脅かされることになる。</p> <p>なお氏名公表の合憲性については、【大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例】に対して行われた違憲訴訟の最高裁判例において公共の福祉による制限の妥当性が述べられているものの、昨今の差別に反対する団体による行き過ぎた抗議行動によって被りうる不利益は判例が想定している範囲を凌駕する可能性が十分に考えられる。</p> <p>また差別に反対する市民団体等が、相模原市においてヘイト本と指定された書籍として取り扱いを行う書店あるいは版元に対して過剰な反対運動を惹起させ、それら市民運動によって絶版となった場合には本市の条例で決定された事項により市外あるいは全国の市民の知る権利が脅かされることはもちろん、あらゆる表現の自由を保障する憲法21条すらも脅かされるという結果を招きかねず、いち自治体の条例が結果的に憲法を事実上超越してしまうことにもなりかねない。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>よって本条項自体を削除すべきであり、仮に削除された後にこの条項を見直して再検討する場合は十分に限界事例を探るべきである。</p>			
292	<p>骨子の24氏名公表の削除 氏名公表はネット社会でデジタルタトゥーとして永遠に残り、社会的地位を失うなど罰金以上の制裁効果を持つ非常に重い罰です。不当な差別の言動の定義が曖昧で、何をもちて不当な差別の言動かわからないまま司法ではないところで判断されることはとても不安に感じます。</p>	1	<p>不当な差別的言動の判断につきましては、市が恣意的な運用をしないようにするため、審査基準を定め、たうえで法律面など専門性に特化した視点から、人権委員会に諮問し、調査審議していただくことを予定しており、公平性や透明性が保障されるよう、適切な運用に努めてまいります。</p>	ウ
293	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 24 公表 (1) 市長は、23(1)の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。について 氏名公表に伴う二次被害を防止するための対策を検討する事が肝要と考える。 差別を行ったとされた者に身体的、心理的害を行うものが現れる懸念。 さらに問題を複雑化するのではないか。</p>	1	<p>本市において条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動に対する一定の規制は必要であると考えており、禁止命令や氏名公表といった規制措置を導入し、不当な差別的言動の抑止を図るものです。 運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
294	<p>VI 人権委員会 3 1 委員</p> <p>(1) 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。</p> <p>とあるが、現時点において、特に委員の中立性に疑義がもたれている。</p> <p>そのような中で、</p> <p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>2 3 命令 や 2 4 公表 において、市長の権限で市民に対し命令し、市民の氏名の公表を行うことは、著しく市政を混乱させると考える。</p> <p>そのため、Ⅲの23,24は削除が適切である。</p>	1		
295	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子について、以下の点が問題と考えます。</p> <p>氏名公表</p> <p>これは実質的に社会的制裁となりますが、その法的根拠は何でしょうか？</p> <p>そもそも、個人情報保護法の違反になるのではないのでしょうか？</p> <p>氏名公表によって重大な被害が出た場合、市は責任を取るのでしょうか？</p> <p>もし市が訴えられて違反となった場合、市は責任を取れるのでしょうか？</p> <p>以上の点から、同条例については慎重な議論、そして一部の人間・団体に利することのない条例とすることが不可欠と考える。</p>	1	<p>禁止措置の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
296	<p>22 勧告の次に「意見の聴取」の条を新設 内容は 「1, 市長は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所、差別事案の内容及び当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示して、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「対象者等」という。）の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。 2 対象者等は、前項の期日への出頭に代えて、知事に対し、当該期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。 3 市長は、対象者等が正当な理由なく意見の聴取（前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出を含む。）に応じないときは、第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。」 三重県の人権条例を参考にしました。 表現の内容について争う余地があるのに、発言の場さえ用意されていないのはいかがなものかと思しますので。</p>	1	骨子25(2)において、措置の対象となる者に対して書面により意見を述べる機会を与えることができる旨を規定しております。	ウ
297	「IVの22「勧告」の前に意見聴取を行うべきでしょう。片耳だけで相手を罰するとしたら公平性に欠けます」	1	骨子25(2)において、書面により意見を述べる機会を与えることができる旨を規定しております。	ウ
298	<p>22勧告の次に「意見を聴衆する機会を設けること」を新設してください。 まず対象者の考えを聞く機会を適切に設けるべきです。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
299	<p>勧告、命令、公表を実施する前に該当する個人、団体に申し開きの機会を設けること</p> <p>【理由】</p> <p>本条例（案）に基づいて勧告、命令、公表されることは自治体から、事実上“差別主義者”と認定されることとなります。</p> <p>したがって、実際に勧告、命令、公表を行う場合は、抑制的に運用されるべきだからです。</p> <p>また、将来、運用内容を検証する場合、網羅的に公表されていない場合、是正することが困難になるケースもあり得るためです。</p>	1		
300	<p>・氏名の公表をする場合は、当事者双方の住所、氏名、身分、公表に至った詳細を公表して下さい</p>	1	<p>氏名の公表に当たっては、人権委員会の答申を踏まえ、適正な手続きに基づき、慎重に対応してまいります。</p>	ウ
301	<p>「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の下の「19～27」は主に「本邦外出身者」に関し言及しているが、「障がい者差別への対応」も新たに項を起こし十分盛り込んで下さい。「津久井やまゆり園殺傷事件」は単なる過去の問題ではなく依然として現在進行形の問題です。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。障害者に対する不当な差別的言動については、拡散防止措置を講じてまいります。</p>	ウ
302	<p>・IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止</p> <p>本邦外出身者に対する差別言動を取り締まる内容となっている。昨今川口市などで行き過ぎた本邦外出身者による日本人への恫喝、威嚇が日々繰り返されているのは当然ご存知だと思うが、本条例を根拠としてこういった状況に声を上げた日本時は左翼メディアに「差別主義者」とのレッテルは貼られるのはように想像できる。</p> <p>よって、本邦外出身者と言う文言がいたると</p>	1	<p>「禁止措置」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」としたものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	ころに見られるが、日本人による日本での生活を守るため削除、廃案が望ましい。			
303	<p>【21.本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止】</p> <p>憲法は、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めている。ここで、市の条例で、「本邦外出身者」だけを、差別的言動の保護の対象として取り上げ、「本邦出身者」（日本国民）を除外することは、この条例自体が「本邦出身者」（日本国民である相模原市民も当然含む）に対する不当な差別を許容するもの。ついてはこの項目については削除するか、若しくは、保護の対象をすべての人種、民族、国籍とすべき。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
304	<p>IV 21 本邦外出身者</p> <p>なぜ本邦外出身者に限定しているのでしょうか？</p> <p>本邦出身者に対しては不当な差別的言動は許してもよいのでしょうか？憲法の言論の自由は、どんな差別的言動をしてもよい自由ではないはずです。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ
305	<p>2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止</p> <p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対しては禁止をするが本邦出身者に対する不当な差別的言動に対しては禁止をしないという事であり不当な差別（出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限）である。</p> <p>よって本項は削除すべきと考える。</p>	1	本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
306	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <p>上記の項目における、21ではなぜ「本邦外出身者に対する～」モノのみなのか？</p> <p>上記のままでは、仮に日本人は原爆で殺されても仕方ないモンスターだと言う外国人に反論をした場合も相手方から差別的だと扱われるリスクがある。</p> <p>一方に対する対策しか記載されておらず、また正しく反論した人への基本的人権の保護が明示されていない。</p> <p>これでは日本人はただ言われたい放題でいると行政から強制されるようなモノである。</p> <p>この国の行政は税金を納めている国民、日本国民を法というルールで縛り、心身を守るものである。</p> <p>本邦外出身者に対する～を記載し、心身を守るのであれば本邦出身者に対する～場合も明記し、心身の保護を守られるべきである。</p> <p>また心身が守られている本邦外出身者も日本国にいるのであれば法に縛られるべきである。</p> <p>その上で相互理解の努力をすべきである。</p>	2		
307	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について、本邦外出身者という表現ではなく本邦内出身者が適切であると考え</p> <p>る。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。本邦内出身者に対する不当な差別的言動は、現時点では把握していないことから、規制措置は設けていません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
308	<p>禁止措置（21～24、26、27）</p> <p>「本邦外出身者」という字句はいらない。氏名公表は別に問題ないと思う。</p> <p>基本的に憲法14条（平等権）があるので、条例で差別禁止規定を定める必要はない。人権というのは国籍は関係なく、あらゆる人に対する差別を禁止するために考えられた概念である。「本邦外出身者」という区分けをして条例を定めるのはおかしいと思う。</p>	1	<p>本市では、公共の場所において公然と本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われたという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であると考え、禁止命令や氏名公表を導入することと、不当な差別的言動の抑止を図るものです。</p> <p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を制約することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
309	<p>・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について</p> <p>「本邦外出身者」に限定している合理的な理由が分かりません。</p> <p>日本人が日本人に差別されたケース、日本人が本邦外出身者に差別されたケースについては、差別的行動の禁止に該当しないと読み取れるので、日本人として異議を申し立てます。</p> <p>公平に、国籍に関係なく、誰が誰に対しても差別的行動は禁止されるべきで、そのように条例には明記すべきです。</p> <p>今のままでは公平ではなく、条例ができただけで既に日本国籍を有する者が差別されています。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
310	<p>「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」21について、対象が「本邦外出身者」限定なのは狭すぎる。</p> <p>「II2(3)不当な差別」に列挙されている属性すべてに対象を拡大してほしい</p>	1	<p>「禁止措置」については、日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課すことから、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定する必要があり、対象の範囲を「本邦外出身者」としたものです。</p>	ウ
311	<p>21 削除して「全ての市民」とすべき。</p> <p>そもそも不当な差別というのがどういうものなのかが非常に曖昧で、恣意的な運用をされてしまう可能性。明らかな「死ね」などの言動は既存の法律（侮辱罪や名誉毀損など）で十分対応できる。また「本邦外の調査」をどの時代まで遡って行うのか。誰がどのように証明するのか。家系図調査や裁判まで行うのか？</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
312	<p>21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について</p> <p>本邦外出身者と本邦内出身者を特別に区別することなく、全ての人間に対する暴言、侮辱、恫喝等、差別的言動を禁止すると表現すべきです。骨子の表現では本邦外出身者や障害者以外が攻撃の対象になった場合に守ることが出来ない。</p>	1		
313	<p>21:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止の項目において</p> <p>本邦外出身者やジェンダーアイデンティティに焦点を置いたものではなく、「すべての人」に対する差別言動はあってはならないとする表記が適切と考える。</p> <p>マイノリティーばかりに視点を置き、そこに生きる大多数の者が不当な扱いを受ける事例をいくつも見ている為。</p>	1		
314	<p>8pの21等の「本邦外出身者」という表記について、P2、2 定義において、「不当な差別」の対象として定められている、「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性」を対象とした表記にすべきであると考え。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
315	<p>IVについては、21の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の「本邦外出身者に対する」を削除。</p> <p>22：→（修正案）市長は、21の規定に違反して21（1）から（3）までに掲げる不当な差別的言動を行い、または行わせた者が、再び不当な差別的言動を行い、または行わせる明かなおそれがあるとみとめるにたりる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この号の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、または行わせてはならない旨を勧告することができる</p>	1		
316	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進において21で本邦外出身者に対すると限定絵いていることについて</p> <p>II総則2定義（3）不当な差別で対象を人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害、疾病、出身その他の属性を理由とすると定義していると読み取れるので表記されたすべての属性を対象とすることが適当と考える。</p>	1		
317	<p>骨子21.本邦外出身者に対する差別的言動の禁止について、本邦外出身者という表現を全ての人にすることが適切と考える。</p> <p>理由は次のとおりです。</p> <p>例を挙げると、イスラム思想研究者の●●博士によると、イスラム法では、ジハードで敵から奪った女は戦利品として戦士たちで山分けされ、自分の所有となった女は性奴隷にしてよいとされています。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>また、ヨーロッパでは移民を大量に受け入れたところ性犯罪が激増したことも明らかになっており、その被害の多くは少女だとも言われています。</p> <p>この場合、日本人の少女たちは守られるのでしょうか？基本理念では誰もが尊重されると明記しているのに本邦外出身者だけやけに拘って限定するのは矛盾していますし、差別的ではないですか。そのため、全ての人に変えることが適切と考えます。</p>			
318	<p>特に、IV章21～24の禁止措置関係について、対象が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に限定されているが、前文で指摘しているような種々の対象に範囲を広げるべきである。</p>	1	<p>本市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を把握したことから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して一定の規制が必要であると考え措置を講じようとするものです。</p>	ウ
319	<p>理念は素晴らしいと思いますが、内容が本邦外出身者により本邦出身者を差別することができる差別法案になっています。従いまして、21本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止ですべての本邦外出身者の記述を削除し、差別されるすべての人を包括する方がいいと思います。</p>	1		
320	<p>ヘイトスピーチ禁止の対象を「本邦外出身者」だけだと条例制定の目的が達成出来ません。「人種、民族、国籍、障害、性別、出身、その他の特性や差異」のように、対象をあらゆる差別に広げてください。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
321	21の対象が「本邦外出身者」のみではアイヌ民族やLGBTQIA+の人々などが抜け落ちてしまい保護できなくなってしまうため、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、性表現、出身、年齢」に修正してください。前文でそれらについて触れているにも関わらず、対象外になってしまっているのはおかしいと思います。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
322	当条例案骨子には答申に盛り込まれていたヘイトスピーチの罰則規定がありません。市は2019年の統一地方選であったヘイトスピーチが見られなくなったことを理由に、罰則を盛り込まなかったと説明しています。差別やヘイトスピーチはマイノリティだけが差別やヘイトスピーチにさらされるという社会の構造の問題だからです。時間がたてばヘイトスピーチの被害が消えたり、差別自体がなくなるということはありません。いまなおヘイトスピーチに対する歯止めがないためにマイノリティはおびえて過ごす日常を強いられています。マイノリティを差別やヘイトスピーチから守るための罰則規定を設けてください。	1	条例に規制措置を設ける場合には、本市の立法事実を踏まえたものでなければならないと考えております。 本市としましては、不当な差別的言動の抑止を図るため、日本国憲法が保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意するとともに、本市の実態を踏まえ、規制の対象属性、手法、強度などについて、検討した結果、「本邦外出身者に対する差別的言動」について、勧告・命令・公表までとする禁止措置を設けることとしたもので、罰則規定は設けなかったものです。	ウ
323	当条例案骨子には答申に盛り込まれていたヘイトスピーチの罰則規定がありません。相模原市は、川崎市よりもひどいヘイトスピーチの実態がないことを理由にしていますが、それは間違いです。2019年の統一地方選では露骨なヘイトスピーチが繰り返されています。それは川崎市でもなかったことです。何より公平・公正でなければならない選挙に差別が持ち込まれるということは何より防がれなければなりません。ヘイトスピーチに罰則を設けてください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
324	<p>当条例案骨子には答申に盛り込まれていたヘイトスピーチの罰則規定がありません。</p> <p>相模原市は、川崎市よりもひどいヘイトスピーチの実態がないことを理由にしていますが、それは間違いです。</p> <p>相模原市では障害者19人を虐殺するヘイトクライムが起きています。川崎市よりもひどい差別の被害がありません。</p> <p>ヘイトクライムを防ぐにはヘイトスピーチを規制する必要があります。</p> <p>ヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1	<p>「津久井やまゆり園事件」は、本市が条例制定に向けた取組の契機の一つと考えておりますが、不当な差別的言動に対する禁止措置の対象行為（道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機等を使用した不当な差別的言動）にはあたらないため、禁止措置の属性や強度を検討する上での立法事実としていないものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
325	<p>当条例案骨子には答申に盛り込まれていたヘイトスピーチの罰則規定がありません。</p> <p>相模原市は、川崎市よりもひどいヘイトスピーチの実態がないことを理由にしていますが、それは間違いです。</p> <p>相模原市では、答申づくりを担った●●●●●●●●を排斥するヘイトスピーチが毎週のように繰り返されていました。それも個人を名指ししたより悪質なものです。</p> <p>川崎市でもそのようなことはありませんでした。川崎市よりひどい被害の実態があります。</p> <p>川崎市同様にヘイトスピーチを罰則で規制する必要があります。</p> <p>ヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1	<p>個人を名指しする誹謗中傷については、あってはならないと認識しておりますが、侮辱罪や名誉毀損罪に問えることもあると承知しております。</p>	ウ
326	<p>【罰則規定に関しておよび意見】</p> <p>▫社会の現状を踏まえて、罰則規定を⇒人権審議会は、議論を尽くしたうえで、重大な人権侵害の事案に関し罰則の規定を条例に設けるよう答申している。現状が、人権尊重の社会になっていない現状を考慮しての判断だと言える。人権尊重のまちづくり条例は、あえて言えば、《罰則が不要となる人権文化の根付く社会》を目指すもので、そのための罰則だと考えたい。</p>	1	<p>不当な差別的言動の規制に当たっては、本市における実態を踏まえ、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害することがないように、規制措置の範囲や内容を定めたものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
327	<p>当条例案骨子には相模原市人権施策審議会の答申にあった「出身」を理由としたヘイトスピーチを抑止するための罰則が抜け落ちています。</p> <p>答申にある「出身」を理由にしたヘイトスピーチの罰則規定は、先行事例である川崎市条例では対象とされていない被差別部落出身者を保護対象にしており、画期的です。</p> <p>被差別部落出身者へのヘイトスピーチはインターネットで横行しております。まちなかでデモや街宣でヘイトスピーチが叫ばれる前に抑止するためにも「出身」を理由にしたヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1	<p>本市が条例を制定するにあたっては、本市の立法事実を踏まえたものでなければならないと考えております。</p>	ウ
328	<p>当条例案骨子には相模原市人権施策審議会の答申にあった「障害」を理由にしたヘイトスピーチを抑止するための罰則が抜け落ちています。</p> <p>答申にある「障害」を理由にしたヘイトスピーチの罰則規定は、先行例である川崎市条例よりも広くマイノリティーも保護対象とするもので、画期的です。</p> <p>障害者への差別に基づくヘイトクライムである津久井やまゆり園事件を繰り返さないためには、障害者への差別を広めるヘイトスピーチをなくす必要があります。</p> <p>「障害」を理由にしたヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1		
329	<p>当条例案骨子には相模原市人権施策審議会の答申にあった「人種・民族・国籍」を理由としたヘイトスピーチを抑止するための罰則が抜け落ちています。</p> <p>答申にある「人種・民族・国籍」を理由にしたヘイトスピーチの罰則規定は、川崎市条例で抜け落ちたアイヌや琉球人といったマイノリティーも保護対象にしてすぐれています。</p> <p>「人種・民族・国籍」を理由にしたヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
330	<p>当条例案骨子には相模原市人権施策審議会の答申にあった「性的指向・性自認」を理由にしたヘイトスピーチを抑止するための罰則が抜け落ちています。</p> <p>答申にある「性的指向・性自認」を理由にしたヘイトスピーチの罰則規定は、先行例である川崎市条例で抜け落ちた性的マイノリティーも保護対象としており、大変すぐれています。</p> <p>「性的指向・性自認」を理由にしたヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1		
331	<p>当条例案骨子には相模原市人権施策審議会の答申にあったヘイトスピーチを抑止するための罰則が抜け落ちています。</p> <p>市内では外国ルーツのマイノリティーへのヘイトスピーチが繰り返されています。罰則がなければ確信的に行われるヘイトスピーチは防げません。</p> <p>外国ルーツの人々へのヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1		
332	<p>当条例案骨子には答申に盛り込まれていたヘイトスピーチの罰則規定がありません。</p> <p>相模原市はひどいヘイトスピーチの実態がないことを理由にしていますが、それは間違いです。</p> <p>憲法学者でヘイトスピーチ規制研究の第一人者、●●教授は、規制対象の言動を絞り込めば、厳密な立法事実はないと指摘しています。</p> <p>答申通りにヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	2		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
333	<p>「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」を理由にヘイトスピーチを行う人間が刑事罰で裁かれるようにしなければ、ヘイトクライムが起きます。</p> <p>やまゆり園は優生思想に基づくヘイトクライムです、惨劇を繰り返さないためにもヘイトスピーチは厳しい罰則をもって禁じて下さい。およそ先進国で未だに包括的差別禁止法が無いことが異常なんです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
334	<p>当条例案骨子には答申に盛り込まれていたヘイトスピーチの罰則規定がありません。</p> <p>相模原市はひどいヘイトスピーチの実態がないことを理由にしていますが、それは間違いです。</p> <p>香川県の観音寺市は市内でヘイトスピーチが行われているわけでもないのに、ヘイトスピーチに過料を科す条例をつくっています。</p> <p>憲法上の問題も生じていません。</p> <p>答申通りにヘイトスピーチに罰則を設けてください。</p>	1	<p>本市が条例を制定するにあたっては、本市の立法事実を踏まえたものでなければならぬと考えております。</p> <p>本市としては、日本国憲法が保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、規制の対象属性、手法、強度などについて、十分検討した上で、「本邦外出身者に対する差別的言動」について、勧告・命令・公表までとする禁止措置を設けることとしたもので、罰則規定は設けなかったものです。</p> <p>また、条例の合憲性につきましては、裁判所が最終的に判断するものと考えており、各自治体の条例について意見を申し上げる立場にはございません。</p>	ウ
335	<p>骨子案 2 2～2 4 (21)の規定に違反した場合の措置内容全般の記述)</p> <p>罰則は骨子案の24の公表が最高となるが、答申案で出されていた「1 3 不当な差別的言動について」(5) -イ以下に出されていたように「秩序罰を科す」「秩序罰又は行政罰を科す」の両論併記を適用してほしい。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
336	<p>先行する川崎市の条例で特筆すべきは罰則規定があることです。骨子では「あっせん」に応じない場合「必要な措置」を取るとあり、氏名の公表の措置がとられることが示されていますが、重度の人権侵害が発生し、当該者が「あっせん」に応じない場合、これ以上の被害を生まないため、行政上可能な罰則が定められることが必要と考えます。</p> <p>人権尊重の原則に立ち、包括的に差別を禁止し、被害者の救済される条例を目指して、拙速な制定をされることのないよう要望いたします。</p>	1	<p>不当な差別的取扱いに関しては、対象属性を幅広く設定し、助言、あっせんといった非規制的な措置を設け、その解決を図っていくこととしているため、罰則を設けておりません。</p>	ウ
337	<p>「人権尊重のまちづくり」条例全般の「24 公表」の後に新たに「25 罰則」を盛り込んで下さい。【理由】2023年3月に相模原市長宛に出した「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について(答申)」には「罰則規定」があり、川崎市条例が先行導入したような悪質なヘイトスピーチへの「罰則規定」が必要です。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
338	<p>◆人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由としたヘイトスピーチ（インターネット上のものを含む）を規制し、著しく悪質なものは罰則で対処する。</p> <p>【理由】</p> <p>◆民族・国籍に対する差別では、インターネットの差別情報を信じてヘイトクライム（外国人学校や外国人居住地域への放火など）を実行する者が出現しており、アイヌ人などに対するヘイトスピーチを繰り返しながら「言論の自由」（もちろん、ヘイトスピーチは「言論」ではなく明確な「国際人権犯罪」との妄言を弄する国会議員までもが跋扈していることにより、それを支持する言説がネット上で広く流布されている――これが、今日の日本社会の現状です。</p> <p>◆罰則を取り入れた「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、ヘイトスピーチ規制に一定の効果をもたらしており、川崎を拠点としていた「ヘイトスピーチ団体」は川崎を避けるようになり、東京、埼玉、相模原などへ移動しています。ヘイトスピーチは本来、国制定の「差別禁止法」で規制すべきところですが、国の対応は遅れており、川崎に続く相模原をはじめとする各自治体の条例で機運を盛り上げ、最終的に「差別禁止法」制定の実現へつなげていくべき――それこそが「国際人権法」が日本に求めている「国のあるべき姿」なのです。</p>	1		
339	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告、命令、公表だけではなく、罰則規定（刑事罰または行政罰）も措置に設けてください。 	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
340	IVの22、23、24でそれぞれ勧告、命令、公表とあるが罰則がないのはおかしい。川崎市でも罰則により効果が出ている。罰則は組み込むべきだ。	1		
341	IVについて：ヘイトクライムによる有形的な被害が存在している現状において、それに対抗する条例に罰則がないのは不十分。氏名を公表した上で差別扇動を行う差別主義者は多数おり、抑止力として機能するか大いに疑問である。	1		
342	骨子で罰則を設けなかった市の「立法事案がない」という主張は説得力に欠け、罰則を設けることが憲法に抵触する可能性が極めて低いことは多くの憲法学者が指摘しており、市の弁護士の意見は少数意見と考える。市人権施策審議会の専門家と市が相談した弁護士と公に協議する場を設け、論点を明らかにし、市でその協議内容を踏まえてあらためて骨子案を検討し直すことで、市民も市行政も納得する形で進められるのではないか。	1		
343	人権施策審議会の答申を尊重し、悪質なヘイトスピーチへの罰則規定を盛り込んだ実効性のある人権尊重のまちづくり条例を作ってください。	1		
344	「23命令」の記述がありますが、差別者が命令に従わなかった場合の罰則の規定があった方が良くと思います。川崎市の条例にはあるのでぜひ相模原市でも設けて欲しいです。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
345	<p>「24 公表」されても職業的差別扇動者にとって全く効果はないことが実績として判明している。同様の条例を導入した東京都の「●●」の●●の実態を見てほしい。</p> <p>川崎市における罰金規定こそが職業的差別扇動者を遠ざける最も有効な手法であり、表現の自由に不当に抵触することなく差別扇動を禁止できることはあきらかである。</p> <p>罰金規定を導入すべきである。</p>	1		
346	<p>「不当な差別的言動の禁止措置」について「勧告」→「命令」→「公表」となっていますが、「罰則」に対する対抗措置がありません。</p> <p>実際にヘイトスピーチの言動を見ればわかるように、ヘイトスピーチを行っている方はほとんど確信犯と言ってもいいような人々で、「公表」をもってヘイトスピーチをやめようとする人はいないと思います。サッカー競技でも危険なプレーなどを禁止するためにはイエローカードを出して警告し、それでも止めることができない場合は、レッドカード（即刻退場）を出すことによって、安全なプレーを維持し競技が継続できるように努めます。ヘイトスピーチに対してもしっかりとしたルールを明らかにし、それに反するものは「罰則」をもって禁止させるしか方法はありません。</p> <p>問題は相模原市が真剣にヘイトスピーチをやめさせ、市民の人権擁護をどこまで真剣に考えているのかが問われているのだと思います。中途半端な対応はヘイトスピーチを続けている人々を利するだけです。逆効果になります。人種差別撤廃委員会なども強く求めているように罰則をもってヘイトスピーチを禁止する措置こそ市民の人権を守る行政（市長）が取りうる最善の方法だと思います。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
347	<p>【差別に重い罰則を】</p> <p>残念ながら氏名の公表のみでは制裁になりません。差別者は非常にしつこく、反省がないからです。法務局から人権侵犯の認定を受けた、●●党・●●議員の例からもわかるのではないのでしょうか。顔も名前も知られた公人であるにもかかわらず開き直りを続けています。川崎市の条例と同じく刑事罰を設けてください。罰を受けたくなければ、差別しなければよだけの話です。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
348	<p>【挿入】</p> <p>「25「罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円（※）以下の罰金に処する」を新たに挿入する。</p>	1		
349	<p><23 命令> 命令等にも従わなかった場合の、罰則の規程をもけるべきである。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
350	<p>・基本理念には「多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施」と述べられているが、この理念を実効性のあるものにするためには、審議会答申にあったように、差別に対する罰則規定が不可欠であろう。ところ4-19、20、21にはこの罰則規定が全くない。これではせっかくのこの条例も役に立たない結果に終わると推察される。是非とも差別への罰則規定を川崎市の条例を参考にして、盛り込むべきである。</p> <p>・日頃の市政への熱心なご配慮と諸施策に敬意を表しております。</p> <p>今回は現在パブリックコメントを募集中の人権条例案についてお願いがございます。</p> <p>私は教育界にいる者ですが、この案には決定的に欠落していることがあります。審議会の答申を踏まえれば、ヘイトスピーチへの罰則は必ず含まなければならないはずで、審議会のお一人に対するヘイトスピーチは市長殿のご存知かと思えます。</p> <p>これを放置することは若者たちに大きな悪影響を及ぼします。川崎市の条例にならってください。</p> <p>答申の基本的な骨子を是非とも生かしてください、</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p>	1		
351	<p>・骨子「IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」中に、秩序罰又は行政刑罰を科すことを記すべきである。理念を示す条例だけでは差別的言動や行動の抑止にはなり得ない。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
352	<p>・ 差別的言動の禁止措置</p> <p>審議会答申では、「秩序罰（過料）」、「秩序罰（過料）又は行政刑罰（刑事罰）」の両論併記ではあるが罰則規定を盛り込んでいます。しかるに「条例（案）骨子」は、「勧告」「命令」「公表」までで「行政刑罰」はおろか「秩序罰」も盛り込まれていません。これで条例の実効性が担保されるのでしょうか。そもそも人の身体を傷つけば刑事罰に問われるわけであり、人の心を傷つける差別的言動が刑事罰に問われなくていいはずがありません。</p> <p>「行政刑罰」を含めた罰則規定を条例に盛り込むことを求めます。</p> <p>本村賢太郎市長に再考を強く求めます。</p>	1		
353	<p>・ 罰則規定がなく、同様に罰則規定がなく差別的抑止となっていないヘイトスピーチ解消法の課題が活かされていない。罰則規定を設けることが必須である。</p> <p>罰則規定のない本案ですが、ない場合は抑止力にならないという点について、補足がございます。東京都もオリンピックに伴い、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権重の理念の実現を目指す条例」が制定され、街頭宣伝等で差別発言があった場合は認定された際に公表しておりますが、現状抑止力になっておりません。罰則規定を制定・運用していただくことで発揮できるものでございますことを含めて制定していただきたく考えます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
354	<p>・ 罰則規定を設けることがポイントである。理念法にとどまりたいという志向は理解するものの、罰則規定を持たないと、せっかくの条例効果が99%激減する。繰り返すが罰則規定は必要である。</p> <p>ちょうどいま、埼玉でもヘイトスピーチ禁止条例の制定について取り組んでいる。貴自治体が先進的な条例を策定することが全国に大きくプラスになる。期待している。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
355	<p>・立法事実がない、と言う理由で罰則をつけないのは間違っている。罰則がつく条例作りに拍車をかけないために、ヘイトスピーチをする側が相模原で露骨な形を自粛していたにすぎない。</p> <p>またこの間、韓国籍審議会委員へのヘイトスピーチが行なわれていたではないか。</p> <p>また、今後どのようなきっかけでヘイトスピーチが現れるかもわからないのだから、将来にわたって差別は許さない姿勢を示すことが予防の上で必要だ。</p>	1		
356	<p>2 1 差別的言動の禁止</p> <p>罰則を付けなかったことも理解できません。川崎市の先行事例があります。川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を違憲だと訴える訴訟は4年を経過してありません。勧告、中止命令、公表の3段階において専門家の意見聴取をするので、表現の自由への配慮は十分になされていると思います。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
357	<p>2 2 勧告</p> <p>この箇所では勧告では弱いと思いました。 私は相模大野駅で何度もヘイトスピーチをする団体の言説を耳にしました。 聞いていて非常に危険な内容であり、他者への暴力に満ちた言説で、もし、該当する市民が聞いたならどれほど辛いかと思いました。 この条例案が施行された場合、ヘイトスピーチをする団体は勧告を受けたらやめるでしょう。 しかし、期間があけたら繰り返すと考えられます。 ヘイトスピーチを行う団体にとって、ヘイトスピーチをすることが大事だからです。 行いにくくする環境作りが大切だと思います。 私は、勧告ではなく罰則が適切であると考えます。</p> <p>「ヘイトスピーチに対処することは、言論の自由を制限または禁止することを意味するものではありません。それは、ヘイトスピーチがより危険なもの、特に国際法が禁じる差別、敵意、暴力の扇動へとエスカレートしないようにするということを意味します」</p> <p>ー アントニオ・グテーレス国連事務総長 (2019年5月)</p> <p>ヘイトスピーチが行われた時は暴力行為へのはじまりとグテーレス国連事務総長は認識しています。 私も同じように考えております。</p>	1		
358	<p>23及び2 4については、答申の13(4)イを反映し、特に悪質な言動については罰則を課すようにしてください。これは川崎市でも効果をあげていると言われるものです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
359	24 公表 23の命令に違反した者にたいしては、「公表」のみならず、「答申」のように、罰則を科すること。	1		
360	24：（意見）公表が市側のとる最も強い措置だが、川崎市同様、悪質な事案に対処するために、罰則導入に踏み込むべきだったと考える。少なくとも審議会段階で専門家によってそう認識されていたのに、なぜ、わざわざ、答申が出たあとになってから、被差別当事者の団体に、ぶしつけで、差別の実態を把握できないような、非当事者である市の職員がつくった「緊急アンケート」めいたものやってまで答申案を覆したのか、理解に苦しむ。かりに罰則が時期尚早だと考えたのであれば、せめて、IVの対象となる差別の範囲はIIで列挙したとおりのさまざまな差別へ広げるべきだろう。	1		
361	24「公表」ですが、この程度で差別扇動をしたい人たちを止めることはできません。答申にあったように、刑罰が必要です。	1		
362	25「罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円（※）以下の罰金に処する」を新たに挿入すること。※川崎市人権条例と同じ。以降、項目番号繰り上げ	1		
363	②P10 24公表と、25人権委員会による調査の間に、「25 罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円以下の罰金に処する」を新たに挿入すること。	2		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
364	4, 川崎市の条例は、制定当初、さまざま攻撃される事があったが、結果としてヘイト街宣を抑止するものとなっている。相模原市においても、罰則規定を取り入れ、全国の差別に反対し人権を守る「街づくり」に向けた、川崎に続く嚆矢となるべきである。	1		
365	5. 10ページ 25 「罰則 第23条に規定する市町の命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円以下の罰金に処する」を新たに加える	1		
366	IV 22~27、V 28 不当な差別に対して、これらの対応で本当に効果があるのでしょうか？市長は以前、川崎市以上のヘイトスピーチ条例を制定したいと語っていたそうですね。ところが、大阪や川崎と違ってそこまでの実態がないとわかった。だから、罰則を設けない、ということになったそうですが、本当にそこまでの実態が市内にないのでしょうか？どんな調査をされたのでしょうか？相模大野駅前でがなり立てて差別的言辞を弄している人々を見かけることがあります。今がそうでも将来もそうといえるのでしょうか？津久井やまゆり園事件はとんでもない差別意識のもとに行われた犯罪です。とんでもない差別であることを理解するためにも厳しい対応をしていれば犯罪を未然に防げたかもしれません。「答申」通り罰則が必要ではないでしょうか。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
367	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の「勧告」「命令」「公表」について本条例を差別をなくすための実効性のあるものにするために、ひどいヘイトスピーチには「答申」通り、罰則を設けてください。</p> <p>罰則規定がないと、ヘイトスピーチをしても罰せられないため、ヘイトスピーチが繰り返され、その対象になる新たな被害者が増えることが懸念されます。</p> <p>条例に罰則規定を設けている川崎市では、ヘイトスピーチが減っているという実績があり、これは条例の効果と考えられます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
368	<p>IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進のところで、さらに、秩序罰又は行政刑罰を科してください。</p>	3		
369	<p>IV-21から24</p> <p>勧告、命令はそれぞれ必要なプロセスですが、「選挙活動」を利用して不当な差別的言動をしている者に対しては、「氏名や団体名の公表」だけでは全く抑止効果がありません。</p> <p>相模原市内において上記の実例が多数発生していますので、川崎市同様の「罰則規定」を設ける必要性は十分にあると考えます。</p> <p>東京都条例では後追いの「差別的言動の公表」のみですが、同じ人物らによる言動が数年続いており、氏名団体の公表があったとしても意味をなさない事態となっています。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
370	<p>IV-23(1)、IV-19以下、その他(1)の後に「また罰則を科すこともできる。」と改める。</p> <p>理由、市長さんは現状は罰則を科すほどの酷い状況ではないからと話されています。では今後ひどい状況になった時は慌てて罰則を制定されるのでしょうか？罰則はその予防効果も十分に含まれており、罰則を制定しておいても何ら不都合はないと思われます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
371	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進</p> <p>不当な差別的な言動とは、国連が「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」で、ヘイトスピーチを、次のように定義しています。「ある個人や集団について、その人が何者であるか、すなわち宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー、または他のアイデンティティ要素を基に、それらを攻撃する、または軽蔑的もしくは差別的な言葉を使用する、発話、文章、または行動上のあらゆる種類のコミュニケーション」。1月5日付●●●●新聞報道の本村市長の「公的な場での拡声器等を使った不当な差別発言」はあまりに狭く、相模原の実情に合っていません。相模原市においても人種・民族・国籍・性別・障害・出身等を理由としてネット上を含む様々なヘイトスピーチが行われています。「立法事実がない」などと言うことは、それを見ようとせず認めないことで差別を容認することになります。</p> <p>したがってIVの対象は、答申にあるように人種・民族・国籍・障害・性的指向・性自認・出身とし、違反した場合は、最終的には刑事罰をもって罰するとしてください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
372	<p>IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 22勧告 23命令 24公表について</p> <p>不当な差別的言動の禁止命令に従わなかった場合、氏名公表をするとありますが、これではヘイトスピーチを実際に止める効果はありません。答申にもあるように川崎市同様の罰則規定を設けるべきです。東京都では「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき都内で行われたヘイトスピーチの内容を公表しています。更には新聞で発言者の実名報道がされているにも関わらず都内でのヘイトスピーチは止みません。しかしながら罰則がある川崎市では、発言が条例に触れないよう直接的に排外を煽る表現を避けるといった罰則の効果が出ています。ヘイトスピーチが現実に行われている(参照:●●●新聞●●●●●●●● 2023年12月17日版)相模原市では罰則で差別者を思いとどまらせる必要があります。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
373	<p>VII 雑則 3 5 委任 VIII 附則 3 6 施行期日</p> <p>35委任と36附則の間に、罰則規定を設けてください。</p> <p>国際人種差別撤廃条約にも差別は犯罪であり罰則規定をもうけるように求めています。</p> <p>川崎市の罰則の条文を参考にしてください。</p> <p>第5章 罰則</p> <p>第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
374	<p>P10 【挿入】</p> <p>「25 罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円（※）以下の罰金に処する」を新たに挿入。</p> <p>※川崎市人権条例と同じ。</p> <p>以降、番号繰り下げ。</p>	6	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
375	<p>あれだけ議論してきた、実効性のある「罰則規定」をなぜ盛り込まなかったのでしょうか。説得力ある理由が表明されていません。私がつとめていた学校の生徒達の中にも、級友の差別的言動や、街頭のヘイトスピーチ、あるいは政治家の差別発言などによって、おびえ、ついには学校に通うことが出来なくなったものがあります。</p> <p>差別的言動は、発する前にとめなければなりません。発した後の「助言・あっせん」程度では、とめることは出来ないし被害者の発生を食い止めるとは出来ません。</p>	1		
376	<p>いくつかの疑問を羅列しておく。</p> <p>条例案の骨子の</p> <p>6P 差別があった時、単なる助言やあっせんではなく、事実川崎などの事例でも生存権を奪われる実態があり、当然罰則規定をもって対処した。差別的言動は意図的に実施しており、犯罪ではないですか？これでは人権侵害を受けた人々が救済されるとは思えません。</p> <p>6Pにある「正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告する」とあるが、相模原のヘイトの実態を見れば勧告など悠長なことはしてられないのではないですか？8-9Pに書かれている勧告や命令や公表では意図的にやっている彼ら彼女らを規制できないのではないのでしょうか？</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
377	<p>川崎市に続いて相模原市でも、ヘイトスピーチに対して刑事罰が科せられる条例ができることに期待を持って条例を読ませていただきました。</p> <p>3月に出された答申からかなりのトーンダウンに失望しています。</p> <p>すでに川崎市で、全国に先駆けてつくられた罰則規制のある画期的な条例がつくられ、「差別主義者たちが刑事罰となるのを恐れて自粛しており、明らかな効果が出ている」との新聞報道もありました。同じ神奈川県下で、そのような効果が出ているのにも関わらず、「表現の自由」を理由に「罰則について難しい」と判断した市の姿勢に差別を禁止する本気を感じません。</p> <p>聞こえの良い言葉だけが並んでいて、実効性に欠けているように感じます。</p> <p>誰かの人権が脅かされる「表現の自由」とは何でしょうか？命にかかわる問題です。刑事罰を科すことは、罰則による規制があるくらい「差別はダメ」というメッセージを伝えることにもなります。差別を許さない街をつくる、大人の決意が子どもたちにも伝わります。</p> <p>このままこの条例案ができてしまったら、「罰則がない」を理由に、川崎でヘイトスピーチをしてきたレイシストたちが、相模原に流れてきて思う存分ヘイトスピーチをするのではないかという不安がよぎります。</p> <p>世界は、時代はヘイトスピーチを許さない流れです。刑事規制の対象とする国が増えています。この先、川崎に続き国内でも罰則規制のある条例ができるでしょう。気が付いたら周りは罰則ができて、「ヘイトスピーチをしても罰則のない相模原」とならないか。想像してみてください。ヘイトクライムは、ヘイトスピーチは、対象となっている人たちの心の奥底まで傷つけます。そして、対象でない人たちもまた傷つけます。ヘイトクライムを野放しにしている社会に傷つくし絶望するのです。そんな相模原にしたくないです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>それよりも本気でヘイトスピーチを許さない、憲法で保障されている個人の尊厳を何よりも大事にする社会をつくる先頭に立ってほしい。</p> <p>「一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いを認め合う共生社会を実現することを目的とする」ならば、当初の答申通り、罰則規制がある条例をつくってください。</p> <p>ヘイトクライムを本気で許さない、市の姿勢が問われています。</p>			
378	<p>骨子22～24、28 不当な差別的言動の禁止措置、声明</p> <p>不当な差別的言動を抑制、被害者を孤立させないことを社会的に表明するための声明は効果が期待されると考える。だが、声明をより効果的なものとするため、「勧告、命令、公表」のステップに加え、悪質な事案については、行政刑罰によって禁止行為とすることを盛り込むことが適切と考える。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
379	<p>この度の「相模原市人権尊重のまちづくり条例案」に関するパブリックコメントに意見します。</p> <p>相模原市は津久井やまゆり園での凄惨なヘイトクライムが行われた地であり、そのために今回の条例が切望されたのだと理解しています。</p> <p>偏見と差別感情は誰もが持っています。内心の自由には触れてはなりません、差別と偏見に基づいた行動は禁止しなければなりません。</p> <p>公共空間でのヘイトスピーチからヘイトクライムは生まれるのです。</p> <p>誰もが自分の人生を健やかに過ごせるように排外主義者の行動は制限する必要があるのです。</p> <p>重ねて指摘しますが「内心の自由」には踏み込んでなりません。しかし「差別に基づいた行動」は制限しなければなりません。</p> <p>今回の条例案は審議委員が議論を重ねた「答申」を無視した形になっていると指摘されています。条例「骨子」では、実際に起きている差別を止めることも、なくすこともできません。</p> <p>差別行動を起こさせないために有効な罰則付きの条例を望みます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
380	<p>さまざまなルーツをもつ、外国につながる生徒が在籍している神奈川県立●●高等学校に勤務していた時に高校進学ガイダンス等でお世話になったさがみはら●●●●●●●●の職員だった方に対する公共の場での悪質なヘイトスピーチにも大変心を痛め、憤りを感じております。しかし、「条例（案）骨子」の「21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」に対して市長は「22勧告」「23命令」「24公表」等の措置しかとれません。残念ながら「おもいやり・やさしさ」だけでは差別はなくなりません。私もかつて「ネット右翼」「某右翼系新聞」の執拗なヘイトスピーチを受けたことがあります。このような場合、恐怖のあまりものが自由に言えない心身の状況に追い込まれてしまうことを自ら体験しました。「表現の自由」はヘイトスピーチにさらされている被害者にこそ保障されなければなりません。ヘイトクライム・ヘイトスピーチをなくすために、相模原市人権施策審議会から市長あてに出された答申に基づき、条例案にヘイトスピーチ・ヘイトクライムを止める罰則規定を盛り込むように、切に希望いたします。どうぞよろしく願いいたします。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
381	<p>条例案に「答申」の最も重要である罰則規定を盛り込んでください。</p> <p>「氏名公表」では、差別やヘイトは止められません。</p> <p>蝕まれるのは、まず日本人の子供たちの心です。大人が差別といじめを許さないことを子供たちに示すことが急務です。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
382	<p>審議会答申に基づいて罰則規定を盛り込むことを強く求める。川崎市と同様に50万円以下の罰金（行政刑罰）とすべき。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
383	<p>ヘイトスピーチへの罰則規定を設けなければ、ツイッター（現：X）で繰り返されているヘイトスピーチの影響を受けた人物による「津久井やまゆり園事件」のような差別的動機に基づく犯罪行為が、相模原市や、他の市区町村で再び起こることを牽制することにはなりませんし、そのようなヘイトスピーチが相模原市在住者からツイッターを通じて日本社会や世界に向けて発せられてしまうことを牽制することさえできません。</p> <p>修正すべきです。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
384	<p>罰則規定について</p> <p>人権を尊重し、差別をなくすために、実効性のある条例に。そのため、答申どおり、すべてのヘイトスピーチに対して罰則規定をもうけてください。</p> <p>理由は下記のとおりです。</p> <p>①罰則規定が無ければ、川崎市や大阪市など実効性のある罰則がある地域ではなく、相模原市がヘイトスピーチの場となる。レイシストをそのことによって呼び込むという、本来の条例作成の目的が果たせないばかりか、裏目に出てしまうことになりかねない。</p> <p>②ヘイトスピーチは遠くに住んでいて直接聴いたり目にしたりしていないくても、実行されることによってその属性、対象となった人たちの心を傷つけ、甚大な被害を与えることがよくわかっている。特に、子どもたちの自尊心への影響は底知れなく、また、そこからいじめにつながりかねない。相模原市がその発生源となってはならない。</p> <p>③答申から後退した根拠として、アンケート結果を挙げているが、回答がなかったからといって、差別がないということにはならない。あまりに現実を直視していないと言わざるを得ない。人種・国籍・民族・性別・性自認・性的指向、障害などいかなる差別もゆるされないこと、すべての人権を守るとというのが世界の流れ・常識である。そのために、市の条例案が実効性があるものにすべきである。「表現の自由」との抵触に触れていたが、他者の人権を侵害する表現の自由など存在しない。公共の福祉に反することである。</p> <p>④相模原市が人権条例をつくる目的は、あらゆる差別をつるさず、住民が尊重され安心して暮らせる街にするという強いメッセージを発信するためである。それは国への自治体からの力強いメッセージともなる。罰則なしの条例では、その目的は達せられない。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
385	<p>パブコメが本日締切ということですが、川崎条例で罰則をつけても、ヘイトとレイシズム言論は収まらず、東日本、地震ですが、災害デマで外国人を殺害しようと、本当に自警団が動いた映像があります。海外メディアで発信。</p> <p>また●●派の議員や論客が以前、米国で慰安婦問題で、デタラメな正当化を発信して、日本大使が呼びつけられ、欧米アジア議会は激怒、世界の議会在決議して日本に訴えてくるまでの酷い状況。日本はもはや世界から人権後進国です。</p> <p>障害者は生産性ないなどの思想が、あの悲惨な事件を起こした相模原市であれば、より世界的に模範となる厳格な罰則付き条例にすべきです。</p> <p>人権侵害はいけない事だと、はっきりと条例で規制すべきです。</p> <p>それほど厳しく制定して、悲惨な事件が抑制する効果となります。</p> <p>フランスだと、いじめがあれば授業中でも警察が来ると●●でもやっていました。</p> <p>いじめやヘイトや誹謗、罵倒をされると、精神的な障害を抱え、仕事や結婚も難しい社会生活困難となる方もいます。</p> <p>外国人も市民と同じく、税金を納めて市政を支えています。</p> <p>基本的人権の民主主義の基本の人生を生きることが出来る為に、それを脅かし、排除できる条例を制定すべきです。</p> <p>世界的模範となる罰則つき条例にすべきです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
386	<p>ひどいヘイトスピーチには「答申」どおり、罰則を設けてください。</p>	212	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
387	<p>ヘイトスピーチをめぐり、「表現の自由」に抵触するかなのような提起がなされていますが、京都朝鮮学校襲撃事件やこの間の川崎におけるヘイトデモが在日コリアン（特に子どもたち）の心や身体をいかに傷つけてきたかを考えれば、差別の煽動、暴力の煽動であることは明白であり、まさに「表現の暴力」に他なりません。「表現の自由を守る」ためにもヘイトスピーチに罰則規定を設けた人権条例を制定していくことが大切です。</p> <p>「津久井やまゆり園事件」を、二度と起こしてはならない共通の願いを形にするためにも「制定する条例」は、「表現の暴力」に対する罰則規定が必要条項になると考えます。</p>	1		
388	<p>やまゆり園の事件を踏まえれば少なくとも障がい者差別を盛り込むべき。罰則が必要。白紙撤回を求める。答申に基づいた条例で全国の手本となって欲しい。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
389	<p>以下に条例案の骨子についての意見を提出します。</p> <p>24 公表（条例案の骨子 9ページ）</p> <p>不当な差別的言動に違反したものに対する罰則が氏名公表のみである点について。</p> <p>不当な差別的言動を抑止するためにも、罰則規定を厳しくすることを求めます。氏名公表はもちろんの事、川崎市同様50万円以下の罰金刑や刑事告訴等が必要と考えます。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
390	<p>横浜市に住む在日韓国人です。相模原市本村市長が、所謂ヘイト規制条例に関して審議会に諮問されてから、この条例の行方を気にしていました。審議会から出された答申は川崎の条例以上の画期的な内容であったことから、条例の制定に大きな期待を寄せていましたが、今回の条例案骨子の内容を見て、大きく落胆しました。本村市長におかれましては、答申内容を再度見直し、是非、罰則のある条例の制定に、勇気を持って臨んでいただきたいと思います。神奈川県に三市ある政令指定都市で川崎に次いで罰則のある条例が相模原に制定されれば、残る横浜市での罰則付き条例の制定に大きな弾みになると考えます。</p>	1		
391	<p>該当箇所: 条例案全体 私の意見: ウクライナ・ガザを始め、国際社会では戦後産み出された国際人権規範が毀損されている。背景に自国優先主義や人権のダブルスタンダードも見えている。だからこそ、日本が国際人権規範を後戻りさせない勢力の一員として、基準維持のためあきらめずにがんばることが大切だと信じる。</p> <p>相模原市人権条例案は、川崎市人権条例に続き、国政における罰則の無い努力目標である「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、地域における具体的な抑止策を目指す条例である。憲法第21条の「表現の自由」は、国際人権規範の人種差別撤廃条約などによって直接に制限を受けないとの解釈もあるが、ヘイトスピーチを意識的に行う団体・個人が居る現状では、罰則の有る条例が必要であり、その効果は川崎市の例からも明瞭である。</p> <p>従って、相模原市人権条例においても、罰則の有る条例に修正されるよう要請する。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
392	<p>刑事罰など罰則の導入については、これを確実に盛り込んでください。</p> <p>刑事罰について、ヘイトスピーチの実情がないとの見解を市長が示したと聞き及びますが、ヘイトスピーチがどこでどのように行われるかは容易に知りえることのできないものです。これを調べ、指摘し、罰則規定を設けて社会を矯正するという総合的な対応が、これからの自治体には求められてゆきます。人権委員会を新設することは、そういう意味においてぜひとも必要なことですし、ヘイトスピーチを無くすためには罰則規定がぜひとも必要です。再考を強く求めます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
393	<p>個人の人格権を侵害するヘイトスピーチには、罰則を設けるべきという点は、必須であり、最低でもこの点については答申の内容を反映すべきです。そうでなければ（現状の骨子の内容のままでは）、全国的に見ても、制定することすら恥ずかしい条例となることは必至であると考えます。</p>	1		
394	<p>公共の場所でのヘイトスピーチには、やはり罰則規定が必須です。</p> <p>現在の能登半島地震災害においても、SNSサイトで「外国人が窃盗を働いている」などのヘイトデマが飛び交っている有り様を見ると、一層ヘイトスピーチへの罰則規定の設置が適切であると考えます。</p> <p>私は相模原市在住ではありませんが、私たちの国で暮らすすべての人間の権利が尊重される社会へと歩んでいくため、どうか再度ご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
395	<p>骨子 24 公表</p> <p>23で命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、氏名などの公表をしようとしているが、公表止まりではなく、罰則も入れて欲しいです。要するに、人権を侵害することを行わなければいいわけです。それをあえて行うということは、悪意があります。悪意に対しては、市に毅然とした態度をとっていただきたい。</p>	1		
396	<p>骨子（案）9ページの下記について、氏名の公表のみで罰則がないのは不十分であり、罰則を設けるべきと考える。</p> <p>24 公表</p> <p>（1）市長は、23(1)の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>ア 命令を受けた者の氏名又は名称及び法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名</p>	1		
397	<p>骨子：23命令～</p> <p>勧告に従わなかった者に対する命令、更に罰則が必要だと思えます。</p> <p>人権尊重のまちづくりを本気で目指すならば、悪質な差別的言動・行動に対する厳格な姿勢を罰則規定を設けることで示すべきです。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
398	<p>骨子21～23</p> <p>人権条例は刑罰のある厳しいものにしなければいけない。</p> <p>他人の人権を侵害することをなんとも思っていない人間や、そもそも人権について無知な人間は、人権侵害をされた人がどれほどダメージを蒙るかについて無関心である。窃盗や傷害に罰則があるのなら、同様に人間の権利を奪い傷つける行為に対しても罰則が存在するべきである。</p> <p>そうでなければ他人に無関心な人間は、「なぜ悪いのか」考えることすらしない。罰則が存在しないのなら、やってもそれほど悪くはないだろう、と思うのである。</p> <p>罰則が存在するだけで「泥棒や暴力と同じなのだ」との認識が生まれるようになる。罰則があれば、いじめ問題や外国人排斥、障害者差別などの人権侵害に抑制がかかるだろう。弱者の権利を守ることは、平等な社会を目指すために必要なことである。</p>	1		
399	<p>骨子22～24、28 不当な差別的言動の禁止措置</p> <p>声明をより効果があるものとするため、勧告・中止命令・公表、さらに悪質な事案については行政刑罰によって禁止することを盛り込むことが適切と考える。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
400	<p>骨子23「命令」、28「声明」について</p> <p>市長の命令に従わなかったときの罰則規定を設けるべきです。罰則がなければ、命令に違反した者が不当な差別的言動を継続するおそれがあると考えます。命令の実効性を担保する観点からも、命令に従わないより悪質なものの、差別事象により生命の危険が及ぶ場合などへの行政刑罰を盛り込むことが適当であると考えます。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
401	<p>骨子にないが、入れなければならないこと。「答申」にあった罰則規定が削除された。審議会では、当初は慎重であった憲法学者が、「ひどいヘイトスピーチには罰則をもって規制しなければくせない」として盛り込まれたものである。削除の理由は「表現の自由」と「立法事実」との説明だった。表現の自由については審議会の二人の憲法学者が起案したものであることから、十分配慮されたものであるといえる。</p>	1		
402	<p>骨子に含まれていない「罰則規定」について</p> <p>川崎市の条例を参考に、相模原市でも同様の規定を設けることが適切と考える。</p> <p>やまゆり園事件が起きてしまったからこそ、差別を根絶する断固とした姿勢（相模原市では差別的言動は決して許されない）を内外にアピールすることには大きな意味がある。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
403	<p>骨子の「Ⅲ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進」では差別事案の申し立てへの対応方法は市長の助言又はあっせんであり、「２１ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」への違反や不当な差別的取扱いへの対応方法には助言又はあっせんに勧告も追加されるものであると読みましたが、差別事案への対応として実効性があると思えないため罰則を設けてほしいです。労働紛争のような互いに利害関係がある当事者間であればあっせんにより調整する着地点もあるかと思われませんが、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」「障害者に対する不当な差別的言動」等のような単に属性を理由にして無関係の他者の人権を害そうとする言動に対しては止めさせる以外の解決があると思えず、助言やあっせんでの対応は難しいように思われます。「１４ 助言及びあっせん」には「（６）市長は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。」とも書かれており、また勧告にも強制力は無いという理解ですので、この条例によって既に存在している差別事案にどの程度効力があるのか不安です。もちろん人権教育や人権啓発を行うことや支援体制を充実させること等も非常に重要であり、相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定自体も非常に必要なことだと思っていますが、やまゆり園の事件で19人もの人が殺され大勢が傷ついたことを重く受け止めるのであれば、罰則規定を設けるような毅然とした態度が必要ではないか考えます。</p>	1		
404	<p>骨子の「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」において、勧告、命令、公表となっているが、悪質な場合は科料・罰金、刑事罰を含むより厳しい罰則が必要と考えます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
405	<p>骨子の22勧告、23命令について、罰則を設けることが適切と考えます。</p> <p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）は、東京都の条例と比べたら、はるかに進んでいます。それでも罰則規定がなければ、こうしたヘイトスピーチを止めることは難しいと考えます。自然災害が起きるたびに外国人を犯罪者扱いするデマが飛び交っていることを考えると、平時からヘイトスピーチを許さない姿勢を行政がしっかり示すことが非常に重要で、ヘイトクライム抑止につながると考えます。どうかご検討ください。よい条例をつくり、日本のさきがけになっていただくことを切望します。</p>	1		
406	<p>今回示された骨子は、審議会が答申した内容から大幅に後退した内容と言わざるを得ません。とりわけヘイトスピーチに対する罰則がなく、外国ルーツの人に対するヘイトスピーチに限定して氏名公表だけというのは、深刻な状態にある相模原の人権侵害の状況に即したのではなく、現在進行形のヘイトスピーチを止めることはできません。私が住む川崎では、ヘイトスピーチに刑事罰を設けることによって、露骨なヘイトスピーチはほぼなくなりました。効果はとても大きかったです。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
407	<p>今日の●●●新聞、本村市長の記事読みました。</p> <p>「やまゆり園事件は立法事実ではない…」という認識に驚きました。</p> <p>あのような陰惨で悲惨なヘイトクライムが起き、●●の生き残り、●●が昨日も市庁舎に押しかけるような社会だからこそ、相模原市に罰則付き差別禁止条例が必要だと思います。</p> <p>審査会の答申通りの罰則付き条例を求めます。</p> <p>相模原市が川崎市に続いて先進的な差別禁止条例作ってくれたら、横浜市も「続いて作れ！」と言いやすくなります。</p> <p>相模原市、頑張ってください！</p>	1		
408	<p>差別（ヘイトスピーチやヘイトクライムなど）を勧告や命令によってもやめないひどい差別に対しては罰則規定をつくって、差別は許さないという条例にしてください。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
409	<p>差別をなくすための罰則などといった画期的な答申が抜けている事に残念でなりません。</p> <p>相模原市は近いのでよく訪れますが、●●氏といったレイシストがヘイトスピーチを行っている相模原市内を通る時はとても怖いです。なんで差別主義者が堂々とヘイトスピーチをしていて僕らがいらぬ不安を持ちながら生活しないといけないのでしょうか？罰則がある事で抑止力となる事は川崎市の条例で明確となっています。</p>	1		
410	<p>差別的言動の禁止措置に「罰則」を導入すべきである。刑事罰によって具体的なヘイトスピーチ・クライムが減少している川崎市に先例に学ぶべきである。川崎市と同程度か、それを超える行政刑罰の設定を求めます。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
411	差別的言動への措置としては、 勧告、命令、公表にとどまり、審議会の答申にあった秩序罰または行政刑罰が削除されたものとなっている。 差別言動を繰り返す確信的な差別者にとっては、痛くも痒くもないものになってしまっている。目的にある差別的言動の解消を本気で推進する気があるのか疑わしいと言わざるを得ない。	1		
412	差別的言動への罰則、およびおこなった当事者への具体的な処罰が一切盛り込まれていません。これでは条例としての実効性がゼロに等しい。絵に描いた餅さながらの張りぼてにならぬよう、識者からの声明を反映した条例に一から練り直すべき。	1		
413	差別的発言などは、勧告レベルではおさまらないものです。昨今の災害時などにも差別的発言がはびこり、ゲームを楽しむかのように簡単にカジュアルに広がり増殖していきます。しっかりと罰則規定を設けて、いかなる差別も許されないと公の機関が毅然と対応することが必要です。	1		
414	再びこのような事件を起こさないために、ヘイトスピーチ(差別を扇動する増悪表現)やヘイトクライム(差別犯罪)の位置づけを明記し刑事罰などの罰則を明記することを要望します。	1		
415	出された答申を尊重してください。 先行する川崎市の条例の罰則のある条例でなければ有効性を認めることはできません。 心ある市民もそれを望んでいます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
416	<p>条例（案）骨子へは次の内容の修正を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別的言動の禁止措置について <p>審議会答申に基づいて罰則規定を盛り込むべきである。罰則については川崎市と同様に行政罰則として上限50万円の罰金とすることを求める。</p> <p>条例（案）骨子へは次の項目についての具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P10 「25罰則 第23条に規定する市長の命令に違反した者に対しては行政刑罰として上限50万円の罰金に処する」を新たに挿入する。以降、項目数字を先送り。 	1		
417	<p>条例について意見を申し上げます。</p> <p>人権施策審議会会の答申が反映されていないのは問題です。川崎市の条例を参考にすべきです。</p> <p>差別に対し敵然と罰則を設ける措置を取るべきです。ヘイトスピーチは表現の自由と相容れないもので犯罪行為です。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
418	<p>条例案について以下の点について取り入れることを求めます。</p> <p>悪質なヘイトスピーチを禁止して、罰則を科すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチ禁止を実効性あるものにするためには、とても重要な一項なので必ず入れてください。 	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
419	<p>条例案を読みましたが、21本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止、22勧告、23命令、などのどこを読んでも、「不当な差別的言動」をした者に対する罰則の規定がありません。市長が人権施策審議会から提起された「答申」には、差別的言動を阻止するための「罰則規定」がきちんと書かれていました。「答申10～13頁の 13不当な差別的言動」のところには、(4) 不当な差別的言動の禁止として、「侮辱、排除、犯罪扇動」などに対して「罰則を科す」ことが明記されています。にも拘らず、これらのことが今回の条例案には全く反映されていません。これでは、せっかく条例が施行されても、「本邦外出身者」が安心して暮らすことのできる相模原市になるとは、到底思えません。先日、横浜地裁川崎支部で出された裁判の判決でも、在日韓国人女性の生活を脅かすヘイトスピーチに対し、彼女を守る判決が出されました。これは、罰則規定を盛り込んだ川崎市の条例があればこそその判決でした。相模原市でも、マイノリティの権利を守る、私たちが待ち望む条例にしてほしいです。</p>	1		
420	<p>条例違反者に対する制裁も盛り込むべきです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
421	<p>深刻な差別には罰則を設けてください。</p>	2		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
422	深刻な人命(心身)にかかわるヘイトスピーチには、答申にある罰則を設けてください。当事者の一生を破壊する可能性を視野に入れてください。	1		
423	人に対する差別的な言動に対しては勧告・命令・公表のステップを踏み刑事罰の判断は検察庁・裁判所が行えばいい。罰則無しでは効果がない。	1		
424	川崎の人権条例と同じように、差別をした加害者に対し罰則規定を設けて下さい。勧告・命令・公表と3段階のステップを踏んで、刑事罰の判断は、検察庁や裁判所が行うようにして下さい。	1		
425	川崎市では未だに度々ヘイトスピーチ街宣が行われています。しかし、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例ではヘイトスピーチに対して罰則規定を設けました。その効果は現れています。ヘイトスピーチ街宣が行われても当事者ではない私が聞いても耳を塞ぎたくなるような酷い文言は使われなくなりました。罰則規定は絶対に必要です。	1		
426	相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)について、内容はよいがそれを抑制される罰則事項がないと効果が認められないのではという懸念がある。 本当に人権の観点を尊重するのであれば罰則を用いて善悪の線引きをした方が良いのではないかと意見する。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
427	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子についての意見を申し上げます。</p> <p>この度、相模原市より発表された骨子は、これまでの審議及び答申の内容から大きく異なるものと感じました。</p> <p>具体的には骨子内容の以下の部分について、不満の意を表します。</p> <p>・違反者に対して刑事罰を科すことを除外（同一人物から、『差別を行った当事者に対する罰則規定が削除されていることについて、大いに不満を覚えます。これでは条例による差別の抑止力は皆無です。再度この点について加えるようお願いいたします。』という意見が別に提出）</p>	1		
428	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子に取り組んで頂けていることについては評価したいと思います。これにかかわる人が本当に差別を無くしていきたいと考えているのであれば、違反者に対して氏名公表のペナルティだけではなく、罰則の条項を入れてください。罰則規定がない場合、氏名公表だけでは違反者に対する抑止力が弱く、差別も無くならないと思います。罰則がなければこの内容は意味のないものになると確信します。</p> <p>本村市長も一時は公約に掲げていたではありませんか！</p> <p>今の時代、人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、言葉だけでなく、本当の意味ある条例を作ってください。よろしく願い申し上げます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
429	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）は、相模原市人権施策審議会答申（以下、「答申」という。）が示した以下の点が反映されていない。 ・行政罰則が規定されていない。骨子は氏名の公表を定めているが、そもそもヘイトスピーチを行おうという者の中には自ら名を名乗って行う者もある。彼らに対して氏名を公表するとしても何らの抑止力にならない。ヘイトスピーチは違法であり、これに対して一定の行政刑罰をもって対処すること自体を否定してはいけない。もちろん、表現の自由は保障されなければならないが、これを保障する仕組みは3回チェック方式や専門的な第三者機関を関与させることで十分に担保することは可能である。この点、答申に立ち返るべきである。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。	ウ
430	P10 【挿入】 「25 罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円（※）以下の罰金に処する」を新たに挿入。 ※川崎市人権条例と同じ。 以降、番号繰り下げ。	1	本規定は、市長が勧告、命令、公表をしようとするときに、あらかじめ相模原市人権委員会に意見を聴く旨を定めており、意見を述べる機会を与えることができる者として、当該措置の対象である本邦外出身者としているものです。	ウ
431	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）骨子21～23について意見を送ります。 不当な差別的言動については、罰則が必要です。差別扇動をしたい人たちに、罰則のない条例は無効だからです。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
432	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）骨子21～24について意見を送ります。</p> <p>2023.12.27付の●●●新聞によると本村市長は条例を答申通りにするつもりだったが断念したとのことですが、非常に残念です。特に、市が背負うかもしれないリスクを理由に罰則を含まなかったのはこの条例の無力化さえも招かない判断であり、見直しを求めます。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
433	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例について、ヘイトスピーチに対する罰則規定が必要だと考えます。これまで我が国においてヘイトスピーチ解消法などが制定されてきましたが、罰則規定がないために実効的な効果が見込めない状態が続いています。相模原市においては、市議会議員選挙立候補者が選挙活動にかこつけて街頭においてヘイトスピーチを行いました。</p> <p>相模原市がダイバーシティを尊重し、多様な人々が暮らす街を標榜するのであれば、ヘイトスピーチに対する具体的な罰則を制定してください。</p>	1		
434	<p>相模原市長は「酷いヘイトスピーチは見られなくなった」と仰いますが間違いです。多くの市民が無効化しているのです。いつまで市民に対応させるのですか？</p> <p>そして罰則が無ければレイシストのヘイトスピーチは防げません。もし再びヘイトクライムや人権侵害が起こるようなことがあれば、それは相模原市の責任です。</p> <p>公権力をもって、しっかりと市民を差別から守ってください。いったい時間と労力をかけて検討してきた答申は何なのですか？</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
435	<p>答申を反映し、きちんと手続きを踏んだ罰則規定を設けることで、市のスタンスが示されます。法を踏まえ市の歴史を踏まえ条例を作るのですから、形骸化させることなく、答申を汲んだ条例を策定してください。</p>	1		
436	<p>答申案には盛り込まれていた罰則規定が、骨子では削除されていることについて 現在、ヘイトに関する言動があるか否かの問題ではなく、相模原市として未来永劫ヘイトを許さないという強い意思表示をし、それを私たち市民の誇りとするためにも罰則規定は必要と考える。</p>	1		
437	<p>特に罰則付き条例案は必要です。ヘイトスピーチを繰り返す輩は話をしても聞きません。条例をもって厳しく取りしまわなければヘイトスピーチと差別は無くなりません。そして、罰則付き条例案は彼らを抑える抑止力になります。是非、罰則は必要です。全国の人々が注目をしています。相模原市民の誇りを感じる条例案になることを期待します。何卒、切にお願いいたします。</p>	1		
438	<p>罰則について 表現の自由への配慮（骨子4）を理由として罰則の適用を付さなかったことは適切ではないため、罰則の適用を付した条例を制定してほしい。罰則規定を設けている川崎市の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では差別的言動がなされた場合、勧告、中止命令、公表という段階を踏んでいる。さらに学識経験者などによって構成された第三者の委員会（川崎市差別防止対策等審査会）で意見を聴取していることから表現の自由への配慮がなされている。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
439	罰則について触れていないので、例えば5年以下の懲役、100万円以下の罰金等々、しっかり明記してほしい。 相模大野の駅のデッキはよく通るので、悪口を並べ立てるものはもう見たくないです。	1		
440	罰則規定 「22の市長の勧告に従わない者は、500,000円以下の罰金に処する。」という罰則規定を盛り込むべきと考えます。	1		
441	罰則規定がなければ国が定めた規制と何ら変わりません。市が別途に条例を制定することはいいことですが、市の条例に罰則規定を入れることで国のヘイトスピーチ規制法の改正を促せます。よろしく願いいたします。	1		
442	罰則規定が大幅に後退しています。 対象が本邦外出身者に限定され、氏名公表にとどまっていること。 津久井やまゆり園事件が起きてしまった相模原市の拡散防止措置が障害については事案公表のみとは一体どういうことでしょうか？ 再考してください。	1		
443	罰則規定のない条例ではヘイトスピーチを規制できません。 川崎市では罰則付き規制条例制定後、ヘイト街宣の頻度・参加者とも激減しています。 先日も●●氏が相模原市役所前でヘイト街宣を行ったようですが、罰則なし条例では今後も相模原で差別主義者のデモや街宣が繰り返される可能性が高いと思います。 (罰則付き条例制定を断念した市であればなおさら差別主義者がターゲットにする可能性大)	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
444	罰則無しの条例では街が差別するやつの掃き溜めになってしまいます。 住民にも外国籍の方がいます。 その方達を護るためにも断固罰則規定をお願いいたします。	1		
445	反差別条例であるはずが被害者を救済できず、加害行為をなくせないものであったら無意味です。その意味ではやはり罰則規定は必要なのではないでしょうか。わたくしは、画期的で先進的で国際基準の反差別条例である答申を丸呑みにすればいいのに、と思うばかりです。	1		
446	「不当な差別的言動」を特定して定めていますが、「正当な差別的言動」など有りません。 現在 現に行われている 右翼によるヘイト街宣などを、きちんと取り締まれるよう、実効力のある 広範な規制を求めます。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。	ウ
447	不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 勧告→命令→公表 差別言動の解消に当たっては、審議会答申案だと罰則を科すことが記されていたはずで す。また、慎重を期すために、上記の手続きを踏んで取り組む仕組みがあるのではないのでしょうか？ しかし確信的にヘイトスピーチを行う人間には、堂々と名前をさらして選挙ヘイトを行っているくらいですから、氏名公表など何の抑止にもなりません。 唯一罰則規定を条例に書き込んだ川崎市では、巧妙な言い換えをしたりしていますが、悪質なヘイトスピーチ街宣は減少しているのです。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>日本全体でこれから人口減少が進む中、相模原市の人口は拡大していると聞きます。その中には、外国籍の人、本邦外出身者や、性的マイノリティ等の不当な差別を受けている方たちもいることでしょう。その方たちにとって相模原市が、差別的言動には毅然と対処し人権が守られる安心して生活ができる都市であってほしいと願います。そうなれば、から住む私たちも、誇りを持ち一層住みやすい市になることと思います。</p> <p>ですので条例には差別的言動に罰則を科し、ヘイトスピーチ(変えられない属性を挙げて相手を貶める)はしてはいけない人権侵害だと強くメッセージを出してほしいと考えます。</p>			
448	<p>本村市長、相模原市市議の皆様</p> <p>2016年のやまゆり園の犠牲になられた方々を思い、相模原市が日本国内だけでなく、世界からも人権に関して注目を集める自治体である昨今、かつてからの在日朝鮮人、韓国人への右翼系の団体からのヘイトクライム、近隣の川崎の動き、或いはウトロ、或いは●●さんの事から入管の実態が明らかになったことと重なって、この3年半、市民団体を中心に、画期的な人権条例の答申案を審議委員会が提出し、大変な期待をしていた「●●」という市民団体のひとりです。この条例の賛同団体となり、広く東京の方々、全国の友人などに、相模原市の条例の進捗状況を伝えて参りましたが、ここにきて、本当に残念な議会での動き。市長さんの方向性に、何かに忤度されているのでは…と疑念を抱くほどに、答申案での重要部分が大きく欠落。なぜでしょう。罰則は必然です。行政が取り締まらなくて、ヘイト、差別、改善するわけがありません。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
449	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止 ここに罰則がないのはあり得ない。「一定の規制は必要であるが罰則を課すまでには当たらない」とは驚くべき理由。2016年のヘイトスピーチ解消法は理念法であるためヘイトスピーチはなくなっていない。2020年に川崎でヘイトスピーチ罰則条例が施行され、やっと効果が出てきた。レイシストは注意や名前を公表されることぐらいでは痛くも痒くもない。絶対に罰則は必要である。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。	ウ
450	7ページ「20 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置」 本邦外出身者に限定するべきではありません。あらゆる人が不当な差別を受ける可能性を持っており、現に差別されています。防止措置のひとつとして罰則も必要です。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、禁止措置等の対象の範囲を決定したものです。	ウ
451	被害に応じた「罰則」を設けること。 差別は「啓蒙」だけでは解消されません。路上、ネット空間問わずヘイトスピーチ、ヘイトクライムという「行為」が表出すれば、その「行為」を咎める「罰則」は必要不可欠です。そうでなければ、「加害者」に対して「被害者」自らが矢面に立たざるを得ないからです。 以上、答申通りの「実効性」のある条例にするべきです。何卒よろしく申し上げます。	1	日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。	ウ
452	P10 【挿入】 「25 罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円（※）以下の罰金に処する」を新たに挿入。 ※川崎市人権条例と同じ。 以降、番号繰り下げ。	1	本規定は、市長が勧告、命令、公表を進めていく上で必要な報告や質問を行うことができる旨を定めているため、当該措置の対象行為である「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を規定しているものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
453	<p>骨子にはあげられてないが罰則規定を設けること 原則答申を尊重すること</p> <p>本村市長の公約の柱の一つであったとみなす「相模原市人権尊重のまちづくり条例」（以下「（市）人権条例」）についてのパブリックコメントの機会がありますので私見を述べさせていただきます。</p> <p>☆) 今回の「市人権条例（案）」策定において表現の自由との兼ね合いに留意が払われたということは聞いており、提示されている資料を見ても窺われます。言論表現の自由は民主政の履行の基本的要件であることは言をまちません。これは一般には、公権力の保持者に対して私人がもの申すときに絶対に保障されるべき原則であり、私人間の言論においては「思想の自由競争」のなかで争論・説得が行われ、淘汰・洗練されより優れたものになってゆくという基本理念があるのが原理とされている、というのが通説となっているのを聞いております。</p> <p>ただ現実の社会においては、今回「人権条例」が立案されるに至った「私人間の権力保有の不均衡」という状況があります。種々の視点において社会的立場の弱い人々がいることも否定できません。また実際のヘイトスピーチが行われている現場においては、言論の場の争いという段階ではなく、直接の暴力行為には及ばないにしてもそれに及ぶ危険性を感じさせたり、偶発的に至ってしまいかなない恐怖を感じさせることもあります。この有り様は「人権条例」が保証することを目的とする人権、人格の尊厳を大きく毀損する行為だとみなさざるを得ないと考えます。身近な例として、私は個人的な会話で、民族学校の生徒からヘイト行為にあった体験から「自分の存在が否定されているように感じた」と聞いたことがあり、受けてから見れば、条例の理念、共生という点から外れてしまっていることを感じさせられたことがあります。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p> <p>また、答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>これからの未来、どうしても必要とみなさざるを得ない共生という理念の保護・醸成に公権力の執行に頼るとは、言論というレベルにおいては大いに熟考すべき事柄ではあります。確かに表現の自由に抵触しかねない内容を安易に条例に盛り込むということは考慮すべきことですが、弱者の人権の保護という観点からはやはり入れるべきことは必要かとみなさざるを得ません。</p> <p>予防的効果を期待しての意味合いもあります。</p> <p>+付記すればさる筋から表現の自由ということで訴訟が起こされても困る（面倒だ）ということで罰則規定を落としたということに耳にしました。策定においてあらゆる可能性を考慮する必要がありますが、有無のほどは知りませんが、そのようなことがまことしやかに漏れてくるのが、市政の根幹が軽く見られてしまう印になりかねないとみなします。</p>			
454	<p>IVの不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進のところで、罰則規定が必要だと考えます。ヘイト表現に晒されたひとたちは心が死んでしまいます。ヘイト表現に遭ってからは遅いです。ヘイト表現に刑罰を科すことで、相模原市がマイノリティの人権を保護しているサインとなり、彼らに安心感を与えられたことができると思います。またヘイト表現に寛容ではないという姿勢を市が示すことでは、教育的な機能になるとも考えます。ヘイト表現は国連の自由権規約20条2項では禁止、人種差別撤廃条約4条では犯罪という規定で刑事犯罪であることが明確になっています。ヘイト表現を行う方々に対して実効性を持つ条例にしていきたいです。</p>	1	<p>本市において、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえると、不当な差別的言動への一定の規制は必要であるため、拡散防止措置や禁止措置を導入することとしましたが、本市の実態を踏まえると、日本国憲法が保障する「表現の自由」を制約してまで、罰則規定を導入する必要性がないと判断したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
455	<p>2 3 命令ですが、間接強制する条項が必要である。</p> <p>公表を行っている大阪市の事例だと、同一人物が複数回公表されており、罰金なり拘禁を科しないと止まることはないだろう。</p>	1		
456	<p>罰則をつけない理由として、安易に「表現の自由の尊重」を掲げるのはやめてください。骨子でも市の説明でも、罰則をつけない理由として強調していますが、表現の自由の尊重は当然の前提として、憲法学者2名が入った審議会で慎重に論議されてきました。</p> <p>答申に書かれた罰則の対象は、公共の場で拡声器等を使って行うひどい差別的言動です。しかも、勧告や命令を経ても繰り返す、確信犯的なものです。きちんと答申を読めば、うっかり言ってしまったことが取り締まられる心配がないことは明らかです。市民に誤解を与えるような、誤った説明や返答は控えて下さい。罰則を科すことで、差別的言動は許さないという市のメッセージを伝えることができ、大きな抑止効果を生みます。</p> <p>そもそも、ひどい差別発言をする「表現の自由」なるものはあるのでしょうか。安易に決まり文句のように使われる「表現の自由の尊重」という発言自体がさまざまな差別を受け続けてきたマイノリティを痛めつけます。安易に「表現の自由」を振りかざすことで、差別を容認し、マイノリティの尊重と表現その他の自由を侵害する危険性が大いにあることを認識してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
457	<p>能登半島震災においても外国人に対するデマが流され、デマに煽動された人々により、ヘイトスピーチが暴力に結びつくリスクは日々増大しています。</p> <p>また、1月7日？に新宿駅前で神奈川県川崎市や相模原市等でヘイト街宣を数年続けている●●というレイシストが「朝鮮人を○せ」とジェノサイドを呼びかけていました。</p> <p>現下の悪化する状況を鑑み、罰則は絶対に必要です。暴力や憎悪がエスカレートする現況を止めるために。</p>	1	<p>本市において、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動への一定の規制は必要であるため、拡散防止措置や禁止措置を導入することとしましたが、本市の実態を踏まえ、日本国憲法が保障する「表現の自由」を制約してまで、罰則規定を導入する必要性がないと判断したものです。</p>	ウ
458	<p>P10 【挿入】</p> <p>「25 罰則 第23条に規定する市長命令に違反した者に対しては行政刑罰として50万円（※）以下の罰金に処する」を新たに挿入。</p> <p>※川崎市人権条例と同じ。</p> <p>以降、番号繰り下げ。</p>	1	<p>本市では、条例の禁止措置に該当する可能性のある事案が過去に発生したという実態を踏まえ、不当な差別的言動に対する規制措置を設けることとしますが、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である表現の自由を規制することになるため、一定の規制をかける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、対象の範囲を決定したものです。</p>	ウ
459	<p>一部には罰則規定を設けて不当な差別を厳しく取り締まるべきとの主張があるが、思想および良心の自由に関わる部分を罰則で取り締まることは非常に困難で、これらを条例で縛るような行為は憲法19条、22条を超越することになりかねず極めて不適切である。</p> <p>ヘイトスピーチを条例で規制することへの合憲性については罰則規定の無い大阪市の条例に対する判例があるのみで、罰則規定がある川崎市の条例に対する判例は無い。これを鑑みれば、判例が無いものについては相模原市だけの議論で結論を出せるようなものではないため拙速に検討すべきではない。</p>	1		
460	<p>・条例制定について</p> <p>現状罰則規定は無いようですが、本邦外出身者以外に限定する偏った条例とする場合は、今後も罰則規定は復活しないよう予防措置をお願いします。</p> <p>また、罰則付類似条例が全国に伝播しないようお願いします。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
461	<p>どうしても制定するのであれば、下記を要望します。</p> <p>まず罰則規定を設けないこと。</p>	1		
462	<p>私は障害者手帳3級を持っている精神障害者です。</p> <p>息子は愛の手帳を持ち、川崎市の●●に通学していました。障害者、その保護者の立場からですが、相模原人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子において罰則を導入していないことについては支持します。ただし、条例制定自体を支持するということでは全くありません。</p> <p>支持する理由は以下の通りです。</p> <p>①罰則を導入することによって、却って健常者が障害者に対し嫌厭感情を募らせ被害を訴えることのできない知的障害児・障害者に対するイジメや虐待につながる可能性がある。</p> <p>②障害者に対するネガティブな意見であったとしても健常者、障害者・保護者の言動の自由、知る権利は保障されるべき。罰則の導入によって健常者が障害者・保護者との対話を忌避し、健常者と障害者・保護者間での意思疎通が阻害されることが懸念される。健常者と障害者は対等に対話するべき。罰則の導入は障害者の差別化に過ぎない。</p> <p>③津久井やまゆり園事件の被害者は知的障害者であるが、知的障害者は政治的意思を表明するなどの参政権が実質上行使できない。被害を被った属性の政治的意思の調査ができないにも拘わらず、知的障害者を含めた障害者と在日外国人等に対する言動を一律に条例で規制することは、日本国民を主体とする現憲法の平等原則、公共の福祉の理念に違反する。精神障害者の私としては、条例の制定そ</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>のものに反対します。</p> <p>障害者及びその保護者に必要なのは教育、雇用、居住、経済的支援等、具体的な福祉政策です。そのためには障害者側の情報を開示し、健常者と十分な対話をし、健常者の理解と共感を得るべきです。罰則の導入は「かながわ憲章」で言うところの「障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁」の一つに他なりません。また、相模原市、川崎市における在日外国人に対する批判的な意見の表明は、日本国民を主体とする現憲法上もしくは日本の外交政策に関わる政治的言論です。政治的言論の自由は民主主義の根幹を為し、国民の参政権の一環であり、規則が可能な表現の自由とは一線を画し、安全保障上治安上も、最も重要な日本国民の権利であり、当該属性の名誉権に優越して決して規制をしてはならないものであります。当該言動が政治的言論であるか表現の自由の枠外である憎悪的表現であるかは、民主主義の理念に鑑み、行政に属する市人権委員のような小規模な組織ではなく、地域住民であるところの日本国民が良識に基づいて判断べきと考えます。</p>			
463	<p>意見内容</p> <p>1 罰則規定が無いことは大変素晴らしい。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
464	<p>現在の条例(案) について述べるものではありませんが今までの行政の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則規定を削除したのは適切であったと思う。 <p>日々のご公務に感謝いたします。</p>	1		
465	<p>市民間の軋轢や分断を避けられる、罰則が無い事に安堵しました。</p>	1		
466	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）について支持するとともに、現在議論となっている罰則の不設定等について修正しないことを求めます。</p> <p>法律は住民に義務を課し、行動を制限し、違反した者に与える罰則を定めるだけでなく、権限を行使する側の義務や制限を定めるものであり、恣意的に運用できない、あるいは運用し難い制度設計を行うのは当然のことです。</p> <p>条例案の変更を求める方たちからは「人権委員会なのだから悪意ある運用などしない」等の意見があるかと思いますが、制度の適正な運用を運用者自身の善意に期待している時点で制度上欠陥があると言わざるを得ず、このような前提で運用者に重大な権限を与えるような法律を制定・運用するべきではありません。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
467	<p>相模原市民ではないものの、他自治体への影響を鑑み、以下4点要望いたします。</p> <p>①原案と同様に罰則を設けないこと</p> <p>骨子案該当箇所：全体</p> <p>【理由】</p> <p>原案に、罰則を設けていないことを高く評価しています。なぜならば、法律であるヘイトスピーチ対策法でのヘイトスピーチの定義も曖昧で、これを実際に適用すると恣意的な判断がなされる危険性があるからです。</p> <p>原案にある「表現の自由その他の憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」という記述はもっともなことです。</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
468	<p>罰則</p> <p>憲法21条 表現の自由の観点から川崎市のヘイトスピーチ条例と異なり、刑事罰はないのは妥当である。</p> <p>刑事罰を求める意見があるとこのことだが、名誉毀損罪、侮辱罪により刑事罰を適用するという条文を設けることで憲法21条表現の自由との兼ね合いの問題の解決は可能でないか？</p>	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。</p>	ウ
469	<p>罰則をつけないでください。</p>	7		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
470	罰則規定がないことはよかったです。	1		
471	罰則規定がないことを支持する。骨子にある通り日本においては憲法で基本的人権が定められており、直接的な人権侵害を受けた人は裁判により司法の救済を受けることができる。相模原市の実情に沿った内容となっていると考える。	1		
472	罰則規定に関する報道もあったため、念のための意見ですが、一方のみが（少数者→多数者）、どんなことであれ、意に沿わないと思えば、排他的なことを言っているとレッテル張りすることができてしまうような罰則規定を設けることはやめていただきたい。	1		
473	罰則規定の廃止について 一時期、罰則規定を盛り込むことを検討されていたようだが、現在の条例案では削除されていて安心している。12月25日の●●●新聞で、罰則規定の復活を扇動するような記事を掲載していたが、そのようなことをすると、安心して自由に意見を言うことができない社会になる。もちろん差別発言は良くないが、一つ一つの発言に対して罰則規定を設けるなど、独裁国家ならまだしも、民主主義国家ではあるまじき行為である。●●は罰則規定を復活させようと、集団的にパブコメを送っているようだが、このような意見に惑わされないようお願いしたい。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
474	<p>「24 公表」について</p> <p>「公表」とどめて、罰則を盛り込まなかったことへの批判的意見もあるようだが、公表については大阪市の条例につき最高裁で合憲判決がある（2022年2月15日）ものの、罰則については川崎市の条例につき司法判断がなく、現時点では実務的には合憲とも違憲とも判断できない。従って、公表にとどめたのは妥当であり、仮に罰則を盛り込むのであれば、合憲の司法判断が出るまで待つべきである。また、川崎市のようなコリアンタウンが相模原市内には存在しないという立法事実の問題に注意が必要である他、個人を名指ししての誹謗中傷であれば、現行法でも侮辱罪や名誉毀損罪に問えることにも着目すべきである。なお、罰則については、国際人権法学説では許容する見解が通説的だが、憲法学説、行政法学説、刑法学説では慎重意見が根強いことにも留意すべきである。近時の憲法学説における慎重意見については、榎透「ヘイト・スピーチ規制考—米国の議論を通じて考える、公私区分、国家権力、そして、表現の自由市場」（『専修法学論集』第129号、2017年、47頁以下）や、松井茂記「ヘイトスピーチと表現の自由」（松井茂記『表現の自由を守る価値はあるか』有斐閣、2020年、1頁以下）などを参照のこと。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
475	特に骨子Ⅳ、19～24において「本邦外出身者」強調の一方でこの本邦外出身者が本邦内出身者への差別行為を行った場合の処罰処分が全く記載がない。	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。	ウ
476	「21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」から「24 公表」について差別的言動の禁止を本邦外出身者に対するものに限定しているが、罰則規定を設けず、公表にとどめるのであれば、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に加えて、障害者に対する不当な差別的言動を盛り込んで良いのではないか。罰則を設けるのであれば、本邦外出身者に対する不当な差別的言動も含めて慎重に考えざるを得ないが、公表という行政処分にとどめるのであれば、障害者に対する不当な差別的言動も含めて良いのではないかと思われる。	1	本市における差別的言動は、人種・民族・国籍に基づく事案を複数確認できたものの、罰則条項を採用する他市における状況（不当な差別的言動の程度・頻度、集住地区の有無）と比べると、立法事実の観点から低い状態にあるため現時点での導入は適切ではないという結論に至りました。 「表現の自由」を尊重するためには、規制を行う場合、規定の明確さが求められるとともに、規制の範囲は、広範になりすぎないようにする必要があるのであることから、立法事実がないことについては規制することはできないと考えております。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
477	<p>全体として。</p> <p>私達が目指す差別のない世界は、ものが言いにくい世界ではない。また、発言しようと感じることがないように統制された世界でもない。</p> <p>わからないこと、おかしいのではと感じることを「安心して発言できること」がもっとも守るべき価値であることは確認しておくべきではないか。</p> <p>このような、市民による議論があることとともに、自分たちで現在合意できるバランスを決められる力を持っている世界が目指す方向だという確認も明確にされる必要がある。絶対に「発言しにくい社会にはしないという覚悟」を市民に示すために。</p> <p>完全に分からない限り発言できないのでは、だれも発言できなくなってしまう、なぜその発言が問題なのかを、伝聞や推定ではなく、本人の声として聴きその地域で顔の見える関係を育み、一人一人違うそれぞれの感じ方をお互いに学び、お互いに今可能な手段を使ってバランスをとっていくという開かれた議論がなされるようにして行くことが大切ではないか。</p> <p>よって、市の責務として、安心して発言できる環境がもっとも守られるべき人権であること、そこに疑義がある場合市民は窓口に出ることで対抗できる力を持つことを追記する事が必要。安心して発言できる環境がゆらぐのであれば条例は人権にとって効果がないため不要だと考えます。</p>	1	<p>相談支援窓口等は、条例施行後に設置を検討しており、安心して相談できる環境を整備するなど、適切に運用してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
478	<p>なお、II総則4表現の自由などへの配慮にあるように、あらゆる表現の自由は憲法21条の保証されており、VII雑則の35条委任に規定される規則の制定時や、VIII附則の39検討にある今後の見直しの際にも今条例が決して、憲法を超越しないように留意すべきである。</p> <p>下記に理由を記す。</p> <p>2022年の7月後半から8月中旬にかけて、武蔵野市にある米販売店の経営者がFacebookに書き込んだ内容に関して、反差別を掲げる過激な団体が経営者の発言内容をヘイトスピーチと一方的に断定し営業妨害を行った事案が存在する。</p> <p>また同団体は、反差別を謳い保守系団体の集会や街宣、あるいはトランスジェンダー問題に関するデモを行う団体に顔を近づけて撮影や威圧、また中指を立てるなどの下劣な行為を行うなどしている。</p> <p>「差別主義者への抗議」を標榜し、言論の抑圧を行う事態が度々発生しているのである。本条例案が、制定の理由に「一人ひとりのかけがえない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため」と掲げているのであれば、本邦内・本邦外の出身のルーツに関わらず差別的な言動を行わせないとのことの啓発を目指していくのが筋であると思う。</p> <p>時間はかかるものの確実な手段であると思う。</p> <p>本条例において、本邦外出身者などと範囲を限定することは、不要な分断を生みかねない表現である。</p> <p>また差別へのカウンターを標榜し、差別に反対する団体の過激な活動に対する抗議や批判なども過激な活動や脅迫などで抑制するような状態であるのに対して、このような分断を招く表現は避けるべきである。</p> <p>同時に差別へのカウンターと称して、行き過ぎた過激な言動や批判なども分断を促進するだけでなく、批判を抑制される側、する側、双方に対し悪感情を想起し共生社会への実現を遠ざけるものである。</p>	1	<p>今後の社会情勢や市民意識などの変化に合わせて、適切に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>そのため、今回の武蔵野市の米販売店に対する営業妨害のような、行き過ぎた言動や抗議などの事案が発生した際に、当事者から救済が求められた場合は適切に対応できる様にするべきである。</p> <p>なお、一部の過激な活動家のような人物の行為を受けて、罰則規定を設けて厳しく取り締まるべきなどの意見があるが、思想及び良心の自由に関する部分を罰則で取り締まることは非常に困難である。</p> <p>これらを条例で縛るような行為は、憲法19条、21条を超越することになりかねず極めて不適切である。</p> <p>なお、ヘイトスピーチを条例で規制することの合憲性に関しては、罰則規定のない大阪市の条例に対する判例があるのみであり、罰則規定がある川崎市の条例に対しての判例はない。</p> <p>これを鑑みれば、判例がないものに対して相模原市の議論のみで結論を出せるようなものではないため拙速に検討するべきではない。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
479	2019年の市長・市議選挙前後、一部の候補者と支持者による外国人差別が目立っていたためこの条例を作ることを本村市長は考えるようになったのではないかと推察するが、それが今目立たなくなったのは、この条例を制定するまでの流れで「罰則付き」という言葉が何度となく繰り返されてきたためではない赤と思う。「罰則」にそれだけヘイトスピーチを減らす効果があることの表れである。さらに、出来上がった骨子からは「罰則」がなくなっていることを喜ぶ投稿がネット上では見られる。罰則なしのまま条例が制定されれば、レイシストたちは喜んで差別的な言動をすることは明らか。罰則のない条例なら作る意味がない。	1	<p>日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な権利である「表現の自由」を規制することになるため、一定の規制を設ける上では、市は慎重であるべきと考え、本市の実態に基づき、規制の強さを決定したものです。条例に規制措置を設ける場合には、本市の立法事実を踏まえたものでなければならないと考えております。</p> <p>本市としましては、不当な差別的言動の抑止を図るため、日本国憲法が保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意するとともに、本市の実態を踏まえ、規制の対象属性、手法、強度などについて、検討した結果、「本邦外出身者に対する差別的言動」について、勧告・命令・公表までとする禁止措置を設けることとしたもので、罰則規定は設けなかったものです。</p> <p>なお、条例は、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を深め合う共生社会を実現することを目的に条例を制定しようとするものです。</p>	ウ
480	ヘイトスピーチの禁止対象が特にあいまい→これだけでなく全てあいまい	1	骨子21の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止の規定におきまして、禁止対象行為に該当する場所、手段、類型を明文化しております。	ウ
481	・市長が勝手にヘイト認定後、氏名を公表して再発防止を図るなら、市職員の懲戒処分でも同じ理由で氏名の公表をお願いします。一般市民等の再発防止に氏名を公表するのに、不正受給を含む罪を犯した市職員の氏名を公表しないのは不当な差別です。	1	市職員の懲戒処分については、相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づいて対応しております。	ウ
482	・ヘイト被害者への救済策を明確に打ち出してください	1	不当な差別への対応としましては、相談・支援体制の充実に加え、不当な差別的言動の解消に向けた取組を講じていくとともに、不当な差別的取扱いに対しては、助言やあっせんという新たな制度を設けるものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
483	第25条人権委員会による調査及び意見の表明は、市長による求めが無くとも行えることを求めます。	1	<p>人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市長からの救済措置に係る諮問に基づき人権委員会において審議した結果である答申を尊重した上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
484	「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」について正当な差別的言動などないので「不当な」は不要。	1	<p>人権に関する法律や他都市の条例では「不当な差別」としている例が多いこと等を踏まえ、単に「差別」とするのではなく「不当な差別」としています。</p>	ウ
485	骨子12～27並びに29～33について、個別の事案に対して本条例に従って罰則あるいは不利益が課せられるべきではなく、実際の処分を伴わない理念条例に留めるべきである。本条例では「不当な差別的取扱い」並びに「不当な差別的言動」に対し、事実上それを裁く権限を市及び市人権委員会に付与するものと解することができるが、個別の取扱い・言動が不当であるか妥当であるかを判断することは容易ではなく、特に表現の自由と相克する言動については専門家においても意見が分かれる場合が多く個別事情に即して判断されるべきとされる（参考文献1、2）。このような事案に対し、骨子12～27のように市及び市人権委員会が調査、勧告、処分等を判断して行うことは司法の領域であり、行政としてなされるべき範囲を逸脱していると考えられる。	1	<p>人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき審議した結果を答申し、市が、その答申を尊重した上で、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などを行ってまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
486	<p>勧告、命令、公表について、人権委員会の会議を含む検討過程を網羅的に公表すること</p> <p>【理由】</p> <p>本条例（案）に基づいて勧告、命令、公表されることは自治体から、事実上“差別主義者”と認定されることとなります。</p> <p>したがって、実際に勧告、命令、公表を行う場合は、抑制的に運用されるべきだからです。</p> <p>また、将来、運用内容を検証する場合、網羅的に公表されていない場合、是正することが困難になるケースもあり得るためです。</p>	1	<p>相模原市人権委員会の委員の氏名等の公表については、他の附属機関の委員の公表状況などと同様に取り扱いまいります。</p>	ウ
487	<p>・●●などの落書き行為についても恐怖心や煽動などを起す恐れがあるため条例の対象としてほしい</p>	1	<p>落書きに関しては、基本的には、その態様に応じて、相模原市落書き行為の防止に関する条例等の各種法令に基づき、対応することとなりますが、骨子の20の本邦外出身者に対する不当な差別的言動等の拡散防止措置の要件に該当する場合には、併せて対応を図っていくこととなります。</p>	ウ
488	<p>差別的言動が解消ではなく、むしろ陰湿で執拗になってきています。</p> <p>差別的悪質さが認識されない状態でストレスのはけ口に、あるいはゲーム的からかいでおもしろがる一など、差別の対象になる人の人格人生を蹂躪する深刻な事態を招く恐怖を理解してください。</p>	1	<p>不当な差別的言動は許されるものではなく、それを解消していくため、日本国憲法が保障する「表現の自由」に留意した上で、禁止命令や氏名公表をすることとしたものです。</p>	ウ
489	<p>「IV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」勧告・命令・公表・調査・報告及び質問について「～することができる。」となっている。「しなくてもよいこと」にしないためにも「～するものとする。」と市の姿勢を示すべき。</p>	1	<p>勧告、命令、公表をしようとするときは、あらかじめ相模原市人権委員会の意見を聴いた上で行うことや、調査、報告及び質問については、必要な場合に行うこととしているため、このような表現としております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
490	以下の項目について、答申に従った条例案を求めます。 ・「公共の場所」だけでなく、あらゆる場所でのヘイトスピーチ、ヘイトクライムを規制してください。	1	不当な差別的言動に対する規制内容については、答申を最大限に尊重するため、答申に示された規制手法を基本として、本市の実態を踏まえて、規制の対象属性、手法、強度を決定したものです。なお、本条例は、ヘイトクライムを直接的に規制することを目的としていません。	ウ
491	外国人が日本人に対して差別的な発言をすることも公平に禁止すべき。	1	本条例に抵触する行為を行った場合には、本条例に基づき、適切に対応することとなります。	ウ
492	IV-19 実際行なう行政行為について特定の属性を明文化し、また別の属性は明文化しないことは、属性間の軋轢を生み、将来的に新たな差別構造を作りかねない。	1	条例の目的は、一人一人がかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。 なお、不当な差別的言動の規制については、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象を限定したものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
493	<p>私は、●●です。性的マイノリティである私を差別的に取り扱い、うつ病で自死寸前にまで追いやった労災事件は、まさにここ、相模原市内にある事業所で起こったのです。</p> <p>2023年12月18日付●●新聞の記事によれば、市はやまゆり園事件を本条例の立法事実を含んでおらず、その理由として市人権・男女共同参画課は「骨子が禁止規定の対象とする公の場での差別的言動に当たらないから」と説明していると報道されました。</p> <p>本条例(案)がカバーするのは、「市が設置する公の施設における本邦外出身者に対する差別的言動」に限るということで、これは本当に意味の無い、ばかげた条例(案)です。</p> <p>相模原市の面積は約328.9km²、正確に測ったわけではありませんが、おそらく市域の0.1%にも満たない場所で、森林等の人々が常時活動するのが困難なエリアを除いたとしても、おそらく市域の1%にも満たない場所で起こったことのみ、本条例はカバーするというのです。</p> <p>やまゆり園事件や私自身の労災事件を例にあげるまでもなく、多くの差別的言動は、本条例(案)が規定するエリアの外で起こっているし、本邦外出身者であるかそうでないかにかかわらず、今後も起き続けるでしょう。</p> <p>本当にそれら差別的言動を無くし、本条例(案)の前文でも謳われている「人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現する」ことを目指そうとするならば、まさかこのように、人権施策審議会の答申から大きく後退した条例(案)にはならなかったはずですよ。</p>	1	<p>答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
494	<p>21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所においてという部分 「何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において～」とあるが、境川の対岸の町田市の市域、境川で分断され町田市の飛び地となっている部分、JR町田駅南口の町田市内の市域や小田急相模原駅・相武台前駅近くの座間市内の市域道路、公園、広場その他の公共の場所等からの差別的言動であれば対象外なのか？</p> <p>「インターネットを利用した人権侵害」と前文に記述があるが、インターネット上の空間も公開されているウェブサイトは不特定多数が見られる点で公共の場であると思うが、インターネット上は対象外か？</p>	1	<p>2 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止では、「市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において」としていますので、言動が行われる場所を本市の区域内である場合が対象としており、インターネットは、この「公共の場所」には含めておりません。</p> <p>なお、インターネットにおける不当な差別的言動に関しては、20本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置で対応を図っていくこととしています。</p>	ウ
495	<p>P9 22 勧告</p> <p>市長の先けん事項でも後日人権委員会で確認する必要がある。問題があれば委員会が答申することができる。</p>	1	<p>2 6 報告の規定に基づき、人権委員会に意見を聴かず勧告をしたときは、人権委員会にその旨を報告しなければならないこととしております。</p>	ウ
496	<p>23 命令</p> <p>市長の先けん事項でも、後日人権委員会で確認が必要と思う。</p>	1		
497	<p>P9 22 勧告</p> <p>禁止期間6か月としてはなぜか。問題のある行動を禁止するのに期間は必要なのか。</p>	1	<p>表現の自由に対する過度な規制とならないよう、他の法令や条例を参考にしつつ、違反行為としてはならない期間及びその起算点として、「勧告（命令）の日から6月間」を設定したものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
498	「22 勧告」について (2)のただし書きは削除すべきである。 「勧告」という重大な行政行為を行うに際して、人権委員会の意見を聞かないということがあってはならないし、「24 公表」にはそうしたただし書きはない。なお、以上のような理由から、「26 報告」も削除すべきである。	1	勧告、命令、公表につきましては、市の恣意的な運用とならないよう、人権委員会への諮問・答申を経て、市が決定することを前提としていますが、緊急を要する事案に対応しなければならぬ場合があります。想定したものです。	ウ
499	「23 命令」について (2)のただし書きは削除すべきである。 「命令」という重大な行政行為を行うに際して、人権委員会の意見を聞かないということがあってはならないし、「24 公表」にはそうしたただし書きはない。なお、以上のような理由から、「26 報告」も削除すべきである。	1	勧告、命令、公表につきましては、市の恣意に陥らないよう、人権委員会への諮問・答申を経て、市が決定することを前提としていますが、万が一緊急を要する場合に対応することがあり得ることを想定したものです。	ウ
500	25の「本邦外出身者」をすべて「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理してください。	1	「25 人権委員会による調査」、「26 報告」、「27 報告及び質問」については禁止措置を講じる際の手続を規定しているため、その対象者を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行った者」としているものです。	ウ
501	P7~P810⑤27(→28) (報告及び質問) 【修正】 「本邦外出身者」記述を全て「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理すること。	1	本規定は、市長が勧告、命令、公表を進めていく上で必要な報告や質問を行うことができる旨を定めているため、当該措置の対象行為である「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を規定しているものです。	ウ
502	P7~P810④25(→26) (人権委員会による調査) 【修正】 「本邦外出身者」記述を全て「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に修正し、文言を整理すること。	1	本規定は、市長が勧告、命令、公表をしようとするときに、あらかじめ相模原市人権委員会に意見を聴く旨を定めており、意見を述べる機会を与えることができる者として、当該措置の対象である本邦外出身者としているものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
503	<27 報告及び質問> 「その職員に、関係者に質問させることができる」と、一般職員に「犯罪捜査」と誤認されかねない質問をさせるのは危険である。法務・人権に詳しい委員で構成される人権委員会が行うべきである。	1	質問等の実施に当たっては、関係機関の協力を得ることや複数人での対応を図るなどにより、適切な執行に努めてまいります。	ウ
504	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を規定する場合であっても、21中の「(1) 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの」の規定には不足が有る。 例えば、密航者や偽装難民申請者等で、不法滞在であるにも関わらず本邦内に居座ろうとする者など、不当な本邦滞在者に対し、「治安上、財政負担上或いは国家安全保障上、日本国民の権利侵害となるから直ちに入管等に関する法令等を遵守して帰国すべきだ」等の国民の基本的な人権に基づく正当な言論活動、その言論の基盤となる事実の調査活動を萎縮させる恐れがある。したがって、上記の様な正当な言動等については該当しない旨を、「不法滞在」等の例示を明確に示して規定を変更すべきと考える。	1	「本邦外出身者」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、ヘイトスピーチ解消法で規定している用語を引用し、同義で使用することとしておりますが、本市としては、ヘイトスピーチ解消法について参議院及び衆議院の法務委員会でなされた附帯決議なども踏まえ、適切に対処してまいります。	ウ
505	21 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止のうち(1)の部分で不法入国や密入国した人物に対して或いはその子孫に対して本邦から退去を求める意思表示...あらゆる表明、事実に基づく指摘、言動、行動等.....に対しても差別的言動になるのか? この部分は、不法入国、密入国を除く、との文言を挿入すべきだ。	1	「本邦外出身者」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、ヘイトスピーチ解消法で規定している用語を引用し、同義で使用することとしておりますが、本市としては、ヘイトスピーチ解消法について参議院及び衆議院の法務委員会でなされた附帯決議なども踏まえ、適切に対処してまいります。	ウ

「V 声明」に関すること 112 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	「差別」が原因と判明すれば「市長」が差別は許されない、許さない旨の声明を出す。	1	<p>深刻で不当な差別事案が生じた場合に、それが許されないものであるとの立場を明確にし、差別を許さない社会規範を醸成し、差別意識の広がりを抑えるために実施するものと考えており、市長が主体的に声明の必要性を判断することとし、相模原市人権委員会への諮問・答申を経て発出することとしております。</p> <p>また、緊急を要する場合で、相模原市人権委員会の意見を聴く時間的余裕がないときは、相模原市人権委員会の意見を聴かずに声明を発出できることとしており、人権尊重の理念を広く社会に浸透してまいります。</p>	ウ
2	答申通り、許されない差別の行為だ、という市長声明を出すことを入れて下さい。被害者はトップが発する言葉で守られたと思い、救われます。	1		
3	差別が起きたときは、市長は速やかに心からの非難声明を出す。	1		
4	差別に対する非難声明を市長が出す仕組みを整える。	1		
5	差別事案が発生した際は、市長がすみやかに「差別は許さない」というメッセージを発信できる体制を整えてください。	1		
6	差別事案が発生した場合、速やかに差別を非難する「声明」を市が出す仕組みを置くこと。	3		
7	差別的な事案が出た時には、速やかに差別を非難する「声明」を相模原市として出す仕組みを作る。 市の姿勢を示す意味でも重要と思います。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
8	相模原市が有識者の皆様による「相模原市人権施策審議会」に諮問し、同審議会が検討の結果提出した答申に対し、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子は、下記の重要なポイントが欠落し、反映されていません。専門家による答申を尊重した条例（案）とするよう要望します。 差別事案が発生した場合、速やかに差別を非難する「声明」を市が出す仕組みを置くこと。	1		
9	市長の声明は、不当な差別的言動を抑止し、被害者を孤立させないことを社会的に表明する効果が期待されると考えます。	1		
10	地方自治体の首長である市長と市が、差別案件発生時に、速やかに差別を非難する「声明」を出すことを明記して下さい。	1		
11	深刻な差別には声明を発行してください。	1		
12	ヘイトクライムの前段階であるヘイトスピーチには首長による声明などの強い働きかけが必要です。真に多様性や人権を尊重する町となるよう、差別という不寛容に対して行政は不寛容でなければなりません。	1		
13	市長によるガバメントスピーチの条項を復活させてください。	1		
14	不当な差別的言動を抑制し、被害者を孤立させないことを社会的に表明する声明については効果が期待される。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
15	<p>「声明を発出する」の前に「すみやかに」をいれてください。差別は、残念ながら連鎖します。差別に緊張感をもって見逃さない姿勢が必要です。「可及的すみやかさ」が必須との認識が必要です。関連して、人権委員会と市長が緊密であること、連携も必要です。その点も反映してください。</p> <p>津久井やまゆり園事件が起きた際。市長だけでなく首相のコメントも遅く、不備でした。世界の首脳が即座にコメントを発したにもかかわらずです。そのことで、どれぐらいの市民が傷ついたか想像できますか？首長には声明を即座に発出する資質が必須と自覚ください。</p>	1		
16	<p>「V28声明」について、深刻な差別事案が発生した際、市長は「声明を発出することができる」とあるが、答申「13(1)声明」のように、市長には声明を出す責務があるようにしてほしい。</p>	1		
17	<p>「声明を発出することができる」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>市長の責務として、「声明を発出しなければならない」としてください。</p>	1		
18	<p>更に深刻な差別事案が起きた場合は、市長は『声明』を出す責務があること。</p>	1		
19	<p>市長は声明を発出することができますとなっておりますが、消極的すぎると感じます。深刻な差別事案発生に際して「声明」を出すことは自治体の長としての責務なのではないでしょうか。</p>	1		
20	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、「答申」通り、市長は「声明」を出す責務があるようにしてください。</p>	63		
21	<p>深刻な差別事案が起きた際には、「答申」通り、市長は声明を出す責務を負うようにして下さい。</p>	1		
22	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、「答申」通り、市長に「声明」を出す責務を課す。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
23	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、「答申」通り、市長は「声明」を出す責務があるようにしてください。</p> <p>素晴らしい答申を無駄にしないでください。</p>	1		
24	<p>声明は、発出することができるではなく、発出しなくてはいけないにしてほしい。</p>	1		
25	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、「答申」通り、市長は「声明」を出す責務があるようにしてください。隠蔽、黙殺するような幼稚な対応は考えられません。市として毅然とした姿勢を示す機会です。差別に加担しない、解消を目指すアプローチを開示する等、「声明」により自治体としての市をより良くする責務が市長にはあると考えます。</p>	2		
26	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、「答申」通り「市長は『声明』を出す責務がある」と明記してください。</p> <p>この条例（案）を読めば読むほど、差別の本質を誤魔化されている思いが強くなります。</p> <p>「答申」どおりの内容にすべて作り直していただきたいと思います。</p> <p>人権先進県である神奈川県での取り組みを注目しています。</p>	1		
27	<p>深刻な不当な差別に該当する事案で、かつ必要があると認める場合とありますが、深刻な差別で、声明の必要がない場合などあるのでしょうか。責任逃れのように見える、かつ、以下を削除してください。市長は声明を出す責務があると書いてください。</p>	1		
28	<p>答申をまとめる審議会の韓国籍委員に対するヘイトスピーチに対し市長の対応は鈍かった。今後、そうならないように市長が差別事案に対して声明を出す責務があることを明確にする。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
29	<p>「～することができる」ではなく「声明を 発出しなければならない。」と市長の責務を 明らかにすべき。政治家の態度がヘイトス ピーチを招きヘイトクライムを引き起こして いることは過去の事件からも明らかになって いる。人命が失われてからでは遅い。</p>	1		
30	<p>ヘイトクライム等の差別事案が発生した場 合、市長または市が差別を糾弾する「声明」 を出す責務があることを加えてください。</p>	1		
31	<p>差別事案が起きた際、市長が直ちに避難声 明を出す事で被害者は安心できる。しかしこ こではただ、「声明を発する事ができる」と という文言に留まっており不十分。市がマイノ リティに寄り添うかどうかという根本的な問 題が欠落している。 きょうの神奈川新聞で、第一人者の憲法学者 ●●教授がこれだけ明確に批判しているので 再考すべき。</p>	1		
32	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、「答申」 通り、市長は「声明」を出す責務があるよう にしてください。 2020年、神奈川県立相模湖公園内にある湖 銘碑の解説文の「当時植民地であった」「連 れてこられた」の部分が傷つけられるという 事件がありました。それを発見した神奈川朝 鮮中高級学校の生徒たちは、「まるで自分た ちの存在が否定されてしまったようだ」と話 していました。 私は、朝鮮学校の生徒たちに二度とこのよ うな思いをしてほしくない、このような事件 が繰り返されないために、湖銘碑を建立した 自治体の長である神奈川県知事がこれはして はいけないことだというメッセージを発して ほしいと思いましたが、それは叶いませんで した。 市長による「声明」が差別を繰り返させな い大きな抑止力になると考えます。そのた め、市長は「声明を出すことができる」では なく、市長の責務として明記してください。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
33	<p>市長に求められる毅然とした態度表明⇒個人の尊厳・基本的人権に対する重大な侵犯・棄損の事態が発生した場合に、さまざまな救済措置を待たずに、まず、決して許されない旨をアピールすることは、人権尊重の条例を持つ市の代表としての市長の道義的な責務と認識すべきだ。それゆえに、その旨の規定を設けるべきである、と考える。</p>	1		
34	<p>市長の声明発出について「声明を出すことができる」とあるが、差別事案に対して非難を表明することは当たり前。世界の政治リーダーは真っ先に非難を表明している。しかし、日本ではそのような政治家、首長がないのが現状で、そこに問題がある。なので「市長は声明を出さねばならない」と義務付けるよう、条文を改めてください。</p>	1	<p>深刻で不当な差別事案が生じた場合に、それが許されないものであるとの姿勢を明確にし、差別を許さない社会規範を醸成し、差別意識の広がりを抑えるために実施するものと考えております。</p> <p>その事案については、市民等から様々な情報が示され、これを相模原市人権委員会に諮問・答申を経ることで、市として発出についての判断をすることから「できる」と表現しています。</p>	ウ
35	<p>市長は声明を「発することができる」のではなく、「発する」「発する責務を有する」とすべき。「答申」のように、人権委員会から市長に声明を出すよう促すことができるようにすべき。</p>	1	<p>深刻で不当な差別事案が生じた場合に、それが許されないものであるとの姿勢を明確にし、差別を許さない社会規範を醸成し、差別意識の広がりを抑えるために実施するものと考えております。</p> <p>その事案については、市民等から様々な情報が示され、これを相模原市人権委員会に諮問・答申を経ることで、市として発出についての判断をすることから「できる」と表現しています。</p> <p>なお、相模原市人権委員会は、附属機関として設置するため、自ら市の機関等に対する権限を持たないが、声明の判断にあたり、市からの諮問に基づき審議した結果を答申し、市が、その答申を尊重した上で、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などを行ってまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
36	差別事案について「市長が声明を出すように求めることが出来る権限」を持たせるように、内容を改めるべきだ。	1	<p>深刻で不当な差別事案が生じた場合に、それが許されないものであるとの姿勢を明確にするため、市長が主体的に声明の必要性を判断することとしており、相模原市人権委員会への諮問・答申を経て発出することとしております。</p> <p>なお、相模原市人権委員会は、附属機関として設置するため、自ら市の機関等に対する権限を持たないが、声明の判断にあたり、市からの諮問に基づき審議した結果を答申し、市が、その答申を尊重した上で、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などを行ってまいります。</p>	ウ
37	「市長は、声明を発出することができる」とあるが、人権委員会による答申は「市長から意見を聴かれたとき」となっている。これでは人権委員会としての独立性と自立性が失われている。	1		
38	「声明」は市長が出さない時は、人権委員会が市長に勧告できる仕組みにして下さい。	1		
39	「答申」のように、人権委員会から市長に声明を出すよう促すことができるようにすべき。	1		
40	<p>骨子の28声明について市民からの説明を求める声にこたえる旨追加する。</p> <p>正当な理由の有無というものは、市民の意識の高まりや時代によって変化していくものである。</p> <p>よって、市民から人権委員会の答申や市長の判断に対して疑義を受けつける窓口を設置する事を明示し、疑義（例えばアメリカにあるような共産主義者による社会運動と同じにならないか、結果として分断を生まないかなど）に対して回答する義務が人権委員会と市長にある旨追加し、市民の意識向上と双方向のコミュニケーションを図れる仕組みについて明確にする事が必要。</p>	1	<p>声明の発出など、市の人権施策の取組状況については、相模原市人権施策審議会において定期的にその施策の内容を報告し、意見をいただきながら施策の充実に努めております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
41	市長が差別案件があったときに「声明」を発するのは当然のことである。ところが、本村市長がその当然のことを行わなかったので、「答申」では人権委員会が市長に声明を出すことを促す権限を与える条文を盛り込んだ。しかし、骨子では人権委員会からの働き掛けは削除されて、「市長は声明を発出することができる」という、当たり前の規定が置かれ、しかもそれには人権委員会の意見を聞くという。市長が声明を出すのに意見を聞く必要はなく、声明を出さないときに人権委員会から勧告する仕組みが、「答申」である。これも答申通りにするべきだ。	1		
42	人権委員会の位置づけと市長の声明について 相模原市人権施策審議会の答申にあった通り、人権委員会が「差別事件が起きた際に市長に非難声明を出すよう意見する」ようにしてほしい。	1		
43	人権委員会を答申通り、差別解消のための機関として位置付け、市長の諮問だけでなく、市長に対しても声明を求めることができるようにしてください。	1		
44	声明は、市長の判断で発出すれば良く、人権委員会の意見を聞く必要はない。従って、(2)から(5)は削除すべきである。むしろ、人権委員会に市長に対する声明発出の勧告権を与えるという方法が良いと思われる。	1		
45	深刻な差別事案が起きた場合は、答申通り、市長は「声明」を出すべきとすべきではありません。	1	深刻で不当な差別事案が生じた場合、それが許されないものであるとの立場を市が明確にすることにより、差別を許さない社会規範を醸成し、差別感情の広がりを抑えるために実施していく必要があると考えています。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
46	<p>深刻な差別事案が起きた場合は、答申通り、市長は「声明」を出すべきとすべきではありません。</p> <p>差別にかかわらず、犯罪として取り締まるべきものは既存の刑法等を適用して、司法の場で然るべき裁きを与えるべきものです。</p>	1	<p>深刻で不当な差別事案が生じた場合、それが許されないものであるとの立場を市が明確にすることにより、差別を許さない社会規範を醸成し、差別感情の広がりを抑えるために実施していく必要があると考えています。</p> <p>なお、声明は災害時のデマの否定や、落書きなどの犯罪に対応することを想定しております。</p>	ウ
47	<p>V 28 声明となっていますが、これでは、差別はなくならないと思います。</p> <p>まず、一定期間（6ヶ月等）差別を行わないよう命令したうえで、それに従わない場合は、「罰則 市長の命令に違反した場合には〇〇万円以下の罰金に処する。」という規定をいれないと、声明だけで差別をなくすことはできないと思います。</p>	1	<p>声明は、深刻で不当な差別事案が生じた場合、それが許されないものであるとの立場を市が明確にすることにより、差別を許さない社会規範を醸成し、差別感情の広がりを抑えるために実施していく必要があると考えています。</p> <p>なお、不当な差別に対しましては、事案に応じて「声明、公の施設の利用制限、拡散防止措置、禁止措置」の手法で対応します。</p>	ウ

「VI 人権委員会」に関すること

345 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	差別かどうかを決める委員会の人選に関しても一部の活動家等に乗っ取られないように公平なものにするべき。	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ
2	現状案は委員会が市長の附属機関であることをはっきりさせているため、望ましい案であると言える。なお条例案を検討してきた審議会の答申は、市長の附属機関という立場を越え市長以上の権限を有させるようなものとなっていて不適切であり、答申を安易に受け入れるべきではない。	1	不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などについて、市の恣意的な運用とならないようにするため、第三者機関である相模原市人権委員会を附属機関として設置し、市からの諮問に基づき、法律面など専門性に特化した視点から調査審議し、市はその結果である答申を尊重した上で、具体的な措置を講じていくこととしております。	イ
3	現状案に関しては、委員会が市長の附属機関であることを明示しているため望ましい。しかしながら、条例案を検討してきた審議会の答申は、市長の附属機関という立場を超えた市長以上の権限を要求するものであるため、不適切であり答申は拒絶すべきである。	1		
4	現在議論となっている人権委員会の位置づけについて修正しないことを求めます。 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について(答申)(令和5年(2023年)3月 相模原市人権施策審議会)において提示された条例案の最大の問題点は、人権委員会の位置づけであると考えます。 委員会の決定事項を市長は尊重しなければならない。とされていますが、委員会の決定事項に市長は事実上逆らうことができません。 委員会には強大な権限が与えられており、罰則の設定まで加味すると、これは「個人の思想信条という問題に対して、行政罰等を与えるかどうかを決定する」という重大な権限を一諮問機関に与えることに等しい規定と考えます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
5	<p>人権委員会について、答申の通り、差別を受けた方の救済機関として調査や加害者への説示が出来る様になどしてはならないと考えます。</p> <p>強力な権限をいたずらに与えるべきではなく、その様な権限を与えるべきは警察に限定すべきです。</p> <p>人権委員会は一定の思想の方々の集まりであるため、偏った方のみを利することを強く懸念します。</p>	1		
6	<p>人権委員会について、答申の通り、差別を受けた人の救済機関として調査や加害者への説示が出来る様になどしてはならないと考えます。</p> <p>強力な権限をいたずらに与えるべきではなく、その様な権限を与えるべきは警察に限定すべきです。</p> <p>人権委員会は一定の思想の人々の集まりであるため、偏った人のみを利することを強く懸念します。</p> <p>同様の理由で、人権委員会について、「差別解消を目的とする機関として明記すること」にも、「市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための、調査、審議や市長への提案ができる様にすること」にも強く反対します。</p>	1		
7	<p>人権委員会について、「差別解消を目的とする機関として明記すること」にも、「市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための、調査、審議や市長への提案ができる様にすること」にも強く反対します。</p>	1	<p>附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>相模原市人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
8	<p>何がヘイトとなるのが、人権委員会と言う密室で決められてしまう。</p>	1	<p>相模原市人権委員会における調査審議については、公正性・公平性を担保することが重要であるため、委員の選任に当たっては、慎重かつ厳正に行ってまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
9	<p>特定の人権委員会が司法を介さず他人を罰することが出来てしまう点など、問題があまりにも多いと思います。強く反対いたします。</p>	1		
10	<p>人権委員会とは何か？差別の判定・認定をする委員会だと思われるが、行政がまるで司法のような機能を持つと思われ、これも越権行為である。行政がこのようなニワカ裁判所のようなものを作るのは三権分立の破壊、地方行政における二代表制の破壊行為である。</p> <p>相模原市がすすめている人権尊重のまちづくり条例は、公平に市民を守るものでないことは明らかである。次の点を是正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会の設置の取りやめ 	1	<p>不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などについて、市の恣意的な運用とならないようにするため、第三者機関である相模原市人権委員会を附属機関として設置し、市からの諮問に基づき、法律面など専門性に特化した視点から調査審議し、市はその結果である答申を尊重した上で、具体的な措置を講じていくこととしております。</p>	ウ
11	<p>人権委員会は後段にIVにその役悪等が明記されているが人権委員会という組織を新設することは、不適切であると考えます。相模原市は神奈川県下の政令市の中で財政力指数は一番低く神奈川県下33市町村の中で20番目という試算データがある。（神奈川県財政力指数ランキング 市区町村の財政）</p> <p>その中でさらなる財政圧迫になりかねない、委員会を設置することに疑義がある。</p>	1		
12	<p>人権委員会は男女共同参画課などの部門で人員の強化などを行い新たな組織を作る必要はないのではないのでしょうか。</p>	1		
13	<p>相模原市人権委員会と相模原市人権施策審議会との住み分け、違いが不明瞭である。</p> <p>新設の場合人件費が新たに発生する。相模原市の税収は年々減少しており市民の血税を使用する以上、コストカットの観点からどちらかを廃止すべきである。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
14	<p>人権委員会、さらに言えば、その設置に関する市長に対する牽制機能が不十分で、両者の暴走、権限の濫用が懸念される。司法機関に該当しない機関が事実上の懲罰に係る実質的な権限を握ることは、民主主義の危機であり、ゲシュタポを誕生させるに等しい暴挙と考える。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。</p>	ウ
15	<p>人権委員会が、曖昧な定義のもと、密室で決めた事に対して、実名を公表して制裁を加えることは、人権の名の下での日本人に対するリンチになりかねない。公平性に欠け、人権委員会にそこまでの権限を付与する事に甚だ疑問。公平性が保たれるかは人権委員会が全て握るなどあってはならない。</p>	1		
16	<p>一通り拝見しましたが、一定の懸念を覚える内容であると感じましたので、こちらにて投稿致しました。</p> <p>一見すると、良い条例のように感じましたが、次の点の懸念をお伝えします。</p> <p>①人権委員会という存在が非常に分かりづらい上に、見てますとどうも運用の仕方によっては中世の魔女裁判のようになってしまわないか？</p> <p>一般的な社会通念上の裁判、即ち司法を介さない方式での裁定は民主国家にはふさわしくないのではないかと。</p> <p>特に、ガイドライン作成に関しては密室での取り決めとなって、非常に不透明な運用につながる恐れがあると思えてならない。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
17	<p>この『差別助長法案』を作成した人権委員会とは何を以て市長が独断選抜しているのか？その根拠、理由を教えてください。</p> <p>この委員会は何を以てして司法的な判断が許されるのか？</p> <p>全くもって行政の司法に対する越権行為、法律違反であり公平性が無い。</p> <p>司法に拘る事なく、公平で一般市民に開かれた行政、委員会であるべき。</p> <p>このような差別的文言を入れ、特定の人種、団体、地域出身者に特権を与え差別を増進、更に性犯罪者を助長させるこのような法案を取りまとめた無能な委員会は即座に解散すべき。そして市長は任命責任を取って職を辞すべき。</p>	1		
18	<p>人権委員会の権限の問題です。</p> <p>何を以てヘイト行為とするのかの明確な定義と基準がありません。まさか、『不快と感じたら全て差別』などという朝田理論を基準にするなんて言いませんよね？</p> <p>また、人権委員会の人員構成が極めて不透明かつ不公平になりやすく、お仲間同士で密室で市民を一方的に裁く仕組みを作りかねません。司法を介さずに処罰するのは、私法によるリンチ行為であり、法治国家として許されることではありません。</p>	1		
19	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子について、以下の点が問題と考えます。</p> <p>「人権委員会」の権限が強すぎる、中立性を担保できない</p> <p>何がヘイトスピーチに該当するのか明文化されていないため、ガイドライン策定に当たっては人権委員会に大きく左右される。しかし、これまでの審議では、●●が一媒体に過ぎない●●●●新聞の偏向報道を強引に紹介するなど、非常に偏った状況が続いており、人権委員会の中立性を実現できるか大いに疑問。条例に対して慎重姿勢を示す団体を根拠もなく一方的に批判してきたことを見ても、</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>とても中立性を保てるとは思えない。さらに、「人権に関する豊かな知識及び経験を持つ」という条件も、一般公募市民の排除、すなわち人権委員会の密室化につながる恐れが非常に大きい。</p> <p>以上の点から、同条例については慎重な議論、そして一部の人間・団体に利することのない条例とすることが不可欠と考える。</p>			
20	「人権委員会」も答申の通りの機関としてください。名前だけの条例は必要ないと思います。	1	相模原市人権委員会は市長の附属機関として設置し、市からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いに対する助言やあっせん内容に関して、調査・審議を行うこととしており、相模原市人権委員会からの答申を尊重した上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの措置を行ってまいります。	ウ
21	「人権委員会」を答申どおりの役割にしてください。	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>相模原市人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
22	答申にあるように、人権委員会に、不当な差別を受けている人からの申し出や、市民からの情報提供を受け付け、調査、救済する権能を与える条例にしてください。	1	<p>不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動も解消に向けた取組などについて、市の恣意的な運用とならないようにするための第三者機関である相模原市人権委員会を附属機関として設置するものです。</p> <p>なお、附属機関であるため、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>事案が生じた際には、相模原市人権委員会は、市からの諮問に基づき、法律面などの専門性に特化した視点から調査審議し、市はその結果である答申を尊重した上で、具体的な措置を講じていくこととしております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
23	人権委員会について、手続き、救済を含め答申どおりにしてほしい。	1		
24	人権委員会の権限が答申の被害者救済を目的とした関係者への調査、調整、加害者への説示、市長への進言の役割から、条例案では調査以外は全て抜け落ちています。 これでは、骨抜きにされた名ばかりの人権委員会ではないと思います。	1		
25	人権委員会は完全な第三者委員会であるべきです。 権力の下にあると安心できません。	1		
26	人権委員会は差別解消のための独立した機関とし、独自に調査・判断・報告・意見提言等が行えるようにしなければ、お飾りになってしまいます。いじめや公的事故などの対応に、行政事務局だけでなく第三者機関が必要であるように、専門家を交えた独立機関と協力して当たるべきです。	1		
27	人権委員会は市の附属機関ではなく第三者機関としなければ市に都合の良い機関になりかねない。	1	地方自治法上の制約上、附属機関として設置することになります。 また、公権力の行使の主体である市が責任をもって対応すべきであるので、人権委員会は、第三者機関として公平な意見を聞く場と考えております。	ウ
28	人権委員会を「答申」通り、差別を解消する独自性を有する機関として明記してください。	1		
29	政令指定都市として恥ずかしくないよう独立した「相模原市人権委員会」を設置して下さい。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
30	相模原市が有識者の皆様による「相模原市人権施策審議会」に諮問し、同審議会が検討の結果提出した答申に対し、相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子は、下記の重要なポイントが欠落し、反映されていません。専門家による答申を尊重した条例（案）とするよう要望します。 ・市長への提案など一定の独立性を有する人権侵害救済機関「相模原市人権委員会」を設置すること。	1		
31	【専門家・実務家による救済機関を】 「救済は市長が行う」では曖昧すぎます。ましてや自ら「勉強不足」と認めている市長です。専門家の手を借りた人権救済委員会を設置してください。	1	相模原市人権委員会は市長の附属機関であり、市からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。 また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。 市からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。	ウ
32	第三者機関としての「人権委員会」は独立性をもった機関として下さい。	1	相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。 また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。 相模原市人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。	ウ
33	8（29）人権委員会が、市長から意見を聴かれた場合、という限定があり、諮問⇒答申の仕組みになっており、答申にあった、自立性、独立性が保障されていない。委員会に独自の調査審議権を付与し市長に意見具申できるものとする、などが挙げられます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
34	IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 25について 「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。 再発防止と被害者に寄り添う対応が必要です。実際の差別事案以降の加害側への抑止力と牽制、実例を重ねる事により市と市民の信頼関係をより良くできる要因になります。	1		
35	独立した第三者機関として「相模原市人権委員会」を設置して、国内に誇れる、人権尊重の相模原市として、被害者を救済し、行政に対するチェックもきちんとしてもらいたい。世界に誇れる相模原市の条例を、実現させてください。	1		
36	ヘイトを受けた方に対して市はどう対応するのか。第三者機関の専門家による救済・支援機関がなければ無責任ではないか。	1		
37	また先月の定例会見で「（本邦外出身者への）差別的言動が目につかなくなった」と話された市長がVI.人権委員会を置くというのは、見落とされる差別が増えてしまうのではないかと危惧があるため、外部の専門家によって設置されることが相当ではないかと考える。	1		
38	市長への提案など一定の独立性を有する人権侵害救済機関「相模原市人権委員会」を設置すること。	1		
39	独立した第三者機関である人権救済機関となる「人権委員会」を相模原市に設けて下さい。	1		
40	VI人権委員会 人権委員会は差別被害者救済のための委員会として独立性を担保し、専門の事務局・相談員を置く答申に沿ったものにして下さい。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
41	<p>VI 人権委員会（条例案の骨子 11ページ）</p> <p>29 設置</p> <p>市長から意見を聴かれた場合において、調査審議する事になっている点について。</p> <p>これでは人権委員会の独立性、専門的な救済機能を担保できません。</p> <p>市長からの諮問がなくとも、市の附属機関として独自の事務局を持ち、専門の相談職員を置き、被害者救済、必要な調査、人権施策の促進ができる人権委員会とする事が必要と考えます。</p>	1		
42	<p>骨子29 人権委員会</p> <p>人権委員会は、被害者救済のため調査や説示などを行うため、行政から独立し、委員会が主体となって救済機関としての役割を果たすことが重要だ。そのためにも、条例では「第三者機関」としての役割を果たすことができるよう委員会の位置付けを明確化することが適切と考える。</p>	1		
43	<p>人権委員会は審議会答申に則った内容とし、第三者機関としての役割を果たせる委員会として位置付けるべき。</p>	1		
44	<p>とくに次のことを条例に入れてください。曖昧な表現ではなく、はっきりと書いてください。</p> <p>被害者救済のために独立した市人権委員会を設置すること。</p>	1		
45	<p>また審議会答申では、この独立した委員会が差別的な取扱いや発言があった場合、市長に非難声明を出すよう建議したり、調査を行う、加害者への説示を行うなど能動的に行動できる建付けであったはずです。</p> <p>審議会答申を180°逆転させた骨子では、何時まで経っても差別の解消には至らないと考えます。</p> <p>審議会答申に沿った修正というより、作り直しを求めます。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
46	運用は市長によるところが大きく、属人的かつ恣意的なものとなるおそれがあるため、独立した人権委員会を中心とした運用とすることが適切である。	1		
47	救済機関の機能を持つ第三者機関として「相模原市人権委員会」を設置する	1		
48	救済機関の機能を持つ第三者機関として「相模原市人権委員会」を設置することが適切と考える。	1		
49	具体的には骨子内容の以下の部分について、不満の意を表します。 ・ 第三者機関の設置を除外 ・ 被差別者の訴えに対する市からの救済の除外	1		
50	行政から独立した専門救済機関は必要。	1		
51	骨子29 人権委員会 人権委員会は、関係者等への調査や調整、加害者への説示など被害者救済へ向けて大きな役割を果たすため、行政から独立した権能をもつ第三者機関として位置づけることが重要である。 第三者機関としての役割を果たせる委員会として位置付けを明確にすることが適切と考える。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
52	<p>今回の条例(案)の骨子では、審議会の答申にあった独立性を担保された人権委員会を、市長から諮問があった時のみ委員会が動く仕組みに変えられています。それでは実際に差別発言の被害があっても、市長個人の判断による匙加減で、救済される、されないが決まってしまう事になりかねません。差別被害の救済は、あくまで独立した第三者機関の公正な判断によるべきで、その時々市長によって変わる可能性のある運用方法を取るべきではないと考えます。</p> <p>よって、審議会答申通り人権委員会に独立した事務局を設置するよう、求めます。</p>	1		
53	<p>第三者機関として被害者の救済機能を持つ「相模原市人権委員会」は市長への諮問及び調査審議などが行なえるような独立性のある機構にすべきである。</p>	1		
54	<p>審議会答申にもある第三者機関としての委員会の設置も必要と考える。被害者救済には不可欠であり設置を求めます。</p>	1		
55	<p>市人権委員会についても、独立性を持ち実効力を担保する先進的な内容から、「独自の事務局を置く」と単なる事務局機能になりました。</p>	1		
56	<p>人権委員会も元の答申で書かれていた様々な権能が削除されて単なる他自治体の審査会となってしまっております。</p>	1		
57	<p>条例（案）骨子へは次の内容の修正を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会の位置づけについて <p>人権委員会は審議会答申に則った内容とし、第三者機関としての機能を果たせる委員会として位置付けるべきである。</p> <p>条例（案）骨子へは次の項目についての具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P12「34事務局 事務局には、人権について専門性を有する職員を置く」を新たに挿入する。以降、項目数字を先に送る。 	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
58	<p>条例案について以下の点について取り入れることを求めます。</p> <p>市長への提案等行える独立性を有する人権侵害救済機関「人権委員会」を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この機関はとても重要で日本が立ち遅れているものです。答申内容を尊重した「人権委員会」をぜひ盛り込んでください。 	1		
59	<p>第三者機関による救済規定をなくさないでください。</p>	1		
60	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）は、相模原市人権施策審議会答申が示した以下の点が反映されていない。</p> <p>人権委員会に独自の事務局を置くべきである。答申では、人権委員会は被害者救済、差別的言動の解消を通じて条例の目的を実現することが目的として掲げられ、そのために独自の事務局をおき、市長の諮問がなくとも調査審議、建議を行うことができる制度を設けることとされていた。しかし、骨子では目的条項、救済機能、独立性がなくなっている。これでは単なる審査会でしかない。市長の諮問がなくとも独自に調査審議、建議ができるとした答申の案に戻すべきである。</p>	1		
61	<p>独立した第三者機関を設けることを要望します。</p>	1		
62	<p>独立性が担保された市人権委員会の設置してください！</p>	1		
63	<p>独立生が担保された市人権委員会の設置をお願いします。</p>	1		
64	<p>被害者救済のため、独自の事務局を置くなど独立性を持たせた市人権委員会を設置し、委員会は差別事案が起きた際に市長に非難声明を出すよう意見する。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
65	<p>答申では人権委員会に独自の事務局を置くなど独立性を高く持たせ、不当な差別的取扱いや言動の被害があった場合、委員会が市長に非難声明を出すよう建議したり加害者への説示を行うなど能動的に動ける仕組みとなっていました。条例案骨子ではあくまでも市長から意見を聴かれた時にのみ委員会が動く受動的な仕組みになっています。これでは被害救済や非難声明は、その時の市長の考え方ややる気次第となってしまいます。津久井やまゆり園事件のような重大なヘイトクライムが起きた場合には、迅速な非難、救済ができず、ヘイトクライムの拡大へとつながります。答申の通り独立性を持たせ、市長からの諮問がなくても説示や非難の建議ができる組織としてください。また法学者も「審議会に市長への建議権限を付与することはよくある」と述べており(参照:●●●新聞 ●●●●●● 2023年12月19日版)決して地方自治法を逸脱するものではありません。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
66	<p>第三者的立場の人権委員会を設置すること、またその運営について</p> <p>その位置付けや権限が述べられていないので、どこまで委員会が介入し解決の兆しを望めるのか不明である。特に「市長から意見を聴かれた場合において」という文言を入れることにより、人権委員会並びに各委員が独自の判断に基づいて「人権侵害に当たる事案」を特定し、告発することができ難いのではないか。人権委員会は差別を被ったものに対しては、その者に寄り添う立場で接することが望まれるわけである。</p> <p>第三者機関としての公平性を保つ組織として、自立した調査や審議がなされなければ意味がない。</p> <p>特に閉鎖的環境下では急を要する事案も多々あるので、それが「重大事態」に発展しないように見守り、期限を設け告発する時期まで権限を与えるのが未然に防ぐためには有効だと思う。</p> <p>最終的に差別等によって人権侵害が認められた場合、被差別者に対しては救済や支援を要請できる機関とならなければ何の価値もない。人権委員会として事案の認知から解決に至るまで被害者に寄り添う支援体制を作っていかなければならない。よって「支援体制」についても明記しなければ、運用上不備が生じるのではないか。</p> <p>また、必ずしも市長の初期対応が正しいと言えないことも考えられる。これに対して人権委員会並びに各委員が、市長に対しても告発の機会が有ることを明記すべきである。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
67	<p>新たに設置する市人権委員会は、市の附属機関ではなく独立した第三者機関として相談、救済、禁止、罰則を施行できるようにすることを要望します。</p> <p>事例</p> <p>人権委員会設置についての私たちの提案</p> <p>①「人権委員会」は、委員の人選、運営、予算の面で独立性が保証できるようにする。独立した「人権委員会」の監督下の事務局体制を確保する。</p> <p>②委員の選出の際、市議会などの公開の場で本人の経歴や考え方を質疑する制度を設ける。</p> <p>③人権救済の対象を、憲法上の基本的人権及び国際法上の認知されている権利の侵害を取り扱う。</p> <p>④新たな立法行為に対して人権アセスメントを導入し、法律での人権への影響を事前にチェックする機能を持たせる。</p> <p>⑤市議会議員、行政職員などの公務にたずさわる者への人権教育をきちんと行う。</p>	1		
68	<p>骨子の人権委員会。「答申」の趣旨は、第三者機関を独立性のあるものにして、相談、認定から救済まで幅広く対応できる組織にしたいとのことであった。法律上の規定から市の附属機関との位置づけは避けられないが、運用上の工夫で独立性を保つことは可能であるとの認識だった。この提案は画期的で、実現すれば相模原モデルとして全国に通用するものであった。しかし、骨子では、ことごとく市長の諮問に答える機関とされ、独立性は無視された。これを「人権委員会」と名付けるのは「詐称」である。市民の訴えを直接判断できるように、制度の工夫で、差別解消のための調査、審議、市長への提言ができるようにすべきだ。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市長からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
69	(5)骨子29の人権委員会は、関係者等への調査や調整、加害者への説示等を行うことなど、被害の救済を行う機能を有し、独立性が担保された第三者機関としての設置が期待されています。市長は人権委員会の調査結果及び通知、答申などを尊重する義務があることを明記すべきだと考えます。	1		
70	相模原市人権施策審議会の答申で最も斬新な点は被害者救済を目的とした「市人権委員会」を設置したことです。骨子での位置付けでは救済のために被害者の申し出を直接受けて自ら調査に乗り出すといった積極的な権限を行使することが難しくなってしまう。川崎市のような形で機能させる事が望ましいです。	1		
71	人権委員会を人権施策審議会の答申のとおり、差別解消を目的とする機関と明示して、市長の諮問をまたずに、差別解消のための調査と審議ができて、その結果を市長に提案できる常置の機関ないし制度としてください。	1		
72	また、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにするべき。答申に即したものにすべき。	1		
73	ヘイトスピーチやヘイトクライムといった「差別」に関わる事件があった場合、次に挙げる流れが重要になります。 独立した機関が市長を筆頭とする行政の要請が無くとも独自に調査、被害者の救済ができるようにすること。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
74	<p>人権委員会は市長の諮問を受けなくても、委員長の判断で招集できるようにしてください。</p> <p>独立性を確保することが人権委員会が十分機能するためには不可欠だからです。</p>	1	<p>人権委員会は、地方自治法第138条の4に規定されている附属機関として設置するもので、附属機関自らが、市の機関や市民等に対し、その行為の取り消しや是正等を強制する権限はなく、事案について市から諮問し、審議会からの答申を尊重して、公権力の行使の主体である市が責任をもって事務執行するものです。</p>	ウ
75	<p>【人権委員会に関しておよび意見】</p> <p>▫独立し、権限を持った人権委員会に⇒ 骨子では、人権委員会の設定を規定することにはいるものの、いわば行政に都合のいい「諮問型委員会」におさえている。</p>	1	<p>人権委員会につきましては、答申と同様に、附属機関として設置することを考えたものですが、地方自治法第138条の4に規定されている附属機関については、附属機関自らが、市の機関や市民等に対し、その行為の取り消しや是正等を強制する権限はなく、事案について市から諮問し、審議会からの答申を尊重して、市が事務執行するものです。また、公権力の行使の主体である市が責任をもって対応すべきであるので、人権委員会は、第三者機関として公平な意見を聞く場と考えております。</p>	ウ
76	<p>「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として市に設置するよう、条例に明記してください。差別解消のための調査、審議、市長への提案が出来るようにしてください。</p>	1	<p>不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動も解消に向けた取組などについて、市の恣意的な運用とならないようにするための第三者機関である相模原市人権委員会を附属機関として設置するものです。</p> <p>なお、附属機関であるため、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>事案が生じた際には、相模原市人権委員会は、市からの諮問に基づき、法律面などの専門性に特化した視点から調査審議し、市はその結果である答申を尊重した上で、具体的な措置を講じていくこととしております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
77	<p>「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。組織的な力関係によらず判断、動ける第三者機関の存在は必須です。忖度せず被害者に寄り添った対応を進めるためには問題解消に特化した機関の存在が市民との信頼関係には必要です。</p>	1		
78	<p>「VI29人権委員会」について、骨子では「市長に意見を聴かれた場合において」しか動けないことになっている。これでは、市長によっては人権委員会が条例の目的を果たせない可能性が大いにある。</p> <p>答申「11相模原市人権委員会について」では、被害者救済および差別的言動の解消を通じて条例の目的を実現することが掲げられ、市長の諮問がなくとも調査審議、建議を行うことができる制度が提案されていた。</p> <p>答申の通りにしてほしい。</p>	1		
79	<p>「人権委員会」の権限を広げ、市長の個別の諮問がなくても差別を受けた被害者から訴えられたケースについて、調査や審議、提案ができるようにしてください。</p>	1		
80	<p>「人権委員会」を「答申」の通り差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や市長への原案が出来るようにして下さい。</p>	1		
81	<p>「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。</p>	59		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
82	<p>「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。</p> <p>「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。差別被害者が救済される仕組みがきちんと確保されていることが必要だと考えます。</p>	1		
83	<p>「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。組織的な力関係によらず判断、動ける第三者機関の存在は必須です。忖度せず被害者に寄り添った対応を進めるためには問題解消に特化した機関の存在が市民との信頼関係には必要です。</p>	1		
84	<p>〇VI 人権委員会 29 設置について</p> <p>人権委員会には、(1)にあるように「市長から意見を聴かれた場合」でなくとも、調査審議し、その結果を答申する権限が必要です。</p>	1		
85	<p>14(4)、18(1)で市長が人権委員会へ意見を聞くかどうか判断するのではなく、すべての事案において、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。</p> <p>人権に関しての専門家ではない市長が、事案について意見を聞く必要があるかどうかを判断するというのは、被害者側としては十分な調査がなされない可能性があり、不安に思うと考えるからです。</p>	1		
86	<p>29 人権委員会 「市長から意見を聴かれた場合において」との部分は削除し、「答申」のように、差別被害者の救済及び差別的言動の解消などの目的、権能、手続、組織を明記して、自ら調査、審議、市長への提言ができるようにすること。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
87	VI 人権委員会 ・ 市長から聴かれなくても、調査、審議、市長への提案が出来る機関にしてください。	1		
88	骨子でVI人権委員会の項29の(1)(3)で「市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し」としている点についての意見です。「市長から意見を聴かれた場合において」としか人権委員会の役割を考えていないのは、人権尊重のまちづくり条例としては全く不十分です。相模原市人権施策審議会が提出した答申のように、人権委員会を差別解消を目的とする機関として明記し、市長から意見を聴かれなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるように文言を変更することが適切と考えます。	1		
89	市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議、市長への提案ができるようにしてください。	1		
90	市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。	1		
91	条例(案)は答申を無いものとするかのような内容で残酷です。答申を反映した条例にするよう要望します。 「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。	1		
92	人権委員会の役割を規定する内容を第一項に置いてほしい。「答申」にあるように、差別解消を目的とする機関として明記し、以降の項目では、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
93	人権委員会を差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。そうしても地方自治法には抵触しないと、●●大学の●●教授をはじめ、複数の憲法学者が指摘しています。	1		
94	人権委員会を答申どおり、差別解消の救済機関と記載し、差別解消のための調査、審議、市長への提案ができるようにし、人権委員会が実質的に救済できるようにしてほしい。	1		
95	人権委員会を答申通り差別解消を目的と機関として位置づけ、市長の個別の諮問がなくても差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにすべきです。	1		
96	人権施策審議会を差別をなくすことを目的とし、差別被害者の救済機関として明記し、独立した機関として調査、審議、および市長への提案をするものとする。	1		
97	設置予定の「人権委員会」については「答申」通りの役割が果たせるように、権限のある救済機関としてください。	1		
98	人権委員会は市長から意見を聴かれた場合においてとの制約的権限と骨子にありますが、これでは不十分です。審議会答申にあるように、差別解消を目的とする機関として市長から意見を聴かれた場合以外でも、差別被害者の救済機関として独自に調査や審議を行い、市長への提案もできる権限を持たせることが必要と考えます。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
99	<p>せっかく人権施策審議会から提起された「答申」は素晴らしい内容だったのに、条例（案）ではほとんど反映されていません。特に「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。</p> <p>こんな内容の条例であれば策定しない方がマシです。一から作成し直してください。</p>	1		
100	<p>特に「人権委員会」の差別解消機関としての設立を条例に書き込んで下さい。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市長からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
101	<p>8 (29) 人権委員会が、市長から意見を聞かれた場合、という限定があり、諮問⇒答申の仕組みになっており、答申にあった、自立性、独立性が保証されていない。委員会に独自の調査審議権を付与し市長に意見具申できるものとする、などがあげられます。総じて、差別の撤廃に取り組むという明確な意思が見られません。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は市長の附属機関であり、市からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市からの救済措置に係る諮問に基づき人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
102	「人権委員会」を「答申」通り、差別解消を目的とする機関として明記し、市長の個別の諮問がなくても、差別解消のための調査、審議や市長への提案ができるようにしてください。	3	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
103	<29 人権委員会の設置> 諮問機関ではなく、救済機関としての性格も持たせるべきである。「市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること」となっているが、独自に調査。建議する権限を持たせるべきである。	1		
104	VI 29 人権委員会 人権委員会は、市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し、とありますが、人権に対するとらえ方を市長だけの判断に任せてよいのでしょうか？疑問が残ります。人権委員会は専門性が高いでしょうから、市長からのアプローチだけでなく人権委員会独自のアプローチを認めて相互に人権に対する理解を高めるべきと思います。	1		
105	「人権委員会」を、差別解消を目的とする機関として明記するべき。	1	<p>相模原市人権委員会は市長の附属機関であり、市からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
106	VI 人権委員会 ・ 人権委員会は差別の解消に向けて取り組む機関であることを、条文に記載してください。	1		
107	人権委員会に差別事案に対する調査など権限を付与するなど、差別解消や被害者の救済機関と明確に位置付けてください。	1		
108	「人権委員会」からさまざまな機能を削除するのでは無く、「答申」通り差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにする事が適切だと考えます。	1	相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。 また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。 相模原市人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。	ウ
109	「人権委員会」の性格は、答申とおり、差別被害者の救済機関と明記し、従って差別事案についての調査や加害者に対する説示が行える旨を明記して下さい。	1		
110	「人権委員会」は人権を守るため、差別をなくすための委員会です。市長の諮問機関ではないと思います。11(2)や、14(4)と同様、市長の恣意を許さない、差別を許さない権限を持たせてください。「人権委員会」は、人権を守る＝命を守る 常設の委員会として、差別されて苦しんでいる人を助けるための働きをしてほしいです。	1		
111	「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。	55		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
112	「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。再発防止と被害者に寄り添う対応が必要です。実際の差別事案以降の加害側への抑止力と牽制、実例を重ねる事により市と市民の信頼関係をより良くできる要因になります。	1		
113	2 9 設置 について、「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。差別被害者が救済される仕組みがきちんと確保されていることが必要だと考えます。	1		
114	3. VI 人権委員会救済の機能を持つ第三者機関のところで、「相模原市人権委員会」に以下の機能等を加えてください。 ・ 関係者等への調査や調整、加害者への説示などができるようにしてください。	1		
115	VI「人権委員会」を答申通り、差別被害者の救済機関としてください。そして差別についての調査や加害者への説明ができるようにしてください。	1		
116	救済機関として、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにすべき。	1		
117	条例（案）は答申を無いものとするかのような内容で残酷です。答申を反映した条例にするよう要望します。「人権委員会」を「答申」通り、差別被害者の救済機関とし、差別事案について調査や加害者への説示ができるようにしてください。	1		
118	人権委員会を差別被害者の救済機関として、差別（ヘイトスピーチやヘイトクライムなど）が起きた時の調査や加害者への説示ができるようにしてください。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
119	人権委員会を答申にそって一定の自立性を確保させ、差別事案にたいする「救済・支援」機関として位置付けてください。	1		
120	人権委員会を新設して被害者救済にあてる方針を盛り込んでください。	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市長からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
121	相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）骨子1について意見を送ります。 答申にあったように「救済のための機関の設置」を条例に含めて下さい。	1		
122	骨子での「VI人権委員会」の項目について、人権委員会には独自の事務局を置くべきだ。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
123	11ページ 29設置（1） 「市長から意見を聞かれた場合」を「市長から意見を聞かれた場合及び人権委員会が必要と判断した場合」に修正してください。	1	<p>相模原市人権委員会は市長の附属機関であり、市からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
124	29設置（1）（3） 「市長から意見を聞かれた場合」を「市長から意見を聞かれた場合及び人権委員会が必要と判断した場合」に修正してください。	12		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
125	<p>市長の人権意識が低い場合、市長が適切に対応できない可能性がある。その場合でも、専門的な機関としての人権委員会の認識を問える制度が必要である。</p> <p>※1 1 (3) 人権委員会は、市民等の申出があったときは、市長の(1)(2)の処分又は不処分が適切だったか否か及びその理由を審理し、公表するものとする。</p> <p>※1 2以降でも、市長の判断に係るものは、1 1 (3)のような規定を置くと良い。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査や、救済措置に関する内容について、調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>市長からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市人権委員会において審議した結果を答申としていただいた上で、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
126	<p>相模原市子どもの権利条例が規定する「子どもの権利救済委員」は、委員会ではなく個人の委員だが、同条例第20条(2)は、「子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請を行うこと」と、委員の職務を定めている。市の条例ですでに、審議会委員ではないが、救済委員に「自己の判断による調査等」の権限を認めているのだ。(ただし、残念ながら、施行後の8年余り、1度も行使されていない。)</p> <p>人権委員会においても、子どもの権利条例の前例に倣い、子どもの権利救済委員の職務権限以上に、市長の諮問等に縛られない、独立した「委員会の自己の判断による」防止・救済の措置を行う職務権限を有することが求められ、それに格別の問題があるとは考えられない。</p>	1	<p>相模原市人権委員会につきましては、答申と同様に、附属機関として設置することを考えたものですが、地方自治法第138条の4に規定されている附属機関については、附属機関自らが、市の機関や市民等に対し、その行為の取り消しや是正等を強制する権限はなく、事案について市から諮問し、審議会からの答申を参考にして、市が事務執行するものです。また、公権力の行使の主体である市が責任をもって対応すべきであるので、人権委員会は、第三者機関として公平な意見を聞く場と考えております。</p> <p>一方で、子どもの権利救済委員につきましては、市の附属機関ではないため、子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請を行うことができるとしております。</p> <p>また、地方自治法では、首長のほか、選挙管理委員会、教育委員会など法律で定める機関以外は執行権を有していないことから、独立し、権限を持つことは難しいと考えております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
127	<p>「重大事態」に関して</p> <p>該当する学校の初期対応、教育委員会の対応などとても適切だと思えない。いじめやハラスメントについての初期対応としては即応能力が必須であり、昨年の小学校事案の場合発生から3ヶ月経ての対応は誠に遺憾であると言える。学校、市教委、首長への連絡・対応の悪さが指摘されている。このような事案に対して人権委員会が関り、各関係機関への橋渡しとなることにより早期発見・いじめなどの認定・解決が期待できるのではないかと。</p> <p>特に教育委員会に関しては、2021年の教員による同僚へのセクハラ事件の時の教訓が活かされておらず有罪による失職とし、教育委員は懲戒処分の機会を失いそのまま失職してしまった。相模原市としてセクハラを許し、黙認する恥ずべき結果となったことを反省すべきである。</p> <p>このような対応を許す市に対して人権委員会の在り方が問われている。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
128	<p>人権委員会は審議会答申に則った内容とし、第三者機関としての機能を果たせる委員会として位置付けるべきです。</p> <p>具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別の事情を調査審議するため必要があるときは人権委員会に臨時委員をおくことが出来る」を「特別の事情の相談及び調査審議に対応するために人権委員会に相談員、調査員をおく」に修正する。 ・「臨時委員」の記述を全て「相談員、調査員」に修正する。 	1		
129	<p>人権委員会の権能について、答申にある通り「救済を行う」と明記してください。</p>	1	<p>相談を経ても解決が期待できない場合や相談対応の継続が困難と判断される場合に市長が相手方に対して調査の上で、助言、あっせんによる救済を行う仕組みを規定しておりますが、その内容につきましては、附属機関である相模原市人権委員会へ諮問し、市が判断するものと考えております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
130	<p>人権委員会の事務局体制について</p> <p>「総則 8 人権教育と人権啓発」については市のオープンな職域で進められて良いと思いますが、「9 相談及び支援体制」、「11 調査及び情報の収集」は私人に対する人絹侵害に関する内容も含まれるので、オープンな職域では進めにくいことがあるのではないのでしょうか。</p> <p>人権委員会に常設の事務局を設置して、相談、支援、をきめ細かくできると良いと思うのですがいかがでしょうか。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>相模原市人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
131	<p>3. VI 人権委員会救済の機能を持つ第三者機関のところで、「相模原市人権委員会」に以下の機能等を加えてください。</p> <p>・独自の事務局を置いて独立性を確保してください。</p>	1	<p>附属機関として設置する相模原市人権委員会の事務局を独自に設けることは、組織及び運営の合理化の観点から、業務量等を勘案して慎重に判断すべきものと考えています。</p>	ウ
132	<p>人権委員会の権能について、答申にあるとおり「独立した事務局」を置くことで独立性を担保してください。</p>	1		
133	<p>条例（案）骨子へは次の内容の修正を求めます。</p> <p>・人権委員会の位置づけについて 人権委員会は審議会答申に則った内容とし、第三者機関としての機能を果たせる委員会として位置付けるべきである。</p> <p>条例（案）骨子へは次の項目についての具体的な修正と共に、内容については相互に関連しており、一括修正した記述を求めます。</p> <p>・P12 32→33に修正 (2)「任期は2年とする」に修正し、他は削除する。</p>	1	<p>不当な差別的取扱いの解決に向けた取組では、様々な属性の案件が見込まれることから、専門性を有する臨時委員を、必要に応じて選任することとしています。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
134	VIにおいて、委員は7人以内で組織するとしているが、少数の委員によって差別だと判断する行為は多様性を損なうものであるから、7人以上とするべきだと考える。多様性を尊重するために組織される議会であるならば、人数の上限ではなく下限を決めるべきではないか。	1	相模原市人権委員会は、市が不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組を進めるに当たって、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することを役割としており、7人以内が妥当であると考えております。また、審議内容によっては、臨時委員を委嘱し、適切に対応してまいります。	ウ
135	特定思想を持った人々で固められた人権委員会により、ガイドラインを密室で定めるのも、公平性が有りません。 このような人々が税金を使って、偽りの「差別」により市民を監視し、ましてや罰則により裁くなど恐怖しかありません。	1	不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組などを行っていくため、相模原市人権委員会を附属機関として設置するものです。市からの諮問に基づき審議した結果を答申し、市が、その答申を尊重した上で、対応してまいります。	ウ
136	特に委員には法曹実務家を絶対に入れてほしい。	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ
137	・人権委員会の閉鎖性	1		
138	ヘイトと判断するメンバーの人选が適切であるのか？ 個人の意図や感情、背景などに左右される曖昧なことは条例で決めるべきではない！	1		
139	偏った思想を持った方々で固められた人権委員会により、ガイドラインを密室で定めるのも、公平性を感じません。このような方々が税金を使って、実態のない創り上げられた偽りの「差別」により市民を監視し、ましてや罰則により裁くなど恐怖しかありません。	1		
140	人権委員会の権限が強すぎ、また誰が任命されるか・任命された人物が信頼に値するかの保証もない、これでは「自称・被差別者」による「敵対者に人権侵害のレッテルを貼っての公開処刑」として悪用されかねない。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
141	<p>人権委員の選定が全く民主主義的でなく、市長の独裁を許す条文となっており、危険。</p> <p>31 委員</p> <p>(1)人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。</p>	1		
142	<p>相模原市民にしてみれば、この条例が可決されることで一方的に差別と断罪され氏名を公表される恐れがあるのです。その調査判断を市長と市長が囑託した委員に握られるのは酷く不平等で危険なものだと思います。</p>	1		
143	<p>「人権に関する豊かな知識・経験、中立性、専門性のある学識経験者」とは誰がどういう基準で選ぶのですか？</p> <p>何かの主張をすれば反対意見が出るのは当たり前のこと。</p> <p>中立性のある人間など存在しない。この人権尊重でいう中立性というのは「何もしないこと」である。</p> <p>何もしない人権委員会の必要性など無いし、どちらかの意見に加担した時点で偏っているということ。</p> <p>無意味なことに私たちの大切な税金を使うのを止めてください。</p>	1		
144	<p>VI 人権委員会</p> <p>中立性を保った人選が可能なのでしょうか？</p>	1		
145	<p>VI-31</p> <p>人権委員会の委員及び臨時委員は「人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者」であることが求められるが、とりわけ中立性を担保することは重要である。どのような手段により中立性を担保するのか。</p>	1		
146	<p>VI、30で人権委員の人選で公正さが担保される保障に乏しいです。本条例案に強く反対します。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
147	<p>人権委員について</p> <p>「人権に関する豊かな知識・経験、中立性、専門性のある学識経験者から委嘱」とあるが、具体的にどのように選ぶのか不明。中立性はどのように保障されるのか不安。人権委員は結構な権限が与えられるため、一部だけが優遇されるような状況になってはならない。</p>	1		
148	<p>また「委員に対して相応しくないと感じた場合には、委員から退いて頂くための何らかの手立てが出来るような項目」も新設してください。</p> <p>委員には公平性を持った人物に担って頂くことがとても重要です。</p> <p>委員の選出にも公平性や選出基準も重要です。</p>	1		
149	<p>骨子の3 1 委員の中立性及び専門性を有するは削除する。</p> <p>中立性が何に関するものかの明示がなく、人権に関する中立性であれば内面の問題で判定困難なので削除すべき。</p> <p>もしくはどこからお金をもらっているかの意味での中立性なら経済的中立性などと明確にすること。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、市が恣意的な運用をしないようにするためにも、相模原市人権委員会の委員における中立性及び専門性を確保する必要があると考えております。</p>	ウ
150	<p>人権委員会について</p> <p>「人権に関する豊かな知識及び経験」「専門性」とありますが資格試験等があるわけではなく不明確、不透明です。</p> <p>「中立性」とありますが奇しくも本条例が本邦出身者と本邦外出身者を区別しており、どちらが委員となっても中立性を担保できません。</p>	1		
151	<p>Ⅵ人権委員会 「ヘイトかどうかは司法の場で」を無視して市長が行為を禁止・認定するのであれば、委員の委嘱に関しては議会の承認を得る条文を追加して下さい。また委嘱された各委員が中立性を欠くという不当な差別が疑われた時には議会で質問、追及、勧告し、議会が不当な差別と採決した場合は、委嘱した市長は責任を取って辞職する旨の条文を追加して下さい。但し、中立性を欠いた委員、及びその委員を委嘱した市長には、書面により意見を述べる機会を与えて下さい。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
152	3 1 (1) で「人権に関する豊かな知識及び経験を持ち」とあるが、「人権に関する豊かな知識」は分かるが、「人権に関する豊かな知識」というのは分かりにくい。例えば、「人権擁護に関する豊かな知識及び経験を持ち」としてはどうか。また、「豊かな」という文言も、例えば「総合的な」「ふかんだ的な」などとして、部分的ではないという意味合いがより強く出る文言に修正すべきである。	1	互いの人権を尊重し合うことを目的としており、尊重し合うことに「擁護」は含まれているものと考えております。	ウ
153	「人権委員会」ですが、条例案において「氏名の公表だけではなく罰則を課すべき」「市長の指示が無くても調査できる独立性を付与すべき」と過激とも取れる訴えをしており中立性があるとは思えず、市民に不安を与える存在になる可能性が高いです。委員は市長が囑託するとありますが、中立性透明性を担保するため、選出には市民が直接関われる仕組みが必要です。	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ
154	P.12 31 委員 32 臨時委員 について 人権委員会の委員及び臨時委員の選出について、市長が委嘱するという、代議制として選挙で選ばれた市議が議論する市議会という場がありながら、市長の独断的な決定で人選する構成となっているのは何故でしょうか。 十分な情報公開のもと、議会で賛否を取るかあったり、市民が意見を寄せる機会を持つ等の手順が必要ではないかと考えます。	1		
155	条例3.1について 条例の3.1委員の内容で、「人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知見及び～中略～のある者から、市長が委嘱する。」の部分は、市長が選任した人物について、市議会に議案として提出、採決されれば委嘱という流れが適切と考える。 市長が委嘱するだけで人権委員会の委員が選ばれるということは、市長の考えによっては公平公正でなく、偏ることが想定されます。 そのような委員の選び方は、人権尊重という名の元では避けるべきです。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
156	<p>人権委員会の委員は「市長の委嘱」とあり、市長の個人的な思想や政治的スタンスによって恣意的委嘱、運営が可能となっている。</p> <p>市長の一存で決定できないよう、市議会など委嘱を認可する手順の追記を求めたい。</p>	1		
157	<p>VI人権委員会は公募ですか？そうでないとしたら、権限が強すぎます。</p>	1		
158	<p>委員</p> <p>「市長が委嘱する。」とあるが、市長との癒着や縁故採用を防ぐ観点、市民の意見を反映する観点、中立性・公平性を保つ観点から、住民投票による選挙で委員を選出し「市民が委嘱する」にすべき。</p>	1		
159	<p>3 1 (1) 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。について</p> <p>>学識経験者から選出するのは評価できますが、閉鎖的な空間にならないでしょうか？公募で市民からも最低1名以上は選ぶべきです。</p>	1		
160	<p>IIIの14市長は「相模原市人権委員会」の意見を聴くものとあるが、中立性を保つため委員の選任には市民の意見を反映させて欲しい。</p>	1		
161	<p>VI 人権委員 31 委員 (1) 人権委員会の委員及び臨時委員はの部分</p> <p>「日本国籍を持つ者に限る」、「人権委員会の構成は、人権団体からの推薦を避け、一般公募などにより選定する事。」と追記が妥当と考えます。</p>	1		
162	<p>また、市長の指名で行われるのは不合理とも思われるので。公募という形式が好ましいと思います。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
163	委員の選出後、一定期間内に選出委員に対しての意見等を広く募集して相応しい人物が確認し人事の調整を行えるようにして下さい。	1		
164	人権委員会は特別な組織であり、市長の指名で行われるのは不合理と考えられる。不要という観点は変わらないが、どうしても制定するなら市長の指名ではなく公募という形式をとるべきと考える。	1		
165	人権委員会の再任は、人権委員会の専制化、権力の暴走を招くリスクがある。任命に関しての中立性を担保する仕組みの策定と、再任を認めない事は最低限必要かと考えます。	1		
166	「委員は、再任されることができる。」 (VI31) →偏りを防ぎ、適切な判断を行うためには、定期的に交代するべきであり、再任を認めるべきではない。	1		
167	31 委員 (3) 人権委員会の委員に再任規定があると、同じ者が長年委員会にいる状況を生み出しかねず、人権委員会の考え方が凝り固まり時代に合わなくなる可能性が高い。 そもそも人権意識は時間の経過と共に変わっていくものであり、そうした変化に対応するためには任期2年をもって例外なく解任されるべきであり、また前任者が所属する団体から新たに招聘することも委員の考え方の固定化を招く恐れが考えられる為、同一団体から連続して招聘できない規定を盛り込むべきである。	1		
168	委員を除名する条件が示されておらず、また再任の回数が限られていないため組織の健全性(利権化や権力集中の防止)が担保されていません。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
169	P12の3 1 委員及び3 2 臨時委員の文面には両方とも市長が委嘱することが書かれているが、市長の単独決定ではなく相模原住者の意見を広く聞くために本条例が制定されてから4半期内で候補者を選定し候補者の来歴を明らかにしパブリックコメントを求める手順に変更願います。	1		
170	意見3. 骨子の「VI 人権委員会」の「3 1 委員」において、「(1) 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。」は密室な会議を促すルールであり、市民に対して直接オープンな方法で選出される方法に変更すべきである。	1		
171	骨子VI 人権委員会について 3 1 委員 (1) 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。について 人権委員会の構成は、人権団体からの推薦を避け、一般公募などにより選定する事が望ましい(差別認定の公平性の担保)	1		
172	差別認定の公平性を担保する為、人権委員会の構成は、人権団体からの推薦を避け、一般公募などにより選定する事。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
173	<p>人権委員会の選定について</p> <p>委員の選定基準は人権に関する豊かな知識・経験、中立性、専門性のある学識経験者から委嘱すると書かれているが、具体的にどうい う方が中立性があるのか不明であり適切でない。仮に、外国人の権利保護に意欲的な知識 人がいたとして、それは中立的な人と言える のか。市長が選定するだけでは、市民の意見 を反映したことにならない場合がある。委員 の選定段階で市民に意見を聞くべきだ。</p>	1		
174	<p>VI 人権委員会救済の機能を持つ第三者機関の ところで、「相模原市人権委員会」に以下の 機能等を加えてください。</p> <p>・ 差別事案が発生した場合は、市長に非難声 明を出すように意見するようにしてくださ い。</p>	1	<p>人権委員会は市長の附属機関であり、市からの 諮問に基づき不当な差別的言動の制限に係る審査 や、救済措置に関する内容について、調査・審議 をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するもの を自ら管理、執行する権限を有しているものでは ありません。</p> <p>市からの救済措置に係る諮問に基づき相模原市 人権委員会において審議した結果を答申としてい ただいた上で、市が責任をもって助言やあっせん などの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
175	<p>「特別の事情を調査審議するため必要がある ときは人権委員会に臨時委員を置くことが出 来る。」を「特別の事情の相談及び調査審議 に対応するために人権委員会に相談員、調査 員を置く」に修正してください。</p>	5	<p>「臨時委員」につきましては、不当な差別的取 扱いの解決に向けた取組では、様々な属性の案件 が見込まれることから、必要に応じて任用するこ ととしています。</p> <p>また、相談や調査に応じるための専門調査員 は、条例施行後に配置を考慮しており、解釈指針な どで運用方法を示す予定です。</p>	ウ
176	<p>「特別の事情を調査審議するため必要がある 時は人権委員会に臨時委員を置くことができ る」を「特別の事情の相談及び調査審議に対 応するために人権委員会に相談員、調査員を 置く」に修正してください。</p> <p>「臨時委員」の記述をすべて「相談員、調査 員」に修正してください。</p>	2		
177	<p>「臨時委員」の記述全てを「相談員、調査 員」に修正してください。</p>	3		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
178	委員を”学識経験者のある者から”とあるが、ここに、当事者が入っているのか。特にしょうがいしゃ（身体・知的など多くの当事者）が入っているかを確認して構成すべき。 また、知的しょうがいのある方の代表として、保護者が出席している会を知っているが、それは、親の意見になってしまうので、そのことについても考えてほしい。	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員については、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、人権に関する豊かな知識と経験を持ち、中立性と専門性を有する学識経験者を、慎重かつ厳正に選任してまいります。	ウ
179	構成の人権委員会について 人権委員会の委員は学識経験者から委嘱とあるが、当事者（しょうがい者や外国人）なども参加した方が公平ではないか。	1		
180	2 任期は「任期は2年とする」と修正してください。	1	「臨時委員」につきましては、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組では、様々な属性の案件が見込まれることから、必要に応じて任用することとしています。 また、相談や調査に応じるための専門調査員は、条例施行後に配置を考えており、解釈指針などで運用方法を示す予定です。	ウ
181	⑥P12 31（2）「任期は2年とする」に修正し、他は削除すること。	2		
182	P12 32（→33）、33（→34）【修正】 32（→33）（2） 「任期は2年とする」に修正、他は削除。	1		
183	骨子29-34における人権委員会に対し問題を感じます。現在、罰則は織り込まれてないとはいえ、骨子24における公表は事実上の罰則。それらを一部の有識者の判断で行われるなどありえません。まして昨今、これらの差別問題に取り組む有識者による二律背反的な差別発言や冤罪問題などが散見し、問題になっています。有識者であるから、判断できるはずもなくまして中立といえる人間がいるのでしょうか。 人権委員会の設置基準を考えること。 人権委員会による介入を一考すべきです。	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
184	<p>構成の人権委員会について</p> <p>市の職員に差別されるケースもあるが、そのような場合もまず市に申立てというのだと、不都合があるのではないか。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員については、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、人権に関する豊かな知識と経験を持ち、中立性と専門性を有する学識経験者を、慎重かつ厳正に選任してまいります。</p> <p>また、助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が市である場合には、助言又はあっせんを行うに当たっては、相模原市人権委員会の意見を必ず聴取することとしています。</p>	ウ
185	<p>骨子で人権委員会が相模原市で人権に関する問題が発生した場合に内容について審議して差別があったか否か等を判断するという箇所に大きな問題があると懸念致します。</p> <p>審議会は何回か傍聴させて頂きましたが、人権委員会のメンバーが相模原市民が選出した人達では無いというのも問題です。</p> <p>また差別があった、無かったという事例が報告された場合に警察組織で無い市役所職員の方々や一時的な組織である人権委員会が人権に関わる問題を立証出来るのか甚だ疑問に思います。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。</p>	ウ
186	<p>『VI 人権委員会』について</p> <p>70万市民誰もが一人ひとり異なる存在であり、それぞれ独自の意見を持つ中で、「差別事案と見なすべきか否か」という、厳密さを要する判断の妥当性を、市長と数人の委員の判断のみによって担保することは著しく困難であるものと考えます。その上で、最低限の客観性および透明性を維持するため、『31委員』(1)につける委員及び臨時委員の選定について、その基準を条文上に於いてより具体的に規定すべきであると考えます。別途規則等で定めるのではなく、知識・経験・中立性・専門性・学識等の基準をそれぞれ明確化すべきです。また、組織の硬直化及び不公正を防止するため、同(3)に於ける委員の再任は認めるべきではないと考えます。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
187	<p>人権委員会は市長のみが選ぶという点において、市長の個人的見解が人員に影響し客観性・中立性を著しく欠くと考える。</p> <p>万が一選定するにしても、市議会での議論を詰めて人員を決定すべきである。</p> <p>また、人権委員会の権限が過剰すぎる。市長個人の独断で選任できる委員会が所有してよい権限の強さではない。</p> <p>なぜ、市民が選んでもいない人員が市の推進指針を決定する権限を持てるのか甚だ疑問であり、断固反対する。</p> <p>これらの問題に際し、条例自体が問題の塊であると考えている。</p> <p>この条例の根本の問題であるが、平等をうたいながら差別を助長するようなものにとらえられても仕方のない内容であると思う。</p>	1		
188	<p>人権委員会の委員の人選に関して、市長が委嘱すると書かれていますが、市長ご自身が全てを把握した上での人選は非常に難しいと考えられます。専門家という概念に基づいて市の職員が選定すると、どうしても偏りが出てしまうと考えます。事実、審議会の委員にも特定の勢力に近い人物がいることは明確であり(何故なら条例案が、公表前に●●●新聞に漏洩していた事実も一例)、決して中立・公正が守られていたとは考えられないからです。人権委員会の人選に関しては、市民生活に関わる重要な案件ですので、市の職員の恣意的な判断だけではなく、民主主義の根幹である選挙で選ばれた議会議員の関与が絶対条件であると強く主張します。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
189	<p>31 委員(3)</p> <p>人権委員会の委員に再任規定がある場合、同じ人物が長年委員会にいる状況となる場合があり、人権委員会の在り方、考え方が凝り固まり時代にそぐわない物になる事が想定される。</p> <p>人権意識に関しては、不変のものではなく時代とともに変化していくものであるため、そうした変化に対応するには、任期2年を持って例外なく解雇されるべきであり、また前任者の関係する団体、懇意にする団体から新たに招聘することも考え方の固定を避けるために避けるべきである。</p> <p>そのため、同一団体から連続して招聘できない規定などを盛り込むべきである。</p>	1		
190	<p>骨子のIV人権委員会について</p> <p>今回の条例で規定されている人権委員会の中立性について非常に心配しています。少なくとも違法ではない事柄について（違法であれば普通に警察や弁護士に相談すればいいはずなので）、何が差別で差別ではないかを判断するという大きな権限を、市民の投票で選ばれたわけでもない人々に与えてしまうことは問題ではないでしょうか。</p> <p>2023年6月にはアメリカ・ワシントン州において、同州の人権委員会が「未手術トランス女性が男性器がある事を理由に女湯を利用できないことは、性自認に基づく差別である」と認定した事が原因で訴訟が起きました。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、市が恣意的な運用をしないようにするためにも、相模原市人権委員会の委員における中立性及び専門性を確保する必要があると考えております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>また、欧米では「子どもが自分をトランスジェンダーだと訴えた時に、それを認めてジェンダー肯定医療を受けさせる事に同意しない親はトランスジェンダーへの差別であり児童虐待である」と判断され親権を剥奪されることさえあります。しかし、子どもの望むままに医療を受けさせた結果、乳房切除や子宮摘出、男性器切除などの不可逆的な治療後に子ども本人がそれを後悔し、カウンセリングが不十分なままに安易な治療を行なったとして医師を訴える事例がここ数年で何例も起こっています。</p> <p>私は日本においても性自認による差別禁止の条例や法律ができてしまえば、十分に起こりうる事態と考えます。</p> <p>日本においても既に女性スペースを巡る問題は複数起こっています。</p> <p>こちらの愛媛県の事例では、自分は女性だと主張する男性の肉体を持った職員（性同一性障害の診断書あり）が職場の女子トイレの使用を強行し、他の女子職員がメンタルヘルスの障害を起こすに至りました。</p> <p>2019年にカナダでは性暴力サバイバーである女性の心理を考慮して、トランス女性の受け入れを断った性暴力被害女性用のシェルターが、トランスジェンダー差別だとして自治体の補助金を打ち切られた上に施設を破壊される嫌がらせを受けるという事件が起こりましたが、日本においても2021年にトランス女性の女性用スペース利用に苦言を呈した強姦被害者の支援団体（●●）が港区からの補助金を打ち切られました。</p> <p>人権委員会による恣意的な差別の認定は、上記のようなトランスジェンダー差別反対の名目で、明らかに女性の人権が蔑ろにされている状況を加速させるのではないかと強く心配しています。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>今回の条例については、全国に先駆けたモデルケースにするつもりだと、委員会のメンバーである弁護士さんが述べている記事を読みました。</p> <p>他県に住んでいる私にとっても、決して他人事ではありません。</p> <p>強い権限を持ち、恣意的な『差別』の認定を行う可能性が排除できない人権委員会の設置について、強く反対します。</p>			
191	<p>人件委員会の中立公正が守られていないこと。</p> <p>当然ですが差別を設定する側は中立公正でなければなりません。これは全国殆どがそうでしょうが、人件委員会は非常勤の歩合制であり相談件数が増えるほどお金が入ってきます。電話した際、相模原市も非常勤の歩合制を想定していると回答していただきました。つまり 差別か意見を求められる回数が多いほど儲かる人たち、この人たちは「これは差別ではない」と認定するでしょうか？差別の基準が緩いほど相談件数は増えお金儲けができます。逆に「これは差別ではない」とすると、同様の問題では次から意見は求められずお金は入ってきません。最終的に相談するかどうかは市長の判断ですが、それでもある程度前例周到は避けられないでしょう。</p> <p>このシステムで、全員が私利私欲なく公正な判断を永続的にすると考えるのは無理があります。少なくとも、公平性が担保できない時点でシステムとして欠陥です。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
192	<p>人権委員会の組織について、答申にあるとおり、「多様性の確保に向けた配慮を行う」規定を盛り込んでください。</p> <p>多様性、とりわけマイノリティの属性を持つか、その立場を理解した委員の存在は、差別をなくす取り組みにおいて重要だからである。</p>	1	<p>本市の審議会等の委員構成については、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないよう努めることが、さがみはら男女共同参画推進条例において規定しており、相模原市人権委員会につきましても、当該条例に基づき、多様性に配慮した上で選任してまいります。</p>	ウ
193	<p>30（1）に「委員の選任にあたってはジェンダー、多様性に配慮する」を加えてください。</p>	7		
194	<p>3 1 委員</p> <p>・「人権に関する豊かな知識及び経験を持ち中立性及び専門性を有する学識経験のある者」と「だけ」とあることに反対します。当市の人権条例は、当市の市民のものであります。市民を代表するに必要な資格は「学識経験だけ」ではありません。当市の市民であること、また、差別にさらされやすいマイノリティをであること、あるいは、そうした方々と日々をともにされている福祉従事者や市民活動団体等現場を知悉する方にこそ、人権委員会の構成員になっていただきたいです。</p> <p>・上記の「中立性」「公平性」を担保するためには。相模原市民2者以上の推薦を必要とするとすれば、市長独断の委嘱より、さらに質的に担保できると考えます。また、当事者のいない委員会は、ユニバーサルデザイン社会構築に国をあげて進んでいる現在において、時代遅れの発想と言わざるを得ません。</p>	1	<p>相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。</p>	ウ
195	<p>司法を通さない人権委員会での判断には思想・言論の弾圧に繋がる可能性があるのではないか。またブラックボックス化、利権化の恐れはないのか検討を重ね、その上で市民に広く示すべきである。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
196	33守秘義務 34 に変更 34事務局を新設 34事務局 「事務局には、人権について専門性を有する職員を置く」を新たに挿入してください。 34規則への委任 35 に変更	5	組織体制等については、本条例に基づく施策が効果的に実施できるよう適切に対応してまいります。	ウ
197	「33 守秘義務」について 守秘義務を課すのであれば、罰則規定が必要ではないか。ヘイトスピーチへの罰則は賛否両論あれど、守秘義務違反時の人権委員会委員・臨時委員への罰則ということであれば、反対の余地はないように思われる。	1	人権委員会委員及び臨時委員につきましては、非常勤特別職であることから、守秘義務等については遵守しなければならないと考えておりますが、違反等の事案があった場合、本市における懲戒処分の指針等を踏まえ、適切に対処してまいります。	ウ
198	委員 33 守秘義務 33 守秘義務とあるが、これに関して、郵便法みたいに罰則はあるのか。厳重注意、重いものにて懲戒処分で終わりなのか。	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
199	31委員について、氏名や所属先を公表してください。また、選出方法の公表、選出基準の公表、なぜ選出されたのかの選出理由、任期、報酬の有無、報酬があるのなら報酬額の公表をしてください。	1	相模原市人権委員会の委員の氏名等の公表については、他の附属機関の委員の公表状況などと同様に取り扱ってまいります。	ウ
200	「特定の個人情報にかかわる内容を除き、全ての活動内容を公開する」ことを新設してください。どのような活動が行われているのか、議題や発言記録等、私達にも知る必要があります。	1		
201	31 委員 「個人情報に係るものを除き活動内容を公開する」を新設で付け加える。 条例のどこにも人権委員に対するチェック機能がないのが気になります。人権関係の調査を行い、公表の際も市長から意見を聞く。 言ってしまうと捜査官がそのまま裁判に関わるようなものです。まして市長が委嘱する市民に選ばれたわけではない 団体です。透明性を確保するために、市のホームページで活動内容や資金の運用状況を詳しく公開するようにしてください。	1		
202	骨子 2 9～3 3 について、不当と正当との境界は曖昧であることから、市及び市人権委員会の判断が妥当であることを客観的に示して市民の納得を得るため、人権委員会での協議内容を含めて事案の内容、判断までの議論内容、判断の根拠等は、個人情報等の保護に注意したうえで、極力公開されるべきである。 また、市人権委員会の選定についても、選定理由、選定者等は、個人情報等の保護に注意したうえで、極力公開されるべきである。 以上、市外在住ではありますが、募集要項には規定がありませんでしたので、意見を送付いたします。市外からの意見が受付不可で会った場合はご容赦ください。	1		

「VIII 附則」 に関すること

2 件

通番	意見等の概要	件数	市の考え方	区分
1	<p>本条例の見直しや変更の手続きについて、とりわけどの委員会で審議するかが示されていない。</p>	1	<p>この条例の見直しや変更の手続きについては、人権施策の推進に関する重要な事項となりますので、この条例制定の諮問と同様に、人権施策審議会に諮問する予定であります。なお、人権施策審議会については、附属機関の設置に関する条例（昭和37年条例第17号）にて、「人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。」と規定しております。</p>	ウ
2	<p>人権施策審議会の規定がないのはおかしい。人権施策審議会答申では、人権施策審議会に本条例の見直しを行う機能を求めており、「推進指針」だけではなく、本条例の見直し等についても人権施策審議会での議論を求めるべきであると思う。</p>	1	<p>本市の人権施策の推進に関する重要な事項の審議、相模原市人権施策審議会の役割であることから、条例の見直しの際にも意見をいただき、施策の充実に努めてまいります。</p>	ウ

その他

81 件

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
1	誰もが安心して暮らせるような町づくりをしてほしいです。	1	人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するために、人権施策に関する取組を推進し、その充実に努めてまいります。	ウ
2	3 立法事実（地域の実情）として、駅前・市庁舎前、及び、審議会の韓国籍女性委員に対するヘイトスピーチがあったことが示されていない。	1	立法事実などの個別具体的な内容につきましては、条例には盛り込まないものと考えています。	ウ
3	3 立法事実（地域の実情）として、駅前・市庁舎前及び、審議会の韓国籍女性委員に対するヘイトスピーチがあったことが示されていない。	1		
4	なお「条例（案）の骨子の該当箇所を明示の上」という誘導は、条例案に書いてあることが前提となっています。つまり条例案に書いていないことについての要望を書きにくくさせていて、感心しません。今後は善処してください。	1	本市の他のパブリックコメントと同様の参考様式としているほか、書面の様式は問わない旨を記載しておりますので、誘導する意図はございません。	エ
5	魔女狩りの主たる対象は、在日韓国人及び朝鮮人です。 snsなどを見ると、●●と、歴代首相に対しても言っているからです。 在日しか首相になれないシステムがあるらしい（笑） 言うのは、女が多い。 しかし、この種のひとたちは、在日中国人に対して、●●と言うのを見たことがない。 怖いからでしょう。腸が煮えくり返る。 しかしそれに対して在日は黙っている。 我慢しているか、言っているのは極少数と考えて無視しているのでしょうか。 そういう状況での粗悪素案です。やはり憐れ、としか言いようがありません。	1	本条例を制定することにより、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図ってまいりたいと考えております。	エ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>イスラエル、わたしはあなたを忘れない。 という文が聖書にあるそうですが、 いまになって、本当の意味がわかりました。 相模原市よ、わたしはあなたをわすれない。 言われないように、書かれないように、頑張っ てください。 最後にします。素案だけで、憐れむべし、で す。</p>			
6	<p>差別監視という対立的な行動に公費を使うので はなく、双方の主張を広く受け入れて広く市民 に公開し、市民による開かれた話し合いに用い るべきだと考えます。</p>	1		
7	<p>頑張ってください</p>	1	<p>ご意見をいただき、ありがとうございました。</p>	エ
8	<p>政治家の政治が、政治家のための政治で有る限 り、こんな事は、無くならでしょう。 歴史の歪曲や、正しい歴史を知らない国民は、 政治家の思い通りの人間になるでしょう！ 国民は正しい歴史を知る権利が有るのに…</p>	1		
9	<p>ヘイトクライムで殺された人たちは、もう戻っ てこない。 過去から学ばない人間は人間ではありません。 相模原市を忘れない人たちも、きっと出てくる でしょう。 歴代首相(現在も含む)全員在日だ、とか、ユー チューバーもそうだ、とか、 こんなデマは話にならないけども、そういう時 代に、 この素案の意味も充分お考えください。</p>	1	<p>本条例を制定することにより、人権尊重の理念を 社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのな い個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生 社会の実現を図ってまいりたいと考えております。</p>	エ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
10	<p>更に追加します。</p> <p>在日特権などあるのですか？ わたしの街の市役所に聞いたら、笑っていました。</p> <p>素案では、まるで特権があるを前提にしたヘイト素案ですね。</p> <p>あるならある、ないならない、ハッキリ言わなければならないと思う。</p> <p>デマばかり流されて、苦しんでいる在日も、きっと多いに違いはない。</p> <p>反対になって返ってくるかもしれない。</p> <p>すなわち、粗悪な素案で、内乱が起きるかもしれない。戦争より恐ろしいことです。</p> <p>そうならないためにも、役人様は重い腰を上げてください。</p> <p>もはや過去最低の出生者数と新聞で見ました。</p> <p>在日含め、本邦外人がどうしてもお嫌なら、追い出してください。</p> <p>日本は空っぽになるでしょう。滅ぶに違いはない。</p> <p>役所がデマを前提にしたような素案を作ること自体、終わっています。</p> <p>憐れとしかいいようがありません。</p>	1	<p>本条例を制定することにより、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図ってまいりたいと考えております。</p>	エ
11	<p>●●※「住所の記載があったもの」</p>	1	<p>今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なります。</p>	エ
12	<p>こういう多くのひとが苦しむうめいている時代、</p> <p>国粋主義がはやり、一緒の魔女狩りが流行ること。</p> <p>覚えておいてください。</p>	1	<p>本条例を制定することにより、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図ってまいりたいと考えております。</p>	エ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
13	<p>パブリックコメントを集めることによるアライバイワークかもしれないと、ふとよぎりました。既に結論はあって。分断を助長するつもりかなと。</p> <p>追い出したいなら相模原市が率先して追い出してください。黙って去ります。</p> <p>そのかわり、相模原市から日本は終わるでしょう。</p> <p>以上、失礼ながら、妄想がよぎったので、一応書いておきました。</p> <p>違うなら、大変失礼しました。謝ります。</p> <p>最後にします。</p> <p>市が、街が、県が、国が、国民市民が、よくなるように、お願いいたします。</p>	1	<p>パブリックコメントにつきましては、政策等の策定に当たって、幅広い市民等の意見を反映することなどを目的とする制度となっております。皆様からの貴重なご意見については、条例案の作成に当たって、参考にさせていただきます。</p>	エ
14	<p>本村賢太郎相模原市長は2023年初めの会見で自身の政治姿勢を徹底した選択と集中であると述べた。</p> <p>これは弱者を優先的に守るという政治の大前提に反する非常に酷い発言なので、●●に当時所属していた●●によって批判が展開された。</p> <p>これを受けての事かどうかは定かには無いが、本村市長は自身の政治活動ポスター等に「誰ひとり取り残さない」「すべての人に」等のコピーが付け足されるようになった。</p> <p>これは全てジェスチャーで、実際にその言葉がさす意味は本村市長本人も理解せずに使用していた。</p> <p>「誰も取り残さない」などの言葉で取り繕うが、行う政策は全てネオリベリズム＝新自由主義の特徴である『選択と集中』なのだ。</p> <p>公民館等の公共施設の売却。公立学校の統廃合。</p> <p>これらは市民の財産を片っ端から小銭に変える緊縮財政思想の政策であるが、それ以上に弱者の切り捨てという点で最悪の政治を行っているのである。</p> <p>そして今年2024年1月1日のタウンニュースに掲載された本村市長のインタビュー記事には、もはや隠す気すらない新自由主義思想を前面に出した発言を述べている。</p> <p>これから人口が減少していくなか、後世に負担を残すわけにはいかない。市長時代にいいことばかり言ったり、お金をたくさん支出したりするだけでは責任がない。だから私は1期目にあえて行財政構造改革という厳しい施策をうっ</p>	1	<p>人権尊重のまちづくりを進めるための必要な経費につきましては、本市の財政状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	エ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>た。これで財源の組換え構成を行う。今年から行財政構造改革の2期目が始まるが扶助費などにも手をつけていく。誰かがやらなければいけないことで、10、20年後、将来評価されればいい」</p> <p>本村市長は行財政改革という厳しい施策は誰に厳しいのか考えたことがあるか。</p> <p>一方を貧弱にして一方に集中するという組み換え財政は全体からみれば富を目減りさせる行為である事を知っているか。</p> <p>扶助費に手を付けて犠牲になるのはどのような市民か。</p> <p>その結果、10年後20年後に貴様を評価するのはどのような連中か。</p> <p>弱者を腐乱死体に変え、強者の餌にする行為。選択と集中を政治の俎上で行う事こそが差別なのだ。</p> <p>この大量処刑政治を本村市長は「誰かがやらなければいけないこと」と発言した。</p> <p>やまゆり園事件の●●が犯行前に同僚や友人に語った言葉そのままではないか。</p> <p>また、相模原市には法人会青年部によって『ワクワク税金体操』なるものが流布され続けている。</p> <p>これは、「税金はみんなで集めるみんなのお金」「学校、公園、公民館、税金なければ使えない」「納税しないとどうなるの、自分勝手じゃみんなが困る」「警察、消防、ゴミ処理場、納税しなけりゃ頼れやしない」等と大誤りの租税知識を伴奏に合わせて歌い踊るという酷い内容の物だ。</p> <p>それを本村市長は咎める事もせずに</p> <p>「『税金体操』は背税教育の一環にもなりますね。パワーを感じました。」と、こう述べた。</p> <p>租税は基金では無いから税金をみんなで集めて使い道を考えるお金だと説明する所から間違い。</p> <p>そして何より酷いのが、非課税世帯や公的扶助を受けている世帯にたいする誤った知識をひろめている部分。</p> <p>非課税世帯の子どもは、学校が使えないのか。</p> <p>生活保護受給者や障害年金受給者は公民館が利用できないのか。</p> <p>困窮者は消防も警察も利用できず、ゴミ出しもしてはいけないのか。</p> <p>こんな大嘘の情報を引っ提げて、これを租税教育と称して公立学校で新自由主義思想即ち差別</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>思想を植え付ける活動をしている相模原法人会を、市長は勿論、人権施策審議会も誰も批判どころか話題にもしなかったではないか。</p>			
15	<p>立法事実については、この条例が、●●のヘイトスピーチと津久井やまゆり園事件を念頭に始まったもので、立法事実はその二つで十分である。</p>	1	<p>立法事実などの個別具体的な内容につきましては、条例には盛り込まないものと考えています。</p>	ウ
16	<p>・女性スペースの確保の観点から「トランス女性」が女性トイレ・入浴施設・更衣室等に入ることにより、「生物学的女性」が不安を感じるのは、強姦等のリスクがある以上当然です。</p> <p>何よりも「生物学的女性」の安全が最優先されるべきで、その観点から「トランス女性」の危険な行為を指摘することが、この条例によって「差別」と判断されることは断じてあってはなりません。</p> <p>「生物学的女性」の安全を守る上で危険が生じた場合は、「トランス女性の危険行為を区別」することは差別ではないと条例の中で明記すべきです。</p> <p>実際に「生物学的女性」が「トランス女性」から強姦等を受けて心身にダメージを受けた場合は、市はどのように責任を取りますか？</p> <p>このままの内容で条例が採決されるならば、私の知り合いの「生物学的女性」全員に「相模原市には行かない方が良い」と進言します。</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」については、市人権施策推進指針において分野別施策の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、不当な差別の対象属性の一つとして記載しています。</p> <p>なお、自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることではなく、本条例は市民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。市としては、ジェンダーアイデンティティに関する正しい理解が進むよう、周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
17	<p>LGBT差別に関しても、その精神は良いものであると思うものの、他にもある通り特定の事項を狙って制限を加えているだけの、むしろ多大な不便をかけるだけでなく新たな差別やそれにつながる犯罪を助長しはしないだろうか？</p> <p>例とすれば、女子トイレの使用に関しても心は女性体は男性の人が女子トイレの使用を、というのが実際にそれを装った犯罪が起きており本来使用すべき</p> <p>性別の人に要らぬ脅威が迫ってはいないだろうか？</p> <p>これを推進するのであれば、トランス女性の女子トイレの使用を認めるのではなく、新たにトランス専用トイレを設置した方が安全ではないだろうか？</p>	1		
18	<p>7 女性専用スペースの確保</p> <p>生来の性別に従い確保、保護すべきである。</p> <p>(生物学的女性は生物学男性に身体を見られることに本能的恐怖を感じる為)</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
19	<p>LGBTについての保護なのであれば、現存のパートナーシップ条例を充実させてもらった方がいいです。</p> <p>現在、条例に基づいたパートナーシップ宣誓にしても、私が昨年行った時点で、まだ二桁しか宣誓パートナーが存在しないのです。市井の性的少数者はなるべく自分の性的な事など公表することなく穏やかに暮らせればそれでいいと思っている事のあらわれではないでしょうか？</p> <p>また、我々同性愛者からすれば同性婚で同性愛者と同等の権利を与えろというよりも、緊急手術が必要になったときの同意書のサインをさせてもらえとか、そういった命に関わる部分を守ってもらいたいという事が重要で、元々子育てをしない訳ですし、パートナーとして二人で納める税金は配偶者控除など必要なく、もし控除される部分があるのならば、それは同性パートナーに対して行うのではなく、その控除無しで徴収された税金は子育てをしている家庭に回して頂きたいと思います。</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」については、市人権施策推進指針において分野別施策の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、引き続き施策の推進に取り組んでまいります。</p>	エ
20	<p>LGBTの法案をもし押し付けるなら女性と子供が自称LGBTの人にトイレお風呂など性被害にあったら法案を推した人が全保証を必ずする事最低限約束して下さい。なぜ少数派の為に大多数の女性が被害に遭うかもしれない法案を押し付けるのかちゃんと市民に説明して下さい。</p>	1	<p>「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」については、市人権施策推進指針において分野別施策の一つとして掲げており、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)においても、地方公共団体による施策の実施について規定されていることから、不当な差別の対象属性の一つとして記載しています。</p> <p>なお、自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることではなく、本条例は市民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。市としては、ジェンダーアイデンティティに関する正しい理解が進むよう、周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
21	<p>相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子について、以下の点が問題と考えます。</p> <p>LGBT差別に関する問題</p> <p>LGBT問題をめぐっては、例えば女性トイレ・更衣室に身体男性・自称女性が入ることが問題視され、女性の間で不安が広がっている。海外ではトイレで暴行事件も起こっている。性の多様性を過度に推進することによって、もしこうした事件が相模原市で起こった場合、市は責任を取れるのか？</p> <p>また、学校で過度に性教育を推し進める動きも昨今大きく問題視されている。例えば●●や●●などを児童に教える動きも出ており、こうした状況に対して父母から大きな不安が寄せられている。一方で、そのような不安の声を上げること自体が差別とされる場合、もはや子供の健全な成長を守ることは不可能となり、教育に対する不安の声が発発的に高まることは確実である。全国的にも、過度の言論統制を行う自治体として問題視されることは間違いないと思われる。</p> <p>そのほか、性的少数者には小児性愛を含むが、児童に対する性的犯罪が発生した場合、市は責任を取れるのか？</p> <p>以上の点から、同条例については慎重な議論、そして一部の人間・団体に利することのない条例とすることが不可欠と考える。</p>	1		
22	<p>何が不当に当たるのかの基準が明記されておらず、市長によって恣意的に利用される危険性がある。</p> <p>不当な差別と認定するかどうかは、司法に委ねられるべきである。市長が司法の真似事をすべきではない。</p>	1	<p>不当な差別的取扱い又は不当な差別的言動の該当性の判断は市が行いますが、市長の附属機関である相模原市人権委員会の意見を聴いた上で市が判断してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
23	<p>行政が司法権を侵害 骨子より『Ⅲ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取り組みの推進』25 人権委員会による調査及び『Ⅵ人権委員会について』等</p> <p>人権委員会のメンバーは市長に任命された専門家とあるが全く透明性、公平性に欠ける選出である。</p> <p>罰則を行政府の長である市長と人権委員会による司法の濫用と差別助長</p> <p>そもそもが行政である自治体が司法介入をして『罰則』『当該者認定』する事はありません。</p> <p>こう言った差別犯罪案件は司法の場でしっかりと立件、裁判により公平に裁かれなければならない。</p> <p>三権分立をしっかりと遵守せよ。</p> <p>何故、行政の長である市長とそれにまつわる人権委員会が密室で司法判断をしなければならないのか？</p> <p>この権力の一極集中的な文言、司法的介入も全て削除、公の司法機関に罰則等は判断を委ねるべきである。</p>	1	<p>人権委員会は附属機関として設置し、市長からの諮問に基づき、不当な差別的取扱いの解決に向けた取組や不当な差別的言動の解消に向けた取組に関して調査・審議をする機関となります。</p> <p>また、附属機関であることから、所管するものを自ら管理、執行する権限を有しているものではありません。</p> <p>人権委員会からの答申内容を尊重して、市が責任をもって助言やあっせんなどの救済措置を行うものとなります。</p>	ウ
24	<p>差別にかかわらず、犯罪として取り締まるべきものは既存の刑法等を適用して、粛々と行為者を検挙し、司法の場で然るべき裁きを与えるべきものです。</p> <p>行政機関である市長に責務を与えてはいけません。</p>	1	<p>不当な差別的取扱い又は不当な差別的言動の該当性の判断は市が行いますが、市長の附属機関である相模原市人権委員会の意見を聴いた上で市が判断してまいります。</p>	ウ
25	<p>特定の集団主導で彼らの利益の為のものでしょその条例は！</p> <p>憲法で保障されているのに、そこにまた何かを重ねようとするのは憲法に対する冒瀆。</p> <p>川崎市と同じで朝鮮人の利益の為なのは誰の目から見ても明白。自治体の役割はそんなものではない。朝鮮人の為でなく市民の為に働け貴様ら！</p>	1	<p>条例の目的は、一人一人がかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p> <p>なお、不当な差別的言動の規制については、日本国憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、本市の実態を踏まえ、対象を限定したものであり、対象となる属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
26	日本人には好きなだけヘイトスピーチし放題とか、アタマおかしいんじゃないのか？ オマエら本当に日本人か？在日、総連からいくらカネもらってたんだ？ それとも関係職員全員ハニトラされたか？ 売国奴ども。貴様ら全員鬼籍に入れ。	1		
27	12ページに 34 事務局 事務局には、人権について専門性を有する職員を置くを新たに挿入することが良いと考える。（以降、番号繰下げ）	1	組織体制等については、本条例に基づく施策が効果的に実施できるよう適切に対応してまいります。	ウ
28	人の差別することなく条例を制定するべきだと思います。事務局には人権について専門性をもつ職員を入れることを希望します。	1		
29	また、人権委員の中立性、差別的言動の認定をする者の中立性は誰が保証するのか？ 視聴が活動家寄りの思想を持っていないかなどの証明も誰が行うのか？ 人権問題を金に変えてきた人間がいる以上、このような条例は不要。	1	相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	ウ
30	① 意見概要 骨子案のあちこちに「本邦外出身者」の文言が散見されるが、本邦外出身者のみが尊重される内容は憲法違反となる。差別は誰が誰に対して行ってはいけないもの。「本邦外」という文言は削除し、「すべての市民」が差別から守られるとすべきである。（日本国憲法14条：すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により……（中略）差別されない） 「本邦外」入れることにより、市民が分断され差別を冗長することにもなりかねない。訴訟が起きた場合のことも市は考慮しているのか。この「本邦外」という概念は分断と差別を生み出すことになるのではないか。 また、本邦/本邦外によって法の適用を変えるこ	1	本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。 また、相模原市人権委員会は、不当な差別事案の解消のために、法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であり、市が恣意的な運用をしないようにするためにも、人権委員会の委員における中立性及び専門性を確保する必要があると考えております。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>とは「国連人種差別撤廃条約」に対する違反となる。</p> <p>さらに推進指針（ガイドライン）の策定が市民が選定していない人権委員によって決められるようだが、人権委員会にそのような権限があるのか。</p> <p>人権委員会の中立性に関しては疑問が多い。審議委員の副会長は神奈川新聞の記者と繋がっており、たびたび推進派寄りの偏向報道が行われたがこれをどう捉えているのか。</p> <p>街宣右翼と左派団体、神奈川新聞記者が申し合わせたかの如く同じ日時で現れていることもおかしいと思わざるを得ない。</p> <p>市はこの条例を陳情した団体がどのような団体かきちんと調査したのか。憲法や条約で保障された人権をわざわざ条例で作り、市の税収も落ちている中で本当に市民のための条例制定となっているのか。</p> <p>そもそもやまゆり事件は奇異な犯罪者によるものであり、一般的な市民はあのような残虐な事件とは無縁である。まるで市民が犯罪を起こすかのように捉えた条例ではないかと感じている。</p>			
31	<p>・LGBT活動家などの介入による包括的性教育及び過度な理解増進を禁止する事。</p>	1	<p>本市での小中学校における性教育の取組状況については、学習指導要領において、体育科、保健体育科を中心に位置づけられており、発達段階に応じた授業を実施しております。また、児童生徒の発達段階に応じて、集団指導と個別指導の関連を図って進めることが重要であると考えております。性に関する諸問題につきましては、児童生徒の人生に大きな影響を与えることもあるため、日頃から教員からの声かけや気軽に相談できる環境づくりを行うことや、関係機関と連携し、対応することが重要であると考えており、今後も、適切に対応してまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
32	<p>またジェンダーアイデンティティにも重きを置くことで何かと話題になるLGBT活動家が動きを強め、教育現場に入り込み、幼い子や性の揺らぎを強く感じる年頃の子らに不必要な不安を抱かせる事例が多く散見されている。（最近女性誌でも活動家による子供への不安な影響が報じられた）</p> <p>幼い子を持つ者として、LGBT活動家や包括的教育を促す人たちの動きを強めるような恐れのある条例には断固反対します。</p> <p>他県ではありますが、一つで決まればなし崩しになるのが目に見えているため意見を送らせていただきました。</p> <p>どうか子供やそこに生きる多くの人を守るためのご判断をお願いします。</p>	1	<p>本条例では、8人権教育及び人権啓発において、市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育及び人権啓発を行うこと、並びに市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うことを規定していますので、この規定にのっとり人権教育を推進していくことを考えています。言動については、骨子のIV不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進の規定に即して判断することとなると考えています。</p>	ウ
33	<p>学校教育の面でも問題が予想される。</p> <p>性教育において「包括的性教育」を推進しているところもあるようだが、この性教育は「小学生に●●や●●を教えるような過激なもの」である。これを批判し反対するのも差別とするつもりなのだろうか。</p> <p>また、これらようなトラブルが起きた場合、市はどう責任を取るのだろうか。</p> <p>基準があいまいな時点で、法として固めるべきではないと考える。</p>	1		
34	<p>2) 相模原市の財政状況</p> <p>神奈川県33市町村の中で相模原市は財政力指数ランキングで20位。正直裕福とは言えないと思うが、新しい組織を新設するのか？もっと他の課題（子育て支援等）に資金を宛てた方が相模原市民にとって良い結果をもたらすと考える。</p> <p>以上により現行骨子案では相模原市が人権尊重のまちとなるようには思えず、更なる審議が必要ではないかと考えます。</p>	1	<p>あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p> <p>また、効果的な人権施策の推進に努めます。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
35	<p>人権尊重にあらゆる差別を認めてはならないとあるが、日本で生まれ育った日本人に人権はないのでしょうか？</p> <p>人権は当たり前存在しており何人も侵してはならないのに、日本生まれの日本人の権利は拡大しているわけでもなく、常に侵害され阻害され縮小されている。</p> <p>マジョリティの権利を奪いマイノリティに権利を分け与えているように思います。</p> <p>分け与えるほどの権利は持ち合わせていないのに。時代においては当たり前と言われます。本当にそれは差別なのか？と聞きたいです。</p> <p>多様性を尊重して日本に生きる日本人の権利は奪われていくなら、やまゆり事件の犯罪者のような思想を持つ人は逆に増えていくと思います。</p> <p>欧州では時代の揺り戻しが起こっています。多様性尊重した国の末路を見ると悲惨です。日本は周回遅れで多様性へと舵を切ることは時代遅れだという認識です。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
36	<p>・このままの案を通すとすると、本村さんを選んだ市民を裏切ることとなります。次回の市長選挙に禍根を残すこととなります。住んでよかった相模原は、全ての人権が尊重される姿勢が明確になるからこそです。</p> <p>・人権抑圧の最たるものが戦争ですが、平和を希求する相模原だからこそ、一つ一つの課題に対して、市政を明確にすべきです。</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ
37	<p>・先駆的相模原市を市民は望んでいます</p>	1	<p>一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
38	<p>☆本件パブリックコメント全体についての補足：人権尊重のまちづくり条例も例外ではなく、あらゆる新しい法令は、これまで享受してきた自由をわずかであっても減らしてしまう。それは法の本質だからだ。その自由を減じてでも法律をつくるためには、その法律ができる利益が、自由を失う不利益よりも大きな公益性を有していなくてはならない。</p> <p>新興都市である相模原が今後も?栄していくためには、時代の変化に取り残されない、新しい移住者を絶えず受け入れていく胸襟の広さが問われる。米国の社会学者、●●教授は「クリエイティブ資本論」の中で、性的マイノリティーや人種的マイノリティーに対する包摂、寛容さは、その都市の創造性とパラレルである、と述べている。人権尊重のまちづくり条例は、津久井やまゆり園事件という、相模原市にとっての歴史的負債の穴埋めにとどまってはならない。むしろ、相模原が21世紀後半にクリエイティブ都市として生き残り、発展していくためのマイルストーン、突破口でなくてはならない。この条例づくりで問われているのは、右か左か、ではなく、後ろか前か、過去か未来か、という選択である。</p>	1		
39	<p>中国、韓国、朝鮮人などを認め合うことこそが隣国と平和でいられることになるでしょう。また、人間は男、女がだんだん進化し、変わっていくもので性的指向、性自認など多様に応じた差別のない社会にしてください。</p> <p>市長始め、副市長が先頭に立ち、相模原市の一人ひとりの人権を守る条例を制定してください。よろしくお願いいたします。</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
40	どうか政治に関わる方々の人間としての根本的な良心に問い、積極的に、●●議員のように、人権について学習して、市民の為、全国のマイノリティの希望の為に、立ち上がって下さい。魂をかけて、恥ない政治を実践して下さい。宜しくお願いします。答申案に沿った条例の制定をお願いします。	1	人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。	ウ
41	はじめに 昨春秋、市が人権条例を作るという話を聞き、審議会の答申を読ませていただき、これは良いものができるかと喜んでおりました。タウンニュースの市長の年頭インタビューを読み”ヘイトはそこまで実態がない。と表現の自由を盾に、にげ腰になっている事に驚き「どうしたのですか？」と言いたいです。相模大野駅前ですピーカーからの爆音で聞くに堪えないヘイトスピーチが行われている実態を知ってほしいです。私は市外で定年退職まで働き、今は市内でいくつかの団体で子育て支援のボランティア等しております。相模原市が暮らしやすい街になるよう願っています。	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。	ウ
42	娘が重度障害者であり、常に社会のマイノリティ側である時に行政、政治の力がどれ程大切か市長さんは川崎の市長さんのように分かっていると思っておりました。まだ、いくらでも良心にもとづいて答申どおりに修正できる権限をお持ちだと思います。何にも忖度しないで、どうか相模原市民、世界のあなたを期待する目に今こそ正しくおこたえ下さい。	1	答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。 条例の制定により、人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、本市にふさわしい人権施策を推進してまいります。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
43	<p>市制70周年ということですが、このような状況で祝う気持ちに到底なれません。市民72万人が安全安心、希望の持てるまちづくりというのならば、人権が尊重され、社会保障、福祉が行き届いたまちであることが最優先です。</p> <p>このままでは、相模原はヘイトクライムが横行する恥ずべき市になってしまいます。</p> <p>市民の声を最大限に尊重してください。</p> <p>言い訳、言いのがれはこれ以上聞きたくありません。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
44	<p>市制70周年ということですが、このような状況で祝う気持ちに到底なれません。市民72万人が安全安心、希望の持てるまちづくりというのならば、人権が尊重され、社会保障、福祉が行き届いたまちであることが最優先です。</p> <p>このままでは、相模原はヘイトクライムが横行する恥ずべき市になってしまいます。</p> <p>市民の声を最大限に尊重してください。</p> <p>言い訳、言いのがれはこれ以上聞きたくありません。</p>	1		
45	<p>私は県外在住ですが、社会に多くみられるヘイトクライムに毎日頭と心を痛めています。どうか相模原市には国の中で積極的にヘイトクライムに対して厳しく対応して頂き、それによって他の県も続いていく未来になってほしいと思います。よろしくお願いします。</p>	1	<p>一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ
46	<p>秦野に暮らしているものです。</p> <p>貴市の人権施策審議会の先進的な答申を見たとき、それを尊重した条例ができれば素晴らしいなと思っていました。しかし、条例案をみてがっかりしました。答申の重要な柱となる部分が骨抜きにされていたり無視されているからです。委員はなんのために苦勞して議論を重ねてきたのでしょうか。審議会上に諮問したのですから、その答申を尊重するのが市長の姿勢だと思います。</p>	1	<p>答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
47	相模原市が、差別のない人権尊重のまちづくりに真剣に取り組む姿勢を示していただきたいと願っています。よろしくお願いいたします。	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。	ウ
48	相模原市からの力強いメッセージを希望します。よろしくお願いいたします。	1		
49	<p>総括：市の運用によっては実効性を持たないものになるとの報道に危惧を覚え、他市に住んでおりますがパブコメさせていただきました。世界を見てください、日本のこの現状を変えるためには半歩ずつでも前に進めていかなければ次世代の子供たちに住みよい社会、優しい社会へのバトンが渡せません。やまゆり園というあの凄惨な事件がおきた相模原市で障がい者のヘイトクライムが位置づけられなかったら、どの自治体でもこうした条例は今後できません。ここは未来の日本の社会の分岐点、「相模原市」の踏ん張りどころです。ファーストペンギンになって胸をはって世界基準の整備をお願いします。応援している心ある市民、国民は大勢おります。期待しています！！</p>	1		

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
50	<p>表現の自由、言論の自由で、素案が作られたようですが、自由の意味を問わなければなりません。</p> <p>秩序をもたらす〈自由〉か秩序をもたらさない〈自由〉か、です。</p> <p>例えば、通りすがりの人に、チビ、ハゲ、でぶ、といえ、当然それは〈自由〉とは言えない。</p> <p>秩序をもたらさないからです。</p> <p>あるいは刑務所あがりの人に、あれこれスピーチするのも、〈自由〉ではない。</p> <p>秩序をもたらさないからです。</p> <p>不倫して墮胎したひとを調べてスピーチするのも、当たり前すぎて言うのも馬鹿らしいが、〈自由〉ではない。</p> <p>またたとえば、表現の自由だ、と裸で街中を歩くとする。</p> <p>これも〈自由〉ではありません。これも当たり前すぎる。</p> <p>【本邦外出身者】に対する素案だそうですが、この〈素案〉自体が〈自由〉にあたるか、極めて疑問です。</p> <p>少なくとも、【ヘイト素案】と言わなければならない。</p> <p>本邦外出身者でなくても、いくらでも、おかしな手合いはいるからです。</p> <p>もしこの素案をもとに、条例を作るならば、上に挙げた行為、言動なども認めなければならない。</p> <p>また従って、上に挙げた行為、言論が認められないならば、この素案は廃棄すべきです。</p> <p>矛盾がありすぎる。</p> <p>人間間違える生き物です。</p> <p>自分の、市の、街の、県の、国の、利益になると思ったことが、反対になって返ってくる、こんなことは日常茶飯事でしょう。</p> <p>ああすればよかった、こうすべきだった、こんなことなしに生きてきた人間はいない。</p>	1	<p>この条例は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくことを目的としており、この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないと考えております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
51	<p>事件直後からの相模原市の取り組み「共にささえあい生きる社会」創りに基づく行政の、その整合性・一貫性と進取性を発揮して下さい。</p> <p>国内外を震撼させたあの「津久井やまゆり園殺傷事件」の翌年から、毎年その日に開催される集い「津久井やまゆり園犠牲者を偲ぶ会」（主催・市民団体「●●」）には、相模原市では、市長代理として若林和彦氏が出席され、来賓挨拶を述べられています。そのお言葉には、社会にはびこる「優生思想」により、属性として障害を有する人々、所謂「障がい者」に対する、「偏見・差別・排除」等の人権侵害が、改善の方向に中々向かわない残念な状況にある事から、このような集いを開催する意味がある、との趣旨の挨拶をされています。</p> <p>今後も、様々な機会・集い等でこのような話し合いがなされることを、併せて提言されていました。</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
52	<p>除外される者への差別を生み逆差別となるようでは本末転倒です。公平な権利を補完する事が必須です</p>	1	<p>本条例の目的は、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現することであり、特定の属性の人権のみを尊重することを意図するものではありません。</p>	ウ
53	<p>相模原市がヘイトスピーチを認めている状況だと子ども達に説明しなくてはならない親の気持ちを考えて下さい。今のままの相模原市に子どもが将来ずっと住んでいたいと思うのでしょうか？安心して住み続けられるのでしょうか？</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、条例を制定してまいります。</p>	ウ
54	<p>条例制定においては、慎重に精査する必要があると思えます。神奈川県議会では、陳情第23号障がい福祉における「真の地域福祉の実現」と「県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化等の慎重な検討」を求める陳情についても議論があり、津久井やまゆりの件としても市内外から動向を把握すべきものだと思慮いたします。</p>	1	<p>津久井やまゆり園事件については、大変痛ましく、許しがたい事件であり、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めるため、条例を制定するものです。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
55	<p>予てより、「人権尊重のまちづくり条例（以下条例）」では、「障害者差別解消推進」には不十分であり別途「障害者差別解消推進条例（仮称）」を制定していただきたい旨を申し上げてきました。</p> <p>これに対して市は『人権条例によって、イメージとしては市の人権・差別解消施策に大きな傘がかかったので、施行された後、障害者差別に関する事案が多くあるなどの場合で、人権条例だけでは不足するため、別の施策が必要になった時には、その一つの手法として条例制定を検討することは無いわけではない（高齢・障害者福祉課）』の見解でありました。</p> <p>しかし、今回、「人権尊重のまちづくり条例」の内容が詳らかになって「障害者差別解消推進条例」とは似て非なるものと判断し、次の理由により、別途「障害者差別解消推進条例（仮称）」の早急な制定を強く要望します。</p> <p>【理由1】</p> <p>障害者差別解消に関しての固有のワードがあり、その定義づけが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障がい者 (2) 社会的障壁 (3) 障害の社会モデル (4) 不当な差別的取扱 (5) 合理的配慮 <p>【理由2】</p> <p>障害者差別解消の根幹をなす「不当な差別的取扱の禁止」に加えての「合理的配慮」についての説明がない。ある自治体の障害者差別解消推進条例には次の通り合理的配慮についての説明があると同時に具体的場面が列記されている。</p> <p>『第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当り、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁（別の定義の条項で説明がある）の必要としている旨の意思表示があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者双方による建設的な対話を通じて合理的配慮をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共機関を含む）を利用に供する場合 (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する 	1	<p>本条例は、障害をはじめ、人種、民族、性別などの様々な事由による不当な差別の解消を推進し、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指し策定するものです。</p> <p>障害者差別の解消に向けましては、引き続き、必要な施策に取り組んでまいります。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>場合</p> <p>(3) 重要な財産の契約を行う場合</p> <p>(4) 労働者の採用又は労働環境に係わる措置を行う場合</p> <p>(5) 就労に係わる相談対応又は支援を行う場合</p> <p>(6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合</p> <p>(7) 福祉サービスを提供する場合</p> <p>(8) 教育を行う場合</p> <p>(9) 保育を行う場合</p> <p>(10) 防災に関する事業を実施する場合又な災害が発生した場合</p> <p>(11) 文化、スポーツ又は芸術に関する活動を行う場合</p> <p>(12) 選挙を行う場合</p> <p>(13) 意思の疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務または事業が社会的障壁となってい場合</p> <p>2 市民等（別の定義の条項で説明がある）は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、社会的障壁の除去について、当該障がい者及び市民等の双方による建設的な対話と通じて合理的配慮をするよう努めねばならない。』</p> <p>【理由3】</p> <p>障害者差別解消推進の向かっての関係当事者の責務を明確にする必要がある。</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>(2) 事業者の責務</p> <p>(3) 市民の責務</p> <p>(4) 障がい者の役割</p> <p>【理由4】</p> <p>市民に市の差別解消推進に取り組む姿勢を示す意味でも独立したものとする必要がある。</p> <p>以上</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
56	<p>「差別」という言葉が入らないのも、外国人への差別のみを対象にするのもおかしい。</p> <p>いま現在、マイノリティへの差別はあるじゃないですか。</p> <p>●●という国会議員でさえ、堂々とヘイトを撒き散らす日本は恥ずかしいし、津久井やまゆり園大量殺傷事件が起きた時に、時の首相が、「断じて許されないヘイトクライム」と言わなかったことも問題ですよ。</p> <p>川崎に続く、日本で一番優れた条例にしてください。</p> <p>差別を野放しにしては、イスラエルのような蛮行が起こる。</p> <p>相模原市の英断に期待します。</p>	1	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。	ウ
57	<p>それに差別されるのは外国人に限った事ではありません。障害者や性的マイノリティもおります。</p>	1		
58	<p>・相模原市人権施策審議会が作成した答申に記されているように、相模原市には（１）国に対して、ヘイトクライムに関する法律を制定するよう働きかけを行うこと。（２）国に対して、差別を禁止するための法律を制定すること及び国内人権機関を設立することに関して働きかけを行うこと。以上を一市民として強く要望します。</p>	1	本市における実態を踏まえつつ、国の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。	ウ
59	<p>・「津久井やまゆり園事件」を立法事実と認めてください。</p>	1	この条例は、不当な差別的言動により、差別的意識が社会に広まることを防ぐことを目的としていることから、津久井やまゆり園事件そのものを立法事実とは考えておりません。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
60	II総則 4表現の自由等への配慮にある通り、あらゆる表現の自由は憲法21条で保障されているのであり、VII雑則 35委任に規定される規則の制定時や、VIII附則 39検討にある今後の見直しの際にも条例が決して憲法を超越することがないように厳に努めるべきである。	1	本条例の運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	ウ
61	市の行動のちぐはぐさは市民を不安にさせるマイナス要素だと考える。さらに市役所職員のモチベーションも低下するだろうし、そのなかで良心のある市職員は粛々と市長や市幹部の決定にしたがって行動しているのが本当に可哀想に思う。	1	人権施策の推進に取り組んでまいります。	ウ
62	「神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われた」ことで何故条例が必要なのか不明。既に日本国憲法の基本原理として。いわんや「本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題」を含めるなど、どさくさとしか思えない。もし可能であれば、友好都市での反日の活動をしている諸外国にその是正を求めたらいかがでしょうか。友好は一方通行では成立しないと思います。	1	外国人の人権尊重や多文化共生については、本市の人権施策の基本姿勢を示した市人権施策推進指針において分野別施策の一つとして掲げ、市として取り組んでいる事項であるため、人権問題の一例としてIの前文に記載しております。 また、津久井やまゆり園事件については、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、こうした事件が繰り返されることがないように、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、条例を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。	ウ
63	「津久井やまゆり園殺傷事件」の地元自治体にもかかわらず、かように悲惨な結果となった障がい者差別への反省と対応も不足しています。	1	津久井やまゆり園事件については、大変痛ましく、許しがたい事件であり、条例を制定する重要な契機の一つとなっており、あらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めるため、条例を制定するものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
64	<p>§ 今回の「人権条例」の策定過程について私自身が感じざるを得ないことについて付け加えさせていただきます。本来的にはパブコメに記せられるべきではないと自身みなしますし、またパブコメの一々に市長が目を通されることなどありえないとは思いますが、姿勢に感じる私見として一言付け加えさせていただきます。</p> <p>本村市政が発足して5年足らず、姿勢の転換は感じさせられ見守らせてもらっています。</p> <p>本村市長はフットワークの軽い方で、現場にも志下区で向かれ、関係者・当事者からの言葉にも耳を傾け「聴く力」を持たれているということのほうがおあります。</p> <p>行政の継続性ということを含めて、また多くの市民が関心、利害も拡散して居る中で容易に思うところを執行され得ないのは充分理解できることです。しかし主軸をどこに置かれたいか明示されて伝わらないと、市職員、また対議会に対してもなかなか履行され得ないのではないかと感じられてなりません。私ども何の力もない一市民にすぎませんが、私同様、期待し見守っている市民が私の周りにも多くいることを知っていただいて市政の運営に当たっていただきたいと願うところです。</p>	1	ご意見ありがとうございます。	ウ
65	<p>・その他</p> <p>条例策定後は、日本語に限らず多言語で公表することや、市民への説明会を丁寧にしていただくほか、不当な差別など人権問題に取り組んでいる団体と相談して、計画や目標や実績状況などを定期的に対話してほしいと思います。</p>	1	他の施策と同様に、市民の皆様のご意見を聴きながら施策を実施してまいる所存です。	ウ
66	<p>・市長に対してこの進言をした職員がいたとしたら、その方にこそ、即刻おやめいただけてください。市民感覚から大きくかけ離れています。</p>	1	ご意見ありがとうございます。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
67	<p>2023年12月26日（火）の神奈川新聞、21面を見ました。見出しは、相模原市人権条例案 調査手法に疑問の声 専門家「客観性なく恣意的」です。実態に即さない調査の例として、（質問に対する答の例示として）『LGBTsの人は出て行け』というのが記事にありました。ヘイトスピーチはいろいろあっても、こういうのは聞きません。それでアンケートに答える人は『ない』と答えます。このようなアンケートの結果をもとに、条例（案）は作られました。アンケートの調査票は専門家に相談せずに作成し、実施時期もおかしいと、社会学者でヘイトスピーチの問題に詳しい●●の●●教授はおっしゃっています。そして調査のやり直しが必要だと。本村市長、そして市、人権 男女共同参画課の皆様はこの記事についてどのようにお考えでしょうか。お聞かせ下さい。</p>	1	<p>調査につきましては、不当な差別的言動の規制措置の検討のために行い、回答しやすいよう、答申における不当な差別的言動の例示、手法や場所を質問票に示すことにより、事実をできる限り客観的に把握できたものと考えております。</p>	ウ
68	<p>このパブコメの設定にも意見があります。パブコメの募集にあたり、住所、指名、電話番号の記載を求めることは、不適切だと思います。相模原市民であれば、市から個人を特定されることになる状況で市に対して、反対意見を言うことには普通躊躇を感じるでしょう。特に、行政に対して何らかの借りがあっていると感じている人びと（市税の減免措置を受けているような人々など）には、意見を送ることに対して二の足を踏ませる事になると思います。意見表明をしにくい仕組みをつくっておいて、意見が少なかったと言おうとしていると疑われてもしかたのない状況です。このような方式でパブコメを募集することも、相模原市の人権感覚に対する不信を抱かせることになるでしょう。</p> <p>条例をつくることにしたのはすばらしいと思っておりましたが、答申が出てから相模原市がやっていることは全くおかしいです。</p>	1	<p>本市の他のパブリックコメントと同様の参考様式としているほか、書面の様式は問わない旨を記載しておりますので、誘導する意図はございません。</p>	エ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
69	この様な重要な件は、こっそりパブコメ募集(ア リバイ作りと誤解されます)するのではなく、ヒ バリ放送等で周知してほしいです。	1	本市の他のパブリックコメントと同様の参考様式 としているほか、書面の様式は問わない旨を記載し ておりますので、誘導する意図はございません。	エ
70	<p>さくら祭りテーマについて～象徴の市をめざし て</p> <p>小さくて小さい障害を持つ私からの意見から で、失礼かと思いますが、相模原市の桜祭り にて、サブテーマを設けたらどうかと思いま した。1974年に始まった桜祭り、故郷祭りを テーマにスタートしたとのこと、現在、72万 人の故郷祭りとして、盛大に執り行われていま すが、もちろん、72万人の故郷ではありますが、私達相模原市民の意識として、閉鎖的に、 この相模原市だけをかんがえていいのしょう か。大切な故郷を大切に思う思いとともに、日 本、世界の笑顔をめざして、様々な活動ができ たらすてきだなと思いました。というのは、さ くら祭りの桜は、国の花、つまり、相模原市 は、国の代表象徴のような市を目指している ということ になります。</p> <p>また、事実、本村市長は、『全ての人に！！ 』というスローガンを掲げていらっしゃいま す。そのすべての人とは、相模原市だけにとど まらず、日本、世界のすべての人というお考え なのかなと私は思いました。まさに、世界平和 を願い、一人一人を大切にしていきたいとい う、理想を掲げる最高の市だと思いました。個 人個人が、その思いを大切に生きたら、戦争な どなくなっていくのかなとも思いました。お互 いがお互いを尊重し、お互いのいいところを認 め合い、みんな個性が違うから、『みんな違っ ていい』という相模原市国際交流 ラウンジの 考え方、私は大好きです。自分たちのオウン</p>	1	<p>人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひと りが、かけがえのない個人として尊重され、互いの 人権を認め合う共生社会の実現を図っていくため、 条例を制定してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の人権啓 発の取組の参考とさせていただきます。</p>	イ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>ブランドを大切にしながら、お互いの個性を尊重すること。本当に大切だと思いました。そうしたら、1+1は無限大!!皆が輝くし、皆が輝く日本、世界になっていくと、小さい私も、日々、反省もしながら、感じました。サブテーマとして、さくら祭りに、市長のおっしゃるシビックテーマ『すべての人に』を今からでも、ホームページなどに足すことできたらすてきだなと思いました。</p>			
71	<p>パブリックコメント全体について パブリックコメントは、多数の意見を反映させるというよりも、意見の内容が妥当であるものについて反映させるべきである。パブリックコメントをめぐっては、多くの意見を寄せることによって案の修正を図るという活動や呼びかけがメディア等を通じてしばしば展開されるが、意見の量的な面ではなく、意見の質的な面を重視すべきである。必ずしも多数意見が妥当とは限らない。</p>	1	<p>パブリックコメントにつきましては、意見の数ではなく政策等の策定に当たって、幅広い市民等の意見を反映することなどを目的とする制度となっております。皆様からの貴重なご意見については、条例案の作成に当たって、参考にさせていただきます。</p>	エ
72	<p>またなぜこんな骨抜き条例案が作られてしまったのか検証が必要。</p>	1	<p>一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的とした本市にふさわしい条例を制定するものです。</p>	ウ
73	<p>もし、この条例案のまま議会で審議するならば、庁内検討会の議事録を公開のうえ、真摯に対応いただきたい。</p>	1	<p>条例案骨子に対しては、パブリックコメントや団体から様々なご意見をいただいております。条例案の作成に当たって、参考にさせていただきました。庁内会議の結果につきましては、後日、市ホームページで公開を予定しております。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
74	<p>「●●」は、いまだ日本では誤解や偏見の多いDSDs：体の性の様々な発達（性分化疾患）について、海外の各種DSDs患者家族会・サポートグループ、国際的な人権支援団体の皆様のご協力をいただき、DSDsの正確でサポートティブな情報を提供する活動を行っております。</p> <p>日本で唯一、当事者の立場からみたDSDsの情報を発信している支援団体として、現在では、DSDs「臨床」専門医療・ケア関係者、臨床心理職、海外で人権活動に関わっている人、生命倫理研究者などのご協力もいただきながら、患者家族会連絡会として活動させていただいております。近年では、本会のホームページを見て、各種DSDs患者家族会を創設される当事者家族の方も増えているところです。</p> <p>性分化疾患という用語、お聞きになられていると思います。性分化疾患（DSDs）とは、外性器や内性器、染色体の構成など、いわゆる「体の性の作り」が、一般的な発達とは生まれつき一部異なる女性・男性の体の状態を指します。世間では「両性具有」や「男でも女でもない」「男女中間」「男女両方の特徴を持つ」などという誤解・偏見がありますが、現実の当事者のみなさんの大多数は、自分が男性もしくは?性であると感じるかどうかさえほとんど全く疑いを持ったこともなく、むしろ他人が自分を完全な男性・完全な女性として見てくれるかどうか不安に思っていて、切実に自分をただの男性・女性と見てほしいと思っています。</p> <p>さて今回メールをさせていただきましたのは、皆様、人権・男女共同参画課作成の『相模原市人権施策推進指針』における、「性分化疾患」の記述について、今回の「相模原市人権尊重のまちづくり条例」制定においての訂正をお願いし、DSDsについての正確な資料をお送りさせていただきたいと思ったためです。</p> <p>LGBTQ等性的マイノリティの皆さんの正しい情報が共有され、さまざまな立場にある人々の人権が尊重され、当事者のみなさんの安全と安心、望みが叶えられていくことはとても喜ばしいことだと思っております。さまざまな嫌がらせ・不当な非難があることは私たちも承知しており、ぜひ強力に進めていただきたいと思っております。</p> <p>ですが実は大変残念ながら、LGBTQ等性的マイノリティの皆さんや支援者の皆さんでも、実</p>	1	<p>「相模原市人権施策推進指針」及び「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」につきましては、現在改定の時期が決まっておりませんが、今回いただいた内容につきましては、次回改定時のご意見とさせていただきます。</p>	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>社会と同じく、性分化疾患（DSDs）に対する誤解や偏見が大きく（50年前LGBTQ等性的マイノリティの皆さんへの偏見・誤解を一般社会の方が持っていたのと同じく、LGBTQの皆さん自身がDSDsに対して誤解や偏見を現在も持っている状況とお考えください）、誤った形でのDSDsの説明が（LGBTのみなさんに関する）学校の授業で伝えられてしまい、不登校になってしまった患児のご家族からご相談もいただいています。学校に伝えるべきところではあるかもしれませんが、そうなると自分のこと、あるいは自分の子どものこと（最も私的でデリケートな領域である生殖器に関わる秘密）を言わなくてはならないことになり、もちろんどこにも言えないままになるという状況です。</p> <p>性的マイノリティの皆さんの説明などでは、DSDsが「男女中間の人」、あるいは「性分化疾患の人もあるから性別は必ずしも男性と女性に二分できるものではない」という誤解が現在でも多くあります。ですが、実は大多数のDSDs患者の子ども・大人にとっては、「男でも女でもない」「男女中間」「男女に分けられない例」「男女両方の特徴を持つ」と言われることが一番心傷つくことになるのです。</p> <p>性分化疾患（DSDs）の各種患者家族会の皆さんとしては、「体で男女中間の人がいる」「男女両方の特徴」「性別の診断が簡単ではない人」といったことを示唆するような表現を差し控えていただきたいというのが切実な想いです。</p> <p>「性分化疾患の人もあるから性別は必ずしも男性と女性に二分できるものではない」「グラデーションである」という言説に対しては、海外の当事者人権活動団体も厳しく非難しており、私たちも声明を表明しております。お読みいただけましたら、きっとご理解をいただけると思います。</p> <p>「【緊急声明】「体の性のグラデーション（スペクトラム）モデル」は人権侵害です。」</p> <p>LGBTQなど性的マイノリティーの皆さんを含めた「相模原市人権尊重のまちづくり条例」の制定、非常に素晴らしいものだと思っております。ですので、この条例が、誰か別の人を傷つけることはあってはいけませんし、皆様もそのようにお考えと確信しております。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
	<p>ぜひ皆様には、DSDsを持つ人々と家族の皆さんを守っていただくお力をいただければと願っております。</p> <p>詳しい資料などをお送りさせていただきます 皆様が作り上げた記事が、LGBTの皆さんの希望となることも同時に祈ります。 どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>相模原市人権施策推進指針(平成31年1月改訂版)：P.26 第4章</p> <p>訂正依頼箇所 このほか、性自認や性的指向とは別の問題として、染色体や生殖腺、解剖学的な性の発達などが先天的に非定型的である「性分化疾患」の人たちもおり、性別は必ずしも男性と女性に二分できるものではありません。</p> <p>訂正案 このほか、性自認や性的指向とは別の問題として、染色体や生殖腺、解剖学的な性の発達などが先天的に非定型的である「性分化疾患」の人たちもおり、男性の体にも女性の体にもさまざまな状態があります。</p>			

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
75	骨子には見当たらなかったが LGBT活動家などの介入による包括的性教育及び過度な理解増進を禁止する事を望む。 幼少期から思春期に刷り込むような「包括的性教育」があってはいけない。性の揺らぎは成長の過程で誰しもが経験すること。性は人生において極めて重要なもの。子供たちに混乱をもたらしかねない。 LGBT活動家とLGBT当事者の意見に乖離が認められる。LGBT活動家は当事者の代表ではない。	1	本市での小中学校における性教育の取組状況については、学習指導要領において、体育科、保健体育科を中心に位置づけられており、発達段階に応じた授業を実施しております。また、児童生徒の発達段階に応じて、集団指導と個別指導の関連を図って進めることが重要であると考えております。性に関する諸問題につきましては、児童生徒の人生に大きな影響を与えることもあるため、日頃から教員からの声かけや気軽に相談できる環境づくりを行うことや、関係機関と連携し、対応することが重要であると考えており、今後も、適切に対応してまいります。	ウ
76	差別したい人たちは、条例を作らせまいと活動してたけど、条例ができるムーブメントに怖気づいて今は他所に行ってると聞きます。 でも骨抜き条例だったら、また相模原市に来ますよ。 他の自治体は相模原市に続きたいと熱視線送っているけど、ズッコケていますよ。 新聞等でも笑いものではありませんか！	1	答申内容を最大限尊重しつつ、本市の実態や法的な課題とも整合を図った上で、本市にふさわしい内容にしたものと認識しております。 条例の制定により、人権尊重の理念を広く社会に浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、本市にふさわしい人権施策を推進してまいります。	ウ
77	社会不安のLGBT法案や北海道のアイヌ新法は、共産主義者による共産主義活動の一環であることが解ってます！こういった悪法から国と国民を守って行くため、国民運動を起こして行かないといけないと考えます！	1	社会の状況の変化に応じて、性的少数者や先住民民族といった社会的少数者の立場や歴史的な背景を正しく理解することにより人権を尊重することは、偏見や差別のない社会に繋がることであると考えており、教育や啓発に取り組んでまいります。	エ
78	世間の関心が高い、実子誘拐を起訴しない我が国の司法は、子供にとって非人道的な社会であることは国連や各国からの外圧で、法務省も国会で答弁で認めている通り明白であり、子供の人権侵害と非難されている現実を真摯に受け止め、社会が家族を壊してはならないこと。「親都合ではなく子の利益のための人権を第一に考え両親が協力しなければならない」と明文化することが必要だと考える。	1	子どもの権利については、市子どもの権利条例を制定し、「子どもの権利を、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければならない」とし、「大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任がある」旨を定めており、この条例とその考え方は引き続き推進されるものです。	ウ

通番	意見等の内容	件数	市の考え方	区分
79	相模大野駅で何度かヘイトスピーチを目撃しましたが、大変心が痛みます。穏やかに生活できません。	1	条例を制定することにより、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。	ウ
80	能登地震が発災し、避難所の運営が始まっている。過去の事例から性被害が起こることが危惧されている。 女性スペースの安全確保のため性自認を性同一性障害に限定する事を望む。	1	この条例の目的として、人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施しなければならないと考えておりますので、現在の表現とします。	ウ
81	発案者の名前もHPに明記してください。	1	本条例に関しては、人権・男女共同参画課が所管しております。	エ